目　次

第１編　総則 1
第１章　総　則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の考え方 2
第３節　計画の性格 3
第４節　重点を置くべき事項 4
第５節　防災機関の業務の大綱 5
第６節　相生市の概要 13
第７節　相生市の自然 14
第８節　相生市の社会的な状況 31
第９節　地震履歴の概要 35
第１０節　活断層の概要 38
第１１節　地震災害の危険性と被害の特徴 40
第１２節　風水害等の危険性と被害の特徴 52
第１３節　大規模事故災害の想定 56
第１４節　海上事故災害の想定 59
第１５節　原子力等災害の想定 60

第２編　災害予防計画 61
１　災害予防計画の目的 61
２　災害予防計画の体系 61
第１章　市民との協働による防災力の向上 63
第１節　市民の防災力の向上 63
第２節　家庭における防災力の向上 66
第３節　自主防災組織の防災力の向上 68
第４節　事業所の防災力の向上 71
第５節　学校における防災力の向上 75
第６節　災害ボランティアとの協働体制の強化 78
第７節　消防団の防災力の向上 82
第２章　災害に強いまちづくり 84
第１節　防災拠点の整備 84
第２節　都市の防災構造の強化 88
第３節　水害予防対策の実施 92
第４節　土砂災害予防対策の実施 98
第５節　危険宅地等における災害予防対策 102
第６節　建築物等の耐震性の確保 104
第７節　土木構造物等の災害予防対策 107

第８節　ライフライン施設等の災害予防対策 109
第３章　的確な防災情報処理の実施 113
第１節　通信機器・施設の整備・運用 113
第４章　災害対応能力の向上 117
第１節　組織体制の整備 117
第２節　研修・訓練の実施 120
第３節　広域防災体制の確立 124
第５章　災害の予防と被害軽減対策 128
第１節　火災予防対策の推進 128
第２節　消防施設・設備、消防体制の強化 132
第３節　大規模火災時の避難計画 134
第４節　津波災害対策の推進 136
第５節　地震・津波等観測施設 140
第６節　海上災害の予防対策 142
第７節　防災資機材の整備 144
第８節　災害救急医療体制の整備 147
第９節　緊急輸送体制の整備 149
第１０節　避難対策の充実 151
第１１節　災害時帰宅困難者対策の推進 165
第１２節　備蓄体制等の整備 167
第１３節　被災建築物応急危険度判定制度の整備 173
第１４節　被災宅地危険度判定制度の整備 175
第１５節　廃棄物対策の整備 177
第１６節　集落の孤立化対策 179
第１７節　要配慮者支援対策の充実 182
第１８節　ヘリポート対策の実施 189
第１９節　危険物・高圧ガス等の予防対策の実施 191
第２０節　雑踏事故の予防 196

第３編　災害応急対策計画 199
第１章　基本方針 199
第１節　迅速な災害応急活動体制の確立 199
第２節　円滑な応急活動の実施 199
第２章　迅速な災害応急活動体制の確立 200
第１節　組織及び職員の動員等 200
第２節　動員計画 210
第３節　情報の収集・伝達 214
第４節　自衛隊への派遣要請 246
第５節　防災関係機関等との連携 250
第６節　災害救助法の適用 260

第３章　円滑な災害応急活動の展開 266
第１節　土砂災害対応計画..... 266
第２節　消防活動計画 270
第３節　水防計画 275
第４節　被災者救出計画..... 283
第５節　救急医療対策計画..... 288
第６節　医療・救護計画..... 294
第７節　交通・輸送計画..... 300
第８節　避難計画（一般災害）..... 312
第９節　避難計画（地震災害）..... 333
第１０節　入浴施設対策計画..... 340
第１１節　住宅対策計画..... 341
第１２節　食糧供給計画..... 347
第１３節　給水計画 353
第１４節　物資供給計画..... 356
第１５節　健康対策計画..... 360
第１６節　防疫計画 362
第１７節　遺体処理計画..... 368
第１８節　生活救援対策計画..... 373
第１９節　被災者生活支援対策計画..... 381
第２０節　要配慮者対策計画..... 382
第２１節　外国人対策計画..... 386
第２２節　災害広報計画..... 387
第２３節　障害物除去計画..... 391
第２４節　災害通信計画..... 392
第２５節　清掃計画 393
第２６節　環境対策の実施..... 397
第２７節　災害対策要員の動員計画..... 398
第２８節　災害救援活動要員の確保計画..... 399
第２９節　電力事業災害応急対策計画..... 405
第３０節　ガス事業災害応急対策計画..... 406
第３１節　電気通信事業災害応急対策計画..... 408
第３２節　上水道に関する災害応急対策計画..... 414
第３３節　下水道に関する災害応急対策計画..... 416
第３４節　道路災害対策..... 418
第３５節　鉄道災害対策..... 421
第３６節　航空災害対策..... 423
第３７節　教育対策計画..... 425
第３８節　農林水産業関係応急対策計画..... 430
第３９節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進..... 434

第４０節　大規模火災応急対策計画 437
第４１節　海上災害応急対策計画 439
第４２節　危険物施設等応急対策計画 445
第４３節　危険物事故及び原子力等災害応急対応計画 448
第４４節　高圧ガス事故応急対策計画 457
第４５節　火薬類事故応急対策計画 459
第４６節　毒物・劇物事故応急対策計画 461
第４７節　突発重大事案応急対策計画 462

第４編　災害復旧計画 465
第１節　公共施設等の災害復旧 465
第２節　激甚災害の指定 467
第３節　災害復旧事業に伴う財政援助の確保 471
第４節　民生安定化のための緊急措置 472
第５節　住宅の復旧対策 478

第５編　災害復興計画 485
第１節　復興体制の確立 485
第２節　復興の全体像 488

第６編　津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画） 493
第１章　総則 493
第１節　推進計画の趣旨 493
第２節　推進区域 494
第３節　防災機関の業務の大綱 495
第４節　南海トラフ地震（Ｍ９クラス）の被害の特性 503
第５節　減災シナリオの実現 505
第２章　災害対策本部の設置等 506
第１節　組織及び職員の動員等 506
第２節　組織の設置 506
第３章　地震発生時の応急対策等 507
第１節　地震発生時の応急対策 507
第２節　資機材、人員等の配備手配 511
第３節　他機関に対する応援要請 513
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 520
第１節　津波災害 520
第２節　津波からの防護のための施設の整備等 521
第３節　津波に関する情報の伝達等 523
第４節　避難対策等 542
第５節　消防機関等の活動 555
第６節　ライフライン事業者関係 557

第７節　交通対策 559
第８節　市が自ら管理又は運営する施設に関する対策..... 561
第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 563
第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項..... 563
第２節　建築物等の耐震化の推進..... 565
第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 566
第１節　地域防災力の向上..... 566
第２節　防災訓練計画 569
第３節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画..... 571
第７章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 573
第１節　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応..... 573

目次

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、市内の各種災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓としながら、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

また、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、相生市の地域に係る災害対策全般に関して次の事項を定める。

１　市の処理すべき事務及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

２　防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画

３　災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難救助、衛生その他の災害応急対策の計画

４　災害復旧に関する計画

５　その他必要な計画

第２節　計画の考え方

兵庫県の防災減災の基本条例である「ひょうご防災減災推進条例（平成 29 年条例第１号）」の趣旨に基づき、以下の４項目の考え方を踏まえ、条例に定められた事業について計画を策定する。

１　減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、被災したとしても人命が失われないことを最優先とする。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えることとする。

災害対策の実施に当たっては、国、県の資料を参考に、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図る。

２　自助・互助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域の市民がお互いに助け合う「互助」、地域のコミュニティ、災害関係ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉協議会、企業等が支援する「共助」を適切に組み合わせた取組みを推進することとする。

３　災害文化の確立

過去の大規模災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、災害文化の確立を図る。

４　多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施に当たっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取組みを推進することとする。あわせて、市民一人ひとりが自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、市民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局と庁内調整を行うとともに、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第 49 条の７に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第 49 条の４に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。あわせて障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に規定する「要配慮者」。以下同じ。）の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や性的マイノリティ、子育て家庭のニーズに配慮することとする。

第３節　計画の性格

１　この計画は、災害対策全般（風水害、地震、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事案）に関して、市、県その他の防災関係機関、更には関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すものである。

２　この計画の主な役割

（１）　市及びその他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成に当たっての指針となること。

（２）　市民や関係団体においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

３　この計画は、災害対策全般に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えること。

４　この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（各災害対策計画）の規定に準じて対応することとする。

第４節　重点を置くべき事項

過去の大規模災害における被害をはじめ、阪神･淡路大震災及び東日本大震災への支援の経験は、風水害等の災害対策にも活かさなければならないものが多くある。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

（１）　災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないということを踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢の下、災害発生時の積極的な情報の収集･伝達･共有体制を強化するとともに、国、関西広域連合、県、市町、関係機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築すること。

（２）　被災現場への迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるということを念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、必要とされる物資及び要員についての緊急支援が確実に被災地に届く仕組みを整備すること。

（３）　市民の円滑かつ安全な避難

市民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて市民との情報共有を図ること。また、雨量や河川水位等に関する情報を基に、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難指示等の発令に資する取組みに努め、特に、要配慮者の避難に当たっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

（４）　被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。避難所での感染症リスクを下げるため、避難所の人数制限やマスク・手指消毒等で感染予防をすること。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。

（５）　事業者や市民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に災害時応援協定を締結するなど、平時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、市民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

（６）　円滑かつ迅速な復興

市民の参画なくして地域の復興はなし得ないということを踏まえ、市民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画の下、復興計画等を策定する仕組みを整備すること。

第５節　防災機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理することとする。

１　指定地方行政機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
近畿農政局 （兵庫県拠点）	★			１　農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 ２　農作物等の防災管理指導 ３　地すべり区域(直轄)の整備
		★		１　土地改良機械の緊急貸付け ２　農業関係被害情報の収集報告 ３　農作物等の病害虫防除の指導 ４　食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん ５　災害救助用米穀の供給（売却）
			★	１　各種現地調査団の派遣 ２　農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ３　被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 ４　水産物の安定流通に関する情報収集・提供
神戸運輸監理部 （姫路海事事務所） （兵庫陸運部）		★		１　所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２　緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 ３　特に必要と認められる場合の輸送命令 ４　貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 ５　道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
			★	１　被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ２　交通機関利用者への情報提供 ３　被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力・支援 ４　被災関係事業者に対する支援
第五管区 海上保安本部 （姫路海上保安部）	★			１　海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 ２　災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 ３　危険物積載船舶等に対する安全対策指導

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
第五管区 海上保安本部 （姫路海上保安部）		★		1　海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2　海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3　事故情報の提供 4　海上における人命救助 5　海上における消火活動 6　避難者、救援物資等の緊急輸送 7　海上における流出油等事故に関する防除措置 8　船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9　危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 10　海上治安の維持 11　海上における特異事象の調査
			★	1　海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2　海上交通安全の確保 3　必要に応じて船舶交通の整理、指導 4　工事関係者に対する事故防止に必要な指導 5　海洋環境の汚染防止 6　海上交通安全の確保
兵庫労働局 （相生労働基準監督署）	★			工場、事業場における労働災害防止の監督、指導
国土交通省 近畿地方整備局 （姫路河川国道事務所）	★			1　被災公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2　応急機材の整備及び備蓄 3　指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4　港湾施設(直轄)の整備と防災管理
		★		1　被災公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2　災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3　直轄公共土木施設の二次災害の防止 4　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5　緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE） 6　油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 7　直轄被災港湾施設の緊急対策の実施
			★	1　被災公共土木施設（直轄）の復旧 2　被災港湾施設(直轄）の復旧

２　自衛隊

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
陸上自衛隊 第３師団 （中部方面特科連隊）		★		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

３　兵庫県

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西播磨県民局 総務企画室		★		１　災害応急対策の総合連絡調整及び実施 ２　兵庫県に対する支援要望の取りまとめ
光都土木事務所	★			１　公共土木施設(所管)の整備と防災管理 ２　水防体制の整備強化
		★		１　公共土木施設(所管)の応急対策 ２　水防警報の発表、伝達
			★	被災公共土木施設（所管）の復旧
光都農林振興事務所	★			１　防災営農林体制の推進 ２　保安林、地すべり防止施設等の整備その他治山事業の推進
		★		１　災害対策用木材の調達あっせん ２　災害時における病害虫の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等応急対策
			★	１　農林関係施設の復旧 ２　被災農林業者に対する災害融資
光都土地改良センター	★			農地、農業用施設等の防災事業の推進
			★	農地、農業用施設の復旧
龍野健康福祉事務所		★		防疫等応急保健衛生対策
赤穂健康福祉事務所			★	保健衛生関係施設の復旧
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	★			１　教育委員会に属する施設の整備と防災管理 ２　交通安全教育、防災教育の実施
		★		１　教育施設（所管）の応急対策の実施 ２　被災児童・生徒の応急教育対策の実施
			★	１　被災教育施設（所管）の災害復旧 ２　学校教育充実のための対策の実施 ３　体験を通じての生きる力を育む教育の推進 ４　児童・生徒のこころのケアの実施

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
知事部局・企業庁	★			1　県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2　市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3　県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4　防災に関する組織体制の整備 5　防災施設・設備等の整備 6　医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7　防災に関する学習の実施 8　防災訓練の実施 9　防災に関する調査研究の実施 10　県所管施設の整備と防災管理 11　交通安全対策の実施
		★		1　県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2　市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3　災害応急対策に係る組織の設置運営 4　災害情報の収集・伝達 5　災害情報の提供と相談活動の実施 6　水防活動の指導 7　被災者の救援・救護活動等の実施 8　廃棄物・環境対策の実施 9　交通・輸送対策の実施 10　県所管施設の応急対策の実施
			★	1　県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2　市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3　県所管施設の復旧 4　県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 5　市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 6　災害復興対策に係る組織の設置運営 7　災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

４　警察

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生警察署	★			1　捜索、救助、救急活動を実施するに当たって必要な資機材の整備 2　緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備 3　防災資機材の整備 4　防災訓練等の実施
		★		1　情報の収集 2　救出救助、避難誘導等 3　交通規制の実施、緊急交通路の確保等
			★	1　治安維持対策の推進 2　仮設住宅等における民心の安定

５　相生市

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生市	★			1　地域防災基盤の整備 2　防災に関する組織体制の整備 3　防災施設、設備の整備 4　医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5　防災に関する学習の実施 6　防災訓練の実施 7　市所管施設の整備と防災管理
		★		1　市域に係る災害応急対策の総合的推進 2　情報収集・伝達 3　災害応急対応に係る組織の設置・運営 4　被災者の救援・救護活動等の実施 5　交通・輸送対策の実施 6　市所管施設の災害応急対策の実施 7　廃棄物・環境対策の実施
			★	1　市域に係る災害復旧の事務又は業務実施 2　市所管施設の復旧 3　市域に係る災害復興の事務又は業務実施 4　市所管施設の復興

６　消防・水道

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西はりま消防組合 相生消防署	★			１　消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発 ２　消防施設、設備の整備及び点検 ３　消防資機材の備蓄、整備及び点検 ４　その他災害予防の推進
		★		１　避難の誘導 ２　情報の収集及び伝達 ３　被災者に対する救助及び救護措置 ４　火災及びその他災害の防御又は拡大の防止措置
			★	消防施設及び設備の復旧
西播磨水道企業団	★			上水道施設の整備と防災管理
		★		１　災害時における飲料水の供給 ２　上水道施設の災害応急対策
			★	上水道施設の復旧

７　指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
日本郵便（株） （相生郵便局） （相生港郵便局）		★		１　災害時における郵政事業運営の確保 ２　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
			★	被災郵政事業施設の復旧
日本赤十字社 （兵庫県支部）		★		１　災害時における医療救護 ２　救援物資の配分
西日本高速道路(株) （関西支社）	★			有料道路(所管)の整備と防災管理
		★		有料道路(所管)の応急対策の実施
			★	被災有料道路（所管）の復旧
西日本旅客鉄道(株) （相生駅） （西相生駅）	★			鉄道施設の整備と防災管理
		★		１　災害時における緊急鉄道輸送 ２　鉄道施設の応急対策の実施
			★	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) （兵庫支店）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		１　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２　災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
（株）ＮＴＴドコモ （関西支社）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		１　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２　災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （兵庫支店）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		１　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２　災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
ＫＤＤＩ（株） （関西総支社）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンクモバイル（株）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力送配電（株） （姫路本部）	★			電力供給施設の整備と防災管理
		★		電力供給施設の応急対策の実施
			★	被災電力供給施設の復旧
大阪ガス（株） 大阪ガスネットワーク（株） （導管事業部 兵庫導管部）	★			ガス供給施設の整備と防災管理
		★		ガス供給施設の応急対策の実施
			★	被災ガス供給施設の復旧
楽天モバイル（株）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧

８　指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
(株)ウイング神姫	★			１　道路状況の把握 ２　災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
西播通運(株)	★			１　道路状況の把握 ２　災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
一般社団法人 兵庫県 ＬＰガス協会	★			ＬＰガス供給設備の防災管理
		★		１　ＬＰガス供給設備の応急対策の実施 ２　災害時におけるＬＰガスの供給
			★	被災ＬＰガス供給設備の復旧
相生市 社会福祉協議会	★			１　ボランティアの登録、研修の実施 ２　ボランティアコーディネーターの養成
		★		１　ボランティア活動に関する連絡調整 ２　ボランティアの受入体制の確保 ３　その他市が実施する応急対策への協力
一般社団法人 相生市医師会		★		災害時における医療救護
			★	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

第６節　相生市の概要

（１）相生市の位置

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、瀬戸内海に面し、穏やかな気候・風土に恵まれ、東西 7.98km、南北 19.56km で総面積 90.40km^2 と海岸部から平地、山間部へと伸びる南北に長い市域である。

本市は、播磨船渠（現・㈱ＩＨＩ）の設立以来、戦後の経済成長とともに発展し、相生湾沿岸に市街地が形成されている。北部の丘陵は農業地帯になっているほか、瀬戸内海沿岸部には漁村集落が形成されている。

また、近年の経済情勢・構造変化に対応すべく、播磨科学公園都市の南の玄関口として、都市基盤整備をはじめとする産業・経済の基盤づくりを進めつつ、豊かな自然環境を活かしながら、多様な地域特性を大切にした魅力ある都市づくりを目指している。

位置図

（令和 5 年 10 月）

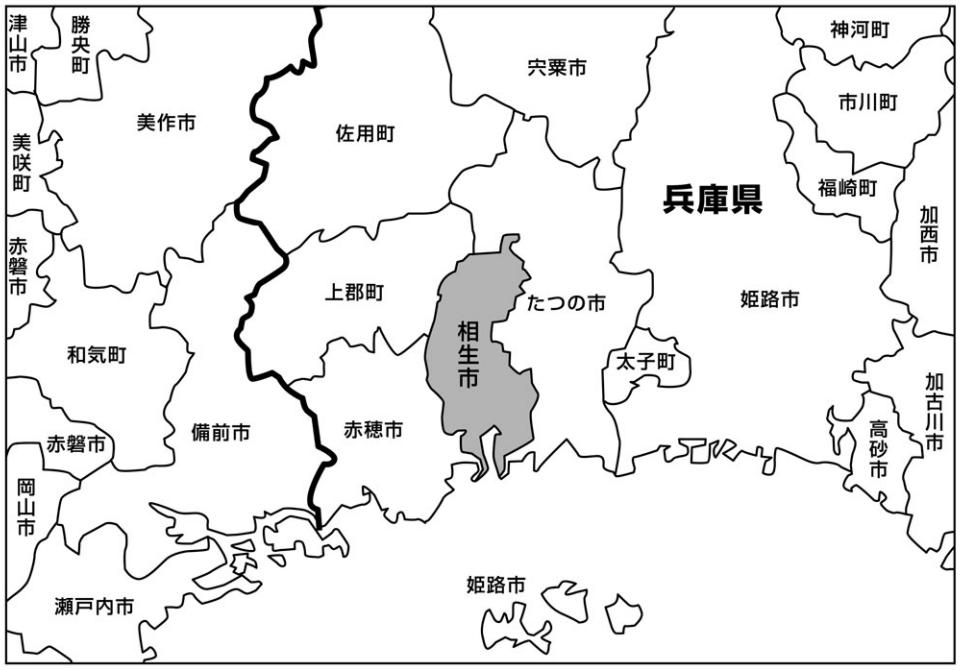

第７節　相生市の自然

（１）相生市の気象

瀬戸内気候区に属し、年間を通じて温暖・少雨という特徴がある。降雨は少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いため暑さや寒さも比較的しのぎ易い。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜間から早朝の冷え込みが強い。

梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

（２）平均的な気象

ア　気温

気象観測装置のデータによると、平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の平均気温は 15.7℃で、近年は 10 年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10 年間の最高気温の平均は 36.8℃で、最も高かったのは令和 3 年に記録した 38.6℃である。また、10 年間の最低気温の平均はマイナス 4.9℃で、最も低かったのは令和 3 年のマイナス 7.3℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。（平成 27 年は上郡アメダスのデータ、平成 28 年から令和 3 年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和 4 年以降は相生市役所設置装置のデータ）

相生市平成 27 年～令和 6 年の気温

区　分	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
平均気温	℃	14.7	15.7	14.6	15.2	15.4	15.6	16.8	15.9	16.2	16.8
最高気温	℃	37.0	35.8	35.1	36.5	37.2	35.6	38.6	36.4	37.8	38.4
最低気温	℃	-5.5	-5.1	-3.8	-6.6	-2.7	-3.0	-7.3	-5.1	-5.9	-3.5

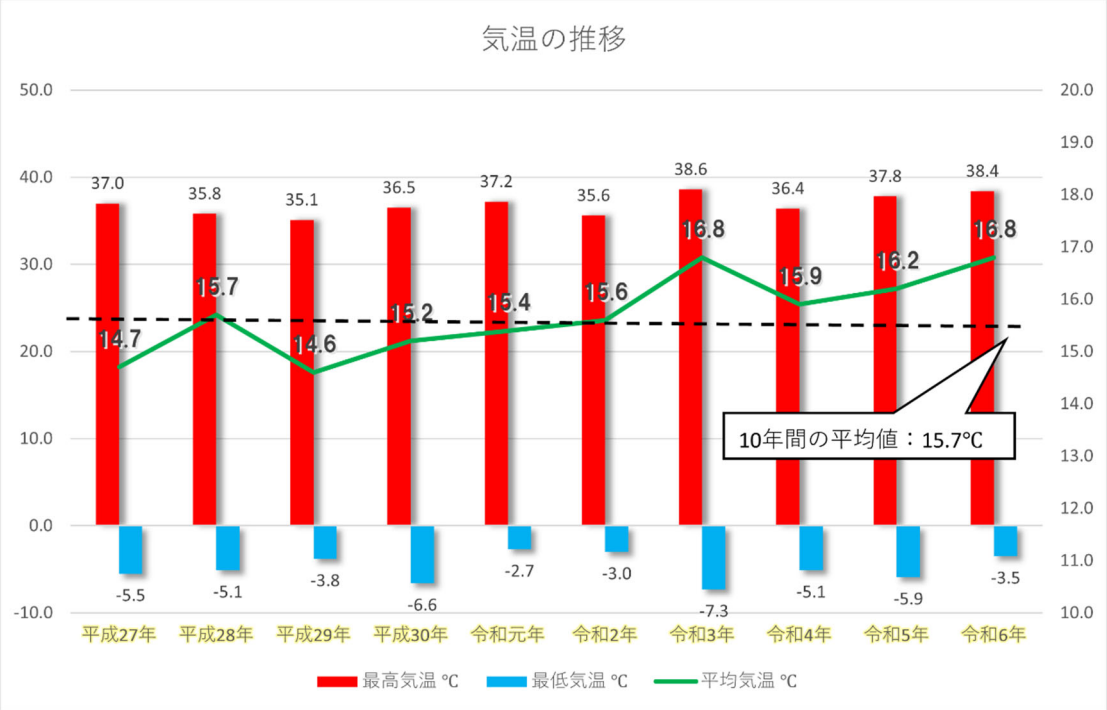

イ　降水量

平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の降水量では、最も多い年で平成 27 年の 1,727㎜、最も少なかったのは令和 4 年の 890㎜ である。10 年間の年間降水量を平均すると 1324.6㎜ となっている。

また、令和 6 年の降雨量データで見てみると、年降雨量 1,567.0㎜ で 3 月から 8 月にかけて多くの降水量がみられる。近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想がつきにくい。（平成 27 年は上郡アメダスのデータ、平成 28 年から令和 3 年は西はりま消防組合相生消防署設置装置のデータ、令和 4 年以降は相生市役所設置装置のデータ）

相生市平成 27 年～令和 6 年の降雨量

区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合計	㎜	1,727.0	1,389.0	1,313.0	1,534.0	1,024.0	1,176.0	1,298.0	890.0	1,327.5	1,567.0
日最大	㎜	184.5	88.0	171.0	117.0	69.0	61.0	77.0	45.5	87.0	145.0
時間最大値	㎜	48.5	32.0	85.0	21.0	41.0	19.0	26.0	23.0	38.5	44.0

令和 6 年（月ごとの値）

月	降雨量（㎜）			
	合計	降水日数	日最大	時間最大
1月	20.5	4日	12.0	6.5
2月	104.5	10日	27.5	7.0
3月	168.5	11日	39.0	16.5
4月	174.5	9日	60.0	12.0
5月	270.0	7日	145.0	19.5
6月	208.5	10日	52.0	13.5
7月	136.5	8日	33.5	20.5
8月	183.0	5日	53.5	44.0
9月	3.5	2日	2.5	1.5
10月	126.0	10日	19.5	10.0
11月	170.5	3日	57.5	29.0
12月	1.0	1日	1.0	1.0

年間降雨量の推移

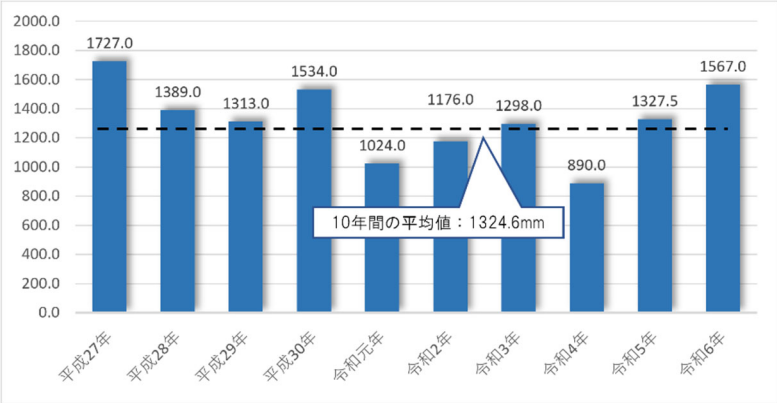

ウ　積雪

相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、2 月から 3 月初めにかけて降ることが多いが、大規模な豪雪になることは無い。

エ　風

平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の平均風速は、最も強く吹いた年で昨年の令和 6 年外 2 年の 2.2 m/s、最も弱く吹いた年は平成 28 年外 1 年の 2.0m/s である。

平成 27 年から令和 6 年までの過去 10 年間の最大風速は、最も強く吹いた年で平成 30 年の 14.9 m/s、最も弱かった年は令和元年の 11.4m/s である。近年の最多風向は、西北西である。

相生市平成 27 年～令和 6 年の風速（上郡アメダス）

区　分	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
平均風速	m/s	2.1	2.0	2.1	2.2	2.1	2.1	2.1	2.0	2.2	2.2
最大風速	m/s	12.0	13.3	13.0	14.9	11.4	14.4	12.5	12.6	14.6	12.8
最多風向		西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西

平均風速の推移

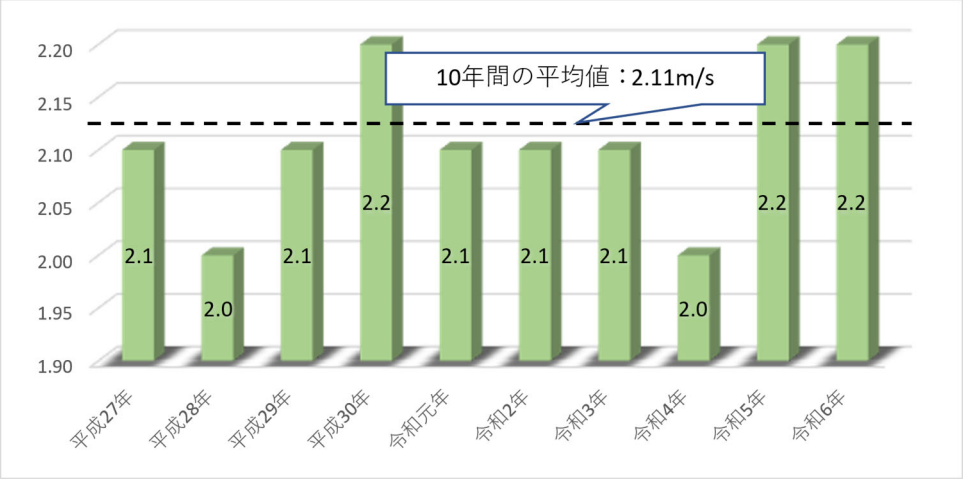

オ　湿度

降雨の少なくなる冬季から春季にかけて湿度が低くなる傾向にある。最小湿度は、春に記録されることが多い。

カ　潮位

高潮は台風によって発生し、沿岸地域が影響を受ける対象地域となっている。

キ　地形

瀬戸内海に面した相生湾は、市街地の中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、天然の良港となっている。市南部の天下台山から流れ、相生湾に注ぐ大谷川の流域は200ｍから400ｍの小起伏山地に分類されており、西播丘陵・台地の西部丘陵群に属している。

海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

相生市地形分類図

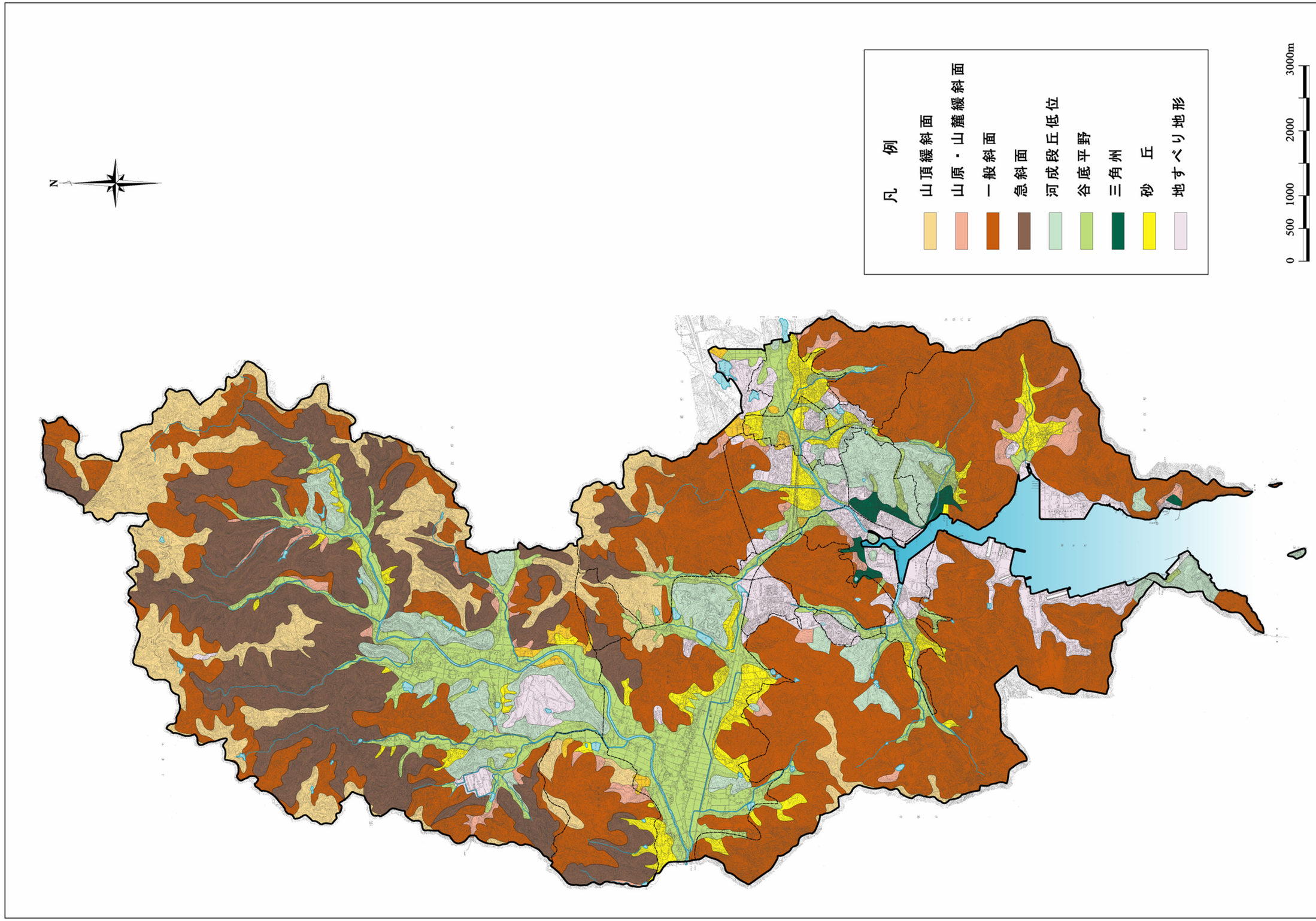
凡　例
山頂緩斜面
山原・山麓緩斜面
一般斜面
急斜面
河成段丘低位
谷底平野
三角州
砂　丘
地すべり地形
0
500
1000
2000
3000m
N

ク　地質

山地においては中生代白亜紀後期（約１億年前～約 8,000 万年前）の火山活動によって噴出された流紋岩類によって基盤岩が形成されており、低地部は第四紀完新世の中期（約 6,000 年前頃）に礫・砂・シルト・粘土等の堆積物によって形成されている。

ケ　傾斜区分

地形の傾斜の強さを色で表現した「相生市傾斜区分図（25 ページ参照）」では、全般に傾斜地の分布が目立つものの、崖に近い急傾斜を示すデータは少なく、広く分布する傾斜地は「丘陵地」の範疇である。また、海岸線は傾斜を示すデータで海に面しており、切り立った海岸線を表している。

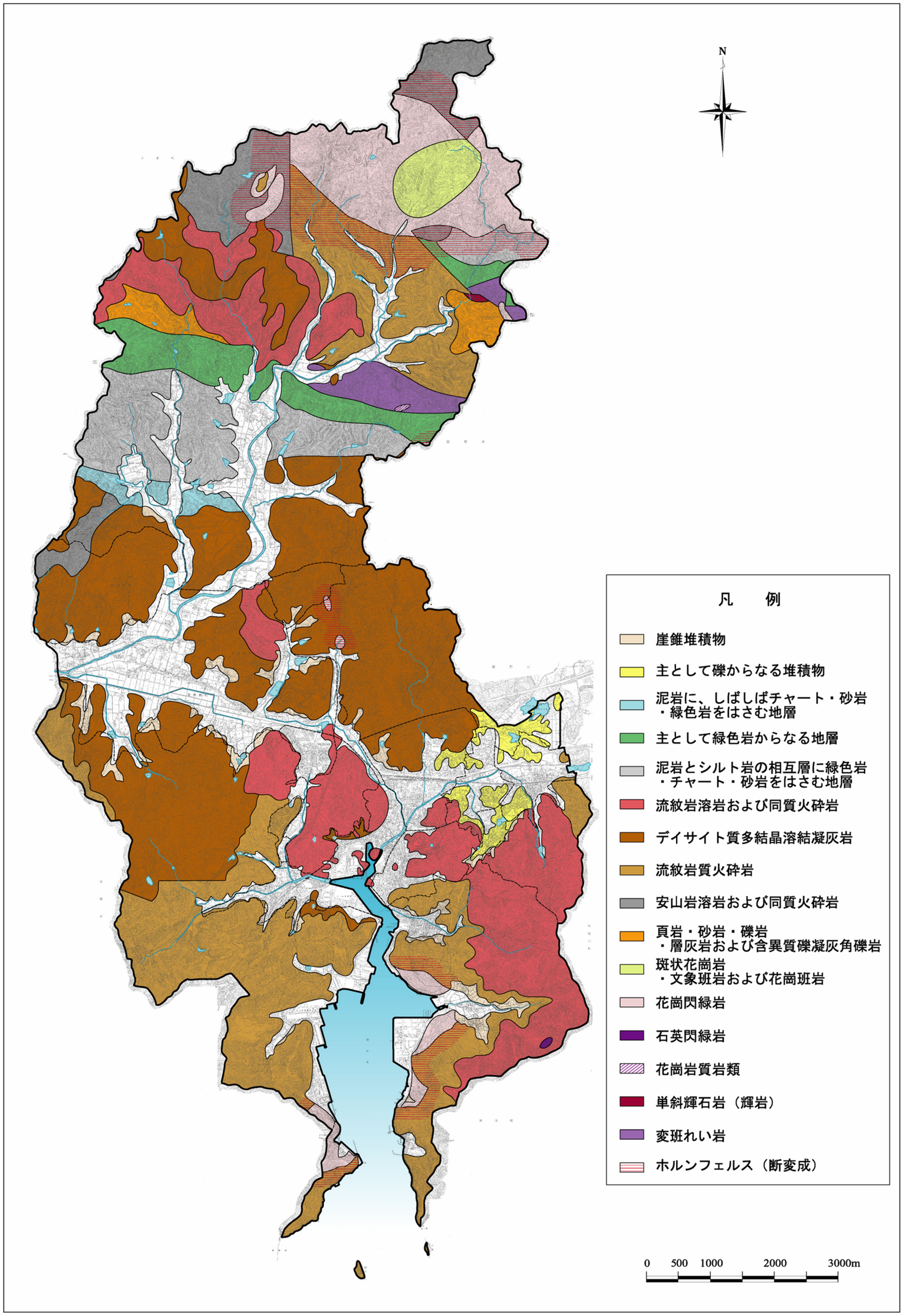
N
凡　例
崖錐堆積物
主として礫からなる堆積物
泥岩に、しばしばチャート・砂岩
・緑色岩をはさむ地層
主として緑色岩からなる地層
泥岩とシルト岩の相互層に緑色岩
・チャート・砂岩をはさむ地層
流紋岩溶岩および同質火砕岩
デイサイト質多結晶溶結凝灰岩
流紋岩質火砕岩
安山岩溶岩および同質火砕岩
頁岩・砂岩・礫岩
・層灰岩および含異質礫凝灰角礫岩
斑状花崗岩
・文象斑岩および花崗班岩
花崗閃緑岩
石英閃緑岩
花崗岩質岩類
単斜輝石岩（輝岩）
変班れい岩
ホルンフェルス（断変成）
0　500　1000　2000　3000m

相生市傾斜区分図

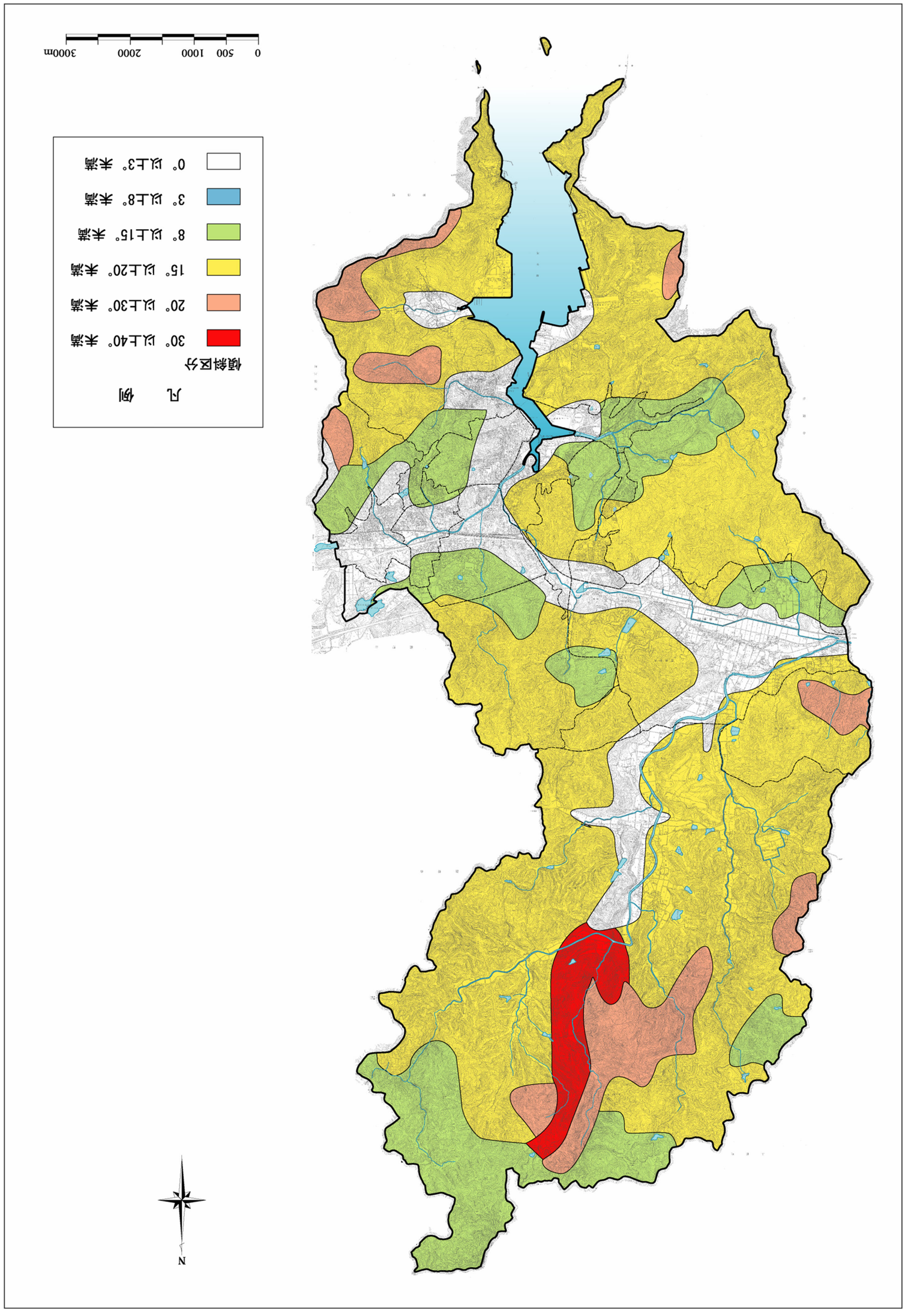
凡　例
傾斜区分
30°以上40°未満
20°以上30°未満
15°以上20°未満
8°以上15°未満
3°以上8°未満
0°以上3°未満
0
500
1000
2000
3000m
N

コ　河川

相生市の河川は、延長が 5,000m未満のものが多く、1,000m未満の二級河川が３河川、準用河川が２河川ある。最も長いものは、二級河川の矢野川であり、14,432m、最も短いのは二級河川の構谷川で 75mである。

また、高低差が大きく、海まで一気に流れる河川が多く、流れは急流となっている。

河川一覧

区　分	河　川　名	全　　長
二級河川	亀の尾川（かめのおがわ）	977m
	大谷川（おおたにがわ）	1,348m
	苧谷川（おこくがわ）	4,455m
	普光沢川（ふこさがわ）	2,040m
	鮎帰川（あゆきがわ）	1,015m
	岩谷川（いわたにがわ）	975m
	構谷川（かまえだにがわ）	75m
	佐方川（さかたがわ）	1,715m
	西矢野谷川（にしやのだにがわ）	1,628m
	矢野川（やのがわ）	14,432m
	小河川（おうごがわ）	4,483m
	能下川（のうげがわ）	2,920m
	榊川（さかきがわ）	2,036m
準用河川	三田川（みたがわ）	2,600m
	二木川（ふたつぎがわ）	1,800m
	鍛冶屋川（かじやがわ）	3,600m
	雨内大谷川（あまうちおおたにがわ）	390m
	西後明川（にしごみょうがわ）	1,800m
	古池大谷川（ふるいけおおたにがわ）	1,200m
	構谷川（かまえだにがわ）	1,183m
	中谷川（なかたにがわ）	750m

『相生市水系図』（29 ページ）を参照

相生市水系図

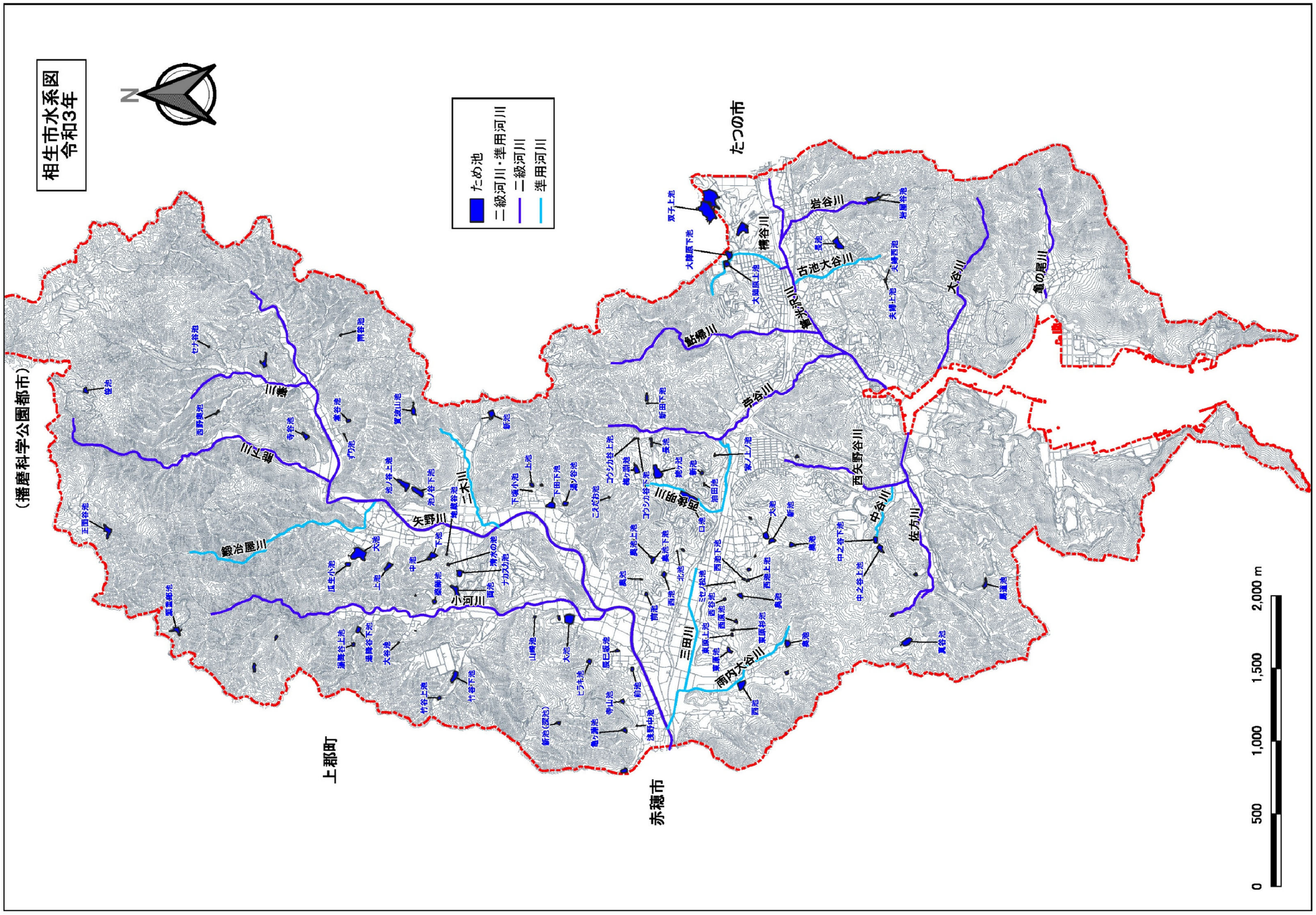
相生市水系図
令和3年
N
ため池
二級河川・準用河川
二級河川
準用河川
たつの市
播磨科学公園都市）
上郡町
赤穂市
0
500
1,000
1,500
2,000 m

第８節　相生市の社会的な状況

（１）相生市の人口及び世帯の状況

相生市の人口は 27,070 人となっている。そのうち、高齢者人口は 9,905 人で高齢化率は 36.6%、年少人口は 2,869 人で 10.6%となっており、少子高齢化が進行している状況である。また、要介護者数は 1,909 人であり、要配慮者への対応が重要である。

人口及び世帯

（人、世帯：令和 7 年 10 月現在）

区分	人　　口			３区分人口			世帯数
	男性	女性	合計	年　少 人　口 （15 歳 未満）	生産年齢 人　口 （15 歳～ 64 歳）	高齢者 人　口 （65 歳以 上）	
相生市	12,956	13,736	26,692	2,718	14,153	9,821	12,961

要介護者

（人：令和 7 年 10 月現在）

区分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
相生市	316	394	436	228	229	197	162	1,962

（２）道路の状況

相生市には、幹線となる国道２号線が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生宍粟線が市北部から国道２号線までを結んでいる。南部は国道 250 号線が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。

『相生市路線網図』（33 ページ）を参照

（３）医療機関

相生市には、４つの病院施設と 15 の診療所及び個人医療施設が現存している。

名称、所在地等は、相生市地域防災計画（資料編）『第３節第５　病院』を参照

（４）港湾

相生市には、地方港湾（重要港湾以外の港湾でおおむね地方の利害にかかるもの）である相生港があり、建設資材を中心とした荷役活動や漁業活動が活発に行われている。

（５）原子力関連

相生市には、放射性同位元素取扱事業所があるが、原子力事業所は存在しない。

（空白ページ）

相生市路線網図
令和3年

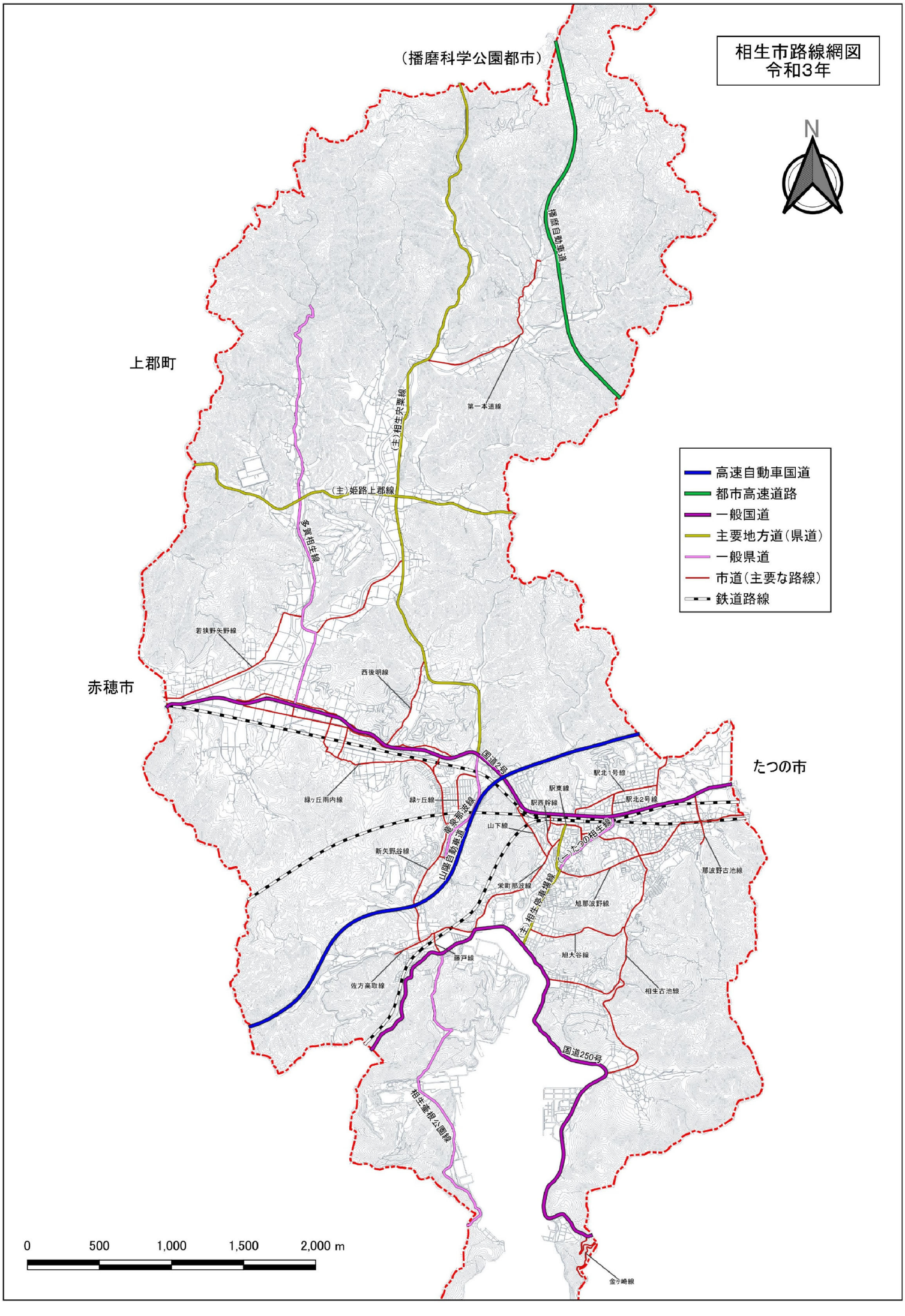

第９節　地震履歴の概要

（１）兵庫県内での地震災害の発生状況象

有史以来、兵庫県内に震度５弱以上の揺れがあったと推測される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度５弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20 世紀だけをとってみると、北但馬地震（死者 425 人、負傷者 806 人）、南海地震（死者 50 人、負傷者 69 人）、兵庫県南部地震（死者 6,402 人、負傷者 40,092 人）の被害が大きい。

兵庫県のどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推測される地震

番号	発生年月日	規模（M）	備考
1	599.5.28（推古 7.4.47）	7.0	
2	701.5.12（大宝 1.3.26）	7.0	
3	745.6.5（天平 17.4.27）	7.9	
4	827.8.11(天長 4.7.12)	6.5～7.0	
○5	868.8.3（貞観 10.7.8）	7.0 以上	播磨国地震
○6	887.8.26（仁和 3.7.30）	8.0～8.5	
7	938.5.22（承平 8（天慶 1）.4.15）	7.0	
8	1096.12.17（嘉保 3（永長 1）.11.24）	8.0～8.5	
9	1361.8.3（正平 16.6.24）	$8_{1/4}$～8.5	
10	1449.5.13（文安 6（宝徳 1）.4.12）	$5_{3/4}$～6.5	
11	1489.9.20（明応 7.8.25）	8.2～8.4	
12	1510.9.21（永正 7.8.8）	6.5～7.0	
13	1579.2.25（天正 7.1.20）	$6.0\pm_{1/4}$	
14	1596.9.5（文禄 5（慶長 1）.7.13）	$7_{1/2}\pm_{1/4}$	
15	1662.6.16（寛文 2.5.1）	$7_{1/4}$～7.6	
16	1707.10.28（宝永 4.10.4）	8.4	宝永地震
17	1751.3.26（寛延 4（宝暦 1）.2.29）	5.5～6.0	
18	1854.12.23（嘉永 7（安政 1）.11.4）	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24（嘉永 7（安政 1）.11.5）	8.4	安政南海地震
○20	1864.3.6（文久 4（元治 1）.1.28）	$6_{1/4}$	
21	1891.10.28（明治 24）	8.0	濃尾地震
○22	1916.11.26（大正 5）	6.1	
○23	1925.5.23（大正 14）	6.8	北但馬地震
○24	1927.3.7（昭和 2）	7.3	北丹後地震
○25	1943.9.10（昭和 18）	7.2	鳥取地震
26	1946.12.21（昭和 21）	8.0	南海地震
○27	1949.1.20（昭和 24）	6.3	
28	1952.7.18（昭和 27）	6.8	吉野地震
29	1961.5.7（昭和 36）	5.9	
30	1963.3.27（昭和 38）	6.9	越前岬沖地震
31	1984.5.30（昭和 59）	5.6	
◎32	1995.1.17（平成 7）	7.3	兵庫県南部地震
33	2000.10.6（平成 12）	7.3	鳥取県西部地震
○34	2013.4.13（平成 25）	6.3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018.6.18（平成 30）	6.1	大阪府北部を震源とする地震

（注１）○は県内のいずれかに震度６以上を与えたと推定される地震
　　◎は県内のいずれかに震度７以上を与えた地震
（注２）なお、『鎮増私聞記』によると、1412 年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

兵庫県地震震源分布図

「兵庫県のどこかに震度５弱以上の揺れがあったと推測される地震」に示した地震の震央

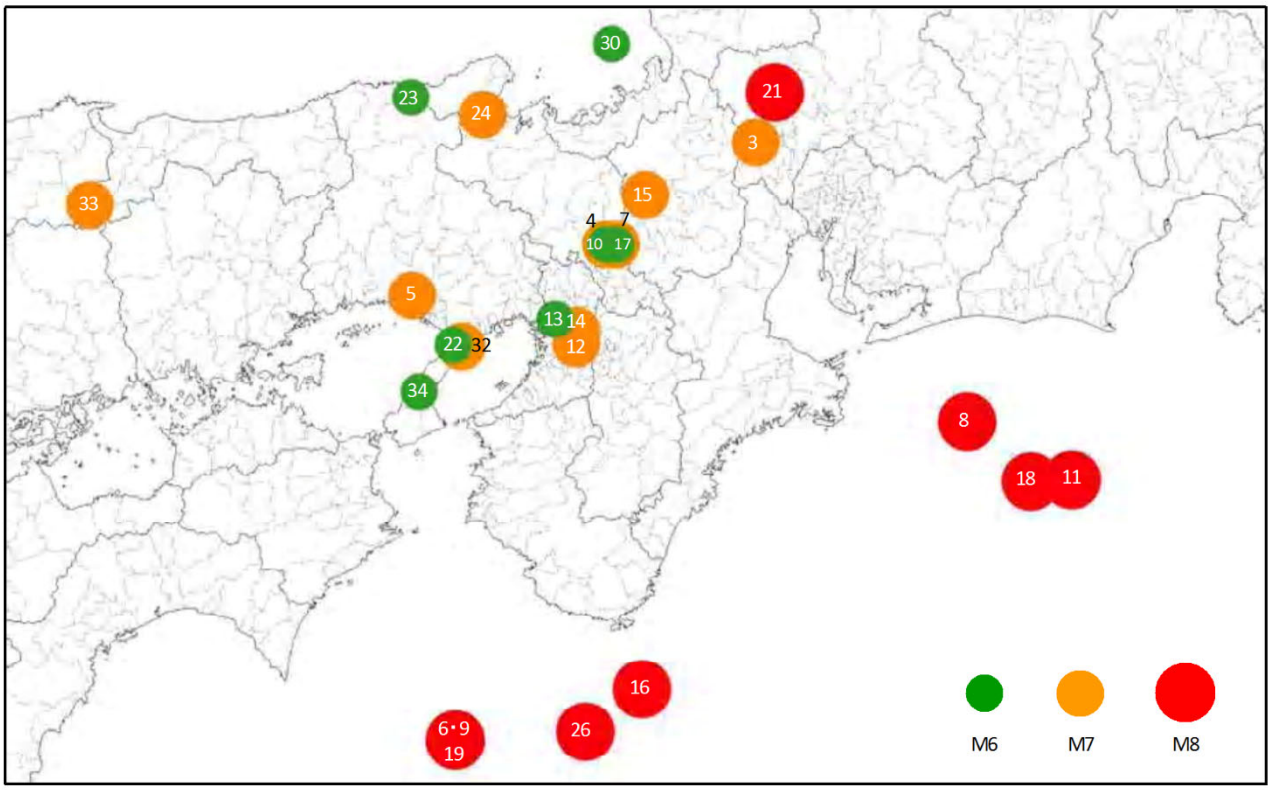

北但馬地震（23 番）の震度分布

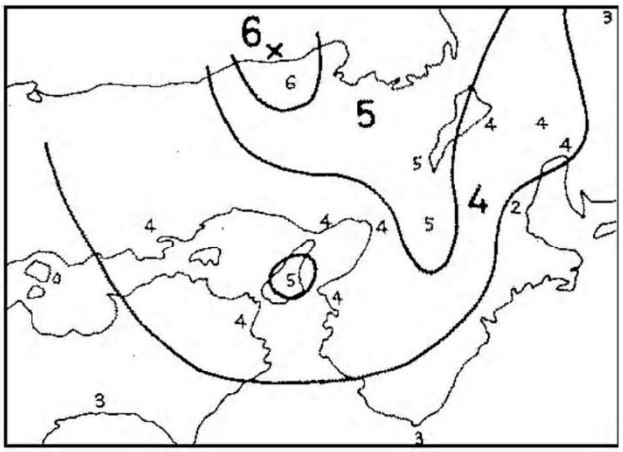

南海地震（26 番）の震度分布

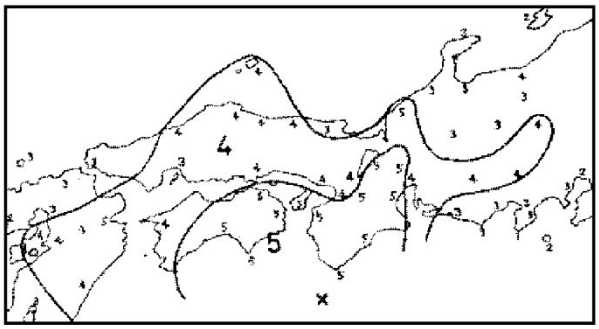

兵庫県南部地震（32 番）の震度分布

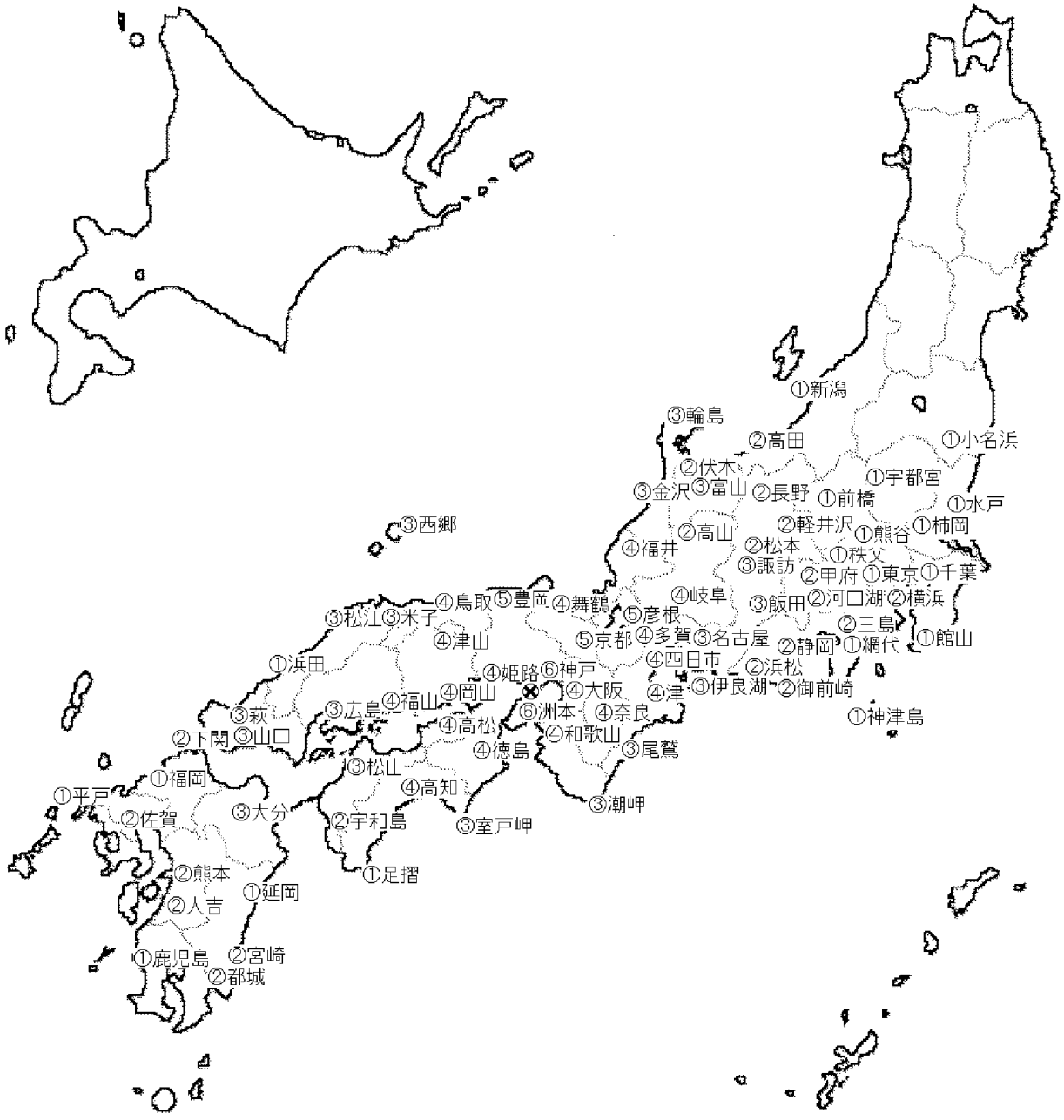

第１０節　活断層の概要

地震の震源は活断層であるといわれており、県内の活断層の分布状態は第１図のとおりである。

【第１図　兵庫県の活断層】

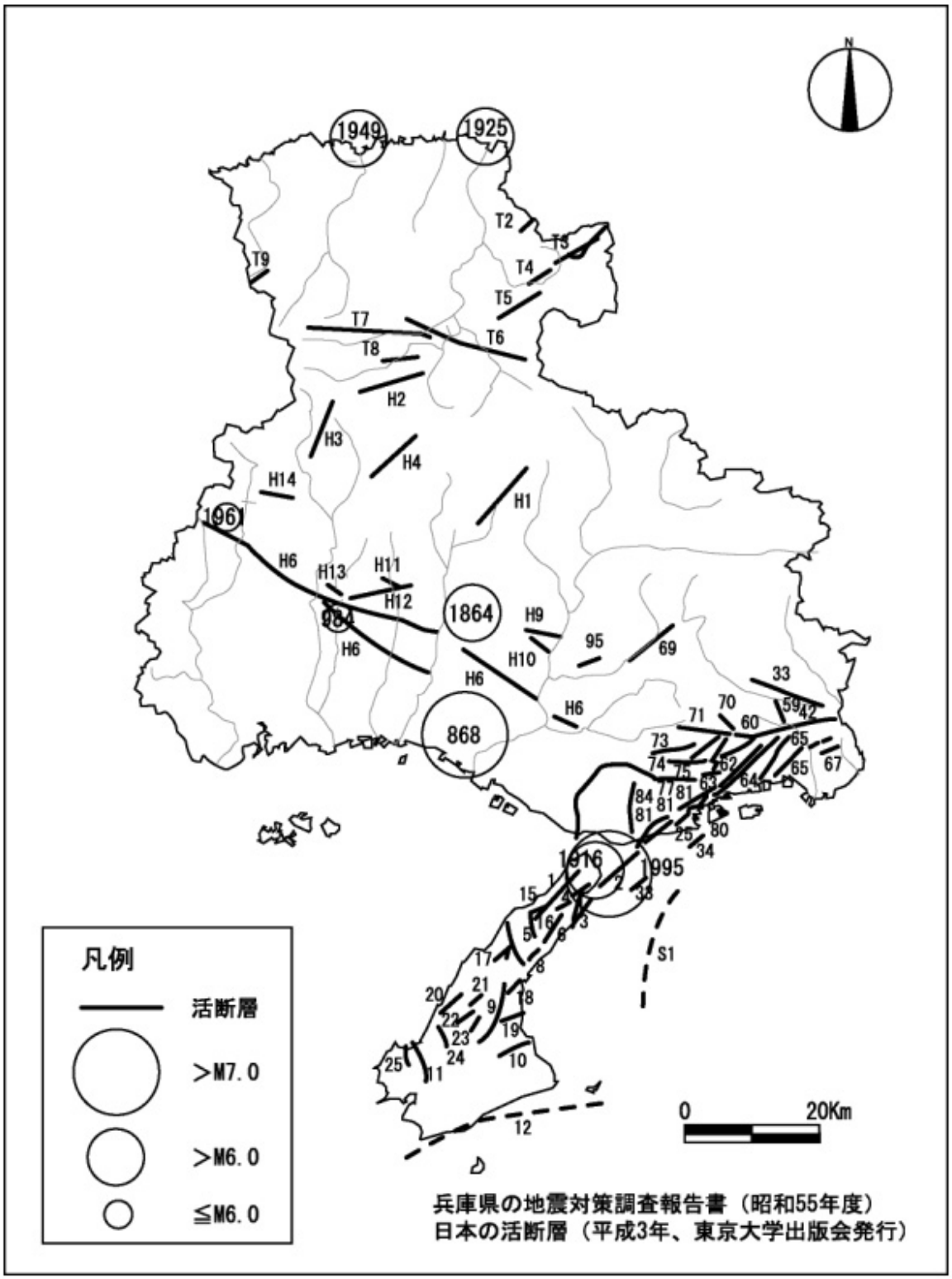

活断層の活動度について、現在判明している「ずれ」の量からＡ・Ｂ・Ｃの３クラスに分類したのが「第１表」である。この「ずれ」の量はいつもそれだけの量が動いているという意味ではなく、地震発生のたびごとに断層に「ずれ」を生じ、それが繰り返されて現在の状態に達しているということで、その総量を平均した値を基にしてクラス分けしたものである。

活動度Ａ　：　1～10㎜／年

活動度Ｂ　：　0.1～ 1㎜／年

活動度Ｃ　：　0.1㎜以下／年

（第１表）兵庫県における主要活断層の名称と活動度

番 号	活動度	断層の名称	番 号	活動度	断層の名称
T2	C		22	C	鮎原南撓曲
T3			23	C	奥畑断層
T4			24	C	下堺断層
T5			25	C	雁子断層
T6	B	養父断層	34	B	和田岬断層
T7	B～C	八木断層	35	B	須磨断層
T8	C		38	C	
T9	C		39	B	仮屋断層
H1	C		42	B	有馬-高槻構造線
H2	C		58	C	十万辻断層
H3	C	引原断層	59		中山断層
H4	C	三方川断層	60	B	名塩断層
H6	B	山崎断層系	61	B	六甲断層
H9			62	B	湯槽谷断層
H10			63	B	大月断層
H11		山之内断層	64	B	五助橋断層
H12		小畑断層	65	B	芦屋断層
H13		須賀沢断層	66	B	甲陽断層
H14			67	B	伊丹断層
1	B～A	野島断層	69	C	大川瀬断層
2	B～C	楠本断層	70	C	藤原山断層
3	B	仮屋断層	71	B	有野－渓河断層
4	B～C	東浦断層	72	C	射場山断層
5	C	育波断層	73	B	柏尾谷断層
6	C		74	B	古々山断層
7	B～C	志筑断層	75	B	山田断層
8	C		76	C	北摩耶断層
9	B	先山断層	77	B	万福寺断層
10	B	猪ノ鼻断層	78	B	布引断層
11	C	飯山寺断層	79	B	諏訪山断層
12	B～C	中央構造線断層系	80	B	会下山断層
15	B	水越撓曲	81	C	丸山断層
16	B	浅野断層	82	B	高取山断層
17	C	一宮撓曲	83	B	横尾山断層
18	B～C	安乎断層	84	C	高塚山断層
19	C	厚浜断層	95	B	御所谷断層
20	B	高山撓曲	E		
21	B～C	鮎原撓曲	S1	B	大阪湾断層

第１１節　地震災害の危険性と被害の特徴

地震による被害は風水害等と比較して、経験する頻度が非常に少ない上、その被害の様相は同時多発型の大災害であり、あらかじめその全容を具体的に把握することは困難である。しかし、地震対策を計画する上で、これら災害の様相を概要であろうとも推定しておくことは必要である。

（１）内陸部地震

ア　地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよく分かっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪みを受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995 年（平成 7 年）の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることなった。

イ　兵庫県内に影響を及ぼす可能性のある主要な活断層

（ア）　山崎断層帯

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の 3 つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約 32km で、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田郡勝田町)から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約 80km で、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。

（イ）　中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約 444ｋｍの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が 10 の区間に分けられる。その 10 区間は、①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡－鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、及び⑩豊予海峡－由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれ

を伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡－由布院区間では主として北側低下の正断層である。

（ウ）　六甲・淡路島断層帯

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約 71km の六甲山地南縁－淡路島東岸区間及び長さ約 23km の淡路島西岸区間の２つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約 71km でほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが 12km で、北西側が相対的に隆起する逆断層である。1995 年（平成７年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約 30km の範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

（エ）　上町断層帯

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約 42km で、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

（オ）　その他の断層

その他活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度６を記録している。

また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

ウ　被害想定

兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	Ｍ８．０
上町断層帯地震	上町断層帯	Ｍ７．５
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡）	Ｍ７．７
養父断層帯地震	養父断層	Ｍ７．０

各地震による基礎被害想定のうち、相生市における建物被害、火災、避難者、人的被害は下表のとおりである。

【想定条件】

（ア）風速　　風速 6.0m/s 未満　　風速 6.0m/s 以上

（イ）発生時期

季節・・冬

時刻・・早朝 5 時

ほとんどの市民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。

・・夕方 6 時

夕食時。出火率が最大となる。

			山崎 断層帯地震 (M8.0)	上町 断層帯地震 (M7.5)	中央構造線 断層帯地震 (M7.7)	養父 断層帯地震 (M7.0)
物的被害	揺れ	全壊棟数	7	0	0	0
		半壊棟数	213	0	0	0
	液状化	全壊棟数	23	3	4	0
	火災	消失棟数	1	0	0	0
人的被害	建物倒壊（冬早朝 5 時）	死者数	1	0	0	0
		負傷者数	18	0	0	0
		重傷者数	1	0	0	0
	火災（焼死者数）（冬夕方 6 時）	風速 6m/s 未満	1	0	0	0
		風速 6m/s 以上	1	0	0	0
	建物被害（全壊・半壊・焼失）による避難者数		218	0	0	0

出典：平成 21・22 年度　兵庫県地震被害想定調査

（２）津波を伴う地震

ア　地震発生の危険性

（ア）　南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面が滑ることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和 19 年（1944 年）に昭和東南海地震、昭和 21 年（1946 年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に 70 年以上が経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確立			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%程度	90%程度若しくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2 年 78.0 年前

イ　津波浸水想定及び被害想定

県は、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震・日本海における大規模地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。市は、上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進めることとする。

（詳細の浸水想定図等は『資料編　第 12 節　資料集　津波浸水予想区域図』を参照）

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	Ｍ９．１

【浸水想定】

市町名	最高津波水位（m）	最短到達時間（分）	浸水面積（ha）
相生市	２．８	１２０	８４
たつの市	２．３	１２０	２５９
赤穂市	２．８	１２０	４８９

最高津波水位は、海岸線から沖合約３０ｍ地点における津波の水位を標高で表示

最短到達時間は、＋１ｍの津波が襲来する時間

（３）基礎被害想定の結果

ア　震度

各地震の想定震度は次のとおりである。

（ア）　山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主要南東部）

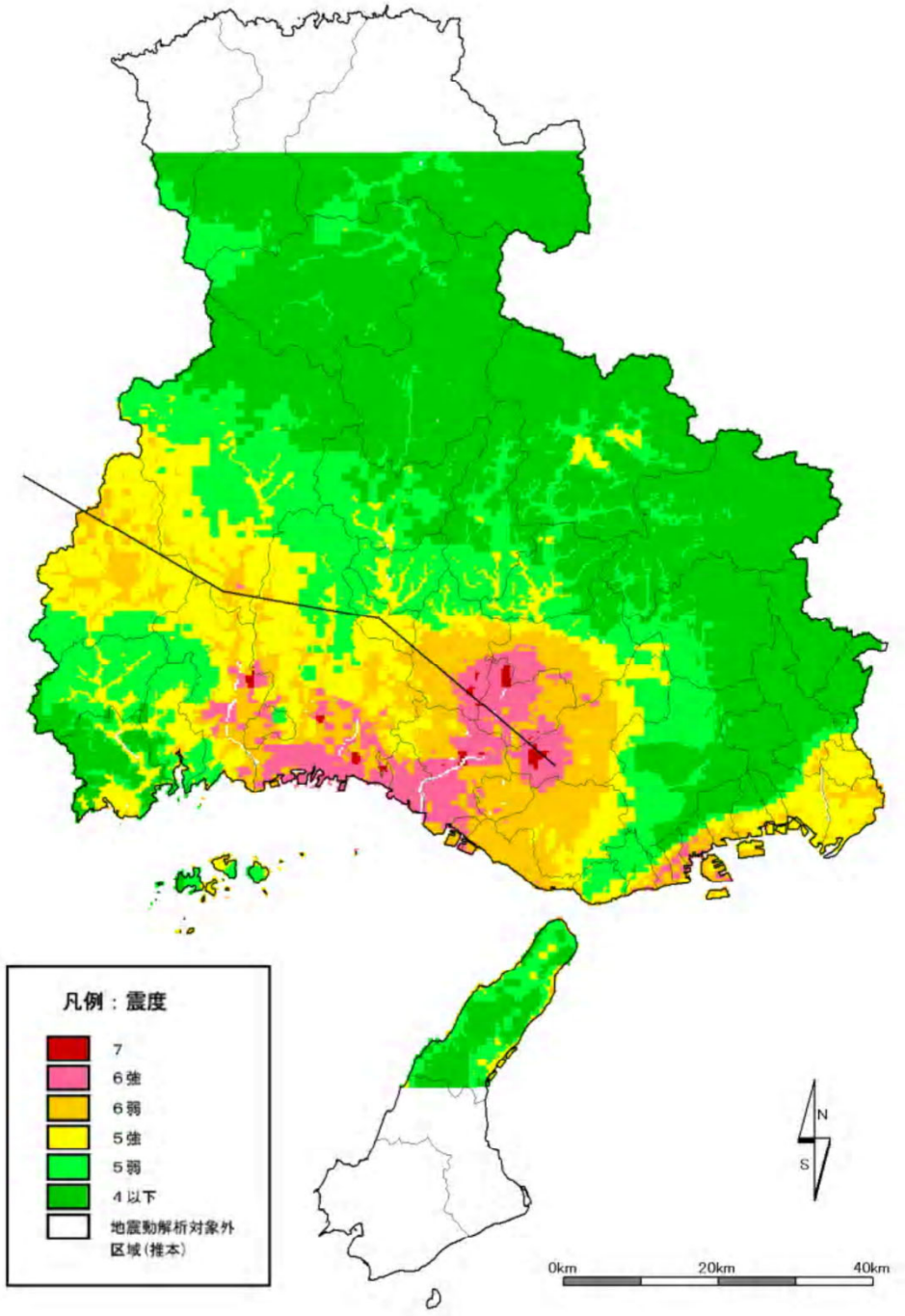

（イ）　上町断層帯地震

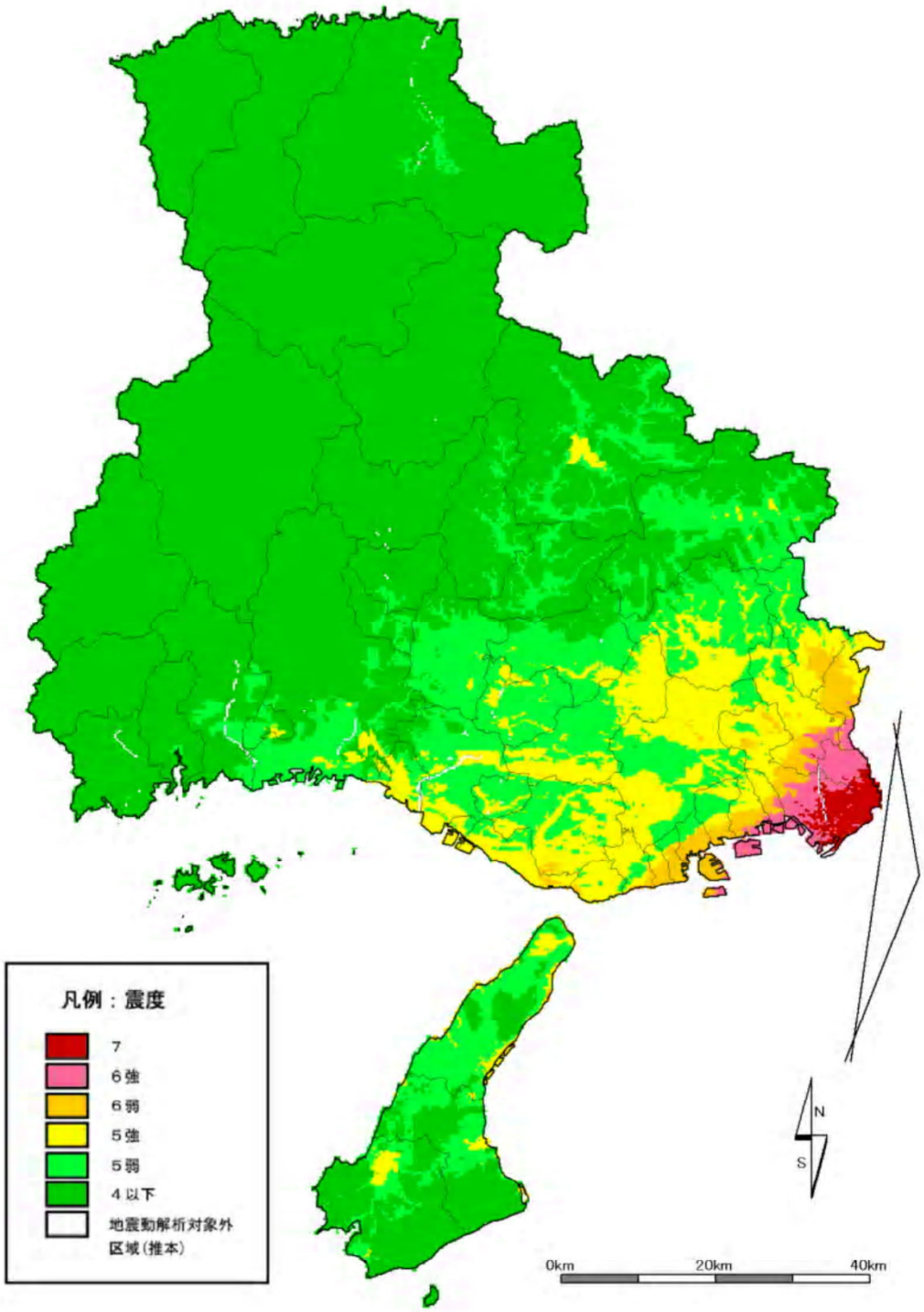

（ウ）　中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）

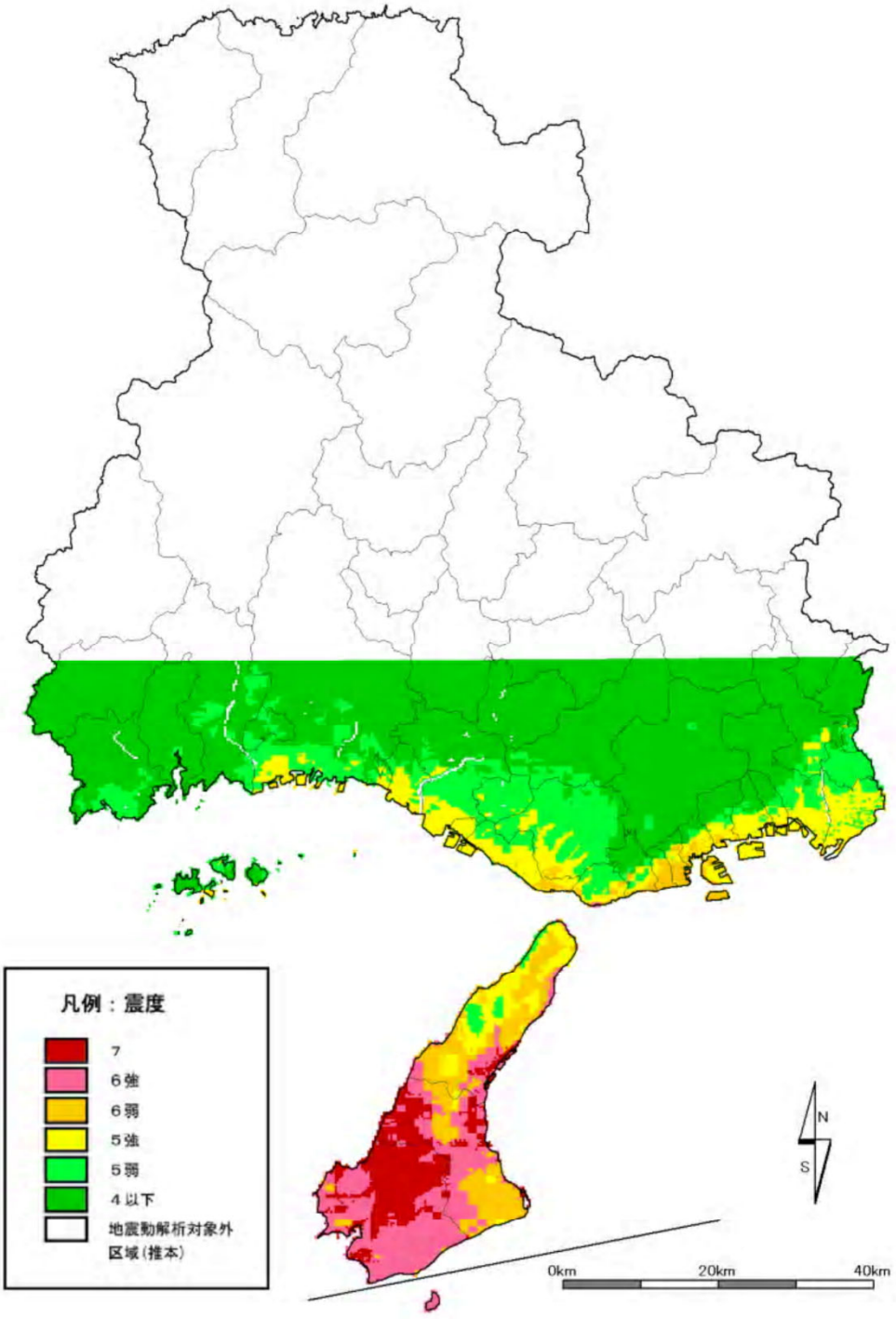

（エ）　養父断層帯地震

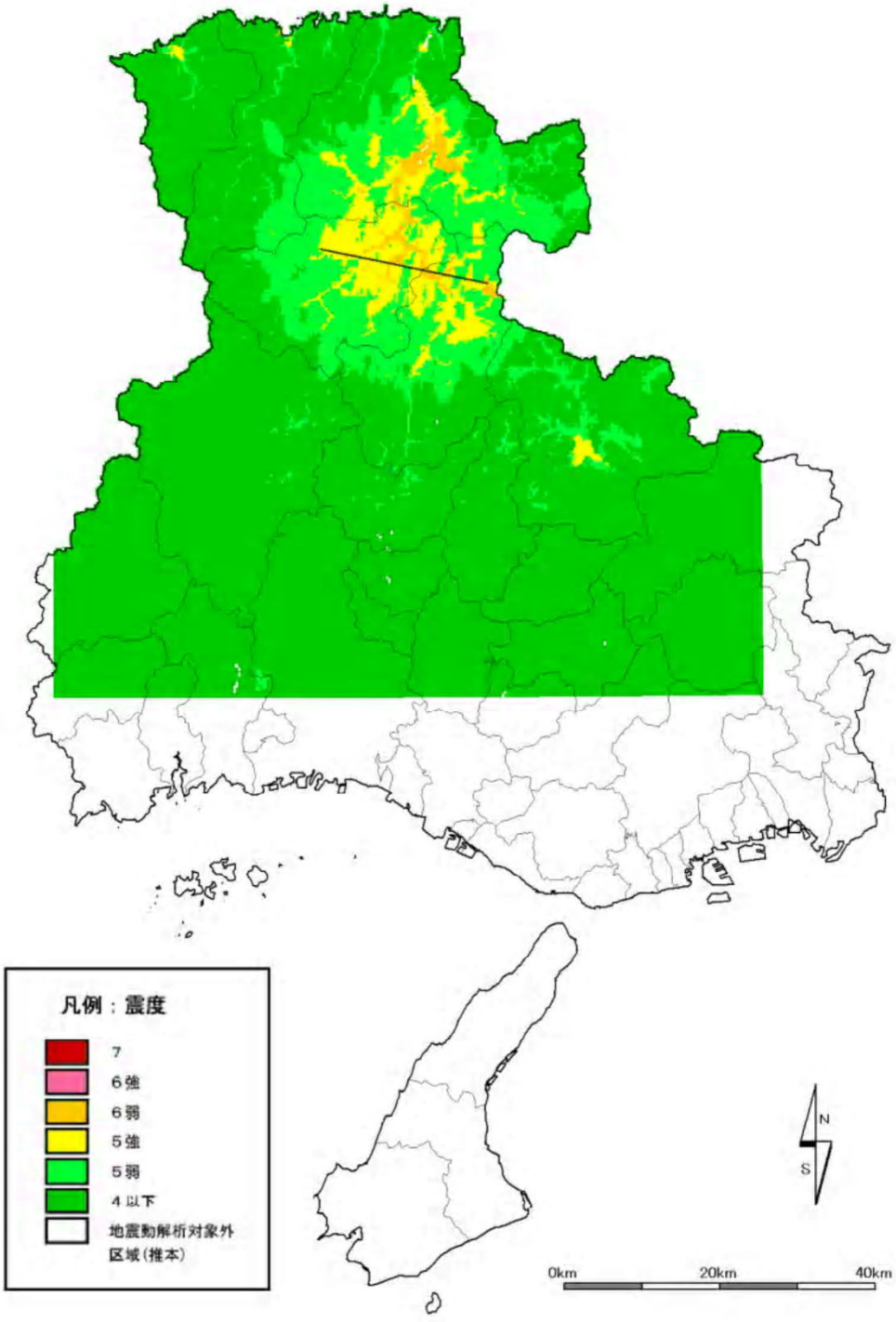

イ　液状化の危険度

（ア）　山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主要南東部）

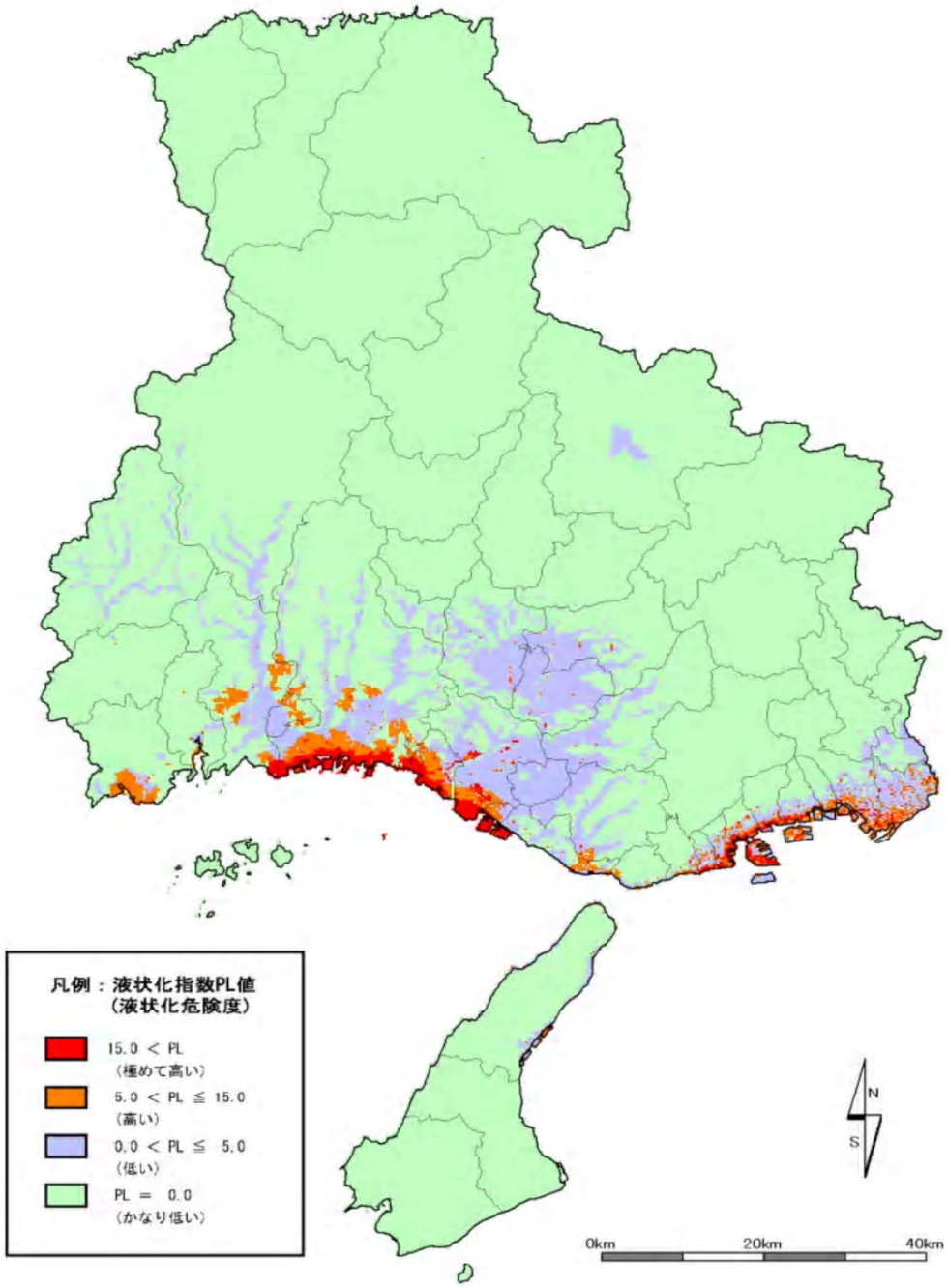

PL値	PL≦5	5＜PL≦15	15＜PL
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

（イ）　上町断層帯地震

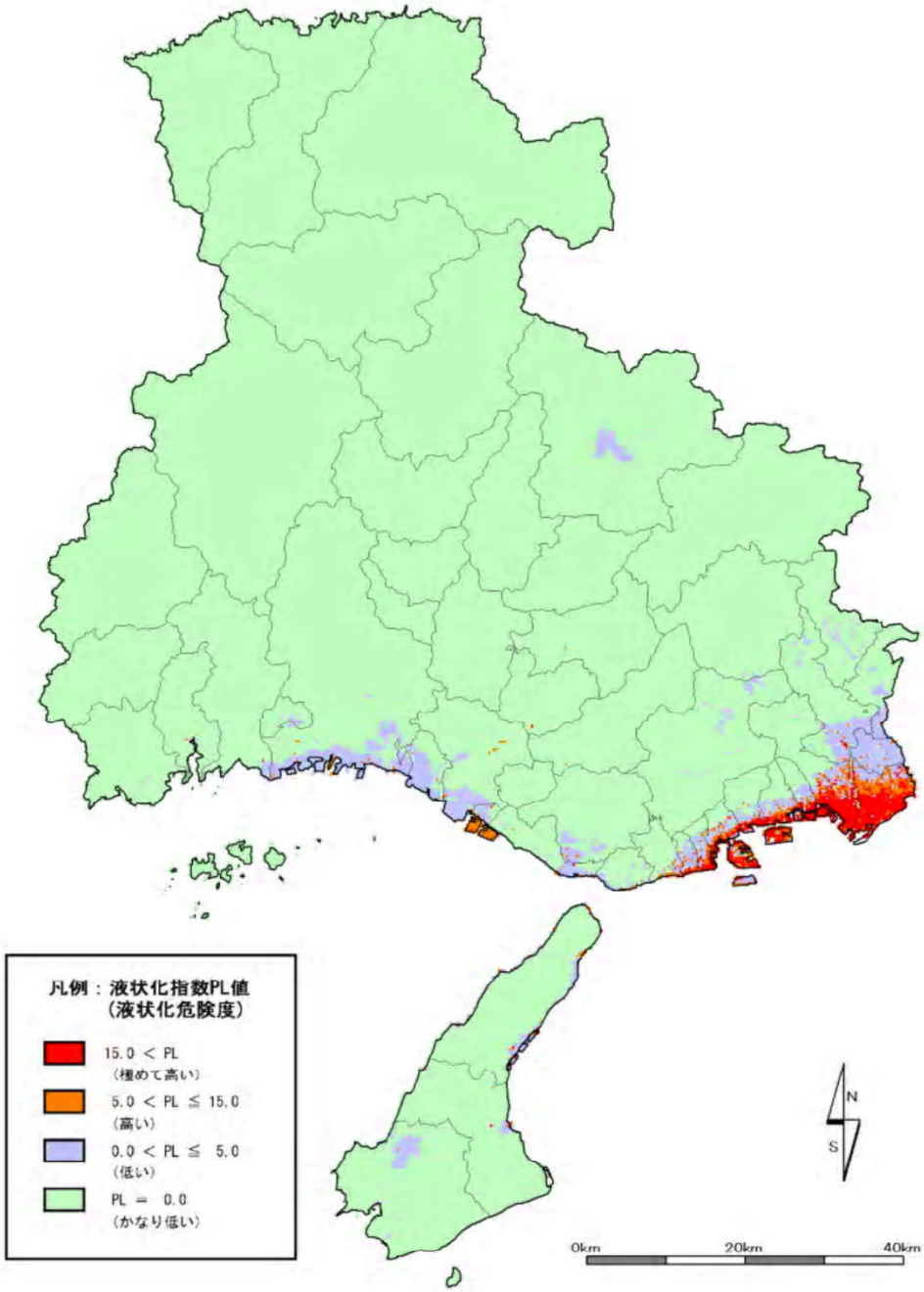

PL値	PL≦5	5＜PL≦15	15＜PL
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

（ウ）　中央構造線断層帯地震（紀淡海峡－鳴門海峡）

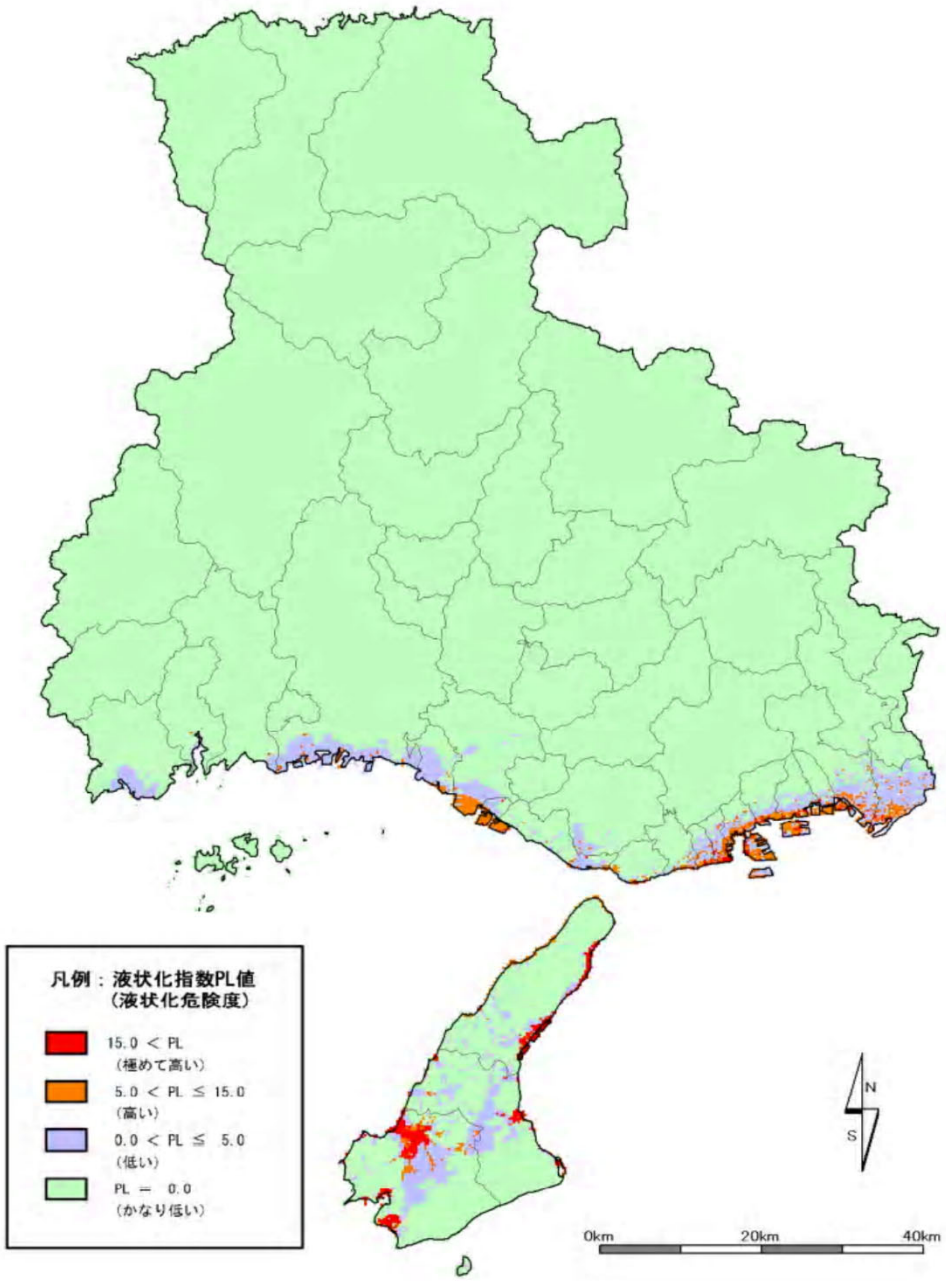

PL値	PL≦5	5＜PL≦15	15＜PL
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

（エ）　養父断層帯地震

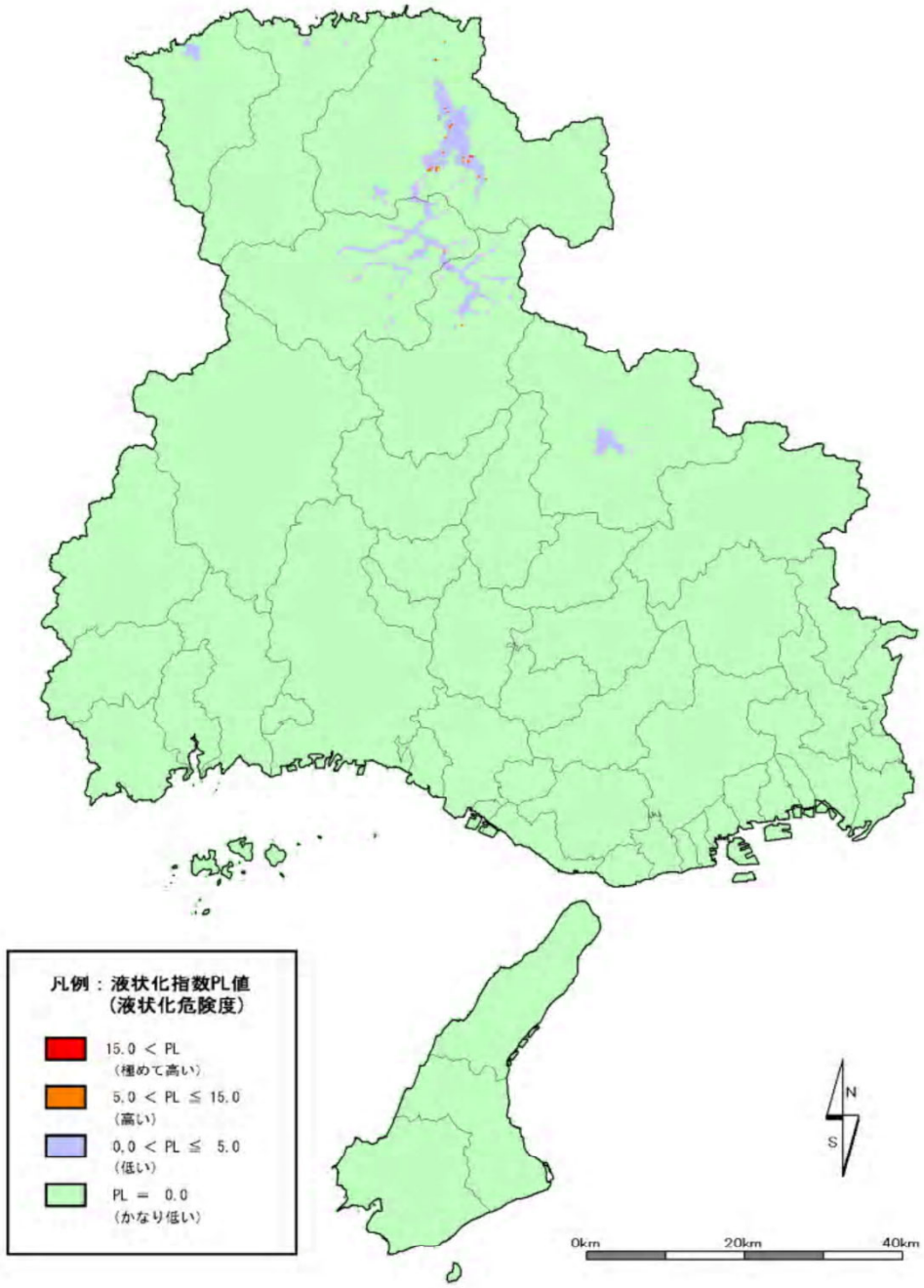

PL値	PL≦5	5＜PL≦15	15＜PL
液状化危険度	低い	高い	極めて高い

第１２節　風水害等の危険性と被害の特徴

相生市で発生した過去の風水害等の状況等を整理し、今後発生する可能性のある風水害等を想定し、防災対策の参考とする。

兵庫県内で発生する風水害としては、線状降水帯による大雨、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む。）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災等が考えられる。

このうち、相生市で発生した過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前後の前線がもたらした集中豪雨と台風に伴う風水害であり、発生時期は７月上旬～9 月に集中している。

相生市で発生した主な風水害の一覧表

西暦	年　月　日	被　　災　　内　　容
1933	昭和８年 ８月 13 日	光明山を中心に集中豪雨、口池・鶴亀池溢水、苧谷川氾濫、警察官殉職１名、浸水家屋 359 戸、山崩れ 14 箇所、有年～那波間列車不通
1934	昭和９年 ９月 21 日	室戸台風、相生湾一帯に高潮、旧新町・旧宮西町・旧天神町一帯で浸水水位約１ｍ、浸水家屋約 300 戸、倒壊家屋３戸、送電線故障による停電
1938	昭和 13 年 ７月 4 日	苧谷川氾濫、堤防決壊 20 箇所以上、道路崩壊６箇所、耕地埋没流出約４ha、耕地の浸水約 30ha
1954	昭和 29 年 ９月 26 日	台風 15 号、相生湾一帯に高潮、旧松ノ浦町・旧天神町・旧新町・旧薮谷町で浸水
1961	昭和 36 年 ９月 16 日	第２室戸台風、相生湾一帯に高潮、最高潮位海抜 184cm
1971	昭和 46 年 ７月 18 日	13 時～17 時の４時間に 209㎜の降雨(15 時～16 時には 71㎜)、崖崩れのため高取峠でバス１台・乗用車３台転落(死者４名、負傷者 53 名)、同じく崖崩れのため相生４丁目で死者５名・負傷者２名、河川で溺死２名、また、家屋全壊 10 戸、半壊 38 戸、床上浸水 722 戸、床下浸水 3556 戸、道路決壊 101 箇所、橋梁流出破損 10 箇所、急傾斜地崩壊 30 箇所、河川堤防決壊 102 箇所等の被害発生
1974	昭和 49 年 ７月６日～7 日	台風８号の北上に伴う梅雨前線の活発化、6 日 11 時～13 時に約 100㎜、6 日 22 時～7 日３時に約 100㎜の降雨、矢野町榊で崖崩れによる死者１名、市域全体では倒壊家屋２戸、半壊４戸、床上浸水 139 戸等の被害、旭４～５丁目では約 300 戸が床下浸水
1976	昭和 51 年 ９月８日～12 日	台風 17 号、降水量合計 937.9㎜、とくに 10 日９時～10 時には 72.9㎜を記録、壺根地区で山崩れ（全壊家屋５戸・半壊４戸）、市域全体では全壊家屋 10 戸、半壊 11 戸、床上浸水 348 戸、道路決壊 51 箇所、河川堤防決壊 119 箇所、橋梁流出 11 箇所の被害

近年では、平成 16 年（2004 年）の８月 30 日と９月 29 日に発生した水害がある。両方とも、台風の上陸に伴う豪雨が原因となっている。特に９月 29 日の水害時は、最大日降水量が 297㎜という、記録的な降雨量であった。

平成 16 年の風水害

内容 時期	日降水量 (mm)	最大時間 雨量(mm)	最高潮位 TP (m)	最大瞬間 風速 (m/h)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
台風 16 号 8 月 30 日～31 日	59	31	2.42	36.2	109	157
台風 18 号 9 月 7 日	9	5	2.09	34.6	0	27
台風 21 号 9 月 29 日	297	79	—	20.3	83	413
台風 23 号 10 月 20 日	101	15	1.75	28.4	1	2

市役所・西はりま消防組合相生消防署調

特に被害が大きなものとして、梅雨前線による水害としては昭和 13 年の豪雨を、台風による風水害としては室戸台風を取り上げ、災害の概要を記述する。

（１）梅雨前線による豪雨災害

昭和 13 年 7 月 3 日から 5 日にかけ梅雨前線の北上に伴い雨が降り続き、苧谷川が氾濫し堤防決壊が 20 箇所以上、道路決壊が６箇所、耕地埋没流出約４ha、耕地の浸水約 30ha という大災害となった。

（２）台風による風水害

昭和 9 年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、室戸岬で 911hPa を観測し、最大瞬間風速は神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s に達した。この台風による被害は、相生湾一帯に高潮、旧新町・旧宮西町・旧天神町一帯で浸水水位約１ｍ、浸水家屋約 300 戸、倒壊家屋３戸、送電線故障による停電が発生した。

（３）風水害の危険性

市内に大きな風水害をもたらしたものは梅雨前線と台風であることから、この２つのパターンを中心に発生可能性について検討する必要がある。

ア　梅雨前線による集中豪雨

昭和 13 年の気象条件から見てみると、梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布しているという特徴があり、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。

イ　台風による風水害

平成 27 年から令和 6 年までの台風の発生数は、平均 25 個となっている。そのうち、日本への接近数は平均 11 個で、日本へ上陸した台風の数は、この 10 年間では平均 3 個である。

風台風、雨台風と呼ばれることがあるが、これらは台風の性格を表しているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向との関係で大雨となること等に起因する。また、風は台風の進行方向に向かって右の半円で強くなり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで、海岸部の低地等広い範囲で塩害が起きるおそれがある。

高潮と高波は、台風が 980hPa ぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、高波は、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起こったり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。

台風の状況（気象庁）

区　分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生数	個	27	26	27	29	29	23	22	25	17	26
接近数	個	14	11	8	16	15	7	12	11	9	11
上陸数	個	4	6	4	5	5	0	3	3	1	2

※接近数：台風の中心が国内のいずれかの気象官署から 300km 以内に入った台風の数

（４）風水害被害の特徴

ア　水害

梅雨前線や秋雨前線、台風の影響する豪雨による被害が想定される。河川改修により大河川の氾濫は減少しているものの中小河川においては溢水被害が見られる。

近年の集中豪雨では、河川は氾濫しないものの排水量を上回る集中豪雨のために内水面氾濫が発生しているケースがある。

イ　土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりが起きやすい地域や山崩れ、崖崩れ等の斜面崩壊については、基岩の風化が進み、かつ急斜面の多い地域で発生の頻度が高い。

ウ　風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害等が考えられる。過去平均風速が 30m/s を超える暴風は全て台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

エ　高潮、高波による被害

高潮、高波も風害の一つの形態であり、両者が重複するときに大きな破壊力を発揮するのが特徴である。そのため台風の際は特に注意を要する。

第１３節　大規模事故災害の想定

（１）大規模事故

この計画では、大規模事故災害に対しても対応をすることを踏まえた策定を行っており、ここで想定する「大規模事故」は、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発など大規模で市民生活に重大な被害を及ぼす事態とする。相生市における大規模事故災害の想定は次のとおりとする。

ア　大規模事故例

【航空機事故】空港内における事故例

災害名	発生日	被害状況	事故概要
羽田空港 航空機衝突事故	令和 6 年 1 月 2 日	日本航空機: 負傷者等 15 名 海上保安庁機: 死者 5 名 負傷者 1 名	東京国際空港（羽田）日本の東京都大田区の東京国際空港（羽田空港）に着陸した日本航空（JAL）516 便と、離陸のため誤って滑走路上に侵入していた海上保安庁（海保）の航空機が滑走路上で衝突したもの。
ガルーダインドネシア航空機炎上事故	平成 8 年 6 月 13 日	死者 3 名 負傷者 109 名 /275 名中	福岡空港 離陸中断でオーバーラン追突　大破・炎上
中華航空機墜落事故	平成 6 年 4 月 26 日	死者 264 名 負傷者 7 名 /271 名中	名古屋空港 着陸時に墜落 大破・炎上

【航空機事故】港外における事故例

災害名	発生日	被害状況	事故概要
日本航空 ジャンボ機墜落事故	昭和 60 年 8 月 12 日 18 時 56 分頃	死者 520 名 負傷者 4 名/524 名中	山中に墜落 大破・炎上

【航空機事故】県内における事故例

災害名	発生日	被害状況	事故概要
小型機オーバーラン	平成 25 年 7 月 21 日	重傷 1 名 軽傷 2 名	但馬飛行場に着陸中斜面に不時着
阪急航空ヘリ墜落事故	昭和 61 年 11 月 27 日	死者 8 名 / 8 名中	神戸ヘリポートに飛行中、斜面に衝突し、大破・炎上

【鉄道事故】

災害名	発生日	被害状況	事故概要
余部鉄橋 列車転落事故	昭和 61 年 12 月 28 日 13 時 25 分頃	死者６名 負傷者６名	強風下の余部鉄橋 余部集落へ転落
信楽高原鐵道 正面衝突事故	平成 3 年 5 月 14 日	死者 42 名 負傷者 614 名	通常列車と臨時列車の 正面衝突
高山線列車脱線 衝突事故	平成 8 年 6 月 25 日	負傷者 17 名	線路上の落石に乗り 上げ、脱線
福知山線 列車事故	平成 17 年 4 月 25 日 午前9時18分頃	死者 107 名 負傷者 563 名	7 両編成の前 5 両が 脱線し、建物へ激突
営団地下鉄日比谷線 脱線衝突事故	平成 12 年 3 月 8 日	死者５名 負傷者 38 名	最後部車両が脱線し、 対向列車と衝突

【交通事故等】

災害名	発生日	被害状況	事故概要
飛騨川バス 転落事故	昭和 43 年 8 月 18 日	死者・行方不明者 104 名 負傷者２名	観光バス２台が土石流 に巻き込まれ、飛騨川 に転落
日本坂トンネル 火災事故	昭和 54 年 7 月 11 日	死者７名 負傷者２名	トンネル内で追突事故 し爆発、火災延焼
豊浜トンネル 岩盤崩落事故	平成 8 年 2 月 10 日	死者 20 名 負傷者１名	岩盤崩落でバス 1 台と 乗用車 2 台が被災
中央自動車道 笹子トンネル 天井板落下事故	平成 24 年 12 月 2 日	死者９名 負傷者２名	トンネル天井板が落下 し、車両 3 台が巻き込 まれた。
弥彦神社事故	昭和 31 年 1 月 1 日	死者 124 名 負傷者 94 名	石段で初詣客がぶつか り合い、崖下に落下
明石市民夏祭り 花火大会事故	平成 13 年 7 月 21 日 20 時 35 分頃	死者 11 名 負傷者 222 名	連絡歩道橋上でぶつ かり将棋倒し事故

【爆発事故】

災害名	発生日	被害状況	事故概要
姫路化学工場爆発	平成 24 年 9 月 29 日	死者１名 負傷者 36 名	アクリル酸中間貯蔵 タンクの爆発

イ　相生市の火災状況

火　災　状　況

		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
火災発生件数	総数	8	6	8	9	4	14
	建物	5	3	2	3	2	5
	林野	－	－	－	－	－	－
	車両	－	1	2	2	－	1
	船舶	－	－	－	－	－	－
	その他	3	2	4	4	2	8
焼損棟数	総数	6	5	2	5	2	5
	全焼	1	1	－	2	2	1
	半焼	－	1	－	－	－	1
	部分焼	4	1	1	－	－	－
	ぼや	1	2	1	3	－	3
焼損面積	建物（㎡）	6	174	5	280	242	70
	林野（ａ）	－	－	－	－	－	1
死傷者	死者	－	－	－	1	1	－
	傷者	2	－	－	1	2	1
救急車出動状況	総数	1,224	1,163	1,125	1,333	1,506	1,432
	火災	3	2	－	3	7	4
	自然災害	－	－	－	－	－	－
	水難	3	－	1	1	1	1

（西はりま消防組合相生消防署調）

ウ　相生市における被害想定

航空機事故災害	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
鉄道事故災害	ＪＲ山陽本線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故 列車と自動車の衝突
交通事故災害	国道 250 号、国道２号等の幹線道路における多重衝突などの大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害 道路構造物（トンネル・橋梁等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害、道路上での大きな交通事故、道路上等での極端な雑踏被害
危険物等災害	ＬＰガス等の高圧ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	住宅密集地における大規模延焼火災、林野火災の延焼
その他の災害	その他の大規模な事故災害

第１４節　海上事故災害の想定

（１）海上事故災害

海上事故災害は、相生港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的とする大小各種船舶が通航し、衝突、乗揚等の海難が発生し、市民生活に重大な被害を及ぼす事態とする。

（２）被害の想定

（ア）　海難による人身事故

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機械損傷などがあり、これらの海難の発生により遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

（イ）　重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故により、海域が汚染されるおそれがあることを想定する。

第１５節　原子力等災害の想定

（１）原子力等災害

相生市において、原子力事業所は存在しないが、放射性同位元素取扱事業所が 1 箇所あるため、原子力等に係る事故事象として次の災害を想定する。

（２）被害の想定

（ア）　放射性同位元素等の輸送

輸送物自体の安全性等については、核燃料物質等の輸送の場合と変わりはないため、防災指針の「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」においてＢ型輸送物及びＡ型輸送物について示されている災害の規模、態様等を参考とすることとし、万一の事態に備え、関係法令等に基づき、相生市その他防災関係機関が講じるべく対策を定める。

（イ）　放射性同位元素取扱事業所

相生市において、1 箇所の放射性同位元素取扱事業所が存在するが、これまでにおいても放射性同位元素取扱事業所での施設の火災、事故又は地震等自然災害によっても大きな被害は発生していない。また、県内に所在する放射性同位元素取扱事業所のほとんどがごく少量の放射性同位元素を取り扱っているのみであるという状況を勘案すると、火災等が発生した場合でも、施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。しかしながら、事故等が発生した場合の影響が大きいことから、万一に備えた対応を定める。

（ウ）　放射性物質の不法廃棄等

不法廃棄等事案では、不法廃棄等される放射性物質が①放射能は高いが少量の場合又は②放射能は低いが大量の場合が考えられる。相生市では、兵庫県地域防災計画に従い、以下の事態を想定する。

ａ　放射能は高いが少量の場合

市街地に立地するスクラップ事業所において、作業中にスクラップ中から大量の医療用ラジウム針（74MBq×20 本＝約 1.5GBq と想定）が発見され、直接触れた作業員数名が被ばく（被ばく線量は約 250mGy と想定）するとともに、市民に被ばくに関する不安が広がる事態。

ｂ　放射能は低いが大量の場合

市街地に立地する倉庫から、トリウムを含むモナザイト鉱数百 kg が発見され、市民に汚染・被ばくに関する不安が広がる事態。

第２編　災害予防計画

１　災害予防計画の目的

各種災害（風水害、地震、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事案等）に備え、これらによる被害を最小限にすることを目的として、相生市地域防災計画を基本に、今後、市として取り組むべき施策を体系化した行動計画として策定する。

２　災害予防計画の体系

（１）基本目標

この災害予防計画では、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、５つの基本目標を設定する。

基本目標１　市民との協働による防災力の向上
基本目標２　災害に強いまちづくり
基本目標３　的確な防災情報処理の実施
基本目標４　災害対応能力の向上
基本目標５　災害の予防と被害軽減対策

（２）分野別施策

基本目標を推進するため、39 の分野別施策を設定する。

（３）実施項目

分野別施策を推進するため、157 の実施項目を設定し、実施目標期間、実施主体、市の役割、担当部署等を設定する。

当計画の実施目標期間は「毎年」「短期」「中期」「長期」のいずれかの期間を設定する。担当部署は次の期間を目標として計画を推進する。

「毎年」… 通常業務として毎年（場合によっては隔年）実施する。

「短期」… 概ね１～２年で完了又は集中実施する。
- ○　啓発・教育・訓練等繰り返し行うもの
- ○　連携強化
- ○　マニュアル・指針・計画の策定など

「中期」… 概ね４年程度で完了する。
- ○　システム整備
- ○　施設整備など

「長期」… ５年後以降も継続的に実施する。
- ○　建築物の耐震化
- ○　基盤整備など

■災害予防計画の体系

基本目標	分野別施策
市民との協働による防災力の向上	第１節　市民の防災力の向上 第２節　家庭における防災力の向上 第３節　自主防災組織の防災力の向上 第４節　事業所の防災力の向上 第５節　学校における防災力の向上 第６節　災害ボランティアとの協働体制の強化 第７節　消防団の防災力の向上
災害に強いまちづくり	第１節　防災拠点の整備 第２節　都市の防災構造の強化 第３節　水害予防対策の実施 第４節　土砂災害予防対策の実施 第５節　危険宅地等における災害予防対策 第６節　建築物等の耐震性の確保 第７節　土木構造物等の災害予防対策 第８節　ライフライン施設等の災害予防対策
的確な防災情報処理の実施	第１節　通信機器・施設の整備・運用
災害対応能力の向上	第１節　組織体制の整備 第２節　研修・訓練の実施 第３節　広域防災体制の確立
災害の予防と被害軽減対策	第１節　火災予防対策の推進 第２節　消防施設・設備、消防体制の強化 第３節　大規模火災時の避難計画 第４節　津波災害対策の推進 第５節　地震・津波等観測施設 第６節　海上災害の予防対策 第７節　防災資機材の整備 第８節　災害救急医療体制の整備 第９節　緊急輸送体制の整備 第１０節　避難対策の充実 第１１節　災害時帰宅困難者対策の推進 第１２節　備蓄体制等の整備 第１３節　被災建築物応急危険度判定制度の整備 第１４節　被災宅地危険度判定制度の整備 第１５節　廃棄物対策の整備 第１６節　集落の孤立化対策 第１７節　要配慮者支援対策の充実 第１８節　ヘリポート対策の実施 第１９節　危険物・高圧ガス等の予防対策の実施 第２０節　雑踏事故の予防

⇒ 各個別実施項目

第１章　市民との協働による防災力の向上

第１節　市民の防災力の向上

１　基本方針

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、災害対策を推進していくためには、まず、市民が自主防災の自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うことが重要である。

このため、市は、日頃から市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及するよう努める。

２　施策の体系

- 第１節　市民の防災力の向上
  - （１）防災意識の向上
  - （２）災害対応能力の向上

３　現状と課題

○災害による被害を最小限に留めるためには、行政や関係機関による各種災害対策とともに、「自らの身の安全は自らが守る」という市民の心構えと行動が重要となる。市及び関係機関は、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）防災意識の向上

【実施主体】　市民
【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、防災関係機関

ア　防災意識の普及、啓発方法

短期	中期	長期	毎年

市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」ということを基本に防災・危機管理意識を高め、平時から地域・家庭・学校・事業所等、社会全体で減災への取組み等を行うように促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

市は、次の事項等について広報し、市民の防災意識の高揚を図る。

【防災知識や心得の普及の方法（例）】

（ア）　ハザードマップ等各種印刷物の作成
（イ）　テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及
（ウ）　研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及
（エ）　ホームページ・相生市公式ＬＩＮＥ・SNS を活用した防災知識の普及
（オ）　広報紙を活用した防災知識の普及
（カ）　防災イベント、各種防災講座の実施
（キ）　各種防災訓練の実施
（ク）　防災ネット、防災行政無線の使用
（ケ）　洪水キキクル・大雨キキクル等プッシュ型通知サービスの登録推進

【災害リスクに関して周知する情報】

（ア）　市の防災対策
（イ）　災害に関する一般的知識と過去の災害事例
（ウ）　避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の意味合い
（エ）　水防法に基づく浸水想定区域や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
（オ）　緊急地震・津波速報について普及・啓発
（カ）　災害に対する平素の心得
（キ）　災害発生時の心得

イ　参画・協働意識の高揚

短期	中期	長期	毎年

市民は、参画と協働によるまちづくりに自主的に関わるよう努めるとともに、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努める。また、緊急時に助け合える緊密なコミュニティ形成を目指し、日頃から自治会等での防災及び各種イベント活動などを通じた組織づくりを進める。

市は、広報紙やホームページ、コミュニティ活動等の情報提供等を行い、地域のコミュニティ意識の高揚を図る。

また、市民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化への支援、各種団体の支援を推進する。

（２）災害対応能力の向上

【実施主体】　市民
【市担当部】　企画総務部、健康福祉部
【関係機関】　兵庫県、自治会、自主防災組織
相生市社会福祉協議会、防災関係機関、民生委員・児童委員

ア　要配慮者に対する意識の向上

短期	中期	長期	毎年

市民は、市及び自主防災組織等と連携して、日頃から近隣の要配慮者の所在及び生活に関する情報等の把握に努め、災害情報の伝達や避難を支援する者の選定に対しても積極的に協力するよう努める。また、災害発生時には、要配慮者への情報伝達や安否確認、避難誘導等に対して支援・協力を行う。

イ　ボランティア活動に対する意識の向上

短期	中期	長期	毎年

市民は、行政とボランティアとの連携の重要性を認識し、災害時に自分たちができるボランティア活動について考え、ボランティア活動に関する知識や能力の習得に努める。

ウ　防災訓練への参加

短期	中期	長期	毎年

市民は、日頃から防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

エ　地域防災計画の周知

短期	中期	長期	毎年

市は、市民が主体となった防災まちづくりや様々な要望等に対応できるよう、地域防災計画の見直しにあわせて内容の充実に努める。また、市民に対して、地域防災計画の目的及び主な内容に関する周知を図る。

オ　講習会の実施、広報紙の配布など市民に対する防災知識の普及

短期	中期	長期	毎年

市は、専門家の招へいによる講習会の実施、広報紙の配布など市民に対して防災知識の普及に努めるとともに、兵庫県が主催する「ひょうご防災特別推進員」の派遣制度及び地域防災リーダーを育成するための「ひょうご防災リーダー講座」を周知する。

「ひょうご防災リーダー講座」の内容

災害のメカニズム・防災のしくみ・応急手当・救助方法・心肺蘇生法・避難所開設・運営訓練等

第２節　家庭における防災力の向上

１　基本方針

各家庭において災害に対する事前の取組みを徹底することは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。また、家族が市外へ通勤・通学している場合、災害発生の時間帯によっては、家族の安否や所在の確認が非常に困難になることが予想される。

このため、各家庭における事前の安全対策の充実を図るとともに、緊急時の対応について日頃から話し合いを進めるよう働きかける。

２　施策の体系

- 第２節　家庭における防災力の向上
  - （１）家庭の防災力の向上
  - （２）家庭内の安全対策の強化

３　現状と課題

○各家庭においては、家族で日頃より避難場所、避難経路、互いの連絡方法、非常食の備蓄などを話し合い、防災意識の向上を図ることが求められている。

４　具体的な施策

（１）家庭の防災力の向上

短期	中期	長期	毎年

【実施主体】　市民
【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認

短期	中期	長期	毎年

市民は、機会あるごとに家族で話し合い、自宅周辺地域における災害危険箇所の把握を行い、災害時の非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行うとともに、避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

イ　家庭内備蓄の促進（食糧・飲料水等）

短期	中期	長期	毎年

各家庭では、次の内容に留意して備蓄を行う。

（ア）家族の食糧や飲料水等を最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の備蓄
（イ）調理用熱源及び燃料の備蓄
（ウ）停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
（エ）その他家族構成に合わせた震災時に必要な物資の備蓄

また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

（２）家庭内の安全対策の強化

【実施主体】　市民
【市担当部】　建設農林部

ア　耐震診断及び耐震補強の実施

短期	中期	長期	毎年

市民は、住宅の耐震化が減災まちづくりにおいて必要かつ重要である旨を理解し、専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を実施する。

【耐震診断、耐震補強についての補助制度】

○簡易耐震診断推進事業（相生市）
・簡易耐震診断費補助
○ひょうご住まいの耐震化促進事業（相生市）
・住宅耐震改修計画策定費補助
・住宅耐震改修工事費補助
・簡易耐震改修工事費補助
・シェルター型工事費補助
・屋根軽量化工事費補助

イ　室内外安全対策の実施

短期	中期	長期	毎年

市民は、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策及び撤去、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施する。

第３節　自主防災組織の防災力の向上

１　基本方針

地域住民に向けて、積極的に設立趣旨の周知や講習会・防災行事等を通じた啓発活動に努め、全市的に地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成推進を図る。

２　施策の体系

第３節　自主防災組織の防災力の向上 ―― （１）自主防災組織の活性化

３　現状と課題

○災害発生後の初期の段階では、「自助」、近隣住民同士等による助け合いの「互助」及び自主防災組織や地域のコミュニティ等による「共助」の取組みと、行政の「公助」が一体となることで、災害対策は更に実効ある取組みが展開できる。

○阪神・淡路大震災、東日本大震災では、多くの人が家族や近隣者により救助されており、地域の防災力を高めるための自主防災組織の重要性が改めて認識された。

○市における結成数は 55 団体（自治会単位の結成率 100%）となっている。
今後は防災士の協力を得るなどして自主防災組織の活性化を図る必要がある。

４　具体的な施策

（１）自主防災組織の活性化

【実施主体】　市民
【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　自主防災組織の活動の推進

短期	中期	長期	毎年

市及び防災機関は、自主防災組織が結成されていない自治会等に対して、結成を促し、結成された自主防災組織に対しては、出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、組織的活動全般に対する支援を行う。近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も図る。

また、西はりま消防組合相生消防署、市消防団、防災士と連携し、防災に関する知識の普及・啓

発に努めるなど、関係機関や団体との協力体制の充実に努める。

イ　自主防災組織の育成方法

短期	中期	長期	毎年

市は、自主防災組織の自発的な防災活動の取組みを支援し、防災に関する意識の高揚を図る。自主防災組織の育成方法として以下の活動を推進する。

【自主防災組織の主な活動内容】

	平　時　の　活　動	災害発生時の活動
情報	・防災意識の普及及び高揚 ・防災に関する知識の普及 ・情報収集、伝達体制の構築 ・関係機関との連絡体制の構築 ・防災計画の作成 ・避難行動要支援者名簿の管理、個別避難計画の策定 ・地域における「マイ避難カード」作成の普及促進 ・防災士の参加依頼	・情報の収集・伝達及び広報 ・地域住民の安否確認 ・地域の要配慮者への支援
防災訓練	・実働訓練等の実施・参加 ・災害図上訓練への参加 ・要配慮者への支援訓練	－
消火	・出火防止及び初期消火の徹底 ・初期消火訓練の実施・参加	・出火防止及び初期消火
救出・救護	・防災資器材の備蓄・保守管理 ・救出及び救護訓練の実施・参加	・負傷者の救出・援護 ・食糧、救援物資等の配布協力
避難誘導	・避難訓練の実施・参加	・避難誘導
給食・給水	・炊き出し訓練の実施・参加	・避難所における炊き出し （避難所自主運営）

ウ　自主防災組織への指導

短期	中期	長期	毎年

自主防災組織の整備に当たっては、市の防災機関と十分協議の上、組織として実施すべき活動を具体化した自主防災組織の地区防災計画を作成することを推奨し、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にするように努める。

【自主防災組織の地区防災計画の内容】

（ア）　自主防災組織の編成と任務分担に関すること。
　　組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
（イ）　防災知識の普及に関すること。
　　普及事項・普及方法等を定める。
（ウ）　防災訓練に関すること。
　　訓練の種別、個別避難計画、実施計画等を定める。
（エ）　情報の収集伝達に関すること。
　　情報の収集伝達方法等について定める。
（オ）　出火防止・初期消火に関すること。
　　出火防止・初期消火の方法・体制等について定める。
（カ）　救出・救護に関すること。
　　救出・救護活動、医療機関への連絡方法等を定める。
（キ）　避難誘導・避難生活に関すること。
　　避難誘導の指示・方法及び避難路・避難場所、避難所の運営協力等を定める。
（ク）　給食・給水に関すること。
　　食糧・飲料水の確保、炊き出し等について定める。
（ケ）　防災資器材等の備蓄・管理に関すること。
　　調達計画、保管場所、管理方法等について定める。
（コ）　要配慮者に関すること。
　　避難支援の役割分担、支援内容について定める。

エ　自主防災組織への支援

短期	中期	長期	毎年

自主防災組織の活動を活性化するためには、その中核となるリーダーを育成する必要がある。そこで、各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や防災士の資格を持つ人、専門的な知識を持つ人などから人材を発掘し、リーダーになってもらうことを要請するとともに、兵庫県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」など、各種講座募集の周知に努める。

また、自主防災組織に対する意識の高揚を図るため、次の事項を実施する。

（ア）　啓発資料の作成
（イ）　情報の提供
（ウ）　各コミュニティに対する助言

第４節　事業所の防災力の向上

１　基本方針

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生及び迅速な復旧と事業の継続が行えるよう、企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

２　施策の体系

- 第４節　事業所の防災力の向上
  - （１）事業所の防災活動体制の強化
  - （２）事業所の防災への備えの強化

３　現状と課題

○災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物等の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。企業等においては、これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び防災計画を作成することが求められている。

○企業は、県からの支援を受け、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しに努めることが必要である。

４　具体的な施策

（１）事業所の防災活動体制の強化

【実施主体】　事業所
【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　企業等の平時対策の推進

短期	中期	長期	毎年

企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや情報提供、必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

【企業等の平時対策の内容】

（ア）　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成
（イ）　防災計画、防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成、点検・見直し
（ウ）　防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成
（エ）　防災訓練の実施
（オ）　地域の防災訓練への参加
（カ）　防災体制の整備
（キ）　防災資器材、物資の備蓄
（ク）　従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力
（ケ）　復旧計画の作成
（コ）　各計画の点検・見直し
（サ）　テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境設備　等

【災害時の企業の役割】

（ア）　従業員、顧客の安全確保
（イ）　被災従業員への支援
（ウ）　二次災害の防止
（エ）　事業の継続
（オ）　地域貢献、地域との共生

＊地域貢献
特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県・市との協定締結や防災訓練への参加

＊地域との共生
消防団協力事業所制度(令和 3 年 3 月)を活用し企業の消防団活用への理解を醸成する。

イ　事業所の防災組織体制の強化

短期	中期	長期	毎年

市は、各事業者が災害に備えて防災計画を作成し、十分な予防対策及び円滑な応急対策を実施できるよう指導する。

【対象施設】

（ア）　多数の人が利用する施設（中高層建築物、集会場、旅館、学校、病院等）
（イ）　危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
（ウ）　多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
（エ）　複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

【防災計画の内容】

予防計画	（ア）　予防管理組織の編成 （イ）　火気使用施設、危険物、指定可燃物の点検整理 （ウ）　消防用設備等の点検整備
学習訓練計画	（ア）　防災学習 （イ）　防災訓練
応急対策計画	（ア）　応急活動組織の編成 （イ）　情報の収集伝達 （ウ）　出火防止及び初期消火 （エ）　避難誘導 （オ）　救出・救護

【防災組織の活動】

	平　時　の　活　動	災害発生時の活動
情報	・従業員等の防災に関する教育の実施	・情報の収集伝達
防災訓練	・防災訓練	－
消火	・出火防止及び初期消火の徹底 ・初期消火訓練の実施・参加	・出火防止及び初期消火
救出・救護	・防災資機材の備蓄・保守管理 ・施設及び設備等の訓練整備	・負傷者の救出・援護 ・食糧、救援物資等の配布協力
避難誘導	・避難訓練の実施・参加	・避難誘導

ウ　防災上重要な施設管理者に対する啓発

短期	中期	長期	毎年

市は、危険物を取り扱う施設や商業施設、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等の防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の従業員を対象とした災害発生時のとるべき措置に係る講習会や防災訓練の実施を指導する。

また、法令に定める保安講習・立入検査、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

（２）事業所の防災への備えの強化

【実施主体】　事業所

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　事業所内の備蓄

短期	中期	長期	毎年

事業所は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

食糧や飲料水等の目安とし、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の備蓄に努める。

イ　事業継続計画（BCP）策定の支援

短期	中期	長期	毎年

市は、事業所等の災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定、防災計画、復旧計画の作成について、啓発及びアドバイスに努める。

第５節　学校における防災力の向上

１　基本方針

市は、学校防災計画の作成、教職員及び児童・生徒等への防災教育等を積極的に進め、学校における防災力向上、避難所としての理解を図る。

２　施策の体系

- 第５節　学校における防災力の向上
  - （１）学校における防災活動体制の強化
  - （２）学校における防災教育・訓練の実施

３　現状と課題

○公立の学校・園は指定避難所等として使用されることから、教職員には、避難所開設及び運営に対する認識や施設の保全への対応が求められる。

○災害等の「危機」「危険」への対応能力を身につけることは、「生きる力」を養うことにつながるものであり、学校教育における防災教育を更に推進することが必要となる。

○児童・生徒が防災に関する知識等を習得することは、児童・生徒の家庭や地域における防災意識の普及につながることから、防災に関する学習の機会を持つことが重要といえる。

４　具体的な施策

（１）学校における防災活動体制の強化

【実施主体】　学校・幼稚園
【市担当部】　教育委員会
【関係機関】　兵庫県

ア　学校防災体制の整備推進

短期	中期	長期	毎年

教育委員会は、防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上、以下の諸課題の解決方策を協議する。また、教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。さらに、公立の学校・園は指定避難所となるため、ライフラインの強化等を実施し、災害に強い施設づくりを推進する。特に、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、防火扉等の設備の機能点検については、日頃から定期的に行うよう努める。

【防災教育推進連絡会議における協議事項】

（ア）　避難所指定に関わる学校と市の防災部局や自主防災組織との連携強化について
（イ）　学校防災計画策定に関する課題整理と調整について
（ウ）　地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について
（エ）　新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について

イ　学校防災計画の作成推進

短期	中期	長期	毎年

教育委員会及び学校・園は、県教育委員会の「学校防災マニュアル」を参考に、学校防災計画の整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする平時の安全対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図る。

ウ　要配慮者に対する配慮

短期	中期	長期	毎年

教育委員会及び学校・園は、防災計画の作成や施設・設備の整備を行う際には、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

エ　「震災・学校支援チーム（EARTH）」との連携推進

短期	中期	長期	毎年

県内の教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員とカウンセラーで構成され、教育復興を支援する防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「震災・学校支援チーム」との連携を、平時より図るよう努める。

（２）学校における防災教育・訓練の実施

【実施主体】　**学校・幼稚園**
【市担当部】　**教育委員会**
【関係機関】　**兵庫県**

ア　教職員への防災教育の推進

短期	中期	長期	毎年

学校・園は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災教育等に関する研修や図上訓練等を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

イ　児童・生徒等への防災教育の推進

短期	中期	長期	毎年

校長は、各学校の立地条件等の実情を踏まえながら、各教科、各種防災行事（防災訓練、避難訓練を含む。）等、学校の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を実施する。

また、児童・生徒一人ひとりが「減災社会」の担い手として、「自助」「互助」「共助」の考え方を身に付け、災害への備えの大切さや、人と人とが支え合う地域社会が安全・安心を支える基本であることを理解できるよう、防災教育の推進を図る。

第６節　災害ボランティアとの協働体制の強化

１　基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランタリー活動における関係機関との役割分担や支援体制を整備する。

２　施策の体系

第６節　災害ボランティアとの協働体制の強化
- （１）災害ボランティアの受入体制の整備
- （２）災害ボランティアの活動環境の整備
- （３）災害ボランティア等の確保
- （４）災害ボランティアの育成支援
- （５）感染症の拡大が懸念される状況下における対応

３　現状と課題

○災害時には、避難所の運営支援や被災住宅の後片付け、要配慮者の生活支援など多くの人力が必要とされる。阪神・淡路大震災では、全国から多くのボランティアが支援活動に参加したが、受入体制やコーディネートが充分に機能していなかったこと、また、行政のボランティア支援の在り方が課題とされた。

４　具体的な施策

（１）災害ボランティアの受入体制の整備

【市担当部】　健康福祉部
【関係機関】　相生市社会福祉協議会

短期	中期	長期	毎年

市は、市内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

【受入体制として】

・行政機関、自主防災組織、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
・災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
・災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

・受入、紹介窓口の開設方法
・受入窓口開設の主体の明確化
・受入窓口の開設に対しての施設場所の提供、職員の派遣等協力連携

また、市は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会やボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・強化に努める。

（２）災害ボランティアの活動環境の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　健康福祉部
【関係機関】　相生市社会福祉協議会

市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方の下にボランティアの自主性を尊重しつつ、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。

【活動環境について】
・災害ボランティアに貸し出せる資器材の把握
・災害ボランティアへの使用許可等の手続き

ア　災害ボランティア活動支援マニュアルの策定

県の「災害ボランティア活動支援指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「災害ボランティア活動支援マニュアル」を策定し、この活動マニュアルを基に災害ボランティア活動の推進を図る。なお、この活動マニュアルについては、策定後も適宜更新し、内容の充実を図る。

【災害ボランティア活動支援マニュアルの内容】

項　　目	内　　容
（ア）　災害ボランティア活動支援の基本的考え方	○阪神・淡路大震災を踏まえた支援 ○ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援 ○災害ボランティア活動支援に係る行政の役割
（イ）　災害時の対応・支援	○災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設 ○災害ボランティア窓口の明確化（市・第三者的な機関） ○災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散 ○資器材等の確保 ○災害ボランティア本部への支援 ○窓口開設に関しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力、連携

（ウ）　平時の対応・支援	○ボランティア団体等とのネットワークの構築 ○ボランティア・コーディネーターの養成支援 ○災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

（３）災害ボランティア等の確保

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　健康福祉部

【関係機関】　相生市社会福祉協議会

市は、被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援を行い、災害ボランティアの確保に努める。

【大規模災害時にボランティアの協力を得る主な活動】

（ア）　災害情報、生活情報等の収集、伝達
（イ）　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
（ウ）　救援物資、資器材の配分、輸送
（エ）　軽易な応急・復旧作業
（オ）　災害ボランティアの受入事務

（４）災害ボランティアの育成支援

【市担当部】　健康福祉部

【関係機関】　相生市社会福祉協議会

ア　災害ボランティアに対する訓練･研修の実施

短期	中期	長期	毎年

市及びボランティア関係機関は、平時より協力して、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、各種研修、訓練等の実施により、市民の災害ボランティア意識の普及・啓発を図る。

イ　災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

短期	中期	長期	毎年

市は、災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会を開催し、災害ボランティアコーディネーターの育成支援に努める。また、講習会等の講師の依頼、市が開催するイベントでの登用などを通じて、平時から災害ボランティアコーディネーターに活動の場を提供するよう努める。

その他ボランティア関係機関等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネートを体験させる。

ウ　ボランタリー活動の支援拠点の整備

短期	中期	長期	毎年
		■	

市は、平時における各種のボランタリー活動が災害時にも活かされるとの考え方の下に、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランタリー団体と連携を図りながら、市域単位で、ボランタリー活動の支援拠点の整備に努める。

エ　災害ボランタリー活動の環境整備

短期	中期	長期	毎年
			■

市は、災害時におけるボランタリー活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランタリー団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランタリー活動資機材の整備、ボランタリー団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。また、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランタリー活動資機材の整備に努める。

（５）感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。

第７節　消防団の防災力の向上

１　基本方針

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に努める。

２　施策の体系

第７節　消防団の防災力の向上	（１）　消防団の充実強化対策

３　現状と課題

○消防団は、防災を支える重要な組織であるが、消防団員の減少、市外への勤務による昼間の消防団員不足等が考えられる。また、火災以外の災害対応においては、知識や技術が不足していることが現実である。

○消防団員の減少への対応は、消防団ＯＢや企業との協力、女性の地域防災活動への参画などに力を入れていく必要がある。

○地震、風水害、津波等に対する対応力の向上については、知識、技術の習得として、訓練や研修の実施が不可欠である。

４　具体的な施策

（１）消防団の充実強化対策

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　消防団

ア　消防団の充実強化

短期	中期	長期	毎年

市は、消防団の充実強化を図るため次の事業を推進する。

（ア）　消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練等の実施

（イ）　消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施

（ウ）　消防団員の処遇の改善

（エ）　消防団の車両・資機材等の充実

（オ）　消防団の活動拠点施設の整備

（カ）　青年層・女性層の団員の確保に向けた加入促進活動

（キ）　市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

（ク）　事業所に対する消防団活動への理解促進

（ケ）　市民に対する消防団活動への理解と協力促進

（コ）　地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくり

イ　消防団活動の強化

短期	中期	長期	毎年

消防団員は、災害活動の強化を図るため以下の項目を実施する。

（ア）　災害に応じた訓練の実施

（イ）　学校や自主防災組織との連携

（ウ）　資機材の整備、点検

（エ）　次世代の育成

（オ）　消防団活動の安全管理措置

第２章　災害に強いまちづくり

第１節　防災拠点の整備

１　基本方針

災害時における防災拠点として、西播磨地域全体の救援・復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（西播磨広域防災拠点）、市域における応急対策の中枢となる地域防災拠点を整備する。

２　施策の体系

- 第１節　防災拠点の整備
  - （１）防災基盤整備事業計画の策定・実施
  - （２）広域防災拠点の整備
  - （３）地域防災拠点の整備
  - （４）コミュニティ防災拠点の整備
  - （５）各防災拠点間の連携

３　現状と課題

○災害時に応急活動の拠点や避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等の整備に努める必要がある。

○本市の災害対策本部は、市役所庁舎に設置されるが、今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を行うには、各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠である。

４　具体的な施策

（１）防災基盤整備事業計画の策定・実施

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、兵庫県

短期	中期	長期	毎年

市は、本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、消防防災施設・設備の整備を要する場合は、消防防災施設整備事業計画を策定し事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あら

かじめ県と協議する。

（２）広域防災拠点の整備

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

広域防災拠点は、県が西播磨地域を対象として、播磨科学公園都市（西播磨広域防災拠点）及び赤穂海浜公園に整備している。災害発生時の避難・救援活動、救援物資の保管や集積、応急活動要員の宿営場等の機能を有し、また、大規模災害時における救援、救護、復旧活動の拠点としている。

【広域防災拠点の種類】

・ブロック拠点

救助物資の集積・配送機能、被災者用物資の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有する拠点

・その他拠点

主に既存施設を利用した物資集積及び集結・宿泊基地とする拠点

【県が整備している広域防災拠点】

ブロック拠点	播磨科学公園都市（西播磨広域防災拠点）　＊備蓄倉庫延床面積（1,132 ㎡）
機能	1 被災者用物資、被災者用資器材、救助用資器材の備蓄機能 2 地域内外からの援助物資等の集積・配送拠点機能 3 救援・復旧活動に当たる応急活動要員の集結・宿泊拠点機能
構成	1 中枢となる公園等の広場 (1) 緊急物資、復旧資器材の集積・配送基地 (荷下ろし・仕分け・保管・荷積みヤード) (2) 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地 (要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース) (3) 救助資器材等の備蓄施設 (4) 緊急用ライフライン設備 2 防災センター施設 (1) 事務室及び会議室 (2) 物資備蓄設備

その他拠点	赤穂海浜公園　物資集配及び集結・宿泊基地として、既存の施設をその他拠点に指定
機能	1 地域内外からの救援物資等の集積・配送拠点機能 2 救援・復旧活動に当たる応急活動要員の集結・宿泊機能拠点
構成	1 緊急物資、復旧資器材の集積・配送基地（荷下ろし・仕分け・保管・荷積みヤード） 2 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース） 3 臨時防災ヘリポート

（３）地域防災拠点の整備

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年

市は、市役所を当面の地域防災拠点とし、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動の訓練・教育拠点とし、防災資器材庫及び備蓄物資（照明用ランタン、懐中電灯、ハンドマイク、毛布、発電機、水、食糧等）等の整備を図るとともに、耐震性や水害による浸水対策を確認し、庁舎の被災に伴う重要な行政データ等の損失に備え、データのバックアップ対策及び設備の確保、耐震性の強化を講じることとする。

また、平時より、管轄内の各避難所の施設管理者と緊急時に円滑な情報交換が図れるよう連絡体制を整備し、災害時には、管轄内の各避難所の状況把握、人的・物的資源の調整を実施できるようにする。

【地域防災拠点の機能】

	機　　能
市役所	（ア）　広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資器材の集積配送スペース （イ）　地域の防災活動のための駐屯スペース （ウ）　物資、復旧資器材の備蓄施設 （エ）　災害対策本部、医療機関、防災関係機関や他の拠点と交信可能な通信設備 （オ）　緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等） （カ）　臨時離発着場（臨時防災ヘリポート） （キ）　耐震性貯水槽、井戸等 （ク）　広域避難スペース （ケ）　救急医療、高齢者・障害者等の要配慮者のケア機能との連携（市街地分散型地域の場合）等

（４）コミュニティ防災拠点の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

災害時に地域住民の避難地及び防災活動拠点となり、避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。防災拠点の整備に当たっては、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して自治会を単位として配置をし、耐震性の確保、発電機、水・食料等の常備の対策を講じることとする。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一次的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる概ね 500 ㎡以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮する。

【コミュニティ防災拠点の機能】

	機　　能
各小学校	（ア）　災害時において避難・応急生活が可能な機能 （イ）　地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資器材の集積・配送スペース （ウ）　情報通信設備 （エ）　対象地区内の防災活動に必要な設備 （オ）　電気、飲料水等の自給自足機能 （カ）　救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携（市街地連担型地域の場合）等 （キ）　地域住民の防災活動拠点

（５）各防災拠点間の連携

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

西播磨における大規模災害発生時等に広域災害応急対策の拠点となるのが、播磨科学公園都市（西播磨広域防災拠点）及び赤穂海浜公園であり、市は、地域防災拠点から広域防災拠点への連絡体制を確立し、効果的な情報の発信、物資・器材の輸送機能を確保する。

また、コミュニティ防災拠点と地域防災拠点との相互の連携も充実させるため、防災訓練等においても連絡体制等を確立させ機能の確保に努める。

第２節　都市の防災構造の強化

１　基本方針

都市基盤施設は都市の骨格をなす施設であり、これらの機能が低下又は停止した際には、都市全体の機能が麻痺することも想定される。特に、河川の氾濫防止、市街地の浸水被害軽減のための総合的な浸水対策が求められるほか、道路・公園等の都市基盤施設は、大規模火災発生時の延焼防止や災害発生時の避難・運送等重要な機能を担う施設であることから、既存施設の機能強化が必要である。

また、木造密集市街地や急傾斜地の住宅については、平時から様々な災害予防策を講じておくとともに、これら防災上問題のある地域を災害に強い市街地へと改善することが重要である。

このため、本市では、浸水被害の軽減、新たな都市基盤の整備や既存施設の耐震性の向上、災害発生の危険度の高い市街地の解消に向けて計画的に都市整備を進めるものとする。

２　施策の体系

- 第２節　都市の防災構造の強化
  - （１）安全・安心な都市づくりの推進
  - （２）市街地防災の推進
  - （３）防災施設の整備方針の策定
  - （４）重要施設の防災対策
  - （５）その他の施設の整備

３　現状と課題

○木造住宅密集地や新たな宅地等の開発計画地域については、適切な規制・誘導等を行うとともに、建築物の耐震化の推進、道路・公園等の整備を図り、地域の危険性の低減に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）安全・安心な都市づくりの推進

【市担当部】　建設農林部

短期	中期	長期	毎年

市は、県が策定した「都市計画区域マスタープラン」に十分配慮しつつ、「市都市計画マスタープラン」と整合を図る。

また、市は、県とともに、次の点に配慮し、安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいく。

（ア）　市域全体として災害に強い地域構造を構築すること。

（イ）　防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

（２）市街地防災の推進

【市担当部】　建設農林部

短期	中期	長期	毎年

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備等により道路空間の防災性・安全性の向上等に努め、市街地ネットワークの強化を進める。

（３）防災施設の整備方針の策定

【市担当部】　企画総務部、建設農林部、教育委員会

短期	中期	長期	毎年

市は、人口、産業の集積する既成市街地及びこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれのある地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難所、避難路等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する密集市街地においては、適切な規制・誘導等を行う。また、水害対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図る。

ア　広域避難地

広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する。

（ア）　周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね 10ha 以上の空地を有することを目標とする。

（イ）　避難者同士が密接する状況を取らないように、世帯ごとの間隔として、２ｍ以上（最低１ｍ）を確保するものとする。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者１人当たりに必要な面積を３㎡以上とすることができることとする。

（ウ）　災害時の高齢者・こども等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね２ｋｍ以内とすることとする。

（エ）　避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮す

るほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図る。

（オ）　大震火災時に多数の人々が避難することを考慮して消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保することに努める。

（カ）　臨海部及び河川の下流地域、ゼロメートル地帯等の低地盤地域については、津波の危険性や堤防の決壊等を考慮し、必要な措置を講じる。

イ　避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

（ア）　避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮した幅員とし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道にあっても、同様に配慮する。

（イ）　避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置する。

（ウ）　避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な設備を配置する。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

ウ　避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じる。

エ　避難地・避難路の周知

市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難に関する計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、ハザードマップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図る。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意することとする。

（４）重要施設の防災対策

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者

短期	中期	長期	毎年

重要施設における防災対策について定める。

ア　重要施設の登録

市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録することとする。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとする。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有することとする。

イ　平時の取組み

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めることとする。

（５）その他の施設の整備

【市担当部】　建設農林部、教育委員会
【関係機関】　各施設管理者

短期	中期	長期	毎年

施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努める。

ア　道路施設の整備

市は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努める。

イ　学校施設の整備

市は、災害時に市民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐火性の向上に努める。

第３節　水害予防対策の実施

１　基本方針

市は、洪水・高潮及び雨水出水による水害による災害を防止するため、各種河川工事等を実施し、維持管理の強化とあわせて、河川改修を推進するとともに、ハザードマップの作成・普及などの水防対策を推進する。

２　施策の体系

- 第３節　水害予防対策の実施
  - （１）水害に関する市民への啓発
  - （２）河川・海岸施設等の整備推進
  - （３）河川・海岸保全施設の管理・点検体制の強化
  - （４）防潮堤等海岸施設の整備
  - （５）水害警戒避難体制の整備

３　現状と課題

○相生市の河川は、二級河川としては 13 河川で、その流路総延長は約 38km である。これ以外に準用河川として８河川ある。

また、砂防指定地河川は 30 河川で総延長は約 26km である。

【河川及び砂防指定地河川の状況】

項　　目	内　　容
① 二級河川	亀の尾川、大谷川、佐方川、苧谷川、普光沢川、鮎帰川、岩谷川、矢野川、小河川、能下川、榊川、西矢野谷川、構谷川
② 砂防指定地河川	黒蔵川、亀の尾川、雨内大谷川、北谷川、室坂川、榊荒神山川、西後明川、鮎帰川、真谷川、総山川、岩谷川、那波大谷川、沼谷川、相生大谷川、大谷川、古池川、前山川、クライ谷川、小河川、飛之尾川、野瀬南川、鍛冶屋川、矢野川、葛ケ浜川、北山川、那波本町川、菅原町２川、旭６川、旭７川、山手川

○災害の発生原因は、主に集中豪雨によるものであり、過去におけるその降雨量の記録をみてみると、昭和 51 年９月には、８日から 13 日までの６日間にわたる継続的豪雨の影響で 938㎜ を記録し、特に 10 日、11 日の２日間に 635㎜ を記録した。最近では、平成 16 年９月 29 日に１日の降雨量で 217㎜、平成 23 年９月３日に 220 ㎜を観測している。

○台風や異常気象に伴う集中豪雨により河川の洪水被害や内水被害が発生する危険性が高まっており、水害から人命や財産を守る対策が急務となっている。

○自然排水の困難な相生、旭、那波、佐方地区の６箇所に設けられたポンプ排水施設の活用により、被害を最小限に止めている。なお、排水施設は次のとおりである。

【ポンプ場の状況】

ポンプ場名	台　　数	ポンプ口径	排水能力
那波	2	800 ㎜	155.4m³／分
	2	200 ㎜	
南那波	1	600 ㎜	438.0m³／分
	3	1,000 ㎜	
旭（県）	2	1,000 ㎜	581.7m³／分
	1	1,350 ㎜	
佐方	2	2,000 ㎜	158.0m³／分
相生	2	800 ㎜	173.2m³／分
	1	300 ㎜	
相生大谷川（県）	2	1,200 ㎜	420.2m³／分

○市の海岸線は、延長約 19㎞ で瀬戸内海に面し、入海は約５㎞ 入り込んで相生湾を形成している。相生湾は開港場の指定を受けており、海岸保全区域、臨港地区等の指定地でもあることから、高潮対策事業として防潮堤、排水ポンプ場設備が整備されている。

【兵庫県（土木部）所管高潮対策事業の内容】

河川名	事業の内容
佐方川	河川堤防等の整備
大谷川	・防潮水門の整備 ・排水機場の整備 ・遊水池（排水機場に併設した調節池）の整備

※海岸線の高潮対策施設は整備済み。

○耕地面積は、490ha 程度であるが、地形上大きな河川がないため灌漑用水の大部分を ため池に依存しており、その数は 156 箇所に及んでいる。これらの ため池のうち、危険なものについては老朽 ため池等整備事業により、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを優先して計画的に逐次補強補修を行ってきている。今後も補強補修に努める必要がある。

○浸水想定区域の指定を受けた場所に立地している、避難確保計画作成義務のある要配慮者施設は、第２編「災害予防計画」第５章「災害の予防と被害軽減対策」第１０節「避難対策の充実」の（15）避難確保計画の作成に記載

４　具体的な施策

（１）水害に関する市民への啓発

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　洪水災害に係る危険区域の把握・事前周知

短期	中期	長期	毎年

洪水浸水想定区域の作成に加え、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成した。市は、洪水ハザードマップ、ホームページ、市広報紙等により、それらの情報を周辺地域の市民へ、その危険性や洪水災害に関する知識を周知するよう努める。

なお、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

また、水防法に基づき指定した河川以外の河川において、過去の降雨により浸水した地点、その水深、その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときには市民に水災の危機を周知するよう努める。近年は、洪水のほか、内水・高潮により、想定を超える浸水被害が多発しており、それらに対応するため下水道・海岸の水位により、「相当な損害を生じるおそれ」がある箇所において浸水被害の危険を周知する。

最新の洪水・高潮浸水想定区域は、資料編『ハザードマップ』を参照

イ　要配慮者施設・大規模工場の浸水防止及び避難対策

短期	中期	長期	毎年

水防法による浸水想定区域内にある要配慮者施設（高齢者、障害者、乳幼児他）・大規模工場等に対しては、洪水時には特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、施設の名称・所在地を把握するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

浸水区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

ウ　洪水予報河川等以外の河川

短期	中期	長期	毎年

市は、洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水災の危険を市民等に周知するよう努める。

エ　津波・高潮災害に係る危険区域の把握・事前周知

短期	中期	長期	毎年

市は、市域において、被害想定等に基づく津波・高潮ハザードマップ等により、ホームページ、広報紙等を通じて、津波・高潮が来襲した場合の予想危険区域や津波・高潮に関する知識を市民へ周知するよう努める。

オ　雨水出水浸水想定区域の把握・事前周知

短期	中期	長期	毎年

市は、市街地において想定最大規模降雨による雨水出水時の被害軽減を図るため、内水（雨水出水）浸水想定区域図を作成し、洪水ハザードマップと併せ、ホームページ、広報紙等により、その危険性や水害に関する情報を市民へ周知するよう努める。

（２）河川・海岸施設等の整備推進

【市担当部】　建設農林部

【関係機関】　兵庫県

ア　河川、排水路の改修等に関する治水事業の促進

短期	中期	長期	毎年

市は、暴風雨・集中豪雨被害の防止・軽減を図るため、県及び関係機関と協力して、河川の改修工事、堆積土の除去、更には治水ダムの建設により水量を調整し、河川の決壊、堤防の損傷の防止に努める。

イ　高潮対策施設の整備

短期	中期	長期	毎年

市は、高潮及び波浪から防御するため、県及び関係機関と協力して、防潮堤、河川護岸、水門、排水機場等の整備を図る。

ウ　ため池の補強補修

短期	中期	長期	毎年

市は、ため池のうち、危険なものについては、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを重点的に、今後も補強補修に努める。

（３）河川・海岸保全施設の管理・点検体制の強化

【市担当部】　建設農林部、企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合相生消防署、消防団

ア　河川及び水路の管理・点検

短期	中期	長期	毎年

河川管理者は、治水上の安全性確保のため、維持管理を行う。

イ　内水の排除対策の推進

短期	中期	長期	毎年

市は、既存のポンプについては整備点検を実施し、安定した稼動に努める。

ウ　防潮堤・海岸保全施設の管理・点検

短期	中期	長期	毎年

市は、緊急時の操作に支障のないよう、定期的に防潮堤、水門及び排水ポンプ場等の海岸保全施設の監視や協定に基づく門扉等施設の操作状況及び老朽化の確認を行い、関係機関に報告して、その機能維持に努める。

エ　樋門の点検

短期	中期	長期	毎年

樋門は、平時から増水時の操作に支障のないように、点検整備を行う。

オ　ため池の点検

短期	中期	長期	毎年

市は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、点検及び改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知と防災体制整備等の指導に努める。

（４）防潮堤等海岸施設の整備

【市担当部】　建設農林部

【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

市は、県と協議し、高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。

また、施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

（５）水害警戒避難体制の整備

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、関係機関、西はりま消防組合相生消防署、消防団

ア　情報収集体制の整備

短期	中期	長期	毎年
			■

気象庁等からの洪水・高潮情報、及びフェニックス防災システム（高潮危険度予測システム、氾濫予測システム、川の防災情報、兵庫県海の防災情報、高潮氾濫発生情報（高潮特別警戒水位到達情報））、あるいは市民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。

イ　水防体制の強化・充実

短期	中期	長期	毎年
		■	

水防計画に基づき、水防管理団体間での連携体制及び水防に必要な資機材・設備の整備を推進し、並びに災害対策本部の組織運用について強化に努める。

ウ　市民への情報伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年
			■

市民の避難のため、収集した情報を、防災行政無線等及び自主防災組織・自治会・民生委員・児童委員連絡網等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

エ　避難体制の整備

短期	中期	長期	毎年
		■	

洪水・高潮災害の発生が予測あるいは確認された場合に、関係市民に対し、避難指示を行い、安全な避難所・避難経路への誘導が行える体制を整備するよう努める。

また、浸水災害発生時に徒歩での避難が困難と予想される場合については、自主防災組織・自治会等が中心となり、浸水想定区域の浸水深より高い鉄筋コンクリート造等の近隣マンション等にその協力を働き掛けるよう努め、要配慮者等が一時的に待避できる避難体制の整備を推進する。なお、津波一時避難場所等は一時退避の目標であり、浸水が終息し避難行動の安全性が確保された段階で、指定避難所等へ避難する。

第４節　土砂災害予防対策の実施

１　基本方針

日常から危険箇所周辺居住者への啓発を行うとともに、豪雨時等には消防関係機関と連携して巡視、警戒に当たる。また、土砂災害警戒区域に指定されている箇所は市民への情報連絡体制及び避難体制の見直し等を行うなど、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という）に基づく対策について定める。

２　施策の体系

第４節　土砂災害予防対策の実施
- （１）土砂災害等に関する市民への啓発
- （２）土砂災害警戒避難体制の整備
- （３）土砂災害警戒区域等における災害防止対策
- （４）砂防及び治山事業等への協力

３　現状と課題

○土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。市は、県と協力し、災害防止対策の促進を図るとともに、地域住民等に対し、災害に対する知識の普及に努め、適切な警戒・避難活動がとれる体制を確立する必要がある。

○治山事業及び造林事業は、昭和 26 年に着手したところであるが、令和元年度までの実績は、次のとおりである。

【森林の状況（人工林）（令和５年度兵庫県林業統計書より）】

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)%
		面積(A)ha	比率(%)	計(ha)	人工林 (B)ha	天然林(ha)	
総数		6,765	100	6,601	600	6,001	8.9
国有林		2	0	2	0	2	0
公有林	計	974	14	－	－	－	－
	県有林	199	3	－	－	－	－
	市有林	775	11	－	－	－	－
	財産区	0	0	－	－	－	－
私有林		5,789	86	－	－	－	－

○市内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所等が存在し、日頃から地盤の強化や避難対策などの安全対策に取り組む必要がある。相生市内における次の土砂災害等危険区域の一覧については、相生市地域防災計画（資料編）『第２節　自然環境』を参照

【急傾斜地崩壊危険区域】
【山腹崩壊危険地区】
【崩壊土砂流出危険地区】
【災害危険区域指定状況】
【土砂災害警戒区域等】

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を受けた場所に立地している、避難確保計画作成義務のある要配慮者施設は、第２編「災害予防計画」第５章「災害の予防と被害軽減対策」第１０節「避難対策の充実」の（15）避難確保計画の作成に記載

４　具体的な施策

（１）土砂災害等に関する市民への啓発

【市担当部】　企画総務部、建設農林部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

土砂災害防止法に基づき県が指定する以下の土砂災害危険区域（下記表）について、情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関すること、避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項を記載し、土砂災害ハザードマップ、県・市ホームページ、市広報紙等により、周辺地域の市民へその危険性を周知する。

また、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設においては、施設の名称、所在地を明確にする。

また、要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

最新の土砂災害警戒区域等は、資料編『ハザードマップ』を参照

【土砂災害等に係る各種危険箇所】

急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域とは、がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある、傾斜 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、前述の中で「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定されている区域のことである。
山地災害危険地区	山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり、土砂流出等の山地災害が起きやすい箇所であり、県が調査抽出している地区である。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命、身体に危険が生じるおそれがあり、「土砂災害防止法」第７条で指定されている区域のことである。また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち土砂災害防止法第９条により、指定される区域である。

（２）土砂災害警戒避難体制の整備

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

ア　各種危険箇所の定期パトロール

短期	中期	長期	毎年

県と協力し、平時から各種危険箇所の点検パトロールを行い、状況把握に努める。

イ　情報収集体制の整備

短期	中期	長期	毎年

気象庁等からの大雨情報及びフェニックス防災システム（兵庫県土砂災害情報提供システム）等からの土砂災害警戒情報（気象台と県の共同発表）、市民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。

ウ　市民への情報伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年

市民の避難のため、収集した情報を、防災行政無線、防災ネット、相生市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、サイレン、自主防災組織・自治会連絡網等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備するように努める。

エ　避難体制の整備

短期	中期	長期	毎年

土砂災害の発生が予測あるいは確認された場合に、関係市民に対し、高齢者等避難、避難指示を行い、安全な避難所への誘導が行える体制を整備する。

オ　救助体制の整備

短期	中期	長期	毎年

土砂災害による被害が発生した場合は、迅速かつ効率的な人命救助が必要になるため、ただちに自衛隊及び西はりま消防組合相生消防署に救助の要請を行える体制を整備する。

（３）土砂災害警戒区域等における災害防止対策

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、建設農林部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域については、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講じるものとする。

防災計画において定めた土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配付する。

（４）砂防及び治山事業等への協力

【市担当部】　建設農林部
【関係機関】　兵庫県

ア　砂防事業

短期	中期	長期	毎年

県が行う土石流危険渓流に対する砂防堰堤工事及び砂防指定地の指定に積極的に協力し、土石流対策事業を推進する。

イ　急傾斜地崩壊対策事業

短期	中期	長期	毎年

県が行う急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に積極的に協力し、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

第５節　危険宅地等における災害予防対策

１　基本方針

都市計画法による開発行為の規制・誘導、また、宅地開発指導要綱等に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地の形成に努める。

２　施策の体系

- 第５節　危険宅地等における災害予防対策
  - （１）宅地開発指導
  - （２）宅地防災パトロール

３　現状と課題

○相生市の宅地造成等に係る規制については、一定規模以上の開発行為について、森林法（林地開発許可）、都市計画法（開発許可）、条例等で規制されており、市域全てが何らかの規制対象となっている。

○相生市は平地が少なく、狭い道路をはさんで住宅が密集している地区があり、一旦火災が発生すると予想以上に規模が拡大することが予想される。

４　具体的な施策

（１）宅地開発指導

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　建設農林部

【関係機関】　国、兵庫県、関係機関

市は、県とともに開発事業に際しては、法に基づき開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等により災害等を発生させないよう、十分な指導に努める。また、開発行為に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、開発行為の一時停止及びその原因の除去と復旧のための措置をとるよう指導する。

また、開発にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

（２）宅地防災パトロール

【市担当部】　建設農林部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年

市は、造成された宅地について、必要に応じ、姫路土木事務所（まちづくり建築課）・警察・消防の協力を得て、梅雨期及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。

第６節　建築物等の耐震性の確保

１　基本方針

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進する。

２　施策の体系

- 第６節　建築物等の耐震性の確保
  - （１）計画的かつ総合的な耐震化の推進
  - （２）市有施設等の耐震化
  - （３）一般建築物耐震化の促進
  - （４）建築物の耐震性強化の普及啓発
  - （５）ブロック塀の倒壊防止対策
  - （６）社会基盤施設の老朽化対策の推進
  - （７）落下物等の対策

３　現状と課題

○国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 3 月 25 日告示）において法に定める特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率を、令和 7 年度末までに耐震性が不十分な対象建築物をおおむね解消することを目標とする。

４　具体的な施策

（１）計画的かつ総合的な耐震化の推進

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年

【関係機関】　兵庫県

市は、県とともに、昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を計画的に推進することとする。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 26 年 6 月 4 日施行、以下「耐震改修促進法」という。）第６条第１項に基づき、「耐震改修促進計画」等の作成を検討する。

（２）市有施設等の耐震化

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、市有施設（庁舎、学校等公共施設や公用施設）について、計画的に耐震性強化・改修を推進することとする。

（３）一般建築物耐震化の促進

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

上記（１）の計画的かつ総合的な耐震化を推進することとする。

（４）建築物の耐震性強化の普及啓発

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

（ア）　建物所有者及び市民への普及啓発

市は、県とともに、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

（イ）　建築物相談所の開設

市は、県とともに、県土整備部建築指導課、中播磨県民センター、市庁舎等に建築相談所を開設し、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めることとする。

（ウ）　建築物耐震診断の啓発

市は、県とともに、昭和 56 年の建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発することとする。

（５）ブロック塀の倒壊防止対策

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

市は、県とともに、ブロック塀の倒壊防止対策の啓発に努める。

（ア）　ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

（イ）　ブロック塀の危険箇所の調査

（ウ）　危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励

（エ）　建築基準法の遵守、指導

（６）社会基盤施設の老朽化対策の推進

【市担当部】　建設農林部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

市は急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

【対策の方針】

・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、令和 10 年度までに対策をおおむね完了
・点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的に実施

【主な計画対象施設】

区分	施設
道路	橋梁、トンネル、道路法面施設 等
下水	下水道施設
公園	公園施設

（７）落下物等の対策

【市担当部】　建設農林部、財務部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

（ア）　市有施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施することとする。

（イ）　一般建築物で、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。

（ウ）　据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

（エ）　地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、適正な対処方法等について、普及啓発を図る。

第７節　土木構造物等の災害予防対策

１　基本方針

道路・橋梁は、人や物資の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また、火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を担っている。適切な幅員を持つ幹線道路により、都市の骨格的道路網を計画的に構成し、地震に強い都市の基盤形成を図る。

２　施策の体系

第７節　土木構造物等の災害予防対策
- （１）道路・橋梁の災害予防対策
- （２）堤防等河川管理施設及び港湾施設の災害予防対策
- （３）ため池の整備
- （４）港湾施設の整備

３　現状と課題

○市内道路は、国道、県道及び市道に分けられ、国道は既に 100%、県道は 92.8%、市道は 90.2%が舗装され、全体としては 91.0%の舗装率である。

○未舗装市道の舗装化も順次進める中で、道路排水の効率化及び全幅活用が可能になるように改良し、自動車交通量の増加が著しい今日の状況に対応しつつ、交通の安全と円滑の両立を図っている。

【道路の現状】

区　分	国　　道		県　　道		市　　道		
	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	舗装率
令和５年度末	17,546	17,546	33,061	30,684	282,345	255,017	90.3%

４　具体的な施策

（１）道路・橋梁の災害予防対策

【市担当部】　建設農林部

短期	中期	長期	毎年

道路建設に当たっては、防災的な条件を十分考慮するとともに、落石防止対策等の諸対策を積極的に推進する。災害時において防災空間、緊急輸送道路等として重要な役割を担うこれら幹線道路について、国や県との調整を図りながら、道路整備に努めるとともに、幅員４ｍ未満の狭あい道路については、震災時の避難や救急・消防活動に支障をきたすおそれがあることから、拡幅整備を促進する。

（２）堤防等河川管理施設及び港湾施設の災害予防対策

【市担当部】　建設農林部
【関係機関】　河川管理者、各港湾施設管理者

短期	中期	長期	毎年

市は、河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

また、災害時における海上からの救援物資輸送を確保するため、関係機関に要望し、耐震強化岸壁等、港湾施設の強化を促進する。

（３）ため池の整備

【市担当部】　建設農林部
【関係機関】　兵庫県、ため池管理者

短期	中期	長期	毎年

市は、ため池のうち、危険なものについては、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを重点的に、今後も補強補修に努める。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのある ため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。

（４）港湾施設の整備

【市担当部】　建設農林部
【関係機関】　兵庫県、港湾管理者

短期	中期	長期	毎年

県は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

第８節　ライフライン施設等の災害予防対策

１　基本方針

ライフライン施設や都市交通施設が災害時においてもその機能を十分確保し、また、これらの施設が原因となる突発事故を防止するため、必要な対策を講じて安全性の向上を図る。

２　施策の体系

- 第８節　ライフライン施設等の災害予防対策
  - （１）電気通信施設の災害予防対策
  - （２）ガス施設の災害予防対策
  - （３）電力施設の災害予防対策
  - （４）水道施設の災害予防対策
  - （５）下水道施設の災害予防対策

３　現状と課題

○電気、ガス、上下水道などのライフライン施設や鉄道などの都市交通施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が風水害や火災等により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。

○電気、通信等の供給は、電柱等により行われていることから、電柱等の供給設備については、被災しても機能まひが生じないことを考慮し、設備の設置及び維持管理を行う必要がある。

○上下水道については、現在のところ施設等の耐震化は一部に限られており、市全域の耐震化には長期を要する。

４　具体的な施策

（１）電気通信施設の災害予防対策

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西日本電信電話㈱

電話通信事業者は、建築基準法の構造基準に加え、独自の構造設計指針により、建物及び鉄塔の耐震化を図るとともに、必要に応じて耐震診断や耐震補強を実施する。また、拠点施設の浸水対策等に努める。

ア　自治体との協調

倒木等により電気通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全を行う。事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めることとする。

（２）ガス施設の災害予防対策

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会、大阪ガス㈱

ガス事業者は、ガス施設の耐震性、防災システム等を強化し、防災体制の整備等を推進する。災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

（３）電力施設の災害予防対策

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　関西電力㈱・関西電力送配電㈱

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、電力の安定供給、公衆災害、二次災害の防止等電力施設の整備等に努める。災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

ア　自治体との協調

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、平時には地方の防災会議等への参画、最低年１回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるように努める。

また、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全を行う。事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めることとする。

（４）水道施設の災害予防対策

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西播磨水道企業団

ア　上水道施設の防災性の強化

短期	中期	長期	毎年

西播磨水道企業団は、災害時における水道施設の被害軽減を図るために、次のように、水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備に努める。

【水道施設の被害軽減】

重要施設の安全性診断及び安全性強化	西播磨水道企業団は、風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。 特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。
水道施設の保守点検	西播磨水道企業団は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、導水、浄水、送水、排水等の巡回点検を行うこととする。また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。
断水対策	西播磨水道企業団は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化による被害区域の限定化を図る。
図面の整備	西播磨水道企業団は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。
系統間の相互連絡	西播磨水道企業団は、導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。 また、隣接都市間等においても協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。
水道災害対策行動指針等の作成	西播磨水道企業団は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努めることとする。
災害時用の資機材の整備	西播磨水道企業団は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。
教育訓練及び平時の広報	西播磨水道企業団は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、市防災部局と連携して、平時から次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。 職員に対する教育及び訓練 （ア）　教育防災体制・災害救助措置等に関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催 （イ）　訓練動員・行動計画に基づく訓練 市民に対する平時の広報及び訓練 （ア）　広報 a　事前対策及び災害対策 b　飲料水の確保 c　給水方法の周知徹底 d　水質についての注意 e　広報の方法 （イ）　訓練 a　給水訓練等

イ　広域的対策

短期	中期	長期	毎年

市及び西播磨水道企業団は、県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「近畿２府７県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況等の災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

（５）下水道施設の災害予防対策

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　建設農林部

【関係機関】　施設管理委託業者

下水道施設管理者は、災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるため、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、及び大雨で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図る。

第３章　的確な防災情報処理の実施

第１節　通信機器・施設の整備・運用

１　基本方針

既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入も検討する。特に、多くの市民が携帯電話を保有する現在では、これを利用して防災情報を提供することが非常に効果的な方法であり、積極的な活用を図る。

２　施策の体系

- 第１節　通信機器・施設の整備・運用
  - （１）情報収集・伝達体制の強化
  - （２）市民への情報提供方法の充実

３　現状と課題

○市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要となる。近年、様々な情報媒体が普及し、市の情報通信機器も計画的な充実が図られているため、これらを効果的かつ効率的に運用することによって、情報伝達の迅速性・正確性を更に向上させていくことが必要である。

４　具体的な施策

（１）情報収集・伝達体制の強化

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合

ア　フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用

短期	中期	長期	毎年

市は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、県、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、迅速かつ的確な災害対応に努める。

イ　テレビ会議システムによる市町等とのホットラインの整備

災害時に県、市、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市、県民局等複数拠点とのテレビ会議・映像配信を行う。

ウ　災害時非常通信体制の充実強化

県、市、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実・訓練等による実効性の確保に努めることとする。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に風水害等のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

（ア）　非常通信訓練の実施

県、市、防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めることとする。

（イ）　非常通信の普及、啓発

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うこととする。

エ　防災行政無線の活用

短期	中期	長期	**毎年**

防災行政無線は、緊急災害時に、屋外にいる市民や広範囲の居住区に対して迅速・確実に一斉広報することが可能であり、停電時や公衆回線等の有線が途絶した時にも使用可能であることから、特に、地震・津波・洪水・土砂災害等の対応時に効果的であり、防災行政無線の活用による情報発信を行う。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

オ　全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

短期	中期	長期	**毎年**

津波情報や緊急地震速報等を市民に瞬時に知らせるための※全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、防災行政無線(同報系)と連携し、防災訓練を通して活用、普及・啓発を図る。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）：津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、同報系防災行政無線を自動起動することにより、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

カ　事故災害に関する情報収集・伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年

（ア）　原子力事故情報

県立健康環境科学研究センターで実施している環境放射能水準調査により、平時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。また、災害時に必要な測定機器等の整備、維持管理に努める。

（イ）　海上事故情報

迅速に被害状況を把握するため、沿岸陸上部のパトロール体制と「フェニックス防災システム」を通じた情報収集体制を整備する。

（ウ）　大規模事故情報

「フェニックス防災システム」による情報提供を行い、災害拠点病院等との災害情報の共有化を図る。また、市は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報項目及び内容等をあらかじめ整理しておく。

キ　全国避難者情報システムの活用

短期	中期	長期	毎年

全国避難者情報システムの活用を図り、他の県や市町村に避難している方に対して、市から見舞金等の各種給付の連絡、マイナ保険証の再発行など、重要情報の提供に努める。

（２）市民への情報提供方法の充実

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部

【関係機関】　兵庫県、西日本電信電話㈱、㈱NTTﾄﾞｺﾓ関西、KDDI㈱、ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸﾓﾊﾞｲﾙ㈱、楽天ﾓﾊﾞｲﾙ㈱

災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

ア　既存情報提供媒体の活用充実

短期	中期	長期	毎年

市広報やホームページ等の内容及び利用方法について、平時及び緊急時での活用方法を更に検討し、その充実を図る。

イ　要配慮者への情報提供方法の検討

短期	中期	長期	毎年

要配慮者に対しては、その障害の内容等に応じて、文字放送、手話や点字広報紙等により、効果

的な情報提供を検討する。

また、外国人への広報手段については、県等と連携して、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援等必要なニーズの把握に努めるとともに、日常生活上の問題への相談体制の充実を図る。

ウ　携帯電話メールの活用強化

短期	中期	長期	毎年
			■

市による緊急情報メールの配信とともに、情報提供手段の多重化とメール登録者の増加を図るため、本市の情報周知に有効と考えられる緊急速報メールの活用を図る。

エ　注意喚起看板等による啓発

短期	中期	長期	毎年
			■

津波・洪水浸水区域や沿岸部、土砂災害警戒区域等において、災害に関する注意喚起看板等により、その危険性について啓発を図る。

オ　災害用伝言ダイヤルの広報体制

短期	中期	長期	毎年
■			

西日本電信電話㈱と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言ダイヤルの普及促進のための広報を実施する。

また、大規模災害発生時における、災害用伝言ダイヤル運用開始時の広報体制について、県及び西日本電信電話㈱、携帯電話会社等との間で協議調整を行う。

カ　「ひょうご防災ネット」の普及促進

短期	中期	長期	毎年
			■

県は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図る。市は「ひょうご防災ネット」アプリの普及促進を図る。

キ　「相生市公式ＬＩＮＥ」の普及促進

短期	中期	長期	毎年
			■

気象情報やハザードマップ、避難所等の防災情報を配信している「相生市公式ＬＩＮＥ」の普及促進を図る。

ク　「災害時ナビ」の普及促進

短期	中期	長期	毎年

「防災情報」、「災害時ノウハウ集」、「安否確認」など災害に役立つ機能が備わっているほか、多言語化として、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語にも対応し、市内を訪れる観光客や外国人が避難所データ情報を収集することができる「災害時ナビ」の普及促進を図る。

・　スマートフォン専用（無料）アプリ「災害時ナビ」において、市民や市に訪れた観光客に市内の避難所等の情報を提供できる。

・　同アプリを利用すると、衛星利用測位システム（ＧＰＳ）を使い周辺の避難所を地図上に表示し、ルートを案内するほか、カメラ機能（ＡＲ機能）を使うと、実際の風景画面に　避難所の方向を表示することができ避難所までのルート検索等が利用できる。

（空白ページ）

第４章　災害対応能力の向上

第１節　組織体制の整備

１　基本方針

各組織の役割や特性を踏まえるとともに、全国各地の災害対応なども参考にしながら、迅速な初動体制がとれる組織づくりを目指すこととする。また、災害時の平常業務及び復旧・復興に係る業務については、平時から検討して明らかにしておくものとする。

２　施策の体系

- 第１節　組織体制の整備
  - （１）市の防災組織体制の整備、充実
  - （２）災害対策要員の確保体制
  - （３）災害対策要員への連絡、招集手段
  - （４）職員の体制
  - （５）業務継続計画（ＢＣＰ）の周知

３　現状と課題

○災害時には、市民の生命・財産を守ることが市の使命であるが、全国各地の災害における各自治体の初動対応の遅れが問題になっていることから、災害発生時の即応できる危機管理体制を整備する必要がある。

○市職員が被災した場合を考えると十分な人員確保及び初動体制の遅れが懸念されるが、予測可能な災害に関しては、十分な体制で望むことが必要である。

○災害時における職員招集の連絡体制及び安否確認の強化を図る。

○災害発生時に、利用できる資源に制約がある状況下においても適切な業務執行を行う必要があり、十分な体制で望むことが必要である。

○市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

４　具体的な施策

（１）市の防災組織体制の整備、充実

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市は、市域における防災対策の推進のため、平時から、市防災会議・市水防協議会において、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

また、市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者などの意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

【相生市防災会議】

ア　設置根拠
　災害対策基本法第 16 条
イ　組織及び運営
　災害対策基本法、相生市防災会議条例の定めるところによる。
ウ　所掌
（ア）　相生市地域防災計画を作成・修正し、その実施を推進すること。
（イ）　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に対する情報を収集すること。
（ウ）　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧・災害復興に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
（エ）　非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
（オ）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
エ　実施担当機関
　企画総務部危機管理課

【相生市水防協議会】

ア　設置根拠
　水防法第 33 条第１項
イ　組織及び運営
　相生市水防計画の定めるところによる。
ウ　所掌
　市の地域にかかる河川、ため池又は海岸の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。
エ　実施担当機関
　企画総務部危機管理課

（２）災害対策要員の確保体制

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　全ての部

夜間、休日における災害発生時の初動体制に万全を期し、災害対策要員の確保に努める。

（ア）　夜間、休日における災害の監視及び災害情報の収集は、危機管理課に警戒体制を敷き、初

動体制をとることとする。

（イ）　あらかじめ定めている連絡手段で災害対策要員を招集することとする。

（３）災害対策要員への連絡、招集手段

【市担当部】　全ての部

短期	中期	長期	毎年

市職員は、予測可能な災害においては、常に連絡がとれる体制をとることとする。それ以外においても、電話・メール等で連絡をとる。

連絡をとる際には、職員の安否確認も同時に行うこととする。

招集は、安全に支障がないようにすること。

（ア）　初動連絡体制の確立を行う。

（イ）　初動連絡体制の周知徹底を行う。

（ウ）　非常参集（全職員）が迅速に行えるように、所属職員の住所録を常に更新、整備し、連絡体制の徹底と充実を図る。

（エ）　登庁できない職員の把握を行う。

（４）職員の体制

【市担当部】　全ての部

短期	中期	長期	毎年

災害発生時における市職員の体制は、その都度確定するものとする。

職員に対しては、災害時の招集の意図を周知徹底する。

（５）業務継続計画（ＢＣＰ）の周知

【市担当部】　全ての部

短期	中期	長期	毎年

地方公共団体は、大規模災害（地震・津波・土砂災害等）の発生後において、地域住民の安全確保、被災者支援などの発災後に新たに発生する災害対応業務のほか、発災後も必要となる通常業務を実施していく責務を負っている。大きな自然災害や事故等の危機に遭遇しても重要な業務を中断させないことや、中断しても可能な限り短い期間で業務を再開することが求められている。そのため、行政における業務継続性を高めるために、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定することとなっており、各部において、相生市地域防災計画での各部の役割を把握し、また受援計画や各種関連マニュアル等との関係性を踏まえて、災害予防から災害対策、災害復旧、復興と業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、職員に周知することで、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりをすることが重要である。

業務継続計画（ＢＣＰ）については、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府）を参考にして、各部において見直しを随時行い更新すること。

第２節　研修・訓練の実施

１　基本方針

災害対策本部の設置運営体制の強化をはじめ、非常参集体制の強化や職員の災害対応能力の向上によって、災害時において即座に動ける指揮命令系統を確立できるよう、平時から充分な準備及び訓練を行っておくものとする。また、発災直後の救出・救助活動、緊急医療活動、消火活動等を迅速に実施することができるよう、各種施設・装備の整備・充実を図るとともに、応急体制の強化を図る。

２　施策の体系

- 第２節　研修・訓練の実施
  - （１）研修の実施
  - （２）防災訓練の実施

３　現状と課題

○災害発生時には、平時とは大きく異なる活動環境の中で、人命にも関わる問題に、迅速かつ的確に対処しなければならない。しかも、様々な機関・組織の活動を、効果的・効率的に機能させるための調整や、市民等に対して必要な情報を適宜・的確に提供することが求められる。

○平素から防災をはじめとした「危機」に対する意識を常に高め、事件・事故等の発生後に起こる様々な事態を想定するとともに、被害を最小限に止めるために日頃からどのような取組みを行うべきかなど、想像力、情報分析・判断力、コミュニケーション能力などを高めるための取組みが急務といえる。

４　具体的な施策

（１）研修の実施

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　全ての部

【関係機関】　兵庫県、消防団

市は、災害対策要員に対して、県が災害対策員を対象に、防災に関する体系的・総合的な知識習得のため開催する「ひょうご防災リーダー講座」の研修を活用する等、研修により、災害対策要員の専門性の向上を図る。

また、学識経験者等を講師とした一般研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

さらに、県が開催する「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に、参加をするとともに、ｅラーニングも活用して、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、

情報ルートの徹底を図る。

加えて、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

（２）防災訓練の実施

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　全ての部

【関係機関】　兵庫県、警察、自衛隊、消防、消防団、
その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア等

市は、県等が開催する総合防災訓練へ参加するほか、独自の防災訓練を企画及び実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める等、防災対策の充実強化を図る。

また、総合防災訓練には、市民、自主防災組織、防災士等、幅広い関係組織等の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織等の協力を含めた防災体制の強化を図る。

さらに、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策に十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。

【総合防災訓練の概要】

市は、地震等の災害に備えて、防災関係機関及び市民等の協力の下に実施する。また、次のとおり各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、その結果を検討、評価して課題を明らかにすることにより、防災対策の充実強化を図る。

ア　参加機関等

兵庫県、警察、自衛隊、相生市、消防、消防団、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア等

イ　訓練想定

市内防災関係機関及び地元市民が一体となって、被害想定により予想される事態に即応した風水害・地震・火災等、防災関係機関と協議し決定する。

ウ　実施種目

災害対策本部設置、避難指示・誘導、初期消火、被害状況調査、災害広報、水防工法、防疫、緊急物資の輸送、救出・救助、救護所開設、ライフラインの復旧、多発火災訓練等

【個別防災訓練の概要】

市及び防災関係機関は、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

ア　水防訓練

市は、風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適性かつ効率的な水防活動を行うため、各種訓練を実施する。

（ア）　参加機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団

（イ）　訓練内容

水防工法訓練、救助・救急訓練

イ　消防訓練

（ア）　相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団、病院及び各種協定に基づく関係機関

（イ）　火災現場活動訓練、救急・救護訓練、機器取扱訓練

ウ　土砂災害防災訓練

市は、土砂災害に際し、効率的な避難ができるように、地域市民とともに各種訓練を実施する。

（ア）　参加機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団、地域市民

（イ）　訓練内容

避難訓練、土砂災害警戒情報の発表を含む情報伝達訓練

エ　避難訓練（福祉施設及び病院等）

市及び西はりま消防組合相生消防署指導の下、災害時の避難が円滑・迅速・確実に実行できるように、市内の福祉施設及び病院等で実施する。

オ　避難訓練（小・中学校）

相生市及び西はりま消防組合相生消防署指導の下、児童・生徒は、身体・生命の安全を期するために各種想定の下に避難訓練を実施する。

（ア）　実施機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署

（イ）　訓練内容等

・地震、火災等災害時に落ち着いて、すばやく行動できるように、また、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。

・集団で行動させることを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

・避難訓練を通じて災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりを推進する。

・教職員、児童・生徒に対し、消火訓練や避難訓練方法を習得させる。

カ　災害ボランティア訓練

災害ボランティアの受け入れ訓練

災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

キ　要介護者サポートメンバーの避難訓練

要介護者の避難をサポートする要員を対象とした訓練や、被害を想定した演習等を実施するとともに、その救助支援体制を整備する。

ク　帰宅困難者への対応訓練

ケ　広域避難訓練

コ　図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況（津波、鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象））を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

サ　職員非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の参集訓練を実施する。

【自主防災組織等の訓練の概要】

市は、自主防災組織や要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参画を得て、防災訓練の実施に努める。実施する訓練項目は以下を参考に実施する。

ア　参加機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団、各地区自主防災組織

イ　訓練内容

情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・搬送訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練等

【その他の訓練等の概要】

ア　職員防災マニュアルの作成

市は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、また、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた職員防災マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、防災知識の周知徹底を図る。

イ　避難所管理運営(新型コロナウイルス感染症対応)マニュアル

第３節　広域防災体制の確立

１　基本方針

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から応援要請及び受入体制の確立を図るとともに、今後は、より広範囲の市町との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制確立に努めることとする。

２　施策の体系

- 第３節　広域防災体制の確立
  - （１）地方自治体の応援体制の充実
  - （２）国・県・公的機関との連携の強化
  - （３）関係団体、業界等との連携強化
  - （４）専門家・専門機関等との連携の強化
  - （５）市町相互応援
  - （６）応援・受援体制の整備
  - （７）広域避難・広域一時滞在の体制の整備

３　現状と課題

○大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援要請を行うことが必要となる。また、本市では、市内の流通業者及び関係団体との災害応援協定の締結を推進しており、今後も民間事業者への理解と協力を呼びかけていくことが必要である。

４　具体的な施策

（１）地方自治体の応援体制の充実

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合

西播磨地域での総合防災訓練の実施や連絡会等により、既に締結している相互応援協定の実効性を高めるとともに中播磨・西播磨広域防災対応計画に基づき、西播磨市町間等の連携強化を図る。

（２）国・県・公的機関との連携の強化

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、自衛隊、西はりま消防組合

ア　国・県・公的機関との連携

短期	中期	長期	毎年

国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関等との間において、平時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」の活用も含めて検討する。

イ　自衛隊との連携

短期	中期	長期	毎年

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、平時における協議や防災訓練の実施等を通じて連携強化に努めるとともに、自衛隊及び県との間において、情報連絡体制及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

（３）関係団体、業界等との連携強化

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合、関係団体・業界

短期	中期	長期	毎年

大量の人的、物的手段を確保し応急対策を迅速に推進するため、緊急人命救助活動のための障害物除去業務、生活物資の確保業務、交通規制や避難所の警備業務への従事等、可能な限り関係団体や業界等との協力体制の強化を図る。

（４）専門家・専門機関等との連携の強化

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合、関係団体・業界

短期	中期	長期	毎年

県は、大規模事故・災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

市は、放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害が発生した場合、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ定めておく。また、市は、県と協議し、現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてもあらかじめ定めておく。

（５）市町相互応援

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合

ア　応援要請

短期	中期	長期	毎年

市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置等を実施するために必要があるときは、他の市町に対し職員の応援を求めるものとする。また、他の市町からの応援を求められた場合には、特別の理由がない限り所要の職員を派遣するものとする。

イ　応急応援

短期	中期	長期	毎年

市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、また、発生するおそれがある場合において、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず消防、水防救助等について応援するものとする。

ウ　中播磨・西播磨地域広域災害対応計画の推進

短期	中期	長期	毎年

市は、県及び西播磨地域の各市町等と連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応するべき項目について、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画に基づき、市の地域防災計画への反映を検討する。

計画の対象項目は、次のとおりとする。

（ア）　相互連携
（イ）　情報の収集・伝達体制の整備
（ウ）　災害ボランティアの受入体制の整備
（エ）　要配慮者の二次避難確保体制の整備
（オ）　遺体の広域火葬体制の整備
（カ）　災害廃棄物の広域処理体制の整備
（キ）　行政・ライフラインの相互連携体制の整備
（ク）　オープンスペースの確保体制の整備
（ケ）　交通・輸送体制の整備
（コ）　備蓄体制の整備
（サ）　入浴対策

（６）応援・受援体制の整備

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

＜受援業務の例＞

○ 他府県等応援要員受入
○ 救命救助・消火部隊受入
○ 重傷患者広域搬送、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班受入
○ 救援物資受入
○ 広域避難
○ ボランティアの受入 等

（７）広域避難・広域一時滞在の体制の整備

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

（ア）　市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に、円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、下記の協定等について災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を次のように定めるよう努めることとする。

・他の地方公共団体との応援協定の締結
・広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災市民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結
・指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示

（イ）　市、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。

（ウ）　市は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討するものとする。

第５章　災害の予防と被害軽減対策

第１節　火災予防対策の推進

１　基本方針

平時から火災に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や防火上の重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。さらに、建築物の耐火性の向上についてもあらゆる機会を通じ指導を強化する。

２　施策の体系

- 第１節　火災予防対策の推進
  - （１）一般予防対策の推進
  - （２）建築物の火災予防の推進
  - （３）人命危険対象物火災予防の推進
  - （４）防火管理者の育成と活用
  - （５）林野火災予防対策の推進
  - （６）特殊危険物の予防対策の推進
  - （７）化学消火薬剤の備蓄

３　現状と課題

○火災発生時の出火や延焼拡大を防止することは、被害を軽減する上で極めて重要となる。

○大規模火災発生時には、同時多発する被災地で救助・消火活動が必要となるため、消防、消防団の活動だけに頼るのではなく、地域や事業所が適切な初期消火活動を行うことが必要となる。

４　具体的な施策

（１）一般予防対策の推進

【実施主体】　事業所、自治会・自主防災組織等
【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　予防査察の実施

短期	中期	長期	毎年

西はりま消防組合相生消防署は、消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。

イ　火災予防に関する指導・啓発

短期	中期	長期	毎年

市及び西はりま消防組合相生消防署は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

ウ　防火管理者の防火対策

短期	中期	長期	毎年

防火管理者は、当該防火対象物に関する消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的に実施するほか、消防用設備の機能維持、火気使用設備の安全管理を実施する。

エ　自治会・自主防災組織等の防火対策

短期	中期	長期	毎年

自治会、自主防災組織等各種団体は、消火器具等の普及に努めるとともに、取扱いの訓練を実施する。

（２）建築物の火災予防の推進

短期	中期	長期	毎年

【実施主体】　事業所
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物について、あらかじめ火災予防を図る。

（３）人命危険対象物火災予防の推進

短期 | 中期 | 長期 | 毎年

【実施主体】　事業所

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　防火・防災への安全指導

短期 | 中期 | 長期 | 毎年

西はりま消防組合相生消防署は、法令で義務化された一定規模以上の多数の人が出入りする防火対象物に対して、防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火・防災基準点検済証の表示を指導し、安全確保体制を確立する。

イ　消防法令違反に対する是正指導の推進

短期 | 中期 | 長期 | 毎年

西はりま消防組合相生消防署は、不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正指導を行う等、人命危険対象物の一掃を図る。

（４）防火管理者の育成と活用

短期 | 中期 | 長期 | 毎年

【実施主体】　事業所

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者を指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

（５）林野火災予防対策の推進

短期 | 中期 | 長期 | 毎年

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、防災関係機関

市及び西はりま消防組合相生消防署は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、山火事予防運動等の機会や市ホームページ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図る。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意す

る。

また、林野火災の予防活動については、地域住民等の協力が不可欠であるので、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

さらに、市及び西はりま消防組合相生消防署は、火入れの許可申請の徹底や畔焼き等の把握に取り組むとともに、火入れや畔焼き等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を図る。

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象条件の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、市及び西はりま消防組合相生消防署は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

（６）特殊危険物の予防対策の推進

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせる。

（７）化学消火薬剤の備蓄

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、化学消火薬剤の備蓄に努める。

第２節　消防施設・設備、消防体制の強化

１　基本方針

消防機関は、平時より、災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び消防水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備える。また、資機材の整備充実、高度救急用資機材の整備の整備、耐震性防火水槽の整備など、消防力の強化に努める。

２　施策の体系

第２節　消防施設・設備、消防体制の強化
- （１）災害時における総合的な警防計画の策定
- （２）整備計画の推進
- （３）消防団の強化

３　現状と課題

○地震発生後は、水道の断減水により消火栓が使用できなくなる可能性も高いことから、その他の多様な消防水利を確保しておくことが必要となる。

○消防力の現況は、次のとおりである。（令和７年１０月１日）

ア　西はりま消防組合相生消防署員

区分	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
現有人員	1	3	5	7	3	5	10	34

イ　消防署の装備

区分	指揮車	水槽付消防ポンプ車	消防ポンプ車	救急車	その他
台数	1	1	1	2	2

ウ　消防団

区分	団長	副団長	15箇分団	合計
定数	1	5	444	450

エ　消防団の装備

区分	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	その他
台数	12	4	2	1

オ　水利施設

区分	消火栓	防火水槽
箇所数	736	87

４　具体的な施策

（１）災害時における総合的な警防計画の策定

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市及び西はりま消防組合相生消防署は、災害時の火災等に対応する総合的な警防計画を策定する。

（２）整備計画の推進

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市及び西はりま消防組合相生消防署は、大規模地震や津波災害、同時多発火災など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に計画的に努めるものとする。

特に、水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないように、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

（３）消防団の強化

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市は、地域における消防団活動を充実するため、地域の実情に応じて次の取組みを実施するとともに、自主防災組織との連携強化を図る。

また、災害時に消防団が常備の消防隊と一体となって消防活動を実施し、初期消火、避難誘導等の防災活動を効果的に行うことができるよう、平時からの連携強化と技能向上を図るための教育訓練を実施する。

【消防団活動充実に向けた取組み】

（ア）　消防施設・設備の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
（イ）　団員の処遇改善、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層・女性層等の入団促進を図る。
（ウ）　消防団員の活動環境整備について、積極的に取り組む。

第３節　大規模火災時の避難計画

１　基本方針

防火地域等の指定、避難施設・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、オープンスペースの確保等、防災計画で定められた各種対策を推進する。

２　施策の体系

- 第３節　大規模火災時の避難計画
  - （１）避難計画の作成
  - （２）広域避難所及び避難所の指定
  - （３）広域避難地等の整備事業計画の推進

３　現状と課題

○大規模火災時には広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、防災基幹施設及びライフライン施設の被災による影響は極めて大きいため、大規模火災に強い避難所等の整備を推進することが必要である。

４　具体的な施策

（１）避難計画の作成

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、建設農林部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市は、市域において建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下を図るほか、以下の事項を考慮し、広域避難地・避難路の整備等組織的な避難計画を行う。

【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建ぺい率	備考
1	70%以上	－	放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率 0%
3		20%以上 30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上 40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険 5		40%以上	木造・防火造で焼失率 100%

＊火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして250mメッシュごとに予測した結果

＊市街化区域内又は用途地域内

【避難計画において考慮すべき事項】

ア　避難を要する人員の算定

避難区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定する。

イ　広域避難地の選定条件

（ア）　火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するための空地を有することを目標とし、さらに周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置に努めることとする。

（イ）　公共性

いつでも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要であるため、公共施設を中心に選定する。

（ウ）　収容人員の算定

避難地の収容可能な人員の算定は、４㎡につき１名とする。

（エ）　生活必需品等の供給

市は、食糧・給水・医療等最低限の生活必需品の供給方法をあらかじめ定めておく。

ウ　避難圏域の設定

避難地域については、どの地域の市民が、どの避難地に避難するかをあらかじめ考慮した避難圏域を設定する。

避難圏域の設定に当たっては、避難距離を短縮するため避難地から半径2km程度の範囲を目安とし、河川・道路等を隣接する避難圏域との境とするよう配慮する。

なお、地域防災拠点のうち、避難者を収容可能な規模のものについては、広域避難地を兼ねることができることとする。

エ　避難路の選定と避難誘導

避難区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口集中区域であるため、あらかじめ道路等を避難路として指定し、道路沿いにおいて建物の不燃化を図る等避難誘導の整備について検討する。

（２）広域避難所及び避難所の指定

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」及び第９節「避難計画（地震災害）」を参照

（３）広域避難地等の整備事業計画の推進

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年

第２編「災害予防計画」第２章「災害に強いまちづくり」第２節「都市の防災構造の強化」を参照

第４節　津波災害対策の推進

１　基本方針

津波の発生による被害を防止・軽減するための対策として、津波予報や避難指示（緊急）等の伝達体制の整備、避難対策の整備、市民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。

２　施策の体系

第４節　津波災害対策の推進
- （１）津波予報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備
- （２）津波監視体制等の確立
- （３）避難体制の整備
- （４）市民への啓発活動等の実施
- （５）津波対応マニュアル等の活用
- （６）南海トラフでの津波対策の推進

３　現状と課題

○南海トラフ地震発生の際、市域では震度５強～震度６弱程度の揺れとともに、満潮時に海抜 2.8ｍの津波が想定されている。このため、津波の発生時における迅速かつ確実な情報伝達体制を整備するとともに、想定を超える規模の津波が到来した場合のことも考慮し避難体制等の確立を行う必要がある。

４　具体的な施策

（１）津波予報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

ア　通報・通信手段の確保

短期	中期	長期	毎年

市は、広域かつ確実に津波予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化する等、信頼性の確保を図る。

（ア）　市は、市民等に海浜に出かけるときは、携帯電話・ラジオ等を携帯し、津波警報、避難指示の情報を取得・聴取するよう指導することとする。

（イ）　市は、市民等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線（同報系無線）等多様な手段を活用することにより、沿岸部への情報伝達の範囲の拡大に努めることとする。

（ウ）　県、市及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集・伝達を行うため、防災相互通信用無線の整備を引き続き継続することとする。

また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。

（エ）　県及び市は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り、津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。

イ　伝達協力体制の確保

短期	中期	長期	毎年

市は、多数の人手が予想される港湾、船だまり、ヨットハーバー、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、それらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より啓発活動を行うよう努めるものとする。

（２）津波監視体制等の確立

【市担当部】　**企画総務部**
【関係機関】　**西はりま消防組合相生消防署**

短期	中期	長期	毎年

気象庁は地震発生後、約３分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度４以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の市民等に対する通報・伝達に万全を期することとする。

（３）避難体制の整備

【市担当部】　**企画総務部**

市は、市民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

ア　一般市民の避難行動

短期	中期	長期	毎年
			■

（ア）　市は、市民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所等を周知することとする。

（イ）　市は、自主防災組織や管轄の警察署との協力の下に、避難者の掌握、要配慮者の把握・避難誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

イ　観光地等利用者の避難誘導

短期	中期	長期	毎年
	■		

（ア）　市は、観光客等の地理に不案内な者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議と調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。

（イ）　市は、観光地等の外来者の多い場所周辺や宿泊施設等に避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に関する特徴を事前に周知することとする。

ウ　避難場所の指定

短期	中期	長期	毎年
			■

市は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設のほか、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な措置となるよう努めることとする。

エ　津波一時避難場所の確保

短期	中期	長期	毎年
			■

津波接近時に、要配慮者や避難対象地区外まで避難する時間が無くなった市民のセイフティーネットとして、迅速かつ円滑に避難するため、「一時避難場所」等を指定する。

指定された場所には、案内板等を設置し、市民等に周知する。

（４）市民への啓発活動等の実施

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から市民に対する啓発活動を実施する

こととする。

ア　津波に対する防災意識の高揚

短期	中期	長期	毎年

市は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、市は県が実施した津波シミュレーションを基に、避難場所等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

イ　日頃の備えの充実

短期	中期	長期	毎年

市は、津波危険地域における避難場所等の市民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し啓発に努めることとする。

ウ　津波防災訓練の実施

短期	中期	長期	毎年

市は、関係機関や市民の参加の下、実践的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、市民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。その際、要配慮者に十分配慮した訓練を実施することとする。

エ　デジタル技術の活用

短期	中期	長期	毎年

市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

（５）津波対応マニュアル等の活用

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、津波災害に的確・迅速に対応するため、県が作成した「市町津波避難計画策定の手引き」に基づいた「相生市津波対応マニュアル」等の周知を図るとともに、相生市地域防災計画の修正を行うこととする。

（６）南海トラフでの津波対策の推進

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

（→第６編「津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）」を参照）

（空白ページ）

第５節　地震・津波等観測施設

１　基本方針

災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図り、市民に防災気象情報を適時・適切に提供できるよう、地震・津波等観測施設を有する防災関係省庁、県等の防災機関等の連携に努める。

２　施策の体系

- 第５節　地震・津波等観測施設
  - （１）気象庁の行う観測
  - （２）ＪＲ西日本の行う観測
  - （３）潮位の観測施設

３　現状と課題

○近年の災害の状況からも、情報発信力向上の必要性、津波予測精度の向上等、地震・津波への対応の重要性が指摘されており、市は、地震・津波等観測施設を有する防災関係省庁、県等の防災機関等との連携に更に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）気象庁の行う観測

気象庁の行う観測は、主として地震発生時の震源、規模の決定、各地の震度、津波発生の有無、津波の規模の判定、来襲地域の予想及びマグニチュード３以上の地震に関する調査研究が行われており、報道機関にも情報が提供されている。近畿・中国・四国地方に震源をもつ地震については大阪管区気象台においてその震源等諸要素が決定され、津波発生の有無の判定がなされる。

この地震災害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるように努めることとする。

相生市においては、市役所敷地内に計測震度計が設置され、大阪管区気象台に地震情報が伝送されるとともに、総務課及び相生消防署に設置した表示盤に震度等が即座に表示されるシステムとなっている。

（２）ＪＲ西日本の行う観測

ＪＲ西日本の行う観測は、地震発生時の列車運行を規制することを目的としており、ＪＲ相生駅に遠隔地震警報器が設置されている。

（３）潮位の観測施設

津波の高さは目視や建物に残された痕跡調査等によっても観測されるが、観測施設による場合は検潮装置による潮位の観測によって測定される。西播磨地域における観測施設としては、兵庫県により姫路、室津、家島、相生に検潮装置が設置されている。

第６節　海上災害の予防対策

１　基本方針

海上において人命救助、消火活動、流出した油又は有害液体物質（以下「油等」という。）への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき予防対策について定める。海の事件、事故などの情報収集体制の強化を図る。

２　施策の体系

- 第６節 海上災害の予防対策
  - （１）国の機関（姫路海上保安部）の予防活動
  - （２）県の予防活動
  - （３）市の予防活動

３　現状と課題

○日頃から、国、県、海上保安部等との情報交換を密にして、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）　国の機関（姫路海上保安部）の予防活動

【市担当部】　企画総務部、市民生活部
【関係機関】　姫路海上保安部

短期	中期	長期	毎年

姫路海上保安部は、油流出事故等による大規模海上災害の発生を未然に防止するため、電力会社、石油会社、関係官庁等で構成されている「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」関係者等に対し、次の措置等を講じて海上防災思想の普及及び海上安全防災対策に関する指導等を推進する。

（ア）　大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行う。

（イ）　危険物受入施設関係者に対しては、船舶の荷役管理体制の充実・強化を指導する。

（ウ）　船舶乗組員に対しては、船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等に関する指導を行う。

（エ）　防災関係機関等相互の連携、協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施する。

（２）　県の予防活動

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、市民生活部

【関係機関】　兵庫県

市は、油等が大量流出した場合、県が行う防除作業を支援することとし、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、緊急時の調達方法についてあらかじめ定めておく。

（ア）　兵庫県漁業協同組合連合会等と油等が流出した場合の対応策をあらかじめ協議しておく。

（イ）　油等回収手順マニュアルを作成するとともに、防除方法等に関する専門家のネットワークづくりに努める。

（ウ）　姫路港管理事務所は、防除資機材及び保管倉庫の整備に努める。

（エ）　国の機関の情報等を的確に沿岸の関係市町に伝わるよう、連絡体制の整備に努める。

（３）　市の予防活動

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、市民生活部

油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じた体制整備に努める。

（ア）　油防除資機材の保有、管理

（イ）　化学消火薬剤等消火機材の整備

（ウ）　近隣市町の資機材の保有状況の把握

（エ）　市町間の応援体制の整備

第７節　防災資機材の整備

１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ、防災活動が円滑に実施できるよう、点検整備を推進する。

２　施策の体系

- 第７節　防災資機材の整備
  - （１）市民用防災資器材の整備
  - （２）拠点用資機材の整備
  - （３）水防資器材の整備

３　現状と課題

○災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救出、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図るとともに、定期的な点検に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）市民用防災資器材の整備

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　自主防災組織

短期	中期	長期	毎年

市は、自主防災組織の消火、救出、避難活動及び水防協力活動に要する資器材の充実が図れるよう支援する。

各自主防災組織は、資器材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

ア　市民が使用する資器材

短期	中期	長期	毎年

市は、ひょうご安全の日推進事業の制度を活用し、市民が災害時等に使用する資機材を配置する。

イ　救助要員用資機材

短期	中期	長期	毎年

市は、緊急時の救助に使用する資機材の整備を図る。

	救助道具名	数量	仕　様　等
1	バール	1	バラシバール横型 90 ㎝
2	スコップ	1	丸型
3	ハンマー	1	両口 4.5 ㎏、グラスファイバー柄 90 ㎝
4	ツルハシ	1	両ヅル、グラスファイバー柄 90 ㎝
5	ジャッキ	1	3 ㌧、油圧式
6	ノコギリ	1	なたのこ　33 ㎝
7	ロープ	1	クレモナ　20m
8	防護用品セット	1	ゴーグル、防じんマスク、皮手袋
9	工具類セット	1	ペンチ、ハンマー　39 ㎝、万能ハサミ
10	オノ	1	グラスファイバー柄 70 ㎝
11	ボルトクリッパー	1	60 ㎝
12	バケツ	1	20 ㍑
収納ボックス		材質　鉄ボンデタイプ鋼板　メラミン樹脂焼付 高さ 120 ㎝　幅 50 ㎝　奥行 30 ㎝　総重量 48 ㎏	

（２）拠点用資機材の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、防災拠点の運用に必要な資機材の把握に努め、計画的な備蓄を実施する。

（３）水防資機材の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

水防管理者（市）は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等を整備する。内容については、相生市水防計画に定めるところによるが、その主なものは次に掲げるとおりである。

【水防資機材の整備計画】

ア　水防倉庫

（ア）　相生・若狭野・矢野にそれぞれ１箇所ずつ設置する。
地域防災の備えとして、水防資機材を保管・備蓄する

倉　庫　名	所　　在　　地
相　生　倉　庫	旭一丁目１番３号（市役所敷地内）
若 狭 野 倉 庫	若狭野町寺田字西河原 329-3 番地先
矢　野　倉　庫	矢野町二木字京明 12 番地先

（イ）　器具及び資材
第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第３節「水防計画」を参照。

イ　量水標

（ア）　水防管理者（市）は、区域内の適当な箇所に量水標を設置することとする。

（イ）　設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれがないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

（ウ）　量水標の幅は 20 ㎝、目盛りは２㎝刻み、白黒の交互 10 ㎝毎の数字を黒書きとし、１ｍ毎の数字を赤書きとする。通報水位、警戒水位は、横に赤線で画し、夜行塗料を塗布する。

ウ　雨量計、風速計、検潮器

（ア）　水防管理者（市）は、区域内の適当な箇所に雨量計を設け、必要に応じて風速計、検潮器を設ける。

（イ）　水防管理者（市）は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設置する。

第８節　災害救急医療体制の整備

１　基本方針

災害時の応急医療体制確保のため、医療機関の状況把握や初期医療活動を迅速、的確に立ち上げることが重要であり、応急医療活動を総合的かつ効果的に行うために、医療関係団体との連携を図るとともに、医薬品や医療資器材の備蓄、調達及び救急搬送体制の整備を図る。さらに、普段から広域的な医療体制の確立を推進する。

２　施策の体系

- 第８節　災害救急医療体制の整備
  - （１）医療機関のネットワーク化の推進
  - （２）災害救急医療システムの充実
  - （３）医薬品等の確保
  - （４）市民に対する啓発
  - （５）市における災害医療体制等の整備

３　現状と課題

○災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想される。
○災害による人身被害の軽減を図るためには、建築物や市街地の防災性を向上させるとともに迅速な救急・救護活動を支える体制の整備、医療機関との連携等を構築することが重要である。
○道路が狭小なことから緊急用車両の通行に支障がある場所もあり、火災や救急対応に課題がある。

４　具体的な施策

（１）医療機関のネットワーク化の推進

【市担当部】　健康福祉部

短期	中期	長期	毎年

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合相生消防署、医師会・医療関係機関

県は、地域の医療機関の状況を把握するとともに、災害発生時の支援体制を確立するために医療機関のネットワーク化を推進する。

（２）災害救急医療システムの充実

【市担当部】　健康福祉部、救護部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、兵庫県

短期	中期	長期	毎年
		■	

市は、災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。

また、兵庫県が災害等による心的外傷後ストレス障害その他様々なストレスに備え、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の運営を行っているため、活用方法等も考慮し検討する。

（３）医薬品等の確保

【市担当部】　健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
			■

市は、各医療機関に医療品等の備蓄を奨励する。また、市は、発災後３日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の迅速、確実な確保に、特に留意する。

（４）市民に対する啓発

【市担当部】　健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
			■

市は、研修会や防災訓練等を通じて、市民に対する災害医療の普及啓発を行うとともに、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の周知も行う。

（５）市における災害医療体制等の整備

【市担当部】　健康福祉部
【関係機関】　西はりま消防組合、医師会・医療関係機関

短期	中期	長期	毎年
		■	

市は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。なお、災害対応病院は、半田中央病院を指定しており、協力を依頼することとする。

西はりま消防組合は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第９節　緊急輸送体制の整備

１　基本方針

災害時の緊急輸送の円滑な実施を図るため、輸送路を整備し、運送事業者等との間で災害時の協力体制の構築に努める。

また、防災アセスメントの結果等から本市の地域特性に鑑み、陸上のみならず空輸のための臨時ヘリポートの確保・整備に努めていく。

２　施策の体系

- 第９節　緊急輸送体制の整備
  - （１）緊急輸送道路ネットワークの設定
  - （２）緊急交通路予定路線の事前指定
  - （３）ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

３　現状と課題

○災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制を整備しておく必要がある。

○広域的には、県道等の緊急輸送道路の整備が完了しているが、市域内の輸送について、主だった市道の安全性を確認する必要がある。

○緊急輸送道路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送道路とのアクセス道路を市の緊急輸送道路として選定し対策に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）緊急輸送道路ネットワークの設定

【市担当部】　企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年

市は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

（ア）　緊急輸送道路ネットワークの形成

市は、道路状況や防災拠点等を基に、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、災害時重要路線緊急ルート(市道)の整備を図り、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

災害時重要路線緊急ルートを構成する路線は、市外からの救援物資等の輸送や防災拠点の整備

状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

（イ）　維持管理

市は、災害時重要路線緊急ルート(市道)について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。

（ウ）　通行の確保

市は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくなど、迅速に災害時重要路線緊急ルート(市道)の通行ができるようにするための体制確保に努める。

（２）緊急交通路予定路線の事前指定

【市担当部】　建設農林部
【関係機関】　県警察本部

短期	中期	長期	毎年

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定の状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定するとともに、その周知を図る。

また、道路管理者は、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

（３）ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地についての活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地については、第２編「災害予防計画」第５章「災害の予防と被害軽減対策」第１８節「ヘリポート対策の実施」を参照

第１０節　避難対策の充実

１　基本方針

避難場所の指定・整備を進め、これら避難場所等の周知徹底を図るとともに、要配慮者の支援も含めた地域の避難体制の整備に努める。また、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

２　施策の体系

第 10 節　避難対策の充実

- （１）避難対策の充実
- （２）避難行動の分類
- （３）災害時における避難
- （４）避難所の定義
- （５）避難所等の指定
- （６）避難所管理運営体制の整備
- （７）施設、設備の整備
- （８）避難所運営組織の育成
- （９）避難所開設・運営訓練
- （１０）避難所管理・運営マニュアルの作成・活動
- （１１）新型インフルエンザ等感染症に対応した適切な避難対策
- （１２）避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成
- （１３）「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上
- （１４）社会福祉施設の災害想定
- （１５）避難確保計画の作成

３　現状と課題

○災害時に迅速かつ安全に避難するためには、災害の状況や地域の実情に応じて適正な避難地・避難所を確保しておくとともに、地域や事業所ごとに避難誘導体制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。

○近年の事例では、避難情報が伝わっていなかったり、避難情報を受け取っても避難をしなかったりするケースが報告されており、日頃から避難の基準及び方法に関して周知することが重要視されている。マイ避難カードを作成することにより、避難のタイミングを事前に決めておき、それに従って行動することを周知する。

○相生市では、災害時に備えて、行政職員や実際に避難所の運営に携わることが予想される人々を主な対象として、「だれが、いつ、なにを、どうする」ことが望まれているかについて簡潔に示すことを目的とし、相生市避難所運営マニュアルを作成している。感染症流行時においては、避難してくる人はもちろんのこと、運営に携わる者に対しても、感染症対策の徹底が求められるため、その時の状況に応じた運営マニュアルの活用が必要になる。

４　具体的な施策

（１）避難対策の充実

市は、避難に関する体制整備に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するようにする。

市は地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

（２）避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について表のとおり整理する。

避難行動の整理表

避難行動	避難先	（詳細）	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動　等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認　等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル５ 緊急安全確保 （※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～警戒レベル４までに必ず避難～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台等津波一時退避所 ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認　等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動（※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示 （※津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難）することも含む ・安全な上層階に留まる　等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・市・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備　等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示	洪水等 高潮 （土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

（３）災害時における避難

第３編 「災害応急対策計画」 第３章 「円滑な災害応急活動の展開」 第８節 「避難計画（一般災害）」より抜粋

避難のための指示は、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、概ね次の基準により行うものとする。市は、要援護者への高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ア　警戒レベル３、高齢者等避難

（ア）　気象状況、地形その他過去の災害の発生例等を勘案して災害発生のおそれがあり、今後の状況によっては避難の指示を行うことが予想される場合で、危険予想地区の市民に対して避難の準備をさせるために行う。

（イ）　伝達すべき内容は、指示者、避難すべき理由、危険地域、携帯品その他の注意とする。

（ウ）　伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メールを含む。）とし、状況に応じてＬアラート（災害情報共有システム）、有線放送、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。

（エ）　要配慮者は、立退き避難する。

（オ）　要配慮者以外の者は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する（高齢者等避難の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。）。

（カ）　特に他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立退き避難する。

（キ）　台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

（ク）　市は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

イ　警戒レベル４、避難指示

（ア）　災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し発令することとする。

（イ）　伝達すべき内容は、地域名、避難経路及び避難先、避難時の服装及び携行品、避難行動における注意事項等とする。

（ウ）　伝達方法は高齢者等避難に準じて行うが、必要に応じて個別に伝達する。

（エ）　土砂災害や水位周知河川・内水による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市は指定緊急避難場所の開設を完了していない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。

（オ）　洪水については規模・破堤地点別に、高潮については予想最高潮位別に、避難指示の発

令対象地域をあらかじめ検討しておく。

（カ）　指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な退避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。

（キ）　市は、避難指示の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図る。

（ク）　市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断することとする。

（ケ）　市は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

ウ　警戒レベル５、緊急安全確保

（ア）　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に発令を行う。

（イ）　伝達すべき内容は、避難指示に準じて行う。

（ウ）　伝達方法は、避難指示に準じて行うものとし、状況に応じて防災行政無線によるサイレン警鐘をあわせて行い、伝達の確実を期するものとする。

また、警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

（４）避難所の定義

（ア）　避難所の目的

被災者に安全と安心の場を提供すること。

（イ）　避難所の機能

安全の確保、食料・生活物資等の提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。

（ウ）　対象とする避難者

災害によって現に被害を受けた者及び被害を受けるおそれがある者。

（５）避難所等の指定

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、「指定緊急避難場所」「指定避難所」の指定を行う。

また、広域避難及び広域一時滞在への配慮も行う。

市は、「指定緊急避難場所」「指定避難所」を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努める。

（ア）　指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設とし、災害種別ごとに指定することとする。ただし、危険が及ばない場所又は異常現象に対して安全な構造である場合は、指定避難所と重複できるものとする。

（イ）　指定避難所

被災者が指定緊急避難場所から避難生活をおくるための避難所

【避難所の指定方法】

①　市が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。

第１順位　公立小、中学校
第２順位　その他公立学校
第３順位　市立公民館
第４順位　その他の公共施設
第５順位　民間の施設

なお、市は、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識・案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、災害ごとに使用可・不可な避難所の場所について、市民に周知徹底を図る。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。

そのため、指定にあたって、教育委員会及び当該学校と市（防災担当部局）は十分協議し、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認する等、平時からの協力・連携体制の充実に努める。

②　市は、市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、１施設当たりの収容者数は概ね数百人程度までとする。平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等については、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、市ホームページやアプリ等の多様な手段の整備に努めるものとする。

③　市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

④　市は、一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

⑤　市は、福祉避難所について、受入れを想定している避難者が適切に避難できるよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定する。

⑥　市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。　市は、指定管理施設が避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

⑦　市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。

⑧　市は、住民票の有無に関わらず、避難してきたものを適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情に勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑨　市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平時から防災担当部局と赤穂健康福祉事務所が連携することとする。また、市は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

⑩　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努めることとする。

⑪　在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

⑫　自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではない。しかしながら、やむを得ず、ペット避難、感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる際には、適切な対応がとれるよう、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

（ウ）　広域避難及び広域一時滞在への配慮

市は、指定避難所を指定する際にあわせて広域避難及び広域一時滞在の用に供することについて定めることとし、市外からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決めておく。また、市外へ避難できるよう近隣市町に指定緊急避難場所を設けることとする。

その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについてあらかじめ同意を得るものとする。また、広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めておくように努める。

（６）避難所管理運営体制の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

また、避難所開設期間が７日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

（７）施設、設備の整備

【市担当部】　全ての関係部

短期	中期	長期	毎年

避難所となる施設（第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」に掲載）は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進する。

避難所については、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営ができる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、非常用発電機等）の計画的な整備の推進を図る。また、避難所又は備蓄施設には、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための簡易ベッド、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するよう努める。なお、避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。

（８）避難所運営組織の育成

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部

【関係機関】　災害ボランティア団体

短期	中期	長期	毎年

市は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図る等運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の自己申告に基づいて把握しておく。

市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

（９）避難所開設・運営訓練

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施する。また、感染症流行時に感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

（１０）避難所管理・運営マニュアルの作成・活動

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者、関係機関

短期	中期	長期	毎年
			■

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため平成 25 年に県が作成した「避難所管理運営指針」等に基づき、地域の実情に応じ作成したマニュアルを、自主防災組織をはじめとする市民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、積極的に実施する。

（１１）感染症に対応した適切な避難対策

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者、関係機関

短期	中期	長期	毎年
■			

（ア）　市が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難所の確保・周知により、避難対策を推進することとする。新型コロナウイルス感染症が「５類」に移行はしたが、大規模自然災害が発生した場合は、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、感染防止対策として高齢者や基礎疾患のある方々への配慮など、感染拡大の防止に十分留意すること。

また、避難場所管理・運営マニュアルに新型インフルエンザ等感染症への対応を適宜反映する。

相生市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和２年６月改訂）の主な内容

① フェーズ０　事前準備
- 感染対策を考慮した収容人員の確認
- 十分な避難所数の確保
- 発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する別室の専用スペースの確保
- 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
- 適切な避難所運営を行うための体制の構築
- 市民への事前周知

② フェーズ１　避難
- 適切な避難先の提示
- 避難情報発令時の留意事項

③ フェーズ２　避難所開設・受入れ・運営
- 避難所の開設
- 避難所の受入れ
- 避難所運営
- 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理
- 避難行動要支援者への感染防止対策の徹底

④ フェーズ３　避難所解消

（イ）　赤穂健康福祉事務所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）を含む感染症患者の被災に備えて、
平時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市は赤穂健康福祉事務と連携の下、対象者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

（１２）避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者、関係機関

市は、適時適切な避難情報の発令や市民への伝達に資するためのマニュアルを令和４年度以降に作成する。県が作成した手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを参考にする。

市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。

（１３）「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者、関係機関

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

（１４）社会福祉施設の災害想定

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者、関係機関

各災害の被害想定区域内にある社会福祉施設に対して、災害時には特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、施設の名称・所在地を把握するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

被害想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設の所有者又は管理者は、災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。また、社会福祉施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を

行うものとする。

（１５）避難確保計画の作成

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者、関係機関

短期	中期	長期	毎年

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことを受け、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の、市が指定した要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。

避難確保計画作成義務のある要配慮者利用施設の名称及び所在地は、「要配慮者利用施設避難確保計画策定該当施設リスト」のとおりである。

ア　避難確保計画の作成

避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画である。

①防災体制
②避難誘導
③施設の整備
④防災教育及び訓練の実施
⑤自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
⑥その他、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
に関する事項

避難確保計画は、施設管理者等が作成するものとし、市は作成にあたって、必要に応じて助言等を行うこととする。

また、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、計画の必要性について説明を行い、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行うこととする。指示に従わなかった場合は、その旨を公表することとする。

イ　避難訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要がある。避難訓練の内容は各施設の状況に合わせて考えて行うこととする。

実施は、原則年１回以上実施することとし、令和３年５月に公示された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」により、避難訓練を実施した時の報告が義務付けられている。

市は、避難訓練結果の報告に対して、必要に応じて助言又は勧告を行うこととする。

【避難訓練の例】

・図上訓練
・避難経路確認訓練

・施設職員による避難確保計画の読み合わせ訓練

・備蓄物資の確認訓練　　など

要配慮者利用施設避難確保計画策定該当施設リスト（令和６年３月３１日現在）

区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮
医療施設	1	半田中央病院	旭三丁目 2 番 18 号	○	○	○
	2	ＩＨＩ播磨病院	旭三丁目 5 番 15 号	○	○	○
	3	相生市民病院	栄町 5 番 12 号	○	－	○
社会福祉施設	4	さくらホームおおの家	大谷町 1 番 20 号	○	○	－
	5	天馬の家	旭一丁目 5 番 10 号	○	－	○
	6	特定介護施設　天馬の郷	旭一丁目 11 番 11 号	○	○	○
	7	デイサービス おひさま	旭三丁目 11 番 2 号	○	－	○
	8	グループホーム天馬	旭三丁目 2 番 18 号	○	○	○
	9	愛の家デイサービスセンター	佐方二丁目 4 番 25 号	○	－	○
	10	グループホームたんぽぽ 那波の家	那波大浜町 24 番 21 号	○	－	○
	11	小規模多機能型介居宅護事業所 たんぽぽ	那波大浜町 24 番 21 号	○	－	○
	12	特別養護老人ホーム椿の園	矢野町真広 397 番地 1	○	○	－
	13	養護老人ホーム愛老園	矢野町真広 409 番地	○	○	－
	14	地域活動支援センターワーキング 相生	旭一丁目 5 番 15 号	○	－	○
	15	就労継続支援施設 A 型事業所 あすなろ	旭三丁目 11 番 4 号 ウィング相生壱号館 1 階	○	－	○
	16	相談支援事業所みどり	旭四丁目 10 番 22 号 オカダビル 2 階	○	－	○
	17	元気アップみのり作業所	大島町 3 番 4 号	○	－	○
	18	グループホームすまいる	那波大浜町 18 番 24 号	○	－	○
	19	相生市立障害者支援施設 野の草園	那波野一丁目 6 番 15 号	○	－	－
保育施設	20	保育園　ゆりかごの家	大島町 12 番 8 号	○	－	○
	21	八幡保育所	那波本町 17 番 30 号	－	○	－
	22	家庭的保育室　めばえ	赤坂二丁目 19 番 14 号	○	－	－
幼稚園	23	相生幼稚園(休園中)	川原町 31 番 2 号	－	○	－
	24	中央幼稚園	旭五丁目 16 番 68 号	－	○	－

区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮
	25	認定こども園　テレジア幼稚園	栄町 17 番 7 号	○	－	－
	26	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶 212 番地	○	－	－
学校	27	相生小学校	川原町 31 番 1 号	－	○	－
	28	那波小学校	那波本町 17 番 30 号	－	○	－
	29	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶 185 番地	○	－	－
	30	青葉台小学校	青葉台 1 番 1 号	－	○	－
	31	中央小学校	旭五丁目 16 番 67 号	－	○	－
	32	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298 番地	○	－	－
	33	相生高等学校	山手一丁目 722 番地 10	－	○	－
	34	相生産業高等学校	千尋町 10 番 50 号	○	○	○

（○：災害想定区域内該当）

（空白ページ）

第１１節　災害時帰宅困難者対策の推進

１　基本方針

大地震により交通機能が停止した場合、自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

２　施策の体系

- 第 11 節　災害時帰宅困難者対策の推進
  - （１）災害時帰宅困難者への支援
  - （２）普及啓発
  - （３）訓練等の実施

３　現状と課題

○帰宅途中に災害が起きた場合、交通機能の停止や救援が必要になった者に対しての対策を講じる必要がある。

４　具体的な施策

（１）災害時帰宅困難者への支援

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

（ア）　災害時における帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者を支援するため、関西広域連合が、地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

（イ）　事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。

（ウ）　市は、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努めることとする。

（エ）　道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸

送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。

（オ）　市、関係事業者は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

（２）普及啓発

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

（ア）　協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。

（イ）　市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

（３）訓練等の実施

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努めることとする。

第１２節　備蓄体制等の整備

１　基本方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、地震被害想定等に基づく必要量に応じて、食糧その他生活必需品等の備蓄を進めるとともに、生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進めるほか、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

２　施策の体系

- 第 12 節　備蓄体制等の整備
  - （１）基本計画の推進
  - （２）食糧の備蓄、調達体制の整備
  - （３）生活必需物資の備蓄、調達体制の整備
  - （４）衛生物資
  - （５）応急給水体制の整備
  - （６）医薬品

３　現状と課題

○災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断されるとともに交通機能の障害により食料や生活物資等の流通が一時的に停止することが予想されている。

○市民や事業者等は、災害に備えて一定の生活物資等を確保する必要がある。また、市は、避難直後の市民の応急生活を支えるために一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保することが求められている。

○災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されるが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されるまで、平時から最低でも３日間、可能な限り 1 週間分程度を目途に各世帯が確保することが必要とされている。

○県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30 万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。

４　具体的な施策

（１）基本計画の推進

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　防災関係機関

（ア）　市は、災害発生から３日から１週間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

（イ）　市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。

（ウ）　市は、市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における市の最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。

（エ）　市及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時３日分、可能な限り１週間分程度の備蓄に努める。

（オ）　市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

（カ）　市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、 物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。

（キ）市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

（ク）市は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

（２）食糧の備蓄、調達体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　各施設管理者

市は、食料品について、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

【食糧の備蓄、調達体制の整備】

ア　食料給与対象者

（ア）　避難所等に収容されている被災者

（イ）　住家が被害を受け、炊事ができない者

（ウ）　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

（エ）　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

イ　目標数量

市及び市民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとし、広く市民に周知する。また、備蓄食糧については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第１２節「食糧供給計画」を参照

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
コミュニティ域又は小・中学校区レベル	１人３日分＊（現物備蓄）→	被災者の１日分相当量（現物備蓄）↓	
市域レベル		被災者の１日分相当量（現物又は流通在庫備蓄）	→↓
広域レベル			被災者の１日分相当（現物又は流通在庫備蓄）
合 計	３日分＊	２日分	１日分

＊可能な限り１週間分程度の備えを目指す。

（注）矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

ウ　品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

（ア）　炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

（イ）　即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

（ウ）　水、緑茶等の飲料水

（エ）　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

エ　方法

（ア）　市は、コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市域レベルで被災者２日分の食料の備蓄に努める。

（イ）　市は、供給又は調達が困難な場合、県に要請し、これに対応することとする。

オ　搬送等

市は、要請により搬送された物資について、被災者へ食料を適正に配分する。

（３）生活必需物資の備蓄、調達体制の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

市は、生活必需品について、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

【生活必需物資の備蓄、調達体制の整備】

ア　生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

イ　目標数量

食料の項に準ずる。

乳幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や使途を考慮して数量を見積もる。

ウ　品目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から３日以内に確実に必要になると考えられる次の品目についての備蓄に重点的に取り組むとともに、要配慮者や女性へのニーズにもきめ細かに配慮する。

【日常生活用品の確認品目】

生活用品の種類	内　　容
寝　　具	就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
外　　衣	普通衣、作業衣等
肌　　着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身 廻 品	タオル、手拭、洗面具等
炊事道具	鍋、釜、包丁、バケツ等
日 用 品	石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、哺乳瓶等
食　　器	茶わん、汁わん、皿、はし等
光熱材料	マッチ、ローソク、カセットコンロ等

エ　方法・搬送等

食糧の項に準ずる。

（４）衛生物資

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

【衛生物資の備蓄、調達体制の整備】

ア　品目
市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行うことが望ましい品目は次のとおりである。

【日常生活用品の確認品目】

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用 衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

※下線付きの物資は、県でも備蓄しているもの

イ　方法
（ア）　コミュニティ域、小・中学校レベル域で備蓄を行うこととする。
（イ）　市で供給が困難な場合、県から広域防災拠点などの備蓄物資を充当してもらう。

ウ　搬送等
食料の項に準ずる。

（５）応急給水体制の整備

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西播磨水道企業団

短期	中期	長期	毎年

西播磨水道企業団は、市民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の確保策を推進する。

【応急給水体制の整備】

ア　対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

イ　目標数量

西播磨水道企業団は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の１人１日３ℓを３日間給水することを目安に、給水体制を整備する。

ウ　供給体制の整備

（ア）　西播磨水道企業団は、水源地、配水池又は飲料水兼用耐震貯水槽からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

（イ）　西播磨水道企業団は、関係機関と、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努める。

（ウ）　西播磨水道企業団は、災害時における関係機関の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図る。

（６）医薬品

【市担当部】　健康福祉部

短期	中期	長期	毎年

第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第５節「救急医療対策計画」、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第６節「医療・救護計画」を参照

第１３節　被災建築物応急危険度判定制度の整備

１　基本方針

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導の下、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

２　施策の体系

- 第13節　被災建築物応急危険度判定制度の整備
  - （１）危険度判定実施体制の整備
  - （２）判定資器材の備蓄
  - （３）実施計画の推進

３　現状と課題

○大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定士を活用して、被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施することが求められている。

４　具体的な施策

（１）危険度判定実施体制の整備

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、全国被災建築物応急危険度判定協議会

短期	中期	長期	毎年

市は、県と連携しながら、被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、全国組織である全国被災建築物応急危険度判定協議会と協力して、応急危険度判定の実施体制の整備に努める。

（２）判定資器材の備蓄

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、全国被災建築物応急危険度判定協議会

短期	中期	長期	毎年

市は県と分担して、被災建築物応急危険度判定要綱に基づく判定業務マニュアルに従い、危険度判定の実施に必要な資器材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

（３）実施計画の推進

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、全国被災建築物応急危険度判定協議会

（ア）　実施主体

市は、応急危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

（イ）　対象

大地震又は豪雨等により被災した建築物を対象とする。

（ウ）　実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するための体制を執り、応急危険度判定を実施する。

（エ）　判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。判定が要注意及び危険となった建物には、二次災害防止のための処置を行うこととする。

［応急危険度判定］

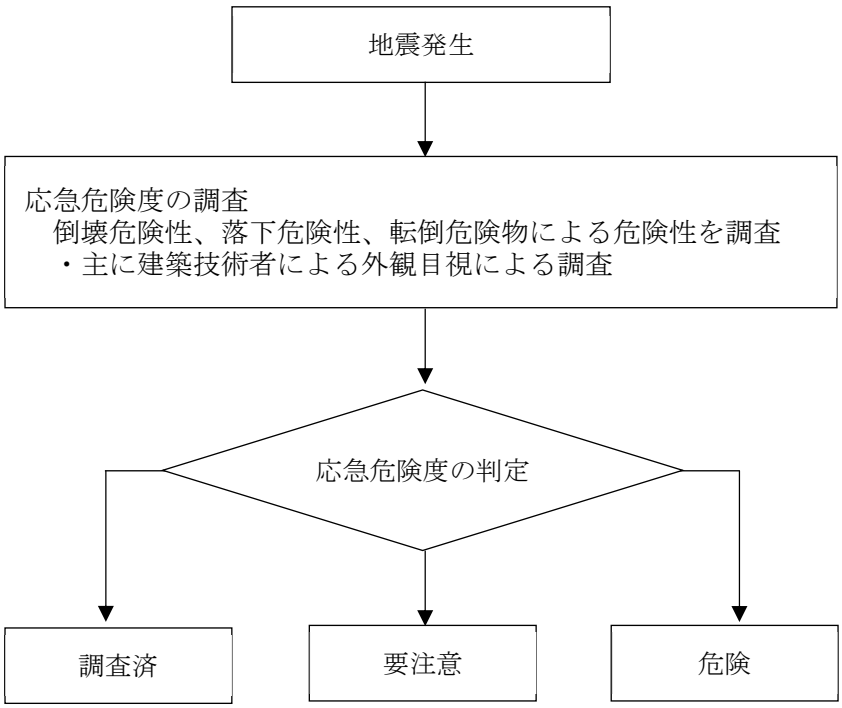

第１４節　被災宅地危険度判定制度の整備

１　基本方針

市は、大地震又は豪雨等により、宅地が被災した場合、二次災害を防止するため、県及び被災宅地危険度判定連絡協議会と協力して、被災宅地危険度判定士の確保と災害発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

２　施策の体系

- 第 14 節　被災宅地危険度判定制度の整備
  - （１）危険度判定実施体制の整備
  - （２）判定資器材の備蓄
  - （３）実施計画の推進

３　現状と課題

○災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、市民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施することが求められている。

４　具体的な施策

（１）危険度判定実施体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県、被災宅地危険度判定連絡協議会

市は、県と連携しながら、被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、全国組織である被災宅地危険度判定連絡協議会と協力して、応急危険度判定の実施体制の整備に努める。

（２）判定資器材の備蓄

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県、被災宅地危険度判定連絡協議会

市は県と分担して、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく判定業務マニュアルに従い、危険度判定の実施に必要な資器材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

（３）実施計画の推進

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、被災宅地危険度判定連絡協議会

（ア）　実施主体

市は、危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

（イ）　対象

大地震又は豪雨等により被災した宅地を対象とする。

（ウ）　実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するための体制をとり、応急危険度判定を実施する。

（エ）　判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。判定が要注意及び危険となった建物には、二次災害防止のための処置を行うこととする。

［応急危険度判定］

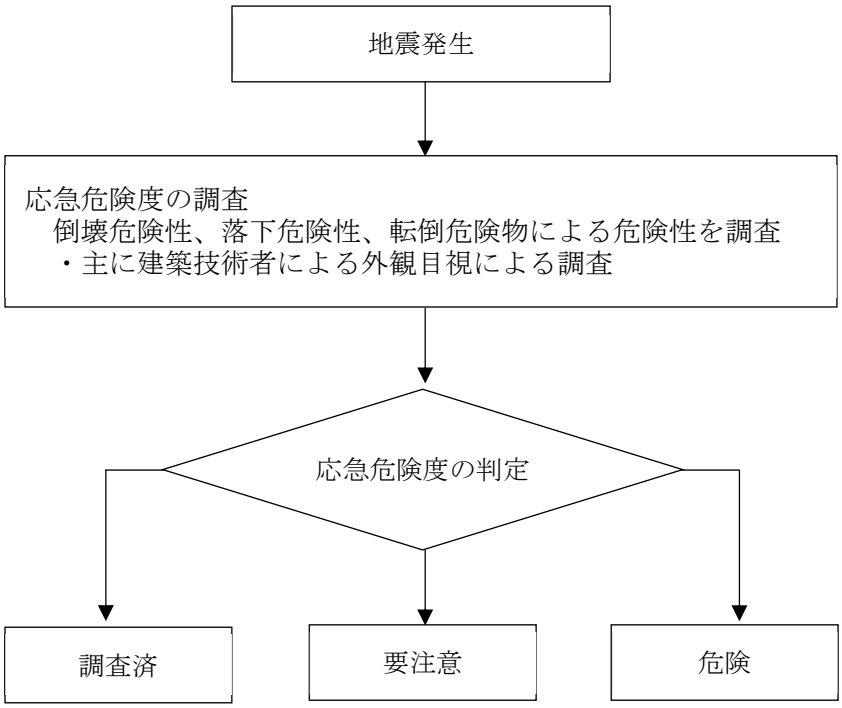

第１５節　廃棄物対策の整備

１　基本方針

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の設置や災害廃棄物の処理方法等について、整備する。

２　施策の体系

- 第 15 節　廃棄物対策の整備
  - （１）災害廃棄物処理計画の策定
  - （２）応援体制市の整備
  - （３）教育訓練・研修

３　現状と課題

○災害時には、大量の廃棄物処理が必要となることが想定される。
○災害廃棄物の処理を行うにも分別が必要である。
○災害廃棄物処理応援協定の整備

４　具体的な施策

（１）災害廃棄物処理計画の策定

【市担当部】　市民生活部
【関係機関】　兵庫県

短期	中期	長期	毎年

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、「相生市災害廃棄物処理計画」に具体的に示している。また、平時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。

ア　仮置場の適地の条件

（ア）一次仮置場

市民が片付けごみを自己搬入する場所となることや生活ごみ等を一時保管することが想定されるため、住民側から見たアクセスの良さ、搬入経路の渋滞影響の小ささ、必要な広さ等が確保できる公共用地等から決定する。

（イ）二次仮置場

一次仮置場の配置状況や既存処理施設の配置等を考慮し、大規模な公園、グラウンド等から決定する。

イ　災害廃棄物の処理方法等

（ア）片付けごみ

片付けごみの分別排出ルールについて平時より決定し、住民へのルールの周知・徹底に努める。発災後は、住民等への情報発信により、正しい片付けごみの排出方法等を知らせることも有効である。地域ごとに、住民用仮置場を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。住民用仮置場は、被害の大きい地域の近傍に配置する。

水害時に片付けごみとして大量に発生する「畳」についても処理方法を決める。

（イ）損壊家屋等の撤去

a　損壊建物等（損壊建物・倒壊の危険がある建物等）の処理等

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行わなければならない。

道路啓開は国、県及び本市道路関係部署が行うが、がれき等処理担当は、啓開開始により生じた災害廃棄物等の仮置場等への搬入を指示し、協力を行う。

災害廃棄物等の解体撤去等について、「東北地方太平洋地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）が出されていることから、これを参考として処理等を行う。

b　被災家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。

災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるため、環境省に確認し、補助金の対象となる場合は、本市で公費解体を行う。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示する。

ウ　災害廃棄物処理計画の見直し

国の指針や市が作成する地域防災計画が改定された場合、訓練、図上演習等による反省点を踏まえて見直すものとする。さらに、相生市一般廃棄物処理計画が改定された場合等には、その内容を確認の上、処理施設の残余容量等に大きな変化があれば計画を見直すこととする。

（２）応援体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　市民生活部

【関係機関】　兵庫県

（ア）　市は、兵庫県と廃棄物処理の円滑実施を目指し、平成 17 年９月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結しているため、応援要請を求めることができる。

（イ）　県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

（ウ）　市は、兵庫県から他市町の災害廃棄物処理要請がある場合は、市町間で相互応援を行うこと

とし、体制を整備しておく。

（エ）　応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担する。

（３）教育訓練・研修

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　市民生活部

【関係機関】　兵庫県

市は、市職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施や、県が開催する県・市町・民間事業者団体等の職員を対象とした研修に参加すると同時に、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」（国立環境研究所編集）などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用し、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努める。

（空白ページ）

第１６節　集落の孤立化対策

１　基本方針

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、市民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図ることについて定める。

孤立の形態としても、地域の特性による検討を行い、海浜地区が連絡陸路を災害により失うことにより孤立するタイプと、山間地を通る道路が災害によって寸断されることにより孤立するタイプがあり、それぞれ地域の特性を考慮した対策に努める。

２　施策の体系

- 第 16 節　集落の孤立化対策
  - （１）孤立化のおそれのある集落の把握
  - （２）孤立化の未然防止対策の確立
  - （３）孤立化した場合の対応

３　現状と課題

○近年の大規模災害においては、山地崩壊による道路の寸断、情報通信の途絶により、孤立集落が発生し、集落単位で避難せざるを得ない事態が生じている。

○集落戸数の減少や高齢者世帯の増加が進んでいる地域の現状を踏まえ、防災情報の迅速な伝達体制の整備や、救出・救助体制、集落を越えた広域的な地域で支え合う体制等の構築を図り、市民の暮らしの安心・安全を確保する必要がある。

○大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、市民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

４　具体的な施策

（１）孤立化のおそれのある集落の把握

【市担当部】　企画総務部、建設農林部
【関係機関】　電気通信事業者、道路管理者、警察署

短期	中期	長期	毎年

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について把握に努める。

把握にあたっては、次の孤立化のおそれのある集落の例を参考にするとともに、警察、消防、道路管理者、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

【孤立化のおそれのある集落の把握方法】

ア　道路状況
（ア）　集落につながる道路等においてう回路がない。
（イ）　集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
（ウ）　集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
（エ）　土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
イ　通信手段
（ア）　空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
（イ）　一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

（２）孤立化の未然防止対策の確立

【市担当部】　企画総務部、建設農林部
【関係機関】　電気通信事業者、道路管理者、警察署

短期	中期	長期	毎年

孤立化を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

【孤立化の未然防止対策】

主　体	内　容
市の役割	ア　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。 イ　集落と市間の通信途絶を防止するため、防災行政無線等地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。 ウ　平時から物資、装備、医薬品等の備蓄について市民に周知する。 エ　孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のためのヘリコ

	プター離着陸適地やホイスト可能な箇所（田畑、農道等）を選定する。また、集落のおおよその中心位置の緯度・経度をリストアップしておく。 オ　集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
電気通信事業者の役割	孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害時優先電話として指定するとともに、災害対策機器の配備等について配慮する。
道路管理者の役割	孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

（３）孤立化した場合の対応

【市担当部】　**企画総務部、建設農林部**

短期	中期	長期	毎年

【関係機関】　**西はりま消防組合相生消防署、電気通信事業者**
道路管理者、警察署、自衛隊

土砂災害等により山間地域の交通、通信が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等の支援、電気通信手段の確保などに努める。

【孤立化した場合の対応】

主　体	内　容
市の役割	ア　孤立化した集落と双方向通信を図り、情報の収集に努める。 イ　孤立化した集落が発生又は孤立化のおそれが高いと判断した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。また、必要に応じて、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。 ウ　その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。
電気通信事業者の役割	ア　孤立化した集落との連絡手段を確保するため、配備している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。 イ　被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。
道路管理者の役割	ア　災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。
警察署の役割	ア　安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第１７節　要配慮者支援対策の充実

１　基本方針

災害時の情報伝達、円滑な避難誘導、避難所での生活環境等について、要配慮者一人ひとりに合わせた支援を行えるよう、市、市民、関係団体等が連携し、その避難支援体制の確立を推進する。

また、福祉サービス提供者等は、災害時でもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、要配慮者の受入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築する。

２　施策の体系

第 17 節　要配慮者支援対策の充実

- （１）要配慮者支援体制の整備
- （２）情報伝達体制の整備
- （３）安全な避難場所の確保
- （４）要配慮者に配慮した食料・物資の確保
- （５）平時の地域包括ケアシステムとの連携
- （６）要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施
- （７）難病患者等への支援体制の整備

３　現状と課題

○自然災害が発生した場合、人々が安全な場所へ円滑に避難できることは最も重要なことである。しかし、高齢者や障害者等にあっては、何らかの手助けなしには避難が困難な者も多く、ここ数年の間に発生した自然災害の被災状況を見ると高齢者、障害者等の被災者が多くなっている。

○平時から要配慮者を把握し、災害発生時に適切に避難誘導を行うため、地域（自治会・自主防災組織・民生委員・児童委員）のつながりを深めるとともに、福祉関係機関やケアマネジャー等福祉サービス提供者等を含めたネットワークづくり等が課題となっている。

４　具体的な施策

（１）要配慮者支援体制の整備

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部
【関係機関】　相生市社会福祉協議会

短期	中期	長期	毎年

ア　推進組織の整備

市は、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備するとともに適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成 18 年 3 月改訂）」を踏まえ策定した「避難行動要支援者支援マニュアル」の活用を図る。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

イ　要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、民生・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネージャー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、平時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、災害対策基本法に定める個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

要配慮者に対して、市が作成必要な書類

（ア）　要配慮者の日常的把握

（イ）　避難行動要支援者名簿の整備

a　名簿作成の対象範囲　※長期入院者・施設入所者は対象外

- 身体障害者手帳第Ｉ種のうち、下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害の方
- 要介護３以上の方
- 難病患者の方（県から要配慮者の個人情報の提供のあった方）
- 上記以外の高齢者や身体障害者で災害時に援護を希望する方

b　名簿の提出先、方法

- 隣保長が個別に巡回したものを単位自治会長が危機管理課へ提出

c　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- 災害時における支援活動時の利用に限定し、名簿の取扱いには十分注意する旨を周知
- 更新後、旧名簿については、確実な方法での破棄を依頼
- 名簿から削除された者の個別避難計画等の個人情報について、確実な方法での破棄を依頼

d　名簿の更新に関する事項

e　名簿の提出に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置

f　避難支援等関係者の安全確保

（ウ）　個別避難計画の整備

a　計画作成の対象範囲

b　計画の作成方法

c　計画の提供先、方法

d　計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

e　計画の更新に関する事項

f　計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置

g　避難支援等関係者の安全確保

（出典）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
「兵庫県災害時要援護者支援指針」

（エ）　要配慮者への情報伝達や避難誘導

（オ）　緊急通報システムの整備

（カ）　社会福祉施設等の整備・BCP(事業継続計画)策定啓発

（キ）　要配慮者関連施設に係る土砂災害対策の実施

（ク）　土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者関連施設一覧

（ケ）　外国語による防火防災対策の啓発

（コ）　福祉避難所の設置・選定

ウ　避難行動要支援者名簿の共有

市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ　個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿を基に、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

さらに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ

迅速に実施されるよう、平時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

効果的な要配慮者の避難支援対策を行うためには、要配慮者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要である。

これらを踏まえ、市においては、自助、共助、公助の役割分担の整理、自主防災組織への支援強化による地域防災力の向上などを通じて、地域における要配慮者支援の取組みの促進を図る。

また、個別避難計画が作成されていない要配慮者についても、避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ　訓練・研修の実施

市は、要配慮者本人も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者に必要な人材の育成に努めることとする。

自主防災組織等は、上記 エ で策定した計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。

（２）情報伝達体制の整備

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部

【関係機関】　相生市社会福祉協議会、西はりま消防組合相生消防署

ア　市の体制

短期	中期	長期	毎年
			■

要配慮者は、避難に際して健常者より時間がかかると考えられるため、避難指示が出される前段階で高齢者等避難情報を発令し、早い段階での避難行動ができるよう、情報提供の体制整備に努める。

また、避難に際し介助が必要な要配慮者を地域ごとに把握し、自治会、民生・児童委員、福祉委員、消防団等の連携により迅速な避難対応ができる環境を整備する。

イ　緊急通報システムの整備

短期	中期	長期	毎年
■			

市は、少子高齢化が進む現状から、災害時において要配慮者等に対する情報伝達手段に関し、体制づくり及び情報通信機器等の整備に努める。なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

ウ　障害者への情報伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、相生消防署等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

エ　外国人に対する日常の情報提供等

短期	中期	長期	毎年

市は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

（ア）　生活情報リーフレットによる防災情報の提供

（イ）　ひょうごＥ（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティＦＭ、ＦＭ放送を用いた外国語による啓発の実施、アプリによるプッシュ型の情報発信、ウェブサイトによるプル型の情報発信

（３）安全な避難場所の確保

【市担当部】　**健康福祉部**

【関係機関】　**相生市社会福祉協議会**

短期	中期	長期	毎年

平時における市民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備に努める。

（ア）　市は、避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、要配慮者が過ごしやすい環境の確保に努めることとする。

（イ）　また、市は、通常の避難所での生活が困難な要配慮者の受入れや、相談等の必要な生活支援ができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定を行うため、各社会福祉施設等への協力を呼びかける。

（ウ）　さらに、市は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

（４）要配慮者に配慮した食料・物資の確保

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部
【関係機関】　相生市社会福祉協議会

短期	中期	長期	毎年

市は、流動食、粉ミルク、液体ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。

（５）平時の地域包括ケアシステムとの連携

【市担当部】　健康福祉部
【関係機関】　社会福祉施設等の事業者

短期	中期	長期	毎年

ア　医療・福祉事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要配慮者の生活支援などについて、地域の医療・福祉事業者等との連携を図る。

市は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

イ　社会福祉施設等の対応力の強化

（ア）　市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。また施設管理者等は、市や消防団、居住者等の地域社会等とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

また、災害時には、多くの要配慮者の受入れが見込まれるため、近隣市町及び社会福祉施設との相互応援体制の整備に努める。

（イ）　市は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

（ウ）　市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

a　車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

b　光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

ウ　社会福祉法人相互間の協力関係の構築

市は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

（６）要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部

【関係機関】　兵庫県

市は、県と十分な連携及び調整を図った上で、要配慮者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導、避難確保計画の作成指示、避難訓練実施の指示等、要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じる。

（７）難病患者等への支援体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、健康福祉部

【関係機関】　兵庫県

市は、県や医療機関、介護保険事業所等と連携し、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。

第１８節　ヘリポート対策の実施

１　基本方針

市は、災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、今後、必要に応じて次のヘリポート以外についても増設を検討する。また、大規模災害時に孤立が予想される地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を重点的に推進する。

２　施策の体系

- 第 18 節　ヘリポート対策の実施
  - （１）ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定
  - （２）ヘリコプター臨時離着陸場の周知
  - （３）災害時の運用体制

３　現状と課題

○臨時ヘリポートの管理に当たっては、平時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど、常に使用できるように現状把握に努める必要がある。

４　具体的な施策

（１）ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

【市担当部】　企画総務部
【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年

市は、災害発生時のヘリコプター要請に当たり、あらかじめ県が地理的、社会的要件を勘案の上定めた臨時離着陸場適地をヘリポートとして利用できるよう、整備に努める。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

着陸場名　㈱ＩＨＩふれあい広場 所 在 地　相生市相生 5292 番地 管 理 者　㈱ＩＨＩ相生工場総務課長	TEL　24－2206
着陸場名　相生スポーツセンター 所 在 地　相生市陸字池ノ上 266 番地 1 管 理 者　相生市教育委員会体育振興課	TEL　23－3901
着陸場名　相生湾東部埋立地緑地 所 在 地　相生市相生字小丸 5375 番地 管 理 者　相生市建設農林部都市整備課	TEL　23－7135
着陸場名　相生市立若狭野ふれあい公園 所 在 地　相生市若狭野町福井 1044 番地 管 理 者　相生市建設農林部農林水産課	TEL　23－7156
着陸場名　コスモスの里 所 在 地　相生市矢野町下田甲 8 番地 1 管 理 者　相生市建設農林部農林水産課	TEL　23－7156

（２）ヘリコプター臨時離着陸場の周知

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

ヘリコプター臨時離着陸場の位置については、県を通じて災害時にヘリコプターを運行する兵庫県消防防災航空隊、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関への周知を図る。

（３）災害時の運用体制

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署

市は、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行う。

第１９節　危険物・高圧ガス等の予防対策の実施

１　基本方針

危険物・高圧ガス等による災害を防止し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、防災関係機関の予防対策について定める。

２　施策の体系

- 第 19 節　危険・高圧ガス等の予防対策の実施
  - （１）危険物施設における防災体制の整備
  - （２）高圧ガス関係事業所における防災体制の整備
  - （３）火薬類関係事業所における警戒体制の整備
  - （４）毒劇物営業者における警戒体制の整備
  - （５）放射性物質取扱事業所における警戒体制の整備

３　現状と課題

○災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、爆発性火災、毒性物質の漏洩等、特殊な災害の発生が懸念される。

４　具体的な施策

（１）危険物施設における防災体制の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、危険物施設所有者等

（ア）　危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

（イ）　危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

（ウ）　危険物施設の所有者等は、次の保安対策を実施する。

ａ　自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めることとする。

b　事業所相互の協力体制の確立

危険物施設が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

c　市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

（エ）　市及び相生消防署の保安対策

a　市及び相生消防署は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させる等、危険物の規制を行う。

b　市及び相生消防署は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

（ａ）　危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設並びに貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

（ｂ）　監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を実施して、関係法令を遵守させる。

（ｃ）　消防体制の強化

市及び相生消防署は、各事業所の警防計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

（ｄ）　防災教育

関係機関は、危険物関係従業員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除について的確な教育を行う。

（２）高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

【市担当部】　企画総務部

短期	中期	長期	毎年

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、高圧ガス関係事業者

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

（ア）　防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

（イ）　連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

（ウ）　緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

（エ）　相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

（３）火薬類関係事業所における警戒体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、火薬類関係事業者

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

（ア）　警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

（イ）　警戒措置の実施

ａ　事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

ｂ　警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

（ウ）　作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

（エ）　火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ａ　防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を確立する。

ｂ　連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

ｃ　緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

ｄ　相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

（オ）　保安教育の実施

ａ　事業者は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

ｂ　主な教育項目は、次のとおりとする。

（ａ）　関係法令

（ｂ）　火薬類に関する性質、保安管理技術

（ｃ）　地震に関する知識

（ｄ）　災害時における応急対策及び避難方法

（カ）　防災訓練の実施

ａ　事業者は、取扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

ｂ　主な訓練項目は、次のとおりとする。

（ａ）　緊急通信・通報・伝達訓練

（ｂ）　非常召集動員訓練

（ｃ）　救助・避難訓練

（ｄ）　応急措置実施訓練

（ｅ）　消火訓練

（ｆ）　広報訓練

（４）毒劇物営業者における警戒体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、毒劇物関係事業者

事業者は、台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

（ア）　警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

（イ）　警戒措置の実施

ａ　事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

ｂ　警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

（５）放射性物質取扱事業所における警戒体制の整備

短期	中期	長期	毎年

【市担当部】　企画総務部、市民生活部

【関係機関】　西はりま消防組合相生消防署、放射性物質取扱関係事業者

放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の管理と事業所の責任において行われているが、事業者は、災害による放射性物質の漏洩等による事故の発生を未然に防止するため、国、県と連携して、次により予防対策を実施する。

（ア）　取扱事業所の把握

放射性物質取扱事業所の把握に努める。

（イ）　防護資機材の整備

放射性物質取扱事業所等における災害発生に備え、放射性物質に対する資機材の整備に努める。

（ウ）　協力体制の確立

平時から、関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努める。また、他府県での災害発生時にも備え連絡体制を構築するよう努める。

第２０節　雑踏事故の予防

１　基本方針

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

２　施策の体系

- 第 20 節　雑踏事故の予防
  - （１）主催者等の留意事項
  - （２）関係機関への周知
  - （３）市の対策

３　現状と課題

○雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

４　具体的な施策

（１）主催者等の留意事項

【市担当部】　行事実施担当部
【関係機関】　行事主催者

短期	中期	長期	毎年

（ア）　行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。

a　会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制

b　消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び医療機関と連携した救急・救護体制

c　事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など地区医師会及び医療機関との協力体制

d　事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

（イ）　行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

（ウ）　行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署、医療関係機関等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。

（エ）　行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。

（オ）　行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

（２）関係機関への周知

【市担当部】　行事実施担当部

短期	中期	長期	毎年

【関係機関】　鉄道事業者、警察署、西はりま消防組合相生消防署、地区医師会、医療機関

ア　鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めることとする。

イ　消防機関

（ア）　西はりま消防組合相生消防署は、事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。また、行事等が市町等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮することとする。

（イ）　医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救 急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。

（ウ）　行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

ウ　医療機関等

（ア）　医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関　係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。

（イ）　医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防と連絡をとり、これに協力するよう努めることとする。

エ　警察署

（ア）　相生警察署は、事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群衆が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況）、群衆に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。

（イ）　自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から必要な指導、助言を積極的に行うこととする。

（３）市の対策

【市担当部】　行事実施担当部

短期	中期	長期	毎年

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めることとする。

（ア）　行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の相生警察署、西はりま消防組合相生消防署、医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと

（イ）　事故が発生した場合には、迅速に管轄の相生警察署、西はりま消防組合相生消防署、医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること

第１章　基本方針

第１節　迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市やその他の防災関係機関の緊急時の組織体制を敷くとともに、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うなど、システム等を活用し、正確な情報の収集・伝達体制を確立し、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第２節　円滑な応急活動の実施

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性の確保も考慮しつつ、対策内容を点検、整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 （発災直後）	職員防災マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 ・災害対策（警戒）本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制	・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等緊急輸送対策の実施 継続実施
緊急対策 （発災後１日程度以降）	平時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。 継続実施	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・市外からの支援受入態勢整備 ・土木施設応急復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 （発災後１週間程度以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

第１節　組織及び職員の動員等

１　基本方針

風水害や地震により市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、兵庫県災害対策本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と緊密な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。ただし、災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生した場合にあっては、危機管理課で警戒体制をとり、平時における組織をもって対処する。

また、災害に対して警戒を強化する必要があると判断したとき、災害警戒本部を設置する。

組織及び事務分掌については、相生市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 22 号）及び相生市災害対策本部設置要綱（昭和 38 年訓令第６号）に定めるところによる。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）警戒体制の確立
		（２）災害警戒本部の設置
		（３）災害対策本部の設置
		（４）組織図
		（５）分掌業務
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	

３　取組み内容

（１）警戒体制の確立

ア　設置基準

防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき、及び災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生したときは、危機管理課に警戒体制を敷くことができる。災害に対する応急活動体制が必要な場合で、本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は防災監が行う。

イ　構成

防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等並びに小災害の対応、処理を行う必要があるときは、関係職員を指名し招集する。

ウ　所掌事務

（ア）　情報の収集及び共有

（イ）　災害警戒本部設置の検討

（ウ）　その他防災監が必要と認める業務

エ　報告

防災監は、必要な事項を副市長に報告する。

オ　解散

防災監は、次の場合に、警戒体制を解散する。

（ア）　災害警戒本部が設置されたとき。

（イ）　災害発生のおそれが無くなったとき。

（２）災害警戒本部の設置

ア　設置基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

（ア）　気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき。

（イ）　暴風、大雨、火災、洪水又は高潮の警報のいずれかが発表され、かつ、被害の生じるおそれがあるとき。

（ウ）　上記の警報が発表され、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域において危険な状態が予想されるとき。また、前兆現象が確認されたとき。

（エ）　風水害等により小規模の災害が発生したとき。

（オ）　その他、副市長が本部を設置し、応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ　構成

次に掲げる構成員は、召集された時は速やかに参集し、所掌業務を行う。なお、本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じ災害対策本部の動員計画（第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第２節「動員計画」）に準じた関係職員を配備することができる。

なお、西はりま消防組合相生消防署長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化の観点から、特別に当該本部の構成員とする。

本部長	副本部長	本部員	
副市長	防災監	教育長	市民病院事務局長
		各部長	教育次長
		会計管理者	部長相当職
		議会事務局長	西はりま消防組合相生消防署長

ウ　所掌事務

本部員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、本部長に報告を行う。

（ア）　被害情報の収集及び分析

（イ）　県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析

（ウ）　初期応急対策及び配備体制の検討

（エ）　その他、本部長が必要と認める業務

エ　報告

本部長は、必要な事項を市長に報告する。

オ　解散

本部長は、次の場合に、災害警戒本部を解散する。

（ア）　災害対策本部が設置されたとき。

（イ）　災害発生のおそれが無くなったとき。

カ　災害対策本部体制への移行　～災害対策本部の設置～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

市長は、市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、体制を配備する。内閣府による自治体等への災害応援支援として、ISUT（（アイサット）災害時情報集約支援チーム）による情報の「収集・集約」「地図化」「共有」で災害対応に係る全人員へ、本部と同じ情報の共有化を図ることを検討する。

（３）災害対策本部の設置

ア　設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

（ア）　暴風、大雨又は高潮の特別警報のいずれかが発表されたとき。

（イ）　暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。

（ウ）　震度５強以上の地震を観測したとき。

（エ）　震度５弱以下の地震を観測し、災害応急対策を実施するため必要があると認められるとき。

（オ）　気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報を発表したとき。

（カ）　大規模地震特別措置法第９条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、かなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。

（キ）　大規模な被害が生じ、更に被害が拡大するおそれがあるとき。

（ク）　消防庁の火災・災害等速報要領の速報基準に達したとき。

（ケ）　災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。

（コ）　その他市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

消防庁の火災・災害等速報要領の速報基準は、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

イ　開設場所

災害対策本部は、市庁舎１号館２階の会議室１に設置する。ただし、市庁舎が被災する等何らかの理由で市庁舎１号館２階の会議室１が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第　１　順　位	第　２　順　位
総合福祉会館	災害の種類に応じて活用可能な施設を 災害対策本部長が指定する

ウ　廃止

本部長（市長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置が概ね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

エ　設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

オ　市長の職務代理

災害対策本部の総括指揮者は本部長（市長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第　１　順　位	第　２　順　位
副　　市　　長	防　　災　　監

カ　複合災害発生時の体制

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。

必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。

（４）組織図

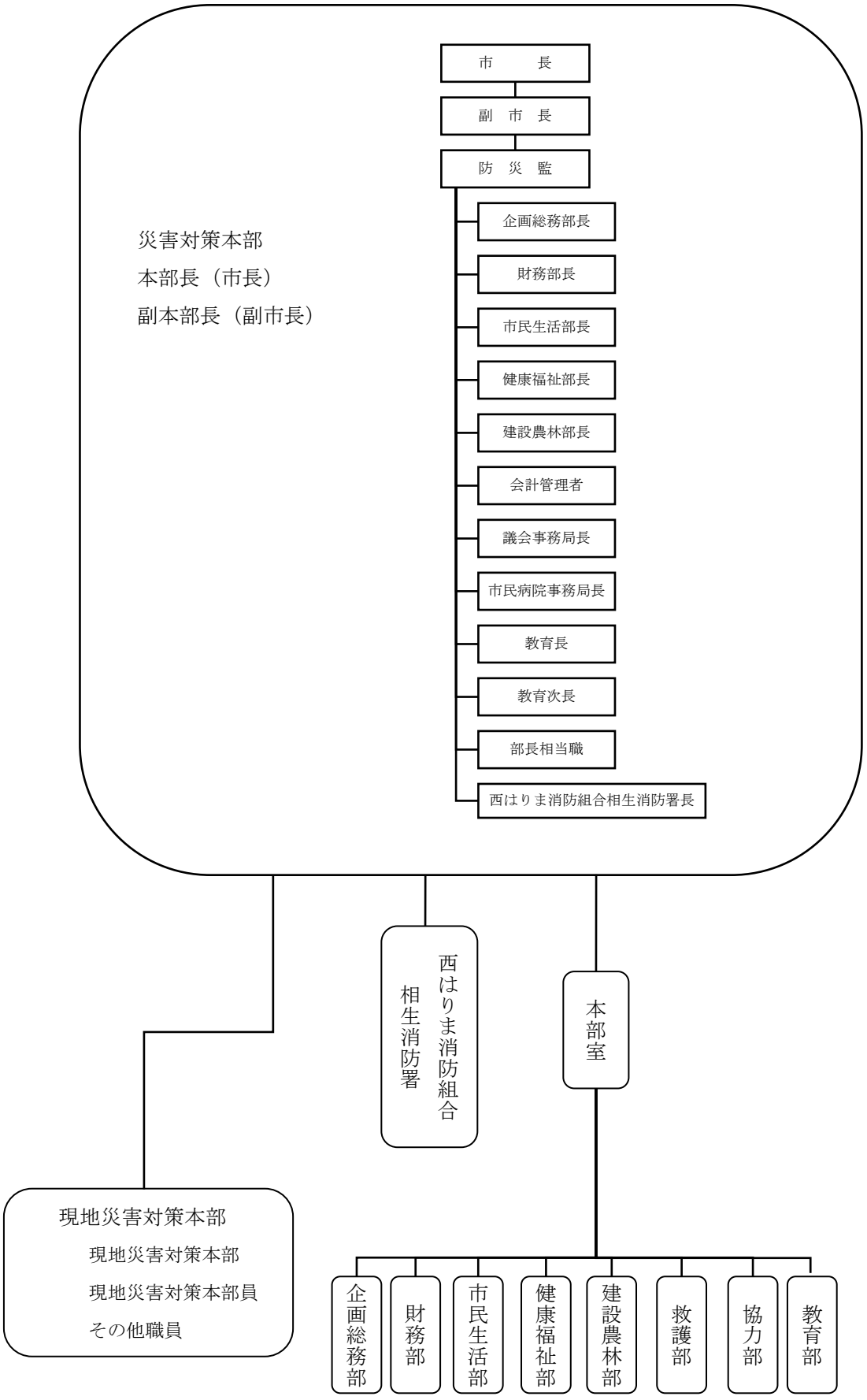

＊現地災害対策本部は、災害対策本部長が被災現地の状況を把握し、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要と判断した場合に設置する。

室名・部名	室長・部長	副室長・副部長	班名	班長
本部室	防災監	危機管理課長	防災班	総務課長
企画総務部	企画総務部長	企画広報課長	企画総務班	企画広報課長
財務部	財務部長	会計管理者	財政班 調査班 出納班	財政課長 税務課長 出納室長
市民生活部	市民生活部長	市民課長	市民生活総務班 地域振興班 環境班	市民課長 地域振興課長 環境課長
健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉課長	健康福祉総務班 長寿福祉班 看護専門学校班	社会福祉課長 長寿福祉室長 看護専門学校事務長
建設農林部	建設農林部長	都市整備課長	建設農林総務班 下水道班 農林水産班	都市整備課長 下水道課長 農林水産課長
救護部	市民病院長	市民病院事務局長	救護総務班 救護班	市民病院総務課長 市民病院副院長
協力部	議会事務局長	選挙管理委員会事務局長	第１協力班 第２協力班	議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長
教育部	教育長	教育次長	庶務班 学校教育班 生涯学習班 体育振興班 人権教育推進班 市立学校班 市立幼稚園班	管理課長 学校教育課長 生涯学習課長 体育振興課長 人権教育推進室長 市立各学校長 市立幼稚園長
西はりま消防組合 相生消防署	相生消防署長	相生消防署副署長		

（５）分掌業務

本部室各担当班の分掌業務は次のとおりとする。

本部室又は部名 本部室長及び副本部室長又は部長及び副部長並びに担当職	班名 班長担当職及び担当課名	分掌概要
本部室 〔室長 防災監 副室長 危機管理課長〕	防災班 〔総務課長 危機管理課 総務課〕	1　本部の設置及び廃止に関すること。 2　本部会議に関すること。 3　被害状況及び被害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 4　配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること。 5　自衛隊その他関係機関への要請に関すること。 6　災害救助法の適用申請に関すること。 7　市議会及び県への報告に関すること。 8　防災会議に関すること。 9　災害用電話連絡の確保に関すること。 10　現地災害対策本部に関すること。 11　災害関連総合相談窓口に関すること。 12　隣保館及び地域施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 13　地域にかかる情報の収集及び連絡に関すること。 14　その他災害応急対策全般の調整に関すること。 15　水防活動に関すること。 16　消防団に関すること。
企画総務部 〔部長 企画総務部長 副部長 企画広報課長〕	企画総務班 〔企画広報課長 企画広報課 定住促進室〕	1　本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2　部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3　外国人対策に関すること。 4　西播磨水道企業団との連絡調整に関すること。 5　西はりま消防組合との連絡調整に関すること。 6　国、県関係災害視察者等の連絡に関すること。 7　本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 8　災害功労者のほう賞に関すること。 9　一般見舞客の応接に関すること。 10　応急避難及び警報の伝達に関すること。 11　災害情報の収集及び伝達に関すること。 12　報道機関との連絡及び広報活動に関すること。 13　国県等災害陳情に関すること。 14　部長の特命事項に関すること。
財務部 〔部長 財務部長 副部長 会計管理者〕	財政班 〔財政課長 財政課〕	1　本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2　部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3　市有財産の被害調査に関すること。 4　工事箇所の防災及び応急対策の指示に関すること。 5　災害用公用自動車の配車及び運行に関すること。 6　災害救助用車両の運行経路に関すること。 7　災害救助用物品の調達に関すること。 8　災害関係費の予算措置に関すること。
	調査班 〔税務課長 税務課 徴収対策室〕	1　土地及び家屋の被害調査に関すること。 2　被災者台帳及び被災証明に関すること。 3　災害に関する市税の減免に関すること。
	出納班 〔出納室長 出納室〕	1　見舞金及び義援金の収入に関すること。 2　災害費支出の審査及び支払いに関すること。 3　災害対策用物資の検収に関すること。

市民生活部 〔部長 　市民生活部長 副部長 　市民課長〕	市民生活総務班 〔市民課長 　市民課〕	1　本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2　部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3　応急救助用食糧の調達及びあっせんに関すること。 4　主食配給の特別措置に関すること。 5　炊き出し箇所の指定及び炊き出し従事者の出動要請その他炊き出しに関すること。 6　災害に伴う市民の実態把握に関すること。 7　災害に伴う死体埋火葬許認可に関すること。 8　部長の特命事項に関すること。
	地域振興班 〔地域振興課長 　地域振興課〕	1　災害にかかわる市民からの申出の受付と内外に対する連絡に関すること。 2　中小企業者の災害特別融資に関すること。 3　商工業の被害調査及び応急対策に関すること。
	環境班 〔環境課長 　環境課〕	1　死体の措置に関すること。 2　災害時における清掃に関すること。 3　災害時の防疫に関すること。 4　衛生施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。
健康福祉部 〔部長 　健康福祉部長 副部長 　社会福祉課長〕	健康福祉総務班 〔社会福祉課長 　社会福祉課〕	1　本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2　部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに関すること。 3　被災者に対する生活保護に関すること。 4　被災者に対する生業資金、世帯厚生資金等の貸与に関すること。 5　救護活動要員の確保に関すること。 6　部長の特命事項に関すること。
	長寿福祉班 〔長寿福祉室長 　長寿福祉室 　子育て元気課〕	1　災害救援物資及び援護金の配布に関すること。 2　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　医療施設の被害、調査及び応急対策に関すること。 4　災害弱者対策に関すること。 5　災害対策用医薬品及び衛生材料の調達及び配布に関すること。 6　健康に係る巡回相談に関すること。 7　災害時における傷病者の看護に関すること。
	看護専門学校班 〔看護専門学校事務長 　看護専門学校〕	1　看護専門学校の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 2　看護専門学校が避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。
建設農林部 〔部長 　建設農林部長 副部長 　都市整備課長〕	建設農林総務班 〔都市整備課長 　都市整備課〕	1　本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2　部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに関すること。 3　道路及び橋梁に関する応急対策並びに被害調査に関すること。 4　河川に関する応急対策及び被害調査に関すること。 5　砂防及び地すべりに関する応急対策及び被害調査に関すること。 6　港湾及び海岸に関する応急対策並びに被害調査に関すること。 7　被害時の道路の交通規制及び交通の確保に関すること。 8　被災住宅に対する災害特別融資に関すること。 9　非常災害区域内における仮設建築物に関すること。 10　応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること。 11　被災公営住宅の復旧工事に関すること。

		12　公園及び街路に関する応急対策及び被害調査に関すること。 13　部長の特命事項に関すること。
	下水道班 〔下水道課長 下水道課〕	1　下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	農林水産班 〔農林水産課長 農林水産課 農業委員会事務局〕	1　農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2　被害農家に対する自作農維持資金の融資及び農業保険金の支払いに関すること。 3　水産及び漁業関係災害の被害調査及び応急対策に関すること。
救護部 〔部長 市民病院長 副部長 市民病院事務局長〕	救護総務班 〔市民病院総務課長 市民病院事務部門〕	1　本部との連絡および部内の連絡調節に関すること。 2　部内の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 3　部長の特命委事項に関すること。
	救護班 〔市民病院副院長 市民病院診療部門・ 看護部門〕	1　災害時における傷病者の応急施療及び看護に関すること。
協力部 〔部長 議会事務局長 副部長 選挙管理委員会事務局長〕	第１協力班 〔議会事務局次長 議会事務局〕	1　入浴施設対策に関すること。 2　本部長の特命事項に関すること。
	第２協力班 〔選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局 監査事務局長 監査事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局〕	
教育部 〔部長 教育長 副部長 教育次長〕	庶務班 〔管理課長 管理課員〕	1　教育部本部及び事務局の設置及び閉鎖に関すること。 2　配備態勢その他本部命令の下達に関すること。 3　気象情報の受信及び伝達に関すること。 4　災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。 5　被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 6　本部及び拡販の連絡調整に関すること。 7　市本部及び関係機関への連絡、並びに要請に関すること。 8　災害に関する予算措置に関すること。 9　教育施設の被害状況調査及び応急対策並びに災害復旧に関すること。 10　教育施設を市民の避難場所に提供する県に関すること。 11　その他災害応急対策全般の調節に関すること。
	学校教育班 〔学校教育課長 指導主事	1　応急教育の実施の予定場所、方法等に関すること。 2　教科書、教材、学用品等被害状況の調査調達及び配給に関すること。

	学校教育課員〕	3　児童、生徒の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4　学校給食物資の被害状況調査及び応急対策に関すること。 5　災害時における学校(幼稚園)の防疫に関すること。 6　被害教職員の調査及び応急対策に関すること。 7　教職員の公務災害に関すること。 8　その他教職員の被害に関すること。
	生涯学習班 〔生涯学習課長 生涯学習課員 公民館職員 歴史民俗資料館職員〕	1　社会教育施設の被害状況調査に関すること。 2　文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 3　避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。
	体育振興班 〔体育振興課長 体育振興課員〕	1　社会体育施設の被害状況調査に関すること。 2　避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。
	人権教育推進班 〔人権教育推進室長 人権教育推進室員〕	1　教育集会所の被害状況の調査並びに本部への連絡に関すること。 2　避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。
	市立学校班 〔市立各学校長 市立各学校教職員〕 市立幼稚園班 〔市立幼稚園長 市立幼稚園教職員〕	1　児童、生徒の安全対策に関すること。 2　市立学校校舎の保全並びに応急対策に関すること。 3　自校の被害状況の調査並びに本部への連絡に関すること。 4　児童、生徒の被害並びに応急対策に関すること。 5　教職員の被害並びに応急対策に関すること。 6　避難所の管理及び連絡に関すること。

第２節　動員計画

１　基本方針

災害対策本部を設置する場合及び設置後の職員動員計画を定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）動員の方法
		（２）配備体制（一般災害時）
		（３）配備体制（地震災害時）
		（４）配備の命令を受けた市職員の行動

３　取組み内容

（１）動員の方法

詳細は、職員防災マニュアルを参照する。

ア　勤務時間内の場合

災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

災害対策本部 → 防災班 → 本部連絡員 → 各部連絡担当 → 各班

（注）上記の伝達方法は、庁内放送をもって行うことがある。

イ　勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。

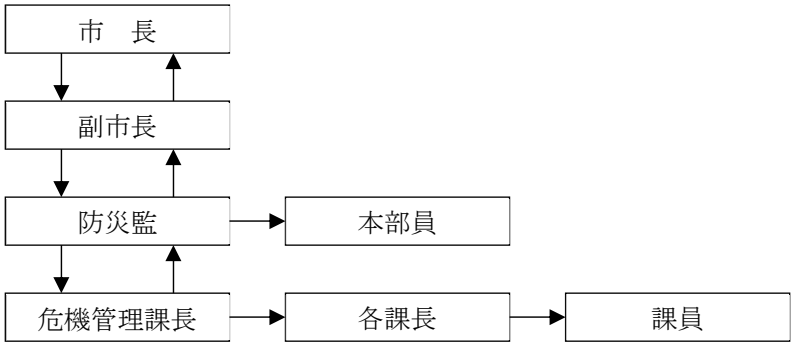

（注）上記の伝達方法は、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法による。

（２）配備体制（一般災害時）

災害本部における配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備内容	災　害　の　状　況
第１号配備体制	少数（概ね２割以内）の人数を配備し主として情報連絡に当たる体制	１　暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき ２　小規模の災害が発生した場合
第２号配備体制	所属人員の２割から５割までの人員を配備し、防災活動に当たる体制	１　暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき ２　中規模の災害が発生した場合
第３号配備体制	所属人員全員を配備し、防災活動の万全を期する体制	１　大規模な災害が予想される気象情報が発表され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき ２　大規模の災害が発生した場合

（３）配備体制（地震災害時）

職員の動員体制は、次のとおりとする。

ア　災害対策本部が未設置のとき

（ア）　勤務時間中は、平常勤務体制で対応することとする。

（イ）　勤務時間外において、震度３以下の震度を観測し被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。

ａ　危機管理課職員は登庁し、直ちに被害情報の収集に当たり、必要に応じてこれらの状況を防災監に報告することとする。

ｂ　防災監は、直ちに副市長に状況を報告するとともに、災害対策本部の設置及び職員の配備体制等について市長に指示を仰ぐものとする。

ｃ　災害対策本部及び関係職員は動員体制に基づいて、速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。

（ウ）　勤務時間外において、震度４以上の震度を観測し、被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。

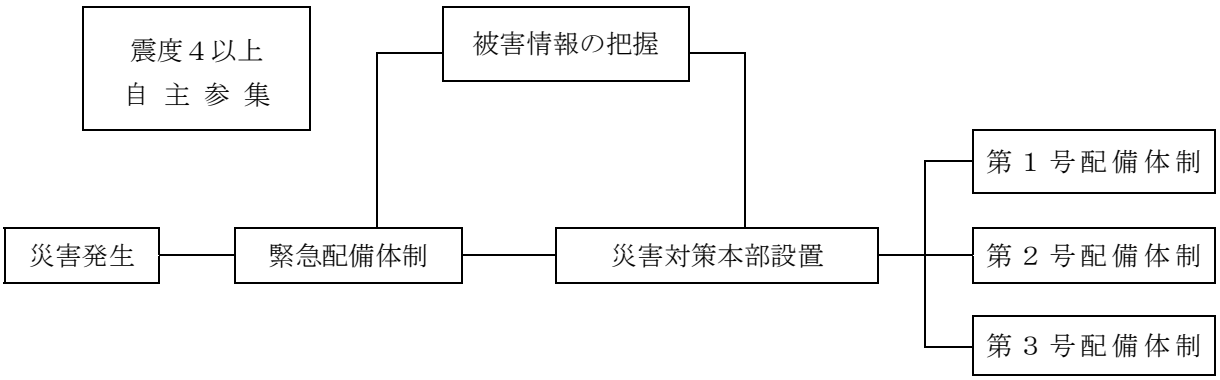

第１号緊急配備体制	市域で震度４を観測した場合、防災班、企画総務班、調査班、建設農林総務班の各職員は配備につき、被害状況調査を行うとともに、災害対策本部設置及び第１号配備体制への準備を行う。
第２号緊急配備体制	市域で震度５弱を観測した場合、防災班、企画総務班、調査班、建設農林総務班の各職員及びその他の班の係長以上職員は配備につき、第２号配備体制への準備を行う。
第３号緊急配備体制	市域で震度６弱以上を観測した場合、全職員が配備につき、第３号配備体制への準備を行う。

（エ）　動員配備
震度４以上の場合は、緊急配備体制基準に従い、自主参集する。

（オ）　初期の防災活動の実施
緊急配備要員は、災害対策本部の開設準備、被害状況の把握、避難誘導等の任務を行う。

（カ）　緊急配備体制の解除
災害対策本部の設置により緊急配備体制を解除し、必要な判断を行った後に、それぞれの配備体制に移行する。

イ　災害対策本部が設置されたとき

災害本部における配備体制は、次のとおりとする。

区　分	配備内容	災害の状況
第１号 配備体制	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね２割以内）の人員を設置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	①　大規模地震対策特別措置法第９条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、市内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②　市内で震度５弱以下の震度を観測し、又は市内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき
第２号 配備体制	所属人員のうちからあらかじめ定めた概ね５割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	①　市内で震度５弱以下の地震を観測し、又は市内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ②　市内で震度５強又は震度６弱の地震を観測したとき ③　「大津波」の被害警報が発表されたとき等、市内に大規模な津波の発生が予想されるとき
第３号 配備体制	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	①　市内で地震を観測し、又は市内に津波が発生し、大規模な被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ②　市内で震度６強以上の地震を観測したとき

（４）配備の命令を受けた市職員の行動

（ア）　原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くこととする。

（イ）　職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近市民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡することとする。

（ウ）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

（エ）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災班要員については、この限りでない。

（オ）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事することとする。

ａ　通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。

ｂ　前記の措置が不可能な場合は、最寄の市施設、指定避難所等に参集することとする。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災班要員については、この限りでない。

（カ）　勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、防災班に連絡することとする。

第３節　情報の収集・伝達

１　基本方針

災害による被害の軽減を図るため、気象情報等の収集や予警報の迅速かつ確実な伝達を行う。

また、災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害情報の的確な把握に努める。

地震災害は他の自然災害と異なり、あらかじめその発生を予測することが困難であるため、特に災害の発生直後には情報の不足を生ずることが多い。また、大規模な災害発生による通信手段の障害も予想されるが、そのような状態の下で情報は各種応急対策の最も基礎的な資料として、その重要性が極めて高い。したがって、各関係機関は平素から情報・通信体制の習熟に努めるとともに、災害発生時には、その弾力的な運用に努める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班 〔取りまとめ〕 防災班（危機管理課、総務課）	（１）情報収集計画
		（２）災害情報の収集、報告等
		（３）災害時の通信手段の確保
		（４）被災者支援のための情報の収集・活用
関係機関	防災関係機関	被害情報等の情報交換

３　取組み内容

（１）情報収集計画

気象予警報、火災警報、地震・津波警報等の発表、伝達、周知徹底及び異常現象発見時の措置については、本計画の定めるところによる。

ア　気象予警報

（ア）　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令され

た場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（イ）　特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和７年１月９日現在）
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和７年１月９日現在）	
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。	
		大雨警報（土砂災害）基準 大雨警報（浸水害）基準	土壌雨量指数基準：135 表面雨量指数基準：17
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。	
		洪水警報基準	矢野川 流域雨量指数基準：14.2
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		12 時間降雪の深さ	平地　10ｃｍ 山地　20ｃｍ
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		平均風速	陸上 20m/s　海上 25m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
		平均風速	陸上 20m/s　海上 25m/s 雪を伴う
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		有義波高	3.0m
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。	
		高潮警報基準	1.8m

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和７年１月９日現在）	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	
		大雨注意報基準	土壌雨量指数基準：103 表面雨量指数基準：9
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。	
		洪水注意報基準	矢野川 流域雨量指数基準：11.3
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		12 時間降雪の深さ	平地　５ｃｍ 山地　10ｃｍ
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		平均風速	陸上 12m/s　海上 15m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
		平均風速	陸上 12m/s　海上 15m/s 雪を伴う
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。	
		有義波高	1.5m
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。	
		高潮注意報基準	1.2m

特別警報・警報・注意報の種類		概要／発表基準（令和７年１月９日現在）
注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 陸上　100m　　海上　500m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。 落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。 最小湿度 40％で実効湿度 60％
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 1　積雪の深さ 70ｃｍ以上あり降雪の深さ 20ｃｍ以上 2　積雪の深さ 50ｃｍ以上あり最高気温が９℃以上または 24 時間雨量 10ｍｍ以上
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。 24 時間降雪の深さ 20ｃｍ以上で気温２℃以下
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。 晩霜期　最低気温２℃以下
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。 最低気温－４℃以下

※　土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、
土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその報告事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は　気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

警報・注意報発表基準一覧表　　令和７年１月９日現在

発表官署　　神戸地方気象台

相生市	府県予報区		兵庫県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		播磨南西部		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	135	
	洪水		流域雨量指数基準	矢野川流域=14.2	
			複合基準*1	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
				山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	3.0m	
	高潮		潮位	1.8m*2	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9	
			土壌雨量指数基準	103	
	洪水		流域雨量指数基準	矢野川流域=11.3	
			複合基準*1	－	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風		平均風速	陸上	12m/s
				海上	15m/s
	風雪		平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
				海上	15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
				山地	12時間降雪の深さ10cm

注意報	波浪	有義波高		1.5m
	高潮	潮位		1.2m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度60％		
	なだれ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上*3		
	低温	最低気温-4℃以下*4		
	霜	晩霜期　最低気温2℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上　　気温：2℃以下		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量		110mm

＊1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

＊2　兵庫県が定める基準水位観測所(東二見、室津)における高潮特別警戒水位(2.3m、2.3m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

＊3　気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

＊4　気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

（ウ）　気象予警報の地域細分

一次細分区域	市町をまとめた地域	担当気象官署	二次細分区域（市町）
北部	但馬北部	神戸地方気象台	豊岡市、香美町、新温泉町
	但馬南部		養父市、朝来市
南部	北播丹波		西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町
	播磨北西部		宍粟市、神河町、市川町、福崎町、佐用町
	阪神		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	播磨南東部		明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
	播磨南西部		姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町
	淡路島		洲本市、南あわじ市、淡路市

警報・注意報発表基準一覧表

最新版は気象庁ホームページの以下のページに掲載されている。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/hyogo.html

（エ）　注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）。

（オ）　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

（カ）　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１ 時間である。

イ　気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合に発表する。気象情報には、大雨に関する情報、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。

（ア）　記録的短時間大雨情報

短時間に記録的な大雨が観測された時には、一層の注意を喚起するために記録的短時間大雨情報が発表される。年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、県気象情報の一種として、神戸地方気象台が発表する。兵庫県の基準は、次のとおりである。

兵庫県南部…１時間 110㎜ 以上
兵庫県北部…１時間 100㎜ 以上

（イ）　線状降水帯情報

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯といい、長く続く顕著な大雨によって甚大な被害が発生するため、気象庁では顕著な大雨に関する気象情報として、線状降水帯の情報を発表している。

ウ　火災警報

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第 22 条第１項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

（ア）　乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

（イ）　強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに西はりま消防組合管理者に通報することとする。

西はりま消防組合管理者は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。

エ　避難指示等の判断材料となる情報の提供

（ア）　水害に関する情報

a　大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種 類	概 要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【 5 段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。 ・「注意」（黄）：各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。 ・「今後の情報等に注意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5 段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 ・「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

b　河川水位（対象：水位周知河川）

国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。

水位	内　　容
氾濫危険水位	市長が避難指示等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	市長が高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

c　洪水予報（対象：洪水予報河川）

（ａ）　国の機関が行う洪水予報

国土交通大臣は、大雨等による洪水で国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、知事及び関係市町長に通知する。

（ｂ）　知事が行う洪水予報

知事は、大雨等による洪水で相当な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

（ｃ）　洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種　類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	新たに氾濫が及ぶ区域の市民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ） ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	

※　河川・気象情報の改善に関する検証報告書（令和２年３月）に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、県気象情報として発表する。

d　水防警報

国土交通大臣または知事は、洪水、津波又は高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防警報を発する。

e　国の機関が行う水位情報の通知及び周知

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第１項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

f　知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第２項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

このほか、水防法第13条第２項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

また、知事は、高潮により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第３項に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮氾濫発生情報（高潮特別警戒水位到達情報）を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する（レベル５相当情報）。

（イ）　土砂災害に関する情報

a　土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市町内で危険度

が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当

警戒対象地域		尼崎市、播磨町を除く兵庫県内の全市町
発表単位		市町単位
発表基準	警戒基準	実施要領により定める
	警戒解除基準	実施要領により定める

b　地域別土砂災害危険度

県が、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュごとに色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難指示地区の絞り込みや、市民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成 27 年６月から従来の５km メッシュ情報に加え、より細分化した１km メッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。

c　箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市町に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域ごとに、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を 10m メッシュごとに色分けして危険度を表示する。

d　危険度を色分けした時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって危険度を色分けした時系列を提供する。注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間の３時間を１コマとして現在の発表状況、24 時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

e　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 【５段階：必要とされる行動等】 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 ・「今後の情報に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意

オ　津波警報等と津波予報の発表

（ア）　津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報、津波警報又は津波注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（ 10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５m（３m＜予想される津波の最大波の高さ≦５m）		

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （ 0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（イ）　津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

（津波予報と内容）

種類	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき※	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※　「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（ＶＴＳＥ４１）で発表される。

注）１　津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（ウ）　津波予報区

相生市の予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸である。

カ　地震及び津波に関する情報

通常の場合の地震及び津波に関する情報発表は気象庁本庁を主体とするもので、大阪管区気象台の連絡報に基づき神戸地方気象台は、県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に情報を作成・発表する。ただし、通信回線の障害等によって大阪管区気象台の連絡報が受けられない場合や、地震発生後 30 分以内に県内の沿岸に津波の襲来が予想されるような緊急の場合には、神戸地方気象台は独自に情報を発表することがある。

情報の種類・内容は次表のとおりである。

（地震情報・種類と発表基準及び内容）

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地震ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

（津波情報の種類と内容）

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・　沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・　最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・　ただし、沿岸からの距離が100㎞ を超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（最大波の観測値の発表内容）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点））

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

キ　緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等

気象庁は、震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上又は長周期地震動階級４を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。相生市は、兵庫県南西部で発表される。

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

震度階級表

計測震度	階級	参考事項
	0	人は揺れを感じない。
0.5		
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
1.5		
	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
2.5		
	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。 棚にある食器類が、音を立てることがある。 電線が少し揺れる。
3.5		
	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5		
	5 弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。耐震性の低い木造住宅では、壁や柱が破損するものがある。安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電する家庭もある。軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0		
	5 強	非常な恐怖を感じ、多くの人が行動に支障を感じる。棚にある食器類の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンス等重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。耐震性の低い木造住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5		
	6 弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い鉄筋コンクリート建物でも壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0		
	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い木造住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い鉄筋コンクリート建物でも、壁、柱が破壊するものがかなりある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5		
	7	揺れに翻弄され、自分の意思で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。耐震性の高い木造建物、鉄筋コンクリート建物でも大きく破損するものがある。広い地域で電気、水道の供給が停止する。大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

（平成 21 年３月実施気象庁震度階級表）

ク　伝達系統

（ア）　気象予警報

気象予警報の伝達及び周知徹底は、概ね次の系統図により行うものとする。

なお、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、気象予警報の収集に努めるものとする。

休日、夜間等時間外の災害情報の収集、伝達については本部室が収集するとともに速やかに関係各部へ伝達する。情報を受けた関係各部の職員は直ちに参集し、気象情報等の収集、伝達等に当たる。

関係機関は、気象情報等を速やかに市民に周知徹底することとする。

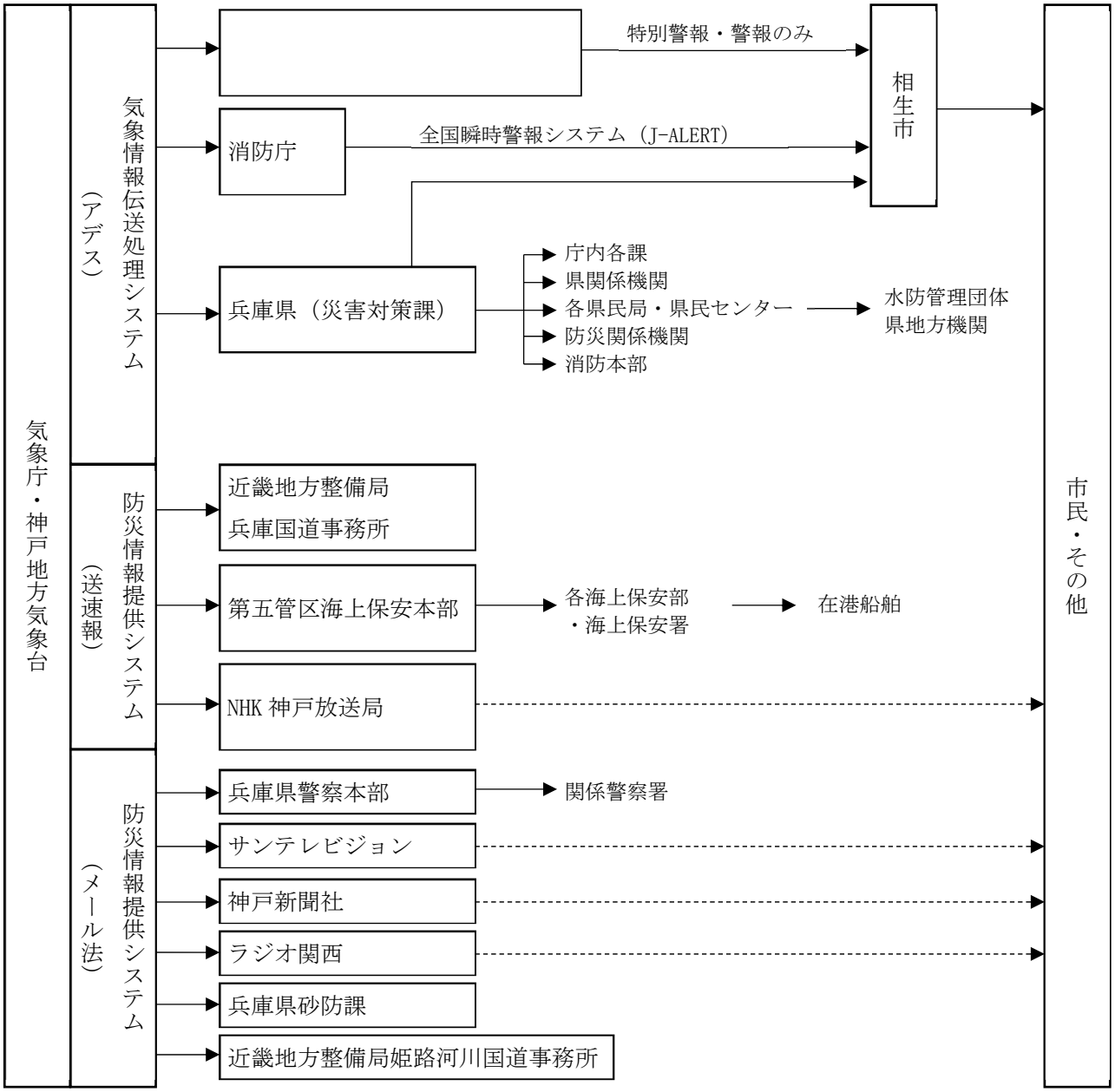

（イ）　津波予報の伝達と津波監視

休日、夜間等時間外の地震情報の収集、伝達については本部室が収集するとともに速やかに関係各部へ伝達する。情報を受けた関係各部の職員は直ちに参集し、地震情報等の収集、伝達等に当たる。

a　津波警報・注意報の伝達系統

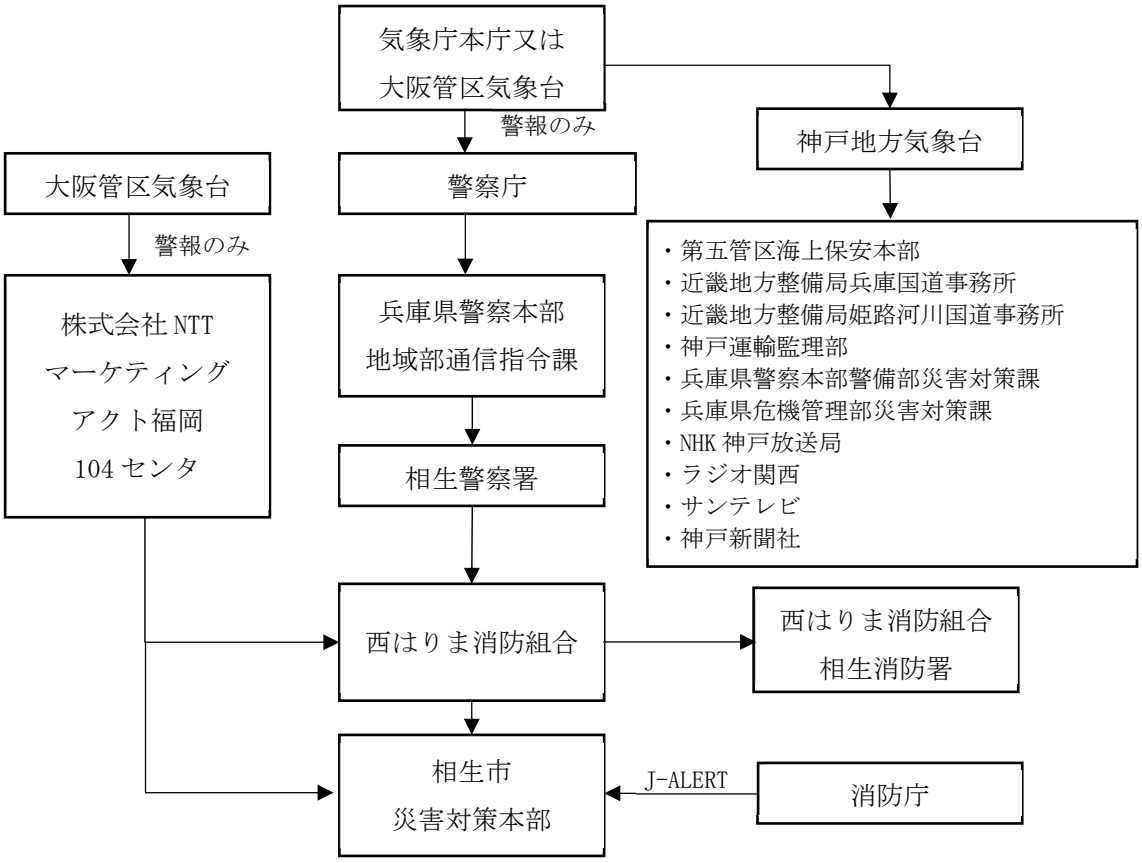

b　津波の監視

気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度４以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

（ａ）　市においては、地震及び津波に関する情報をテレビ・ラジオ等報道機関を通じて入手する。

（ｂ）　消防団（第１分団、第２分団、第３分団、第７分団及び第８分団）においては、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難し、海面の監視を行う。

（ウ）　地震及び津波に関する情報伝達系統

地震及び津波に関する情報は、次の経路で伝達される。

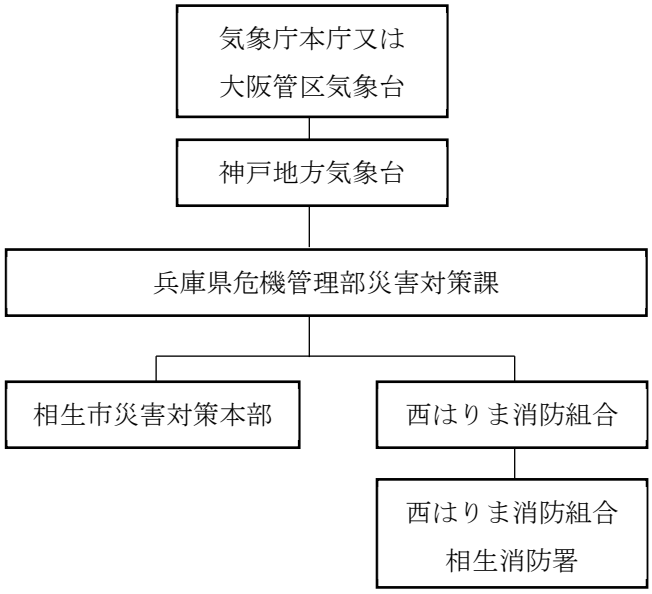

（エ）　内部の伝達系統

a　勤務時間内の場合

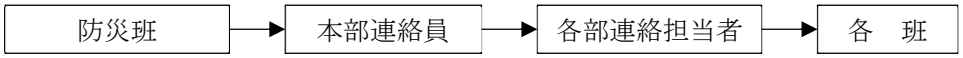

b　勤務時間外の場合

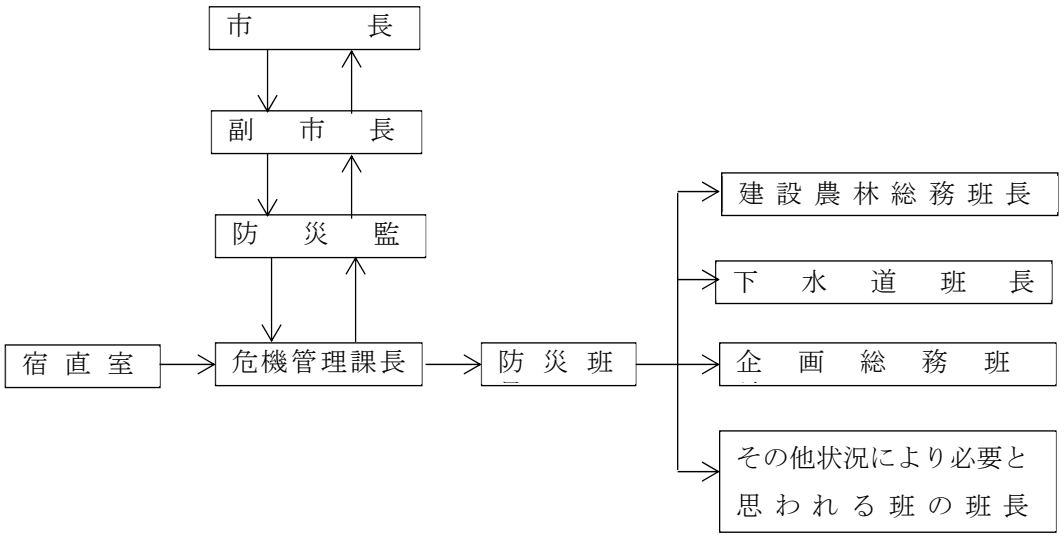

※１　津波に関する情報の場合、「津波警報」が発表された場合に、上記系統により伝達するものとする。

２　防災班員から連絡を受けた各班長は、各部長に報告するとともに、必要に応じて所属班員に連絡するものとする。

（オ）　市民への周知徹底

市は、防災行政無線、携帯電話、ホームページ等あらゆる手段を用いて、災害が発生するおそれがある場合も含め、気象予警報の伝達を徹底する。

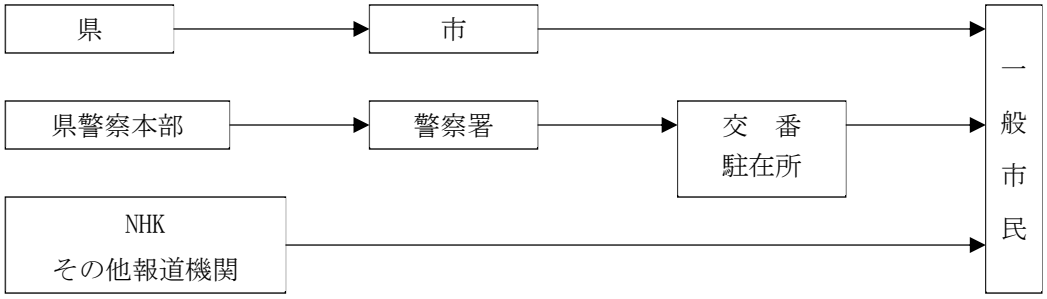

ケ　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（津波、異常潮位等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報することとする。

（ア）　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

（イ）　警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市に通報する。

（ウ）　市の通報

（ア）（イ）により通報を受けた市は、直ちに神戸地方気象台及び県地方機関に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。

（エ）　県地方機関の通報

（ウ）により通報を受けた県（地方機関）は、直ちに県（本庁関係各課）に通報する。

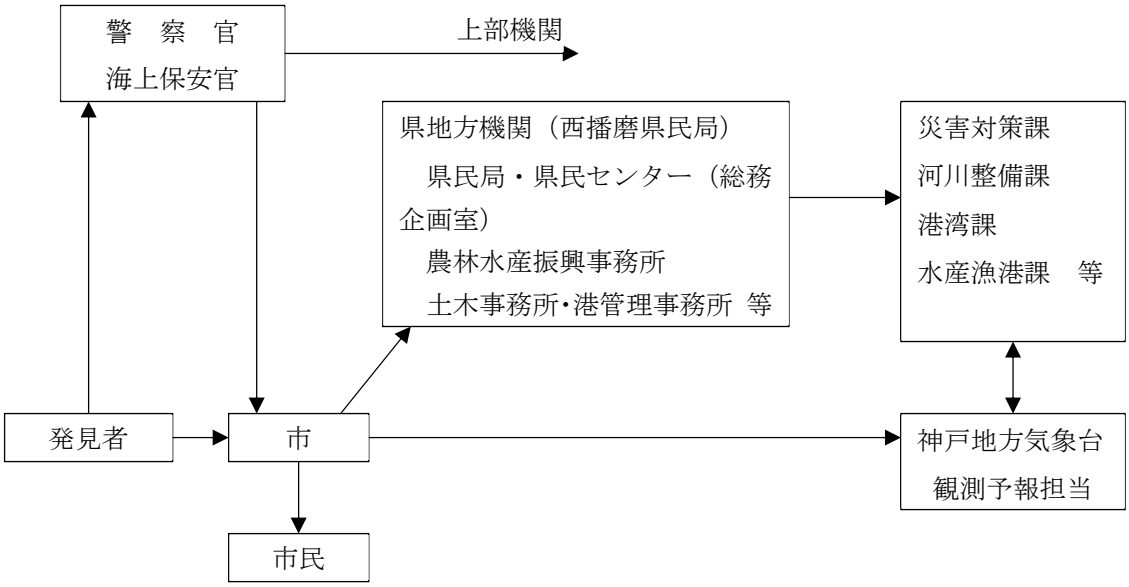

（２）災害情報の収集、報告等

ア　被害状況の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備し、収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県及び内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにそ

の規模を把握するための情報収集を実施し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努める。

指定公共機関、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県、市による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

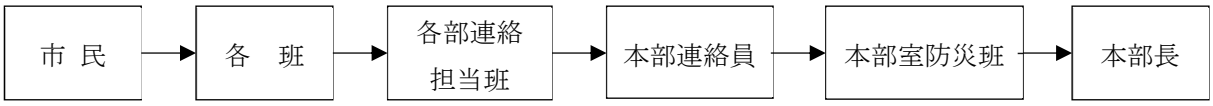

イ　各部における調査事項及び調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
本　部　室	取りまとめ	防災班 ―― 各部総務班 ―― 各班
企画総務部	1　防災関係機関の被害調査	企画総務班 ―― 関係機関
財　務　部	1　市有財産の被害調査 2　人、住家の被害調査	財政班 調査班 ＼／ 市民
市民生活部	1　市民の被害状況調査 2　商工関係の被害調査 3　環境衛生施設の被害調査	市民生活総務班 ＼ 市民 ／ 調査班 地域振興班 ＼ 市民 ／ 商工施設 環境班 ＼ 民間施設 ／ 市立施設
健康福祉部	1　社会福祉施設の被害調査 2　医療施設の被害調査	長寿福祉班 ＼ 社会福祉施設 ／ 市内病院・ 診療所
建設農林部	1　土木関係の被害調査 2　建築関係（住宅）の被害調査 3　農林・水産関係の被害調査 4　下水道施設の被害調査	建設農林総務班 ＜ 市民 調査班 下水道班 ＜ 市民 市立施設 民間施設 農林水産班 ＜ 市民 市立施設 民間施設
救　護　部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 ―― 市民病院
教　育　部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 ＜ 各幼稚園 各学校 社会教育施設
西はりま消防組合 相生消防署	1　救急救助に関する被害調査 2　火災に関する被害調査 3　行方不明に関する被害調査	相生消防署 ―― 西はりま消防本部

ウ　報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

（ア）　災害救助法の適用基準に合致する災害

（イ）　災害対策本部を設置した災害

（ウ）　市域の被害は軽微であっても、隣接する他市町で大きな被害を生じている災害

（エ）　災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

（オ）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（カ）　（ア）又は（イ）に定める災害になるおそれのある災害

エ　被害状況の調査及び報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

報告すべき災害は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれ次第、県に対して報告することとする。

なお、被害状況の調査、要領、様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第４節　様式』を参照

市は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

No	情　報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	本部室 企画総務部	各消防団、西はりま消防組合相生消防署	浸水状況、がけ崩れ、危険物漏洩、火災・延焼、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、消防無線
2	警察情報	本部室	兵庫県警察本部、各警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、警察無線
		建設農林部		道路交通規制状況	
3	ヘリコプター情報	本部室	兵庫県危機管理部災害対策課、兵庫県警察本部、陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、自衛隊無線

No	情　報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
4	道路河川等情報	建設農林部	近畿地方整備局、光都土木事務所	道路・橋りょう・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
5	職員参集時情報	本部室	各参集場所（市役所、出先機関、避難所）	浸水状況、がけ崩れ、倒壊建物・火災被害、避難等の市民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話
6	ＵＡＶ（ドローン）調査情報	本部室	市職員（ＵＡＶ（ドローン）操縦担当者）	被災状況の概要全般	電話、携帯電話
7	出先機関情報	関係各部	出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話
8	学校関係情報	教育部	各小学校、中学校	児童、生徒の安全と避難	電話、携帯電話
9	ライフライン情報	本部室	関西電力送配電（株） 西日本電信電話（株）	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
		企画総務部 建設農林部	西播磨水道企業団 下水道課	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
10	交通機関情報	本部室	西日本旅客鉄道（株） （株）ウイング神姫	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
11	タクシー無線情報	本部室		走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
12	情報部の集約情報	本部室	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
13	本庁舎	財務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
14	福祉情報	健康福祉部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
15	商工情報	市民生活部	商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
16	農林業情報	建設農林部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

オ　災害情報の伝達手段

（ア）　市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。

（イ）　市は、災害情報を報告する際に、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。

（ウ）　有線が途絶した場合は、中央防災無線網、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

（エ）　全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

カ　防災関係機関との連携

市は、消防、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

（ア）　主な情報交換事項

ａ　被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況

ｂ　交通機関の運行状況及び交通規制の状況

ｃ　犯罪の防止に関し、講じた措置

キ　災害対策本部における取りまとめ

災害対策本部本部室における被害状況の取りまとめについては、規模等により異なるが概ね次により取りまとめるものとする。

（ア）　被害状況

ａ　取りまとめの時期及び回数

原則として災害対策本部設置期間中毎日１回（午後５時現在のもの）取りまとめる。

ｂ　取りまとめ事項の内容

被害状況報告様式により、取りまとめる。

（イ）　災害速報

ａ　速報を行う場合

災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害速報を行うものとする。

ｂ　速報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行うものとする。

ｃ　速報事項

別紙の様式により行うものとする。（ただし、その内容が重要と判断されるときは、把握できた範囲から逐次連絡する。）

様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第４節　様式』を参照

ク　報告内容

（ア）　緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。

（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えないこととする。）

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

（イ）　災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

（災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

（ウ）　被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

（エ）　災害確定報告

市は、応急措置完了後、速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

（オ）　その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）により行うこととする。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

ケ　報告ルート

（ア）　県に対する報告

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときに、速やかにフェニックス防災システムへの入力により行う。状況により有線、無線、ファクシミリ、テレビ電話等で、最も迅速かつ確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。

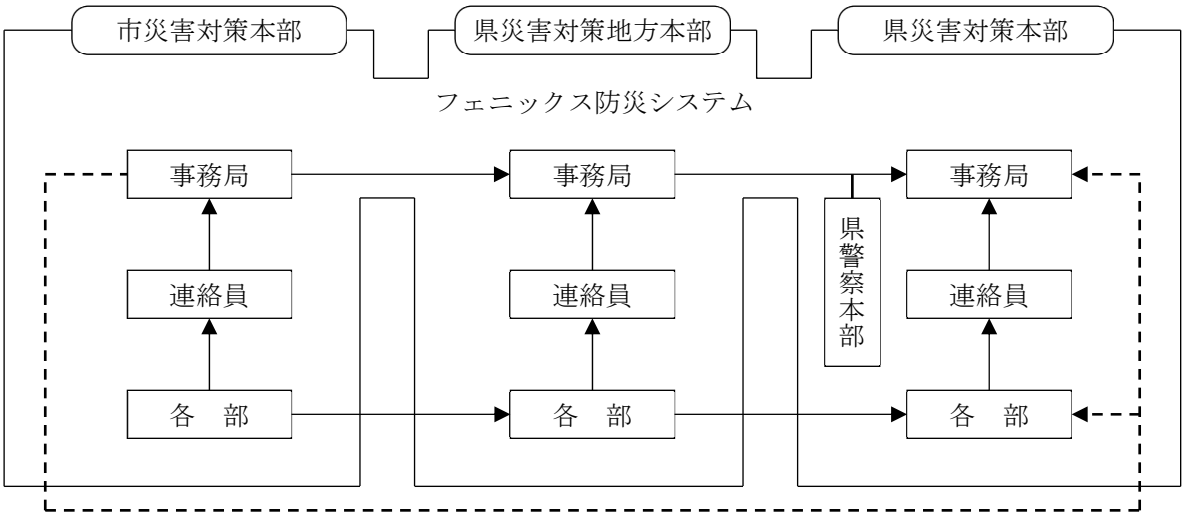

（注）１　緊急を要する場合については……線の伝達経路によることがある。
２　県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
３　本部が設置されない場合も上図に準ずる。

県の報告先	危機管理部 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2328 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-189-1124 FAX 発信特番 7-189-630

（イ）　国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県の間の通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と

県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰するものとする。

国の報告先	開庁時間内 (平日８：30～18：15) 消防庁 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 TEL 9-90-49013 FAX 9-90-49033 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-43422 FAX 87-048-500-90-49033
	開庁時間外 （上記時間以外） 消防庁 危機管理センター	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 TEL 9-90-49102 FAX 9-90-49036 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-49102 FAX 87-048-500-90-49036

コ　非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

サ　応急対策実施状況の収集等

（ア）　災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「ア　被害状況の収集」の方法により行うものとする。

（イ）　応急対策等の指示伝達及び調整

災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「ア　被害状況の収集」の系統により行うものとする。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行うものとする。

シ　通信回線障害時の対応

大規模な地震災害の発生に際しては通信回線の障害や 119 番通報の殺到等により、被災情報の報告・連絡が困難になることが予想される。そのような場合に、市災害対策本部は、次の手段により積極的に状況の把握に努めるものとする。

（ア）　ＮＴＴ西日本の協力を求め、一般加入電話の輻輳時には非常電話・緊急電話の活用を図ることにより、防災関係機関との連絡の確保を図る。なお、災害対策本部において非常電話・緊急電話として登録する電話番号は、23-7126～23-7130 までの５回線とする。

（イ）　無線通信網を設置している各機関の協力を求めて被災状況等の把握に努める。

（ウ）　市災害対策本部からの職員の派遣

ス　支援要請

市は、大規模な被害により単独に応急活動あるいは行政事務を実施することが困難になった場合、西播磨応援協定等により要請を行う。

（３）災害時の通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、県に支障が生じた施設の復旧を要請することとする。

ア　フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を兵庫情報ハイウェイ、県庁ＷＡＮ専用回線、衛星回線で結んでいるほか、市町・消防本部との間をＩＳＤＮ、衛星回線で二重化する等の対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

イ　兵庫衛星通信ネットワーク

（ア）　衛星系

市は、被災、119 番通報の殺到による輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保する。

（イ）　地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図る。

ウ　通信事業者回線等

市は、ＮＴＴ西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用等により、輻輳の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

（ア）　災害時優先電話

市は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

（イ）　非常通話、緊急通話

市は、必要により、応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先電話を利用し、非常・緊急通話手段を確保する。

（ウ）　携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

エ　無線系通信の利用

（ア）　ＮＴＴ西日本無線通信設備等

市は、ＮＴＴ西日本の無線通信設備等の活用を図る。

a　防災相互無線の活用

市は県と協力し、防災関係機関に防災相互無線局の整備を図る。

b　移動無線局の活用

市は県とともに、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る。

オ　非常通信経路計画

一般公衆電話が途絶した場合は、市長は、次に掲げる者の協力を得て、その通信施設を利用する。

（ア）　警察事務を行う者
（相生警察署・兵庫県警察本部間無線通信施設）

（イ）　消防事務を行う者
（西はりま消防組合相生消防署間無線通信施設）
（消防団広域通信機器）

（ウ）　水防事務を行う者
（兵庫県光都土木事務所・県庁間無線通信施設）

（エ）　鉄道事業を行う者
（相生駅・元町駅間有線通信施設）

（オ）　公衆電気通信事業を行う者
（無線機器による臨時公衆電話の設置）

（カ）　各タクシー会社の無線通信設備

（４）被災者支援のための情報の収集・活用

市は、円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用を行う。

ア　市民からの問合せに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

イ　被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるこ

ととする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討する。

【被災者台帳に記載する事項】

・氏名
・生年月日
・性別
・住所又は居住
・住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
・援護の実施状況
・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
・電話番号その他の連絡先
・世帯構成
・り災証明書の交付状況
・市長が台帳情報を当市以外の者に提供することに、被災者本人が同意している場合には、その提供先
・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及び日時
・被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　り災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施する。その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者が参加可能となるよう、実施方法の工夫に努めることとする。

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第４節　自衛隊への派遣要請

１　基本方針

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、自衛隊に対し、速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続、応援部隊の受入れを次により実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）自衛隊災害派遣要請計画
関係機関	防災関係機関	各種の応援協力

３　取組み内容

（１）自衛隊災害派遣要請計画

ア　自衛隊派遣要請

市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、西播磨県民局長、相生警察署長と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするように求めることができる。

（ア）　災害の状況及び派遣を要請する理由
（イ）　派遣を希望する期間
（ウ）　派遣を希望する区域及び活動内容
（エ）　その他参考となるべき事項
　a　要請責任者の職氏名
　b　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
　c　派遣地への最適経路
　d　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

派遣要請に係る依頼様式については、相生市地域防災計画（資料編）『第８節　自衛隊の災害派遣要請』を参照

イ　自衛隊への直接連絡

市長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊派遣の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

ウ　自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

エ　知事への通知

市長は、イの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

オ　派遣要請系統図

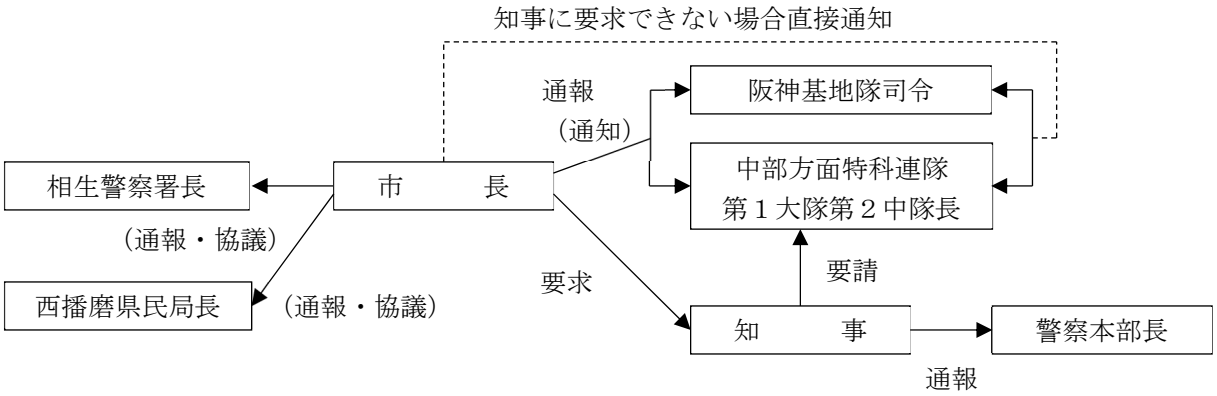

カ　連絡先

区　　分		電　話　番　号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	（078）362-9900（時間内外とも） FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災・危機管理班）	（078）362-9988 FAX（078）362-9911～9912	（078）362-9900 FAX（078）362-9911～9912
自衛隊	第３師団 （第３部防衛班）	（072）781-0021 内線　3734、3735 ＦＡＸ　3724	（072）781-0021 内線　3301（司令部当直） ＦＡＸ　3301
	中部方面特科連隊 （第３科）	（079）222-4001 内線　650、238 ＦＡＸ　239	（079）222-4001 内線　302（当直司令） ＦＡＸ　398
	阪神基地隊 （警備科）	（078）441-1001 内線　230 ＦＡＸ　239	（078）441-1001 内線　220（当直司令） ＦＡＸ　389

キ　市の任務

（ア）　作業実施期間中の現場責任者の指定

（イ）　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

（ウ）　派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

（エ）　ヘリコプター緊急離着陸場の確保

ク　撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請するものとする。連絡方法は、災害派遣要請の方法に準じる。

ケ　活動内容

（ア）　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

（イ）　避難の援助

避難者の誘導、輸送等

（ウ）　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

（エ）　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

（オ）　消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

（カ）　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

（キ）　応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

（ク）　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

（ケ）　給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要

（コ）　物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

（サ）　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

（シ）　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

コ　災害派遣部隊の受入れ態勢

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努めるものとする。

（ア）　他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

（イ）　作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

a　作業箇所及び作業内容

b　作業の優先順位

c　作業実施に必要な図面

d　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

e　派遣部隊との連絡窓口の一本化

f　派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

（ウ）　受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

a　自衛隊事務室

b　ヘリコプター緊急離着陸場

c　駐車場

d　宿営地等

（エ）　自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

a　市長からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第 68 条）

b　市町相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第 72 条）

c　市長の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

サ　経費の負担分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

（ア）　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

（イ）　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

（ウ）　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

（エ）　派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第５節　防災関係機関等との連携

１　基本方針

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合、市は近隣市町・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等に対し速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続、応援部隊の受入れを次により実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）要請に関する事項
		（２）関係機関の連携強化
		（３）法律に基づく相互応援協力要請
		（４）県消防防災ヘリコプター要請計画
関係機関	防災関係機関	各種の応援協力

３　取組み内容

（１）要請に関する事項

市は、次の事項を可能な限り明らかにして要請する。

（ア）　被害の状況

（イ）　援助を必要とする理由

（ウ）　援助を必要とする物資等の品目、数量、要請場所、輸送手段及び経路

（エ）　援助を必要とする人員の活動内容、職種、人員、要請場所、派遣の期間及び交通手段

（オ）　その他要請措置内容、要請場所、期間等

ア　その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣要請又は派遣は、地方自治法第 252 条の 17 の規定により、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 30 条第１項の規定によることとする。

（ア）　県に対する応援要請

ａ　市長からの知事等に対する応援要請（災害対策基本法第 68 条）

ｂ　市町相互間の応援に対する必要な指示、調整（災害対策基本法第 72 条）

ｃ　市長の事務の代行（市が事務を出来ない状態にある場合）

【県への応援要請手続き】

要　請　先	県災害対策課、西播磨県民局	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話・無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員派遣 あっせん要請	○ 派遣を要請・あっせんを求める理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項	派遣　：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

（イ）　近畿２府７県に対する応援要請（近畿２府７県震災時等の相互応援に関する協定）

被災府県独自では十分に被災者に対する応急措置が実施できない場合に、円滑に応援活動が遂行できるよう必要な事項について相互に協定しており、市は県を通じて応援を要請する。

（ウ）　被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の派遣

市は、総務省が行う被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。

（エ）　他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第 29 条から第 30 条第１項及び地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

（オ）　他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条）

技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。

【市町への要請手続き】

連　絡　先	要請先市町	
連 絡 方 法	電話、無線（事後文書送付）	
要 請 事 項	○被害の種類及び状況 ○車両の種類、規格及び台数 ○応援の場所及び応援場所への経路 ○応援の実施に関し、必要な事項	○品名、数量等 ○職員の職種別人員 ○応援の期間

【応急対策の流れ】

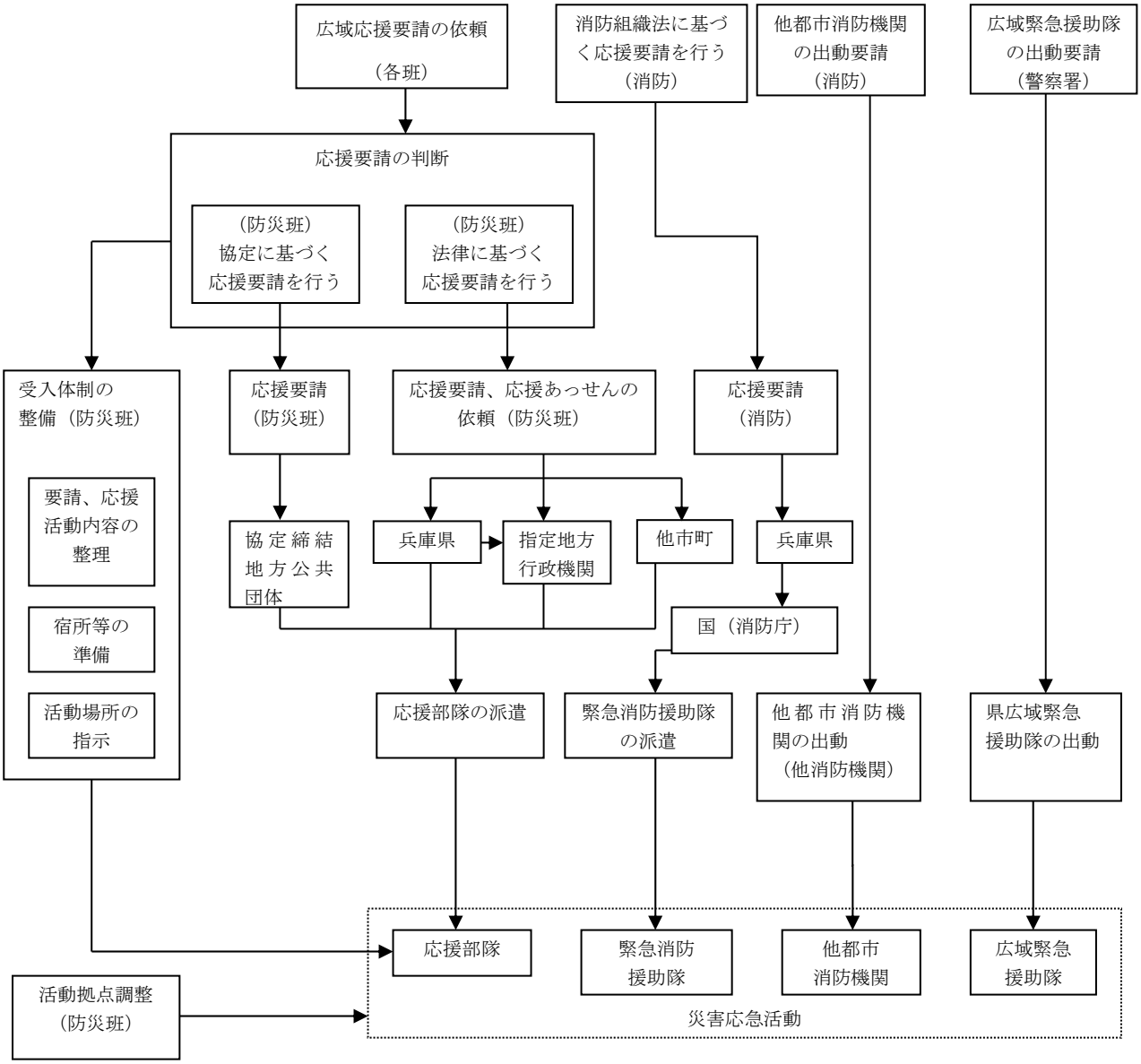

イ　相互応援協定等

（令和７年10月１日現在）

【行政間】

番号	協　定　名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	兵庫県広域消防相互応援協定	S63.8.1	県下全市町・組合	災害時応援活動
2	兵庫県自治体病院開設者協議会初動時相互応援に関する協定	H8.1.16	兵庫県・神戸市等 ２５病院開設者	医療救護チームの派遣 患者受入
3	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H8.4.1	姫路市・たつの市・赤穂市等 10市町	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、被災者の受入

番号	協　定　名	締結年月日	協定締結先	協定内容
4	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8.4.1	北海道砂川市・岩手県一関市・赤穂市等２２市区	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、施設の提供
5	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10.3.16	兵庫県、県下全市町各水道事業所	応急給水・復旧作業 作業に必要な資機材の搬出
6	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17.9.1	兵庫県・県下全市町・組合	資機材等の提供・斡旋、職員の派遣、中間処理実施、処理業者の斡旋
7	兵庫県及び市町相互の災害時応援協定	H18.11.1	兵庫県・県下全市町	資機材・物資等の提供・斡旋、職員の派遣 被災者の受入
8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20.7.31 （当初）	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
9	播磨広域防災連絡協定	H24.5.29 （当初）	播磨地域12市9町	物質・資機材の斡旋、提供、職員の派遣
10	近畿地方整備局「災害時等の応援に関する申し合わせ」	H24.10.17	近畿地方整備局	車両、災害対策用機械等、通信機器等貸付、職員（専門家）の派遣
11	災害時相互支援協定	H26.5.24	高知県須崎市	食料・医療等の物資及び資機材の提供、職員の派遣、被災者児童の受入、ボランティアの斡旋等
12	災害の協力に関する覚書	R3.1.22	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	国道２号線等の災害時の対応を円滑化する相互応援

【支援物資】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	緊急時における生活物質確保に関する協定	H10.6.30	生活協同組合コープこうべ	生活物質の確保・提供(パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等３０品目)
2	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18.12.20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供
3	災害時における物資供給に関する協定	H24.4.26	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31.3.28	(株)カワベ	生活物資の確保

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
5	災害時における飲料供給に関する覚書	R4.4.1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機
6	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5.9.20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給
7	災害時における物資供給に関する協定	R7.6.2	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の優先供給
8	災害時における物資供給に関する協定	R7.9.24	プラス株式会社ジョインテックスカンパニー	災害時における物資供給

【災害支援】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.7.24	マリンスポーツ財団 マリスクラブ相生	資機材の提供操縦者の派遣
2	災害対策用支援機材に関する協定	H20.4.1	ハリマホームガス(株)	緊急炊き出し用機材の提供
3	災害時における応急救助活動の協力に関する協定	H20.7.31	兵庫県自動車整備振興会(西播西支部相生ブロック)	資機材の提供 車両の緊急整備・応急処置
4	災害時に係る情報発信等に関する協定	H24.10.1	ヤフー	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
5	災害時における臨時災害放送局開設に関する協定	H25.3.27	兵庫県エヌエイチケイアイテック	兵庫県内における災害発生時の臨時災害放送局開設
6	播磨広域連合協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.5.31	姫路市・相生市・加古川市・赤穂市等　２１市町 日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力
7	災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定	H26.3.25	兵庫県ＬＰガス協会西播西支部相生地区会	物資(ＬＰガス)調達・供給
8	災害時における応急対策業務に関する協定	H27.7.16	兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区	災害時における応急対策業務(電気工事)
9	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28.10.1	播磨地域連携協議会（明石市を除く12市9町）と兵庫県行政書士会	災害時（災害救助法第２条が適用された場合）における被災者支援のための行政書士業務
10	災害時における燃料供給等に関する協定	H31.3.28	相生石油組合	災害時の燃料等の優先供給

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
11	災害時における物資等の輸送に関する協定	R2.9.14	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	物資等の輸送に必要な軽貨物自動車の提供
12	避難所等情報提供に関する協定	R2.9.25	三井住友海上火災保険(株)姫路支店	市民や市に訪れた観光客に市内の最新の避難所等の情報を提供
13	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	R3.2.15	一般社団法人兵庫県トラック協会	食料品や生活必需品などの救援物資の輸送支援
14	災害時における連携協力に関する協定	R3.12.21	兵庫県弁護士会	被災者に対する弁護士による相談
15	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4.6.14	関西電力送配電(株)姫路本部	道路啓開・電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等
16	災害時における施設利用等に関する協定	R5.7.3	相生振興株式会社	救援物資集積所としての相生自動車教習所の提供等
17	災害時における無人航空機の運用に関する協定	R5.7.3	株式会社T&T　JUAVACドローンエキスパートアカデミー兵庫校	ドローンによる災害情報の収集等
18	相生市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	R5.7.6	日本郵便株式会社	緊急車両等の提供、情報の相互提供、広報活動等
19	災害時における支援協力に関する協定	R6.2.14	兵庫県石油商業組合	緊急通行車両、避難所等への石油類燃料の優先供給等
20	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	R6.4.25	兵庫県司法書士会	司法書士による被災者支援のための相談業務等
21	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	R6.8.6	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	広域水災発生時のり災証明書の発行迅速化にかかる業務等

[行政間-3]西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

（協定団体及び連絡先）

市町名	課　　名	連　絡　先	市町名	課　　名	連　絡　先
姫 路 市	危機管理室	079-223-9522	市 川 町	危機管理係	0790-26-1010
赤 穂 市	危機管理担当	0791-43-6866	福 崎 町	住民生活課	0790-22-0560
宍 粟 市	消防防災課	0790-63-3119	神 河 町	住民生活課	0790-34-0962
たつの市	危機管理課	0791-64-3219	太 子 町	企画政策課	079-277-5998
佐 用 町	企画防災課	0790-82-0664	上 郡 町	住民課	0791-52-1115

ss[行政間-4]義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定

（協定団体及び連絡先）

市　区　町　名	連　絡　先	市　区　町　名	連　絡　先
北海道砂川市	0125-54-2121	長野県諏訪市	0266-52-4141
岩手県一関市	0191-25-5913	愛知県西尾市	0563-56-2111
茨城県笠間市	0296-77-1101	滋賀県大津市	077-528-2616
茨城県桜川市	0296-58-5111	滋賀県野洲市	075-587-1121
栃木県大田原市	0287-23-1111	兵庫県豊岡市	0796-23-1111
群馬県藤岡市	0274-22-7444	兵庫県加西市	0790-42-8751
東京都千代田区	03-3264-2111	兵庫県丹波篠山市	079-552-1116
東京都港区	03-3578-2541	兵庫県加東市	0795-43-0402
東京都新宿区	03-5273-4592	兵庫県赤穂市	0791-43-6866
東京都墨田区	03-5608-1111	広島県三次市	0824-62-6116
新潟県新発田市	0254-22-3030	熊本県山鹿市	0968-43-1113

（２）関係機関の連携強化

市は、災害発生時に、消防、警察、自衛隊等の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設ける等、被害情報の共有化を促進することとする。

（３）法律に基づく相互応援協力要請

ア　相互応援協力体制

法律に基づく相互応援協力体制は、次に定めるところによるものとする。

（ア）　防災会議の所掌事務遂行のための協力、要請等

a　関係行政機関等に対する協力要請等（災害対策基本法第 21 条・第 45 条）

b　地方防災会議等相互の関係（災害対策基本法第 22 条）

（イ）　指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請等

a　指定地方行政機関の長に対する要請（災害対策基本法第 29 条）

b　指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣について、知事に対するあっせん要請（災害対策基本法第 30 条）

（ウ）　応急措置の実施又は応援の要求

a　知事等に対する要求（災害対策基本法第 68 条・地方自治法第 252 条の 17）

b　他の市町村長等に対する要求（災害対策基本法第 67 条・地方自治法第 252 条の 17）

（エ）　市長の事務代行（市長が事務をできない状態にある場合）

市長が事務を行うことができない場合は、兵庫県知事が行う。

a　避難指示等の代行（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

b　応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（災害対策基本法第 73 条）

c　指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（災害対策基本法第 78 条の 2）

d　広域一時滞在の協議等の代行（災害対策基本法第 86 条の 10、第 86 条の 13）

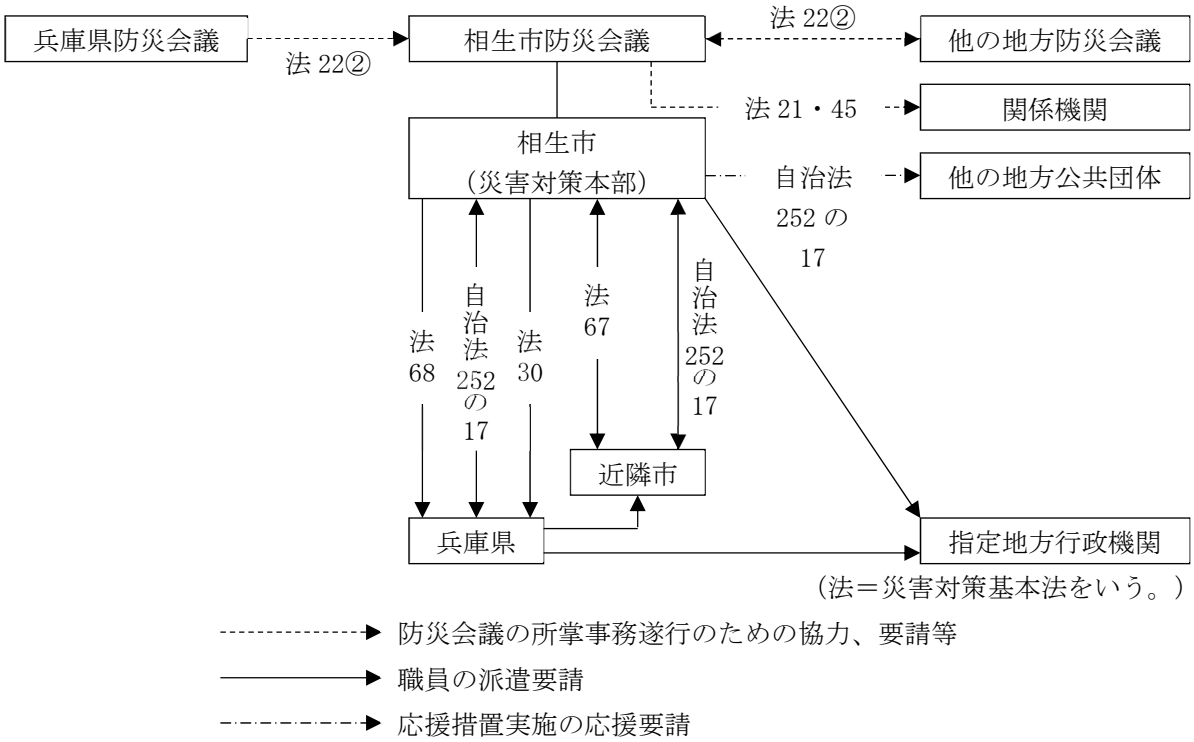

イ　職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するものとする。

（ア）　派遣を要請する理由
（イ）　派遣を要請する職員の職種別人員数
（ウ）　派遣を必要とする期間
（エ）　派遣される職員の給与その他勤務条件
（オ）　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

ウ　職員の派遣のあっせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを申請するものとする。

（ア）　派遣のあっせんを求める理由
（イ）　派遣のあっせんを求める職種別人員数
（ウ）　派遣を必要とする期間
（エ）　派遣される職員の給与その他勤務条件
（オ）　前各号に掲げるものほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項
（カ）　技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も検討する。

（４）県消防防災ヘリコプター要請計画

ア　ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、知事に対しヘリコプター支援の要請を行う。

（ア）　救急活動

a　緊急に人命救助をする必要があるとき

b　医薬品等の緊急物資を輸送する必要があるとき

（イ）　救助活動

（ウ）　火災防御活動

（エ）　災害応急対策活動

イ　要請手続

（ア）　要請方法

要請は、西はりま消防組合相生消防署を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」に基づき行う。

県に対するヘリコプターの支援要請は、市及び消防事務に関する一部事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者が、兵庫県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

（イ）　連絡先

<table>
<tr><th>区分</th><th>時間</th><th>要請先</th><th>電話番号</th><th>ＦＡＸ番号</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県災害対策本部
非設置時</td><td>昼間
(8:45～17:30)</td><td colspan="3">防災監が指定する
電話会議システム</td></tr>
<tr><td rowspan="2">夜間
(17:30～8:45)</td><td rowspan="2">神戸市消防局警防部
司令課</td><td>078-333-0119</td><td>078-325-8529</td></tr>
<tr><td>衛星 7-151-536</td><td>衛星 7-151-6380</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県災害対策本部
設置時</td><td rowspan="2">昼間、夜間共に</td><td rowspan="2">災害対策本部事務局</td><td>078-362-9900</td><td>078-362-9911</td></tr>
<tr><td>衛星 7-151-5361</td><td>衛星 7-151-6380</td></tr>
</table>

ウ　要請に際し県に対して連絡すべき事項

要請する場合は、次の事項について連絡を行うものとする。

（ア）　災害の発生場所、発生時間、内容、原因

（イ）　要請を必要とする理由
（ウ）　活動内容、目的地、搬送先
（エ）　現場の状況、受入体制、連絡手段
（オ）　現場の気象条件
（カ）　現場指揮者
（キ）　その他必要事項

エ　措置する事項

（ア）　離着陸場の選定
（イ）　給油方法の指示
（ウ）　離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

兵庫県消防防災ヘリコプターに対する緊急運航要請等については、相生市地域防災計画（資料編）『第 10 節　兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領』を参照

第６節　災害救助法の適用

１　基本方針

災害により、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）適用基準
		（２）被害の認定基準
		（３）災害救助法の適用要請
		（４）救助業務の実施者
		（５）救助の実施及び応急措置
関係機関	兵庫県	災害救助法の適用及び救助の実施等

３　取組み内容

（１）適用基準

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）は、本市の被害が次のいずれかに該当する場合であって、知事が援助を必要と認めたときに適用される。

○災害が発生した段階の適用（法第 2 条第 1 項）

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
兵庫県人口：547 万人　相生市人口：28,355 人（令和 2 年 10 月 1 日現在）の場合 （最近の国勢調査の結果による人口）			
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	50 世帯	施行令第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 世帯 25 世帯	施行令第 1 条第 1 項第 2 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000 世帯 多数	施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段

	（内閣府令で定める特別の事情） 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第１条
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき		施行令第１条第１項第４号
	（内閣府令で定める基準①） 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第２条第１号
	（内閣府令で定める基準②） 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第２条第２号

○災害が発生するおそれ段階の適用（法第２条第２項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

災害救助法による救助の種類、対象、支出費用等については、相生市地域防災計画（資料編）『第９節　災害救助法による災害救助基準』を参照

（２）被害の認定基準

ア　被害の認定基準

①住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも１戸の建物とは限らない。炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせて１戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実に人が居住しているときは住家とする。
②世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯として扱う。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎全体を１世帯とする。
③死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

④行方不明者	当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
⑤ 負傷 （重傷） （軽傷）	「負傷」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、１月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、１月未満で治療できる見込みのものをいう。
⑥全壊（焼）、 全流失	「全壊（焼）」、「全流失」とは住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%に達した程度のものをいう。
⑦半壊（焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
⑧床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のものをいう。
⑨床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のものをいう。
⑩一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

（注）

1　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。

2　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

イ　住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

（ア）　住家の全壊、全焼、全流失等をした世帯は、滅失１世帯とする。

（イ）　住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失 1/2 世帯とみなす。

（ウ）　住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失 1/3 世帯とみなす。

（３）災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。この場合において、危機管理部防災支援課を経由して知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

（ア）　災害発生の日時及び場所

（イ）　災害の原因及び被害の状況
（ウ）　適用を要請する理由
（エ）　適用を必要とする機関
（オ）　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
（カ）　その他必要な事項

（４）救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第１号法定受託事務として知事が行う。

救助は、災害発生と同時に迅速に行わなければならないため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第５条に基づき市長（本部長）が救助を実施する。

救　助　の　種　類	実　施　期　間
避難所の設置及び収容	7 日以内
応急仮設住宅の設置	20 日以内に着工
炊き出しその他の方法による食品の給与	7 日以内
飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具等の給(貸)与	10 日以内
医療	14 日以内
助産	災害発生の日から 7 日以内
災害にかかった者の救出	3 日以内
住宅の応急修理	3 か月以内に完了
学用品の給与	教科書　1 か月以内、文房具　15 日以内
埋葬	10 日以内
遺体の捜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内に完了
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内

（５）救助の実施及び応急措置

ア　実施機関

（ア）　市

市は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実

施することができる。

また、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市は、上段の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

（イ）　県

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の事項に該当するときは、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市長に行わせる。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市長に通知する。

ａ　市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

ｂ　緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

（ウ）　その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、市、県等の救助活動の実施機関に協力する。

（エ）　救助の応援要請

救助は災害が発生した市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、近隣の市町に要請を行うこととする。

イ　災害救助法適用時における応急措置

（ア）　災害救助法による救助の内容

災害救助法による救助の内容等は、災害救助法による救助の基準に示すとおりである。

ただし、上記の救助の内容では、適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（イ）　災害救助法適用時における応急措置

市が行うべき救助事務の手順は次のとおりである。

〈災害救助法適用時における災害発生からの応急措置手順〉

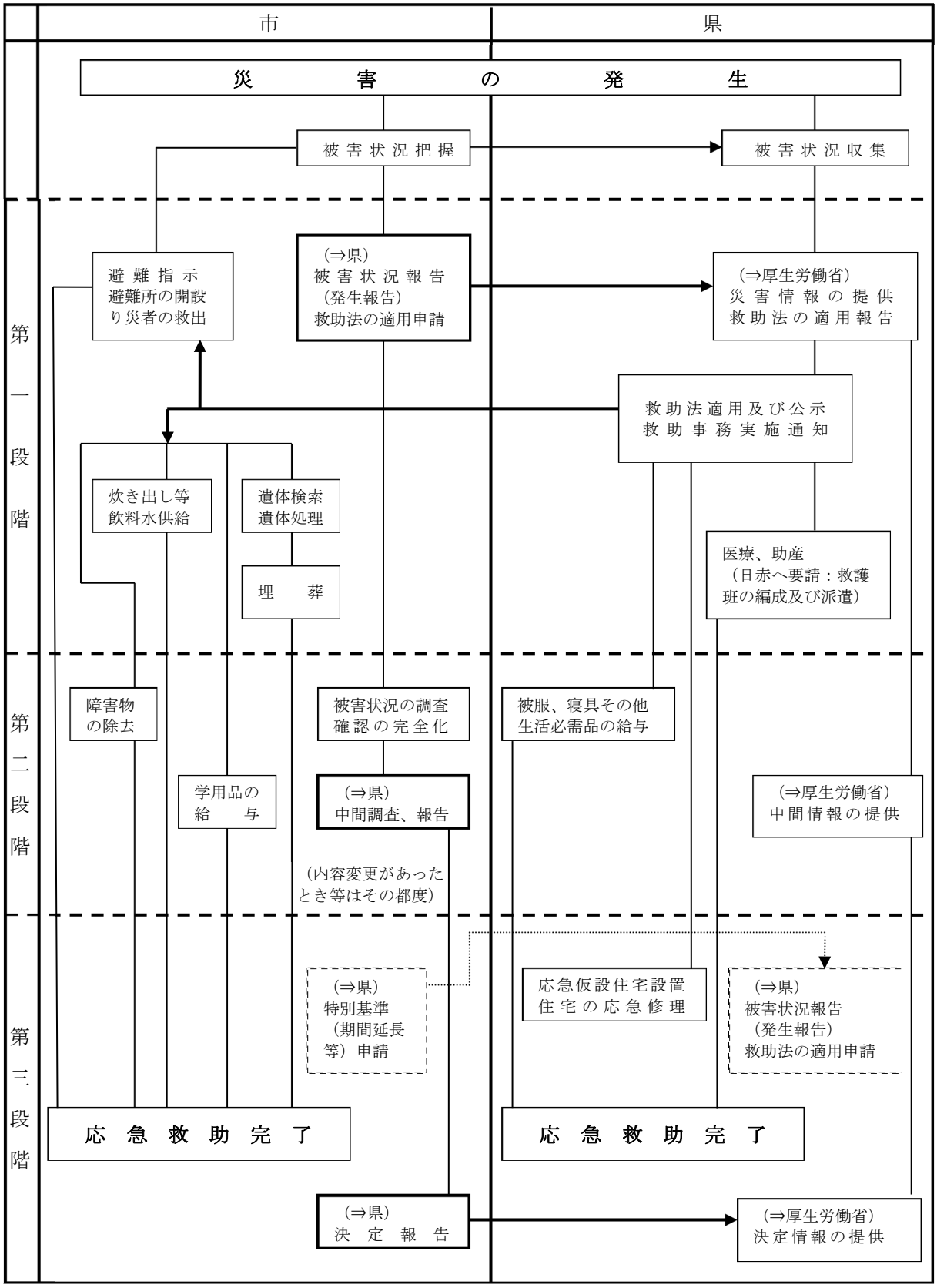

※　救助の種類のうち緊急を要する救助及びきめ細やかな対応を必要とする救助については、知事から救助の実施について通知されることが見込まれるため、便宜上、市が行う救助としている。

第３章　円滑な災害応急活動の展開

第１節　土砂災害対応計画

１　基本方針

土砂災害については、気象予警報等により、ある程度は危険を予測することが可能であることから、風水害及び土砂災害の気象予警報等の発表以降、災害の発生に到るまでの警戒期においては、主に情報収集や伝達等を行い、早い段階から災害に備えた体制を準備する必要がある。

また、災害の発生するおそれがある場合は、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、災害警戒期と災害対応期でそれぞれ必要な対応を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	建設農林総務班（都市整備課）	（１）土砂災害警戒体制の確立
		（２）危険箇所周辺の警戒監視
		（３）土砂災害等による被害の拡大を防止
		（４）警戒避難体制の確立
関係機関	市民	異常現象発見時の通報
	防災関係機関	警戒活動、応急活動の実施

３　取組み内容

（１）土砂災害警戒体制の確立

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報や土砂災害警戒情報等の発表により土砂災害警戒体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

土砂災害警戒体制の活動内容は以下のとおりとする。

（ア）　情報収集・分析（気象情報等の監視、地域市民等からの土砂災害の前兆現象等の情報連絡に対応、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の把握、土砂災害警戒情報の把握）

（イ）　広報活動、自治会等への情報伝達

（ウ）　重要水防箇所、河川及びがけ地、管理施設、危険箇所等の巡回

（エ）　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の巡回

（オ）　交通規制

（カ）　関係機関等との連絡調整

（キ）　避難所開設準備

（２）危険箇所周辺の警戒監視

ア　警戒監視体制の強化

危険箇所等で、土砂災害の兆候が認められる場合には、警戒監視体制を強化する。

イ　異常を発見した場合の措置

市及び各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するとともに、安全確保のため立ち入り禁止等を行う。また、市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、速やかにその状況を関係機関等へ通報する。

ウ　土砂災害が発生した場合

土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管施設の被害の把握に努める。

特に二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

（３）土砂災害等による被害の拡大を防止

ア　土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者と協力し、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による再崩壊防止措置を実施する。

イ　被災施設の応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害状況、本復旧までの工期、施工規模等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

（４）警戒避難体制の確立

ア　市民に対する広報等

被災箇所は、気象状況等により急激な拡大や土砂の異常流出が発生しやすくなるため、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。また、被害規模の拡大により、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあるときは、状況の推移を市民、関係機関等へ逐次周知する。特に、土砂災害等に係る危険区域の市民等に対しては、最優先に伝達する。土砂災害は、降雨がやんだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅施設等への帰宅判断は、市の避難情報の解除を踏まえ行うよう、市民へ注意を喚起すること。

イ　警戒区域の設定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係市民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域市民の避難措置を実施する。

ウ　避難指示等の実施

被災概要調査の結果により、被害拡大の可能性が高いと予測される場合には、関係市民にその調査概要を周知し、避難指示及び避難誘導等を実施する。

また、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築し、異常時における臨機の措置に備える。

兵庫県の土砂災害情報提供システム及び気象庁の防災情報提供システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認し、対象地区への避難情報の準備を整えておくこと。ただし、各情報の発表は県データと気象台データ双方で判断される。また、予想雨量は自然現象のため不測の事態もあることに留意すること。

【土砂災害での避難情報発表フロー】

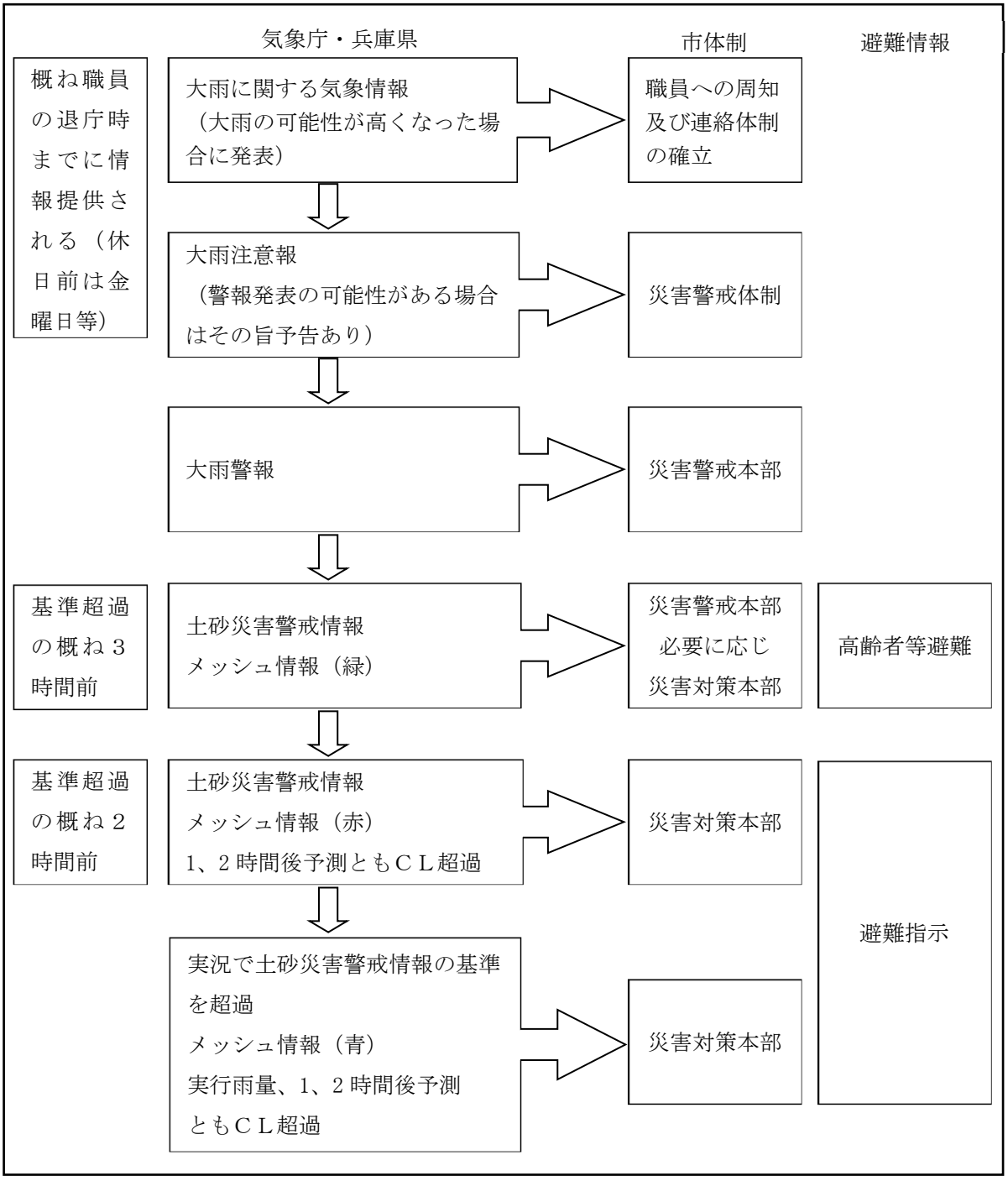

■土砂災害対応の流れ

降水開始からの時系列	災害警戒期			災害危険期		応急対策期	
気象	▼大雨注意報	▼大雨警報	▼土砂災害警報情報	▼土砂災害発生危険基準線（CL）超過	▼降雨さらに強まる		▼降雨終了
災害状況（前兆現象）	がけ崩れ		▼斜面から湧水が発生	▼小石がぱらぱら落ちる ▼木が傾く・揺れる ▼湧水量の増加	▼小石がぼろぼろ落ちる ▼倒木が発生 ▼湧水が止まる	★土砂災害発生	
	土石流		▼流水が濁る	▼流水の異常な濁り ▼流木の流出 ▼渓流水位の上昇	▼渓流上流で地鳴り ▼大量の流木の流出 ▼渓流水位の激減	★土砂災害発生	
	地すべり			▼樹木が傾いている ▼斜面がはらみだす	▼地鳴り・山鳴りがする	★土砂災害発生	
体制		警戒本部体制		対策本部体制			
情報	▼情報収集開始（警戒体制）	▼情報収集開始（関係課）	◎警戒本部体制 ◎災害対策本部設置検討（警戒本部） ▼現場情報・市民からの通報収集（関係各課） ▼他機関の情報収集（建設農林総務班）	▼通報、巡視等から土砂災害の切迫性あり ▼土砂災害発生の兆候あり		▼土砂災害発生を関係機関に連絡	
警戒活動		▼巡視活動開始（建設農林総務班・近畿地方整備局・光都農林事務所・光都土木事務所）	▼通報箇所の巡視活動	▼変状の発見	▼変状箇所の立ち入り禁止・監視・応急措置		
避難活動			◎自主避難→ ▼避難場所開設（自主避難）…→ ▼危険地区に避難準備・高齢者等避難開始情報発令（市長）	▼避難場所開設 → ▼危険地区に避難指示発令（市長） ▼報道機関等に避難広報要請 ▼防災行政無線等による避難広報 ▼自主防災組織・施設管理者による避難誘導	▼危険地区に避難指示発令（市長）		
救出捜索						▼消防隊出動（西はりま消防組合相生消防署） ▼自衛隊災害派遣要請（市長）	
救急医療						▼救急車両出動（西はりま消防組合相生消防署） ▼負傷者を病院に搬送 ▼道路寸断の場合、ヘリコプター出動	
宅地対策						▼被災宅地判定士の出動要請 ▼被災宅地の判定開始 ▼宅地の応急措置（二次災害防止）	

第２節　消防活動計画

１　基本方針

消防機関は、災害が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて火災防御活動、水防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策活動に取り組み、災害の鎮圧及び被害の拡大防止を図る。また、火災警報が発令された場合は、市民に火災の危険性について周知し、火災の発生予防に努める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）警防計画
		（２）応急活動態勢の確立
		（３）相互応援計画
		（４）消防力の整備計画
		（５）地震発生時に行う消防活動及び水利確保の基本方針
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 消防団	重要水防箇所の監視及び報告 危険個所の応急水防作業

３　取組み内容

（１）警防計画

ア　組織

出動体制

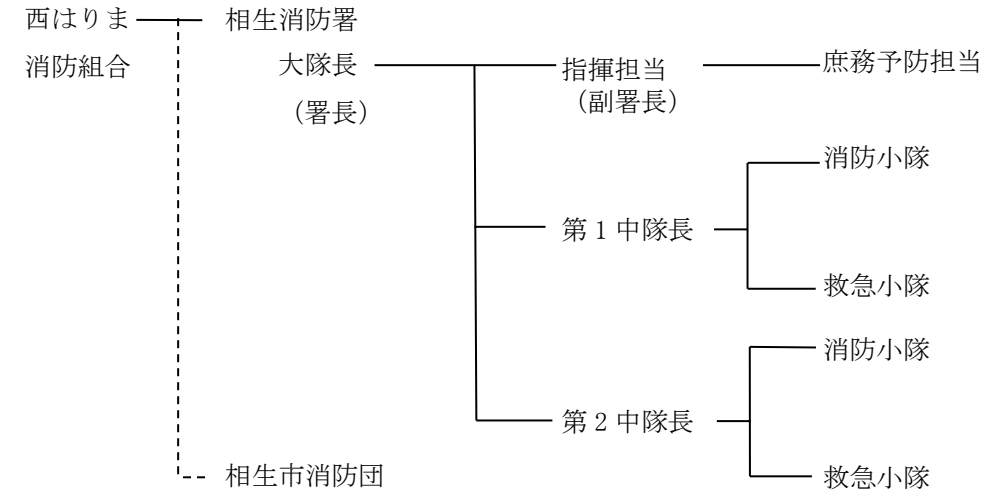

市　長 ――― 団長－副団長－分団長－副分団長－部長－班長－団員
（第１分団～第15分団）

イ　消防装備

消防用車両（機械）の保有状況

消防署関係

（令和５年４月１日現在）

区分	指揮車	水槽付消防ポンプ車	消防ポンプ車	救急車	その他
台数	1	1	1	2	2

消防団関係

区分	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	その他
台数	12	4	2	1

（２）応急活動態勢の確立

ア　一般災害

（ア）　警報等

火災の警報及びその他の予警報の発令、解除の基準は概ね次のとおりであるが、この場合、消防長又は消防署長はその状況によっては職員を召集して危険箇所の巡回を行い、必要に応じて広報車等を利用して市民に周知するものとする。

a　火災警報

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第 22 条第１項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

(a)　乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部 60%、北部 70%以下で、最小相対湿度が 40%以下となる見込みのとき。

(b)　強風注意報基準

陸上で兵庫県南部 12m/s、北部 10m/s、海上で 15m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに西はりま消防組合管理者に通報することとする。

西はりま消防組合管理者は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。

b　火災以外の予警報

関係官署の指令、発令を基準にして、その都度状況判断の上、行う。

（イ）　招集及び出動

a　災害発生時における消防職員の招集及び出動は、西はりま消防組合相生消防署から指示するところにより行う。

消防団員の招集及び出動については、西はりま消防組合相生消防署又は消防団長の指示するところにより、行うものとする。

災害発生区域		初動分団	第１次出動分団	第２次出動分団	第３次出動分団
第１分団地区		第１分団	②③④⑧	第１次出動していない相生地区分団	出動していない全分団
第２分団地区		第２分団	①③④⑤		
第３分団地区		第３分団	①②④⑦		
第４分団地区		第４分団	①②③⑤⑥		
第５分団地区		第５分団	①②③④⑥		
第６分団地区		第６分団	①②③④⑤		
第７分団地区		第７分団	①②③④⑨		
第８分団地区	野瀬・鰯浜・葛ヶ浜	第８分団	①②③④		
	坪根	第７・８分団			
第９分団地区		第９分団	⑦⑩⑪⑫	矢野地区分団	
第10分団地区		第10分団	⑨⑪⑫		
第11分団地区		第11分団	⑨⑩⑫		
第12分団地区		第12分団	⑨⑩⑪		
第13分団地区		第13分団	⑭⑮	若狭野地区分団	
第14分団地区		第14分団	⑬⑮		
第15分団地区		第15分団	⑬⑭		

各分団管轄区域一覧

分団名	管轄区域
第１分団	相生（大谷町・川原町）
第２分団	旭・大島町
第３分団	那波地区（本町・東本町・南本町・西本町・大浜町）
第４分団	陸本町・栄町・垣内町・本郷町・大石町・菅原町・ひかりが丘
第５分団	古池・双葉・向陽台・那波野・赤坂
第６分団	池之内・汐見台・山手
第７分団	佐方・千尋・山崎町・西谷町
第８分団	野瀬・鰯浜・葛ヶ浜・坪根
第９分団	緑ヶ丘・青葉台・竜泉町
第10分団	上松・入野・鶴亀・東後明・西後明
第11分団	野々・八洞・出・寺田
第12分団	若狭野・福井・下土井・雨内
第13分団	真広・下田・二木・小河・上土井
第14分団	瓜生・上・菅谷
第15分団	榊・釜出・金坂・中野・森・能下

b　出動、防災活動については、消防長・消防団長の指揮に従うのが原則であるが、緊急時又は現場状況等においてこれにより難い場合には、現地における最高指揮者の指示を受けるものとする。

（ウ）　緊急出動

緊急出動時は、救急病院等と連携して事故に対処するものとする。また、大災害に備えて、市内の医療機関の保有する救急施設の活用を図らねばならない。

イ　地震災害

地震が突発的に発生した場合の配備態勢

（ア）　第１非常配備態勢

震度４の地震が発生した時、消防署職員は自主参集。

（イ）　第２非常配備態勢

a　市対策本部が設置された場合及び震度５弱以上の地震が発生した時は消防署全職員を召集。

b　災害状況により団長が必要と判断したとき。

（３）相互応援計画

災害は、時に広大な範囲に膨大な被害をもたらすことがあるので、現有消防力のみでは対応が困難となると予想される。また、多種多様な被害形態となるため、ヘリコプター、特殊な資機材、消火・救助隊の派遣等が必要となるため、状況に応じて消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

（４）消防力の整備計画

この計画は、地域防災活動の核となる消防力の増強を図るため、人員、施設、機器等の整備計画を樹立し推進することを目的とする。

ア　庁舎の改修等

災害発生時において、情報、通信、連絡等、災害対策本部と一体となり対応すべく、消防庁舎の改修等施設の整備充実に努める。

イ　化学消防車等の整備

災害への迅速的確な対応をするため、化学消防車の配備等機器の充実に努める。

ウ　水利の増強

震災時にも、消防活動が迅速かつ有効に行えるよう、耐震性防火水槽の整備に努める。

（５）地震発生時に行う消防活動及び水利確保の基本方針

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）でも見られたように、人命に対する多様な危険現象が発生し、建物の倒壊等一次災害から被害を増幅する二次的災害である火災発生が考えられる。

したがって、地震時における火災に対する初期消火が重要となることから、市民に対して、出火防止、初期消火の徹底を図る必要があるため、各家庭での消火器の普及や、自主防災組織体制の確立を図り、訓練等を実施することで、出火防止、初期消火に努める。また、消防団の早期出動態勢を図り、火災を鎮圧する。火災が同時多発し、延焼拡大した場合においては、第一に人命の安全確保を優先とし、避難場所、避難路の延焼防止等、消防力の効果的な配備に努める。

また、災害発生時における消防職員の招集及び出動は、西はりま消防組合相生消防署から指示するところにより行い、消防団員の招集及び出動については、西はりま消防組合相生消防署又は消防団長の指示するところにより行う。

ア　救急救助活動

震災時には、建物の倒壊等短時間に多数の死傷者が発生することから、通常の出動体制では対応できないことが予想され、迅速かつ適切な救急救助活動を実施することが重視されることから、医療機関、医師会、日赤、警察等関係機関の協力の下、消防職員、団員により、災害及び事故の拡大防止を図り、要救助者の捜索、救出を行うとともに避難誘導する。さらに、救護所の設置、傷病者の応急処置及び医療機関への搬送、情報の収集、広報を行い適切な応急救助活動を実施する。

イ　消防水利の確保

震災時には、消火栓・防火水槽等が使用不可能となることが考えられるため、耐震性防火水槽の設置及び自然水利（井戸、池、プール等）の把握、また、海水を利用しての消火活動を実施する。

ウ　樋門等の閉鎖

震災時には、津波による被害の拡大が考えられるため、別途作成するマニュアルに基づき港湾施設等の樋門、陸閘を閉鎖する。

エ　避難対策活動

震災時には、二次的災害である火災が同時多発し延焼拡大する。危険物施設の火災が発生した場合、市民の安全を守るため、避難指示の伝達、障害物除去等による避難路の確保を実施する。

津波からの高齢者、身体障害者、病人等の避難誘導については、平素から地域に密着している消防団が中心となり実施するとともに、地域市民による自主防災組織体制の確立を図り、協力し避難する必要がある。

なお、人命危険が切迫しているときは、活動中の消防隊により直接避難指示を行う。

避難指示の伝達方法は、防災行政無線、携帯マイク等とする。

オ　情報の収集、伝達と広報

地震、津波による人的被害（救助の状況）、建築物の倒壊状況及び火災の状況等の被害状況の収集のため、消防職員、団員による情報収集を行うとともに、市民の安全確保を図るための広報を行う。

第３節　水防計画

１　基本方針

地震により、市域にかかる海岸、河川、ため池堤防の損壊、山・崖崩れ等の発生、あるいは津波の発生に伴う洪水に対して、相生市水防計画の定めるところによるほか、この計画に定めるところにより水防活動を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 企画総務班	（１）水防組織 （２）施設等の監視 （３）応急対策
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	重要水防箇所の監視及び報告 危険箇所の応急水防作業
	水防部（消防団）	
	光都土木事務所	所管する河川等の監視及び警戒 所管する河川等の応急復旧
	自衛隊	災害派遣要請に基づく水防活動

３　取組み内容

（１）水防組織

水防本部の事務局は、相生市企画総務部危機管理課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

水防本部組織

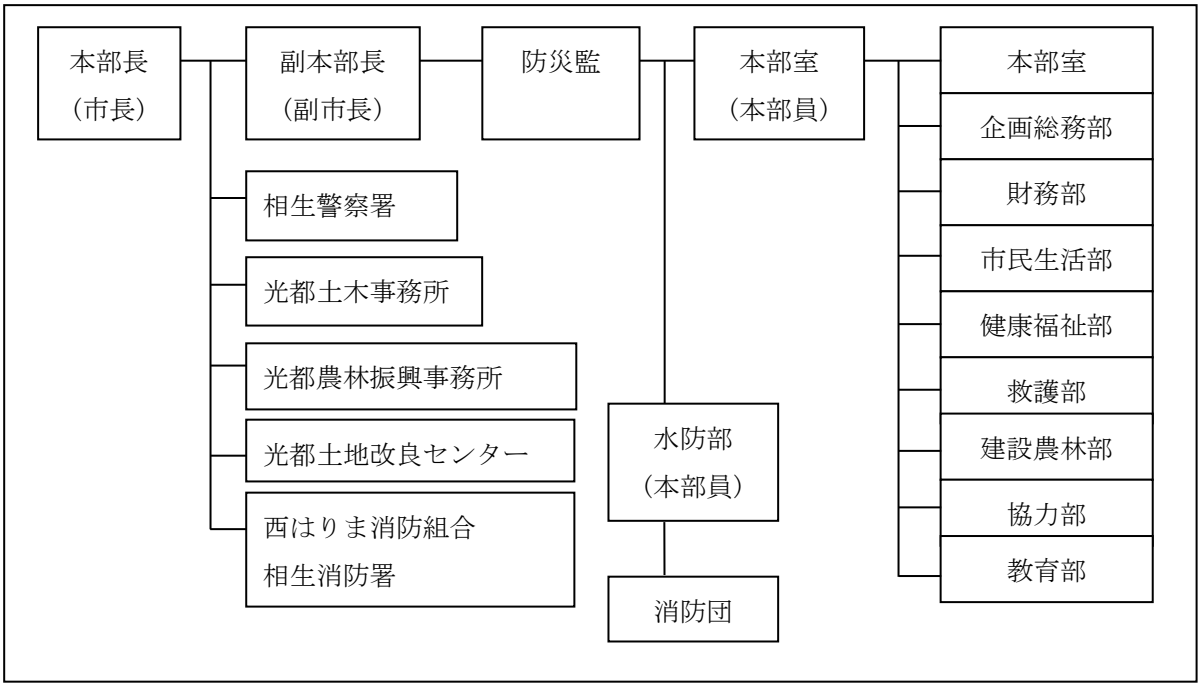

ａ　本部室の本部員

（ａ）　教育長

（ｂ）　各部長

（ｃ）　会計管理者

（ｄ）　議会事務局長

（ｅ）　市民病院事務局長

（ｆ）　教育次長

（ｇ）　部長相当職

（ｈ）　西はりま消防組合相生消防署長

ｂ　水防部の本部員

消防団長・消防副団長

本部室及び各部には次のとおり班を置き、各部長の命により、相生市地域防災計画に定める組織計画に準じた事務分掌に当たる。

本　部　室……防災班

企画総務部……企画総務班

財　務　部……財政班、調査班、出納班

市民生活部……市民生活総務班、地域振興班、環境班

健康福祉部……健康福祉総務班、長寿福祉班、看護専門学校班

建設農林部……建設農林総務班、下水道班、農林水産班

救　護　部……救護総務班、救護班

協　力　部……協力班

教　育　部……庶務班、学校教育班、生涯学習班、人権教育推進班、
体育振興班、市立学校班、市立幼稚園班

水　防　部……消防団

（２）施設等の監視

ア　水門又は樋門及び ため池の監視

（ア）　防災監は、水防本部長から水防警報等の通知を受けたときは、消防団長を経て直ちに各河川の水防受持区域の分団長に対し、その通知を連絡し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

（イ）　各分団長は、洪水等予報の通知を受けたときは、随時、水防受持区域の水門、樋門の点検を行い、また、水位の監視をし、消防団長を経て直ちに防災監に報告する。ため池の管理者は堤防及び工作物の点検を行い、操作に支障のないようにする。

（ウ）　各分団長は、水門、樋門、堤防及び水位に異常を発見した場合は、警戒操作に当たり、状況を消防団長を経て直ちに連絡する。

また、ため池管理者においても堤防及び工作物に異常を感じた場合は、本部長に報告する。

イ　排水ポンプ

排水ポンプ場の管理者は、施設を点検し操作を行ったときは本部に連絡する。

ウ　水防上影響のある工事の監視

地震時、工事施行者は工事中の箇所について監視を行い、危険箇所を発見したとき、又は危険が予想されるときは本部に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

エ　浸水対策

市は、浸水対策として、計画的な雨水幹線等の整備・維持管理を行う。

（３）応急対策

大規模な地震発生に際しては、直ちに地域内の河川、海岸、ため池等を巡視し、水防上危険な箇所を発見した時は必要な措置を講じる。

ア　水防に関する連絡系統

（ア）水防指令

兵庫県水防本部 → 光都土木事務所 → 西はりま消防組合
光都土木事務所 → 相生市危機管理課

（イ）水防警報

光都土木事務所 → 西はりま消防組合相生消防署
光都土木事務所 → 相生市危機管理課

（ウ）気象情報（地震、津波を含む。）

神戸地方気象台 → 兵庫衛星通信ネットワーク管理室 → 相生市危機管理課
神戸地方気象台 → 兵庫県危機管理部災害対策課 → 相生市危機管理課

総務省消防庁 → 相生市危機管理課
（J-ALERT 利用）

イ　水防区別連絡方法

水防区	担当分団	責任者	通信連絡方法			
			第１通信	第２通信	第３通信	第４通信
第　1 水防区	第　1　分　団 第　2　分　団 第　8　分　団	分団長	防災行政無線	固定・携帯電話	電子メール・無線	伝令
第　2 水防区	第　5　分　団 第　6　分　団					
第　3 水防区	第　3　分　団 第　4　分　団 第　7　分　団					
第　4 水防区	第　9　分　団 第　10　分　団					
第　5 水防区	第　11　分　団 第　12　分　団					
第　6 水防区	第　13　分　団 第　14　分　団 第　15　分　団					

ウ　津波警報発令時の伝達及び措置

（ア）　水防活動（津波・高潮に関する重要水防区域（港湾・海岸））

港湾名	地区名	水防上最も重要な区域			次に重要な区域			要注意区域		
		番号	延長	地点	番号	延長	地点	番号	延長	地点
相生港	相　生							①	340	相　生
	那　波							②	110	大　島
	那　波							③	550	那　波
	那　波							④	490	那波南
	鰯　浜							⑤	150	鰯　浜
	壺　根							⑥	240	壺　根
								計　1,880　m		

（イ）　情報周知と伝達内容

a　地域住民への周知

（ａ）　防災行政無線による周知

（ｂ）　サイレンによる周知

（ｃ）　自治会等による周知

（ｄ）　消防団による周知

（ｅ）　あいおい防災ネットによる周知

（ｆ）　相生市公式ＬＩＮＥによる周知

（ｇ）　緊急速報メール・公共情報コモンズによる周知

（ｈ）　ハザードマップによる周知

ｂ　伝達内容

（ａ）気象情報

警戒状態となった場合、情報を一般に周知する。

（ｂ）洪水予報

河川等の増水状況により必要に応じて周知する。

（ｃ）堤防の決壊

サイレン及び口頭伝達をもって一般に周知する。

（ｄ）避難

サイレン及び口頭伝達により周知し、水防本部員、水防部員(消防団員)、相生消防署員、警察官等の指示・誘導により避難する。

（ｅ）水防警戒解除

河川等の水位が減じ、災害のおそれがなくなったとき解除し、一般に周知する。

（ウ）　立退き指示

津波等により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。なお、立退き指示をした場合は、相生警察署にその旨を通知する。

エ　居住者の出動

水防法第 24 条に基づき、河川その他が著しく危険な状態となったとき、水防管理者は居住者の出動を要請することができる。ただし、その対象者は市内居住の年齢満 18 歳以上の者とする。

オ　民間団体の協力

災害時において自治会等の協力を得て、災害応急対策の万全を期す。

（ア）　情報の収集及び伝達

（イ）　救出・救護

（ウ）　給食・給水

（エ）　災害応急対策活動

（オ）　災害復旧の促進及び協力

カ　避難予定場所

第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」、第９節「避難計画（地震災害）」を参照

キ　協力応援についての協定

（ア）　警察署長との協定

水防管理者は、水防上必要がある場合は、警察署長と次の事項を協定するものとする。

a　水防法第 21 条の警戒区域の設定

b　水防法第 22 条の警察官の出動要請

c　水防法第 29 条の立退き指示の通知

（イ）　隣接水防管理団体との協定

水防法第 23 条に基づく応援については、昭和 44 年 12 月 10 日締結の消防相互応援協定により、要請することができる。

ク　気象情報及び水防非常配備

（ア）　津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

（津波警報・注意報）

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約３分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（ 10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５ｍ＜予想される津 波の最大波の高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想される津 波の最大波の高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想される津 波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m （ 0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（イ）　津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。

（津波情報の種類と内容）

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※１)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※２)

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・　沿岸で観測された津波の第１波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
・　最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・　沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
・　最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・　ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（ウ）　津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内　　容	発表管署
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁又は大阪管区気象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき※	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき※	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

※　「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（ＶＴＳＥ４１）で発表される。

注）１．津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２．「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（エ）　水防非常配備

a　非常配備の種類

第１非常配備態勢	少数の人員をもって、主として情報連絡に当たり、事態の推移により直ちに召集、その他の活動ができる態勢
第２非常配備態勢	所属人員の半数をもって当たり、その他は自宅待機とし、次期体制に直ちに移れる態勢
第３非常配備態勢	全員召集。消防団は分団ごとに詰所に配置、出動要請次第直ちに活動可能な完全水防態勢

（オ）　非常配備につく時期及び解除

非常配備及び解除の時期は、次の基準により、水防本部長が指示する。

水防指令第１号指令（第１非常配備態勢） ①今後の気象情報及び水位又は潮位に注意と警戒を必要とする時 ②震度４の地震が発生した時（自動発令）
水防指令第２号指令（第２非常配備態勢） ①水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 ②水防警報の「準備」が発せられた時 ③震度５弱又は５強の地震が発生した時（自動発令）
水防指令第３号指令（第３非常配備態勢） ①水防事態が切迫し、また水防態勢の規模が大きくなり第２非常配備態勢では処理しかねると予想される時 ②水防警報の「出動」が発せられた時 ③震度６弱以上の地震が発生した時（自動発令） ④津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された時（自動発令）
解　　除 水位が低下し、災害発生のおそれがなくなった時、水防本部長は水防体制を解除し、一般に周知する。

注）（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

第４節　被災者救出計画

１　基本方針

災害または大規模地震が発生した場合、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れたり等の要救出・救助者が多数発生することが予想される。これらに対処するため、市は、消防、警察、消防応援部隊などの防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

２　実施主体

	担　当　班	項　　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）市の対応
		（２）救出班の編成及び組織
		（３）必要資機材
		（４）実施計画
		（５）県への要請
		（６）自主防災組織、事業所、市民等
		（７）その他
関係機関	関係機関	救助活動

３　取組み内容

（１）市の対応

市は、救出活動を実施するとともに、県等との調整及び市域における関係機関の救出活動の調整を行う。

（２）救出班の編成及び組織

救出班の編成は、消防団の機構をもってこれにあて、市長の指令を受けた消防団長の指示で活動する。

（３）必要資機材

救出に要する必要資機材については、消防団及び建設農林部において保有する資機材を利用するほか、購入、借上げ等により調達する。

（４）実施計画

ア　職員の動員と負傷者等の救出

職員の動員と負傷者等の救出を実施することとする。

（ア）　職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。

（イ）　職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。

イ　安否不明者の氏名等の公表

災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、市又は県において安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」という。）を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。氏名等は個人情報であることから、市又は県はそれぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断している。氏名等公表を行うに当たっての留意事項は、以下のとおりである。

・　災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合があることや、発災当初の 72 時間が極めて重要な時間帯であることを踏まえ、氏名等公表に係る一連の手続き等について、市や関係機関等と連携の上、平時から検討しておくこと。

・　県が氏名等公表を行うことが基本となるが、市が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、事前調整に基づき、市が行うことも考えられること。

・　氏名等公表を行うことにより、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある時の個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討すること。

・　配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等の所在情報を秘匿する必要がある者が不利益を被らないよう、公表に当たってはあらかじめ関係機関に確認すること。

ウ　救出活動の実施の要請

市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

（ア）　応援を必要とする理由

（イ）　応援を必要とする人員、資機材等

（ウ）　応援を必要とする場所

（エ）　応援を必要とする期間

（オ）　その他必要な事項

エ　活動の対象

災害のため、現に生命、身体が危険にさらされたり、早急に救出しなければならない状態である者にあって、概ね次に該当する場合とする。

（ア）　火災時、家屋内に取り残された場合

（イ）　倒壊家屋の下敷きになった場合

（ウ）　流出家屋とともに流されたり、孤立した所に取り残された場合又は山崩れ等によって生き

埋めになった場合

（エ）　自動車等の大事故が発生した場合

（オ）　その他救出が必要な場合

オ　救出方法及び救出体制

市が関係機関と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たるものとする。

ただし、救出困難な場合は、自衛隊、近隣市町の消防関係等に対し協力を要請するものとし、被災者の救出、搬送にあたるものとする。

カ　活動体制

災害時における効果的な活動を図るため、現場に「現地対策本部」を設置し、「現場救護班」及び「調査班」を編成し、現場用務にあたるものとする。

（ア）　現場救護班

ａ　市長が必要と認めるときは、現地対策本部に現場救護班を併置し、次の任務を行う。

（ａ）　傷病者の応急処置と搬送順位の選定

（ｂ）　救急、救助隊の整理誘導及び搬送先医療機関の選定

（ｃ）　救護した傷病者の人別調査及び記録

（ｄ）　現場救護所（前各任務を行うための施設及び場所）の設営

ｂ　救護班の編成は、現地指揮本部員及び他の専門関係機関の人員とする。

（イ）　調査班

現場責任者が必要と認めるときは、調査班を設置し、現地指揮本部において多数の傷病者の収容が予想される場合、医療機関等へ派遣要請を指示し次の任務を行う。

ａ　収容された傷病者の氏名等及び傷病程度の調査記録並びに必要に応じ傷病者の一覧表の提出

ｂ　調査結果に基づく必要事項について現地指揮本部への報告

ｃ　その他傷病者収容について派遣先医療機関等への協力

（ウ）　現場要務

現場における傷病者の救護は原則として、次によるものとする。

ａ　救急隊は現地指揮本部に集結し、同所より順次傷病者を搬送するものとする。

ｂ　現場に他の機関による救護所が設置された場合は、これと協力して行うものとする。

ｃ　現場救護班はその任務を行うに当たり派遣された医師が現場に当たる場合、この指導に従い行動するものとする。

ｄ　被災者多数発生のときは、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第 47 節「突発重大事案応急対策計画」を運用し、車両により効率的に傷病者の搬送に努める。

ｅ　救急医療体制については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第５節「救急医療対策計画」によるものとする。

災害救助法による実施基準

〔災害にかかった者の救出〕
(救助の対象)
　災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
　・ 火災の際に火中に取り残されたような場合
　・ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
　・ 水害の際に流失家屋とともに流された、孤立した地点に取り残された等の場合
　・ 山津波や土石流により生き埋めになったような場合
　・ 必ずしも災害が直接的な要因となっていることを要しない。
　災害にかかった原因の如何を問わない（不可抗力、本人の過失を問わない）。
　原則として人の救出だけに限定される。
(救助の方法)
　生命の安全を第一とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法
(費用の範囲)
　借上費又は購入費
　・ 船艇その他救出のために必要な機械器具の借上費等
　・ 直接救出活動に使用したものに限る。
　修繕費
　・ 救出のために使用した機械器具の修繕費
　燃料費
　・ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代
　・ 救出作業を行う場合の照明の灯油代
　・ 救出した人を蘇生させるための採暖用の燃料費
　救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。
(費用の限度)
　当該地域における通常の実費
(救出期間)
　災害発生の日から３日以内
　※ 通常、４日以後については死体の捜索として扱う。
〔死体の捜索〕
(救助の対象)
　行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者
　・ 行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合
　・ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合等
　死亡した原因の如何を問わない（ 現に死体を捜索しなければならない状態にあるもの）
　死亡した者の居住地における法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない。
(救助の方法)
　多数の死体をそのまま放置することは人道上許されることではないため、市町民の労力奉仕

等により、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。

（費用の範囲）

借上費又は購入費

・ 直接捜索作業に使用した船艇その他捜索に必要な機械器具の借上又は購入費

・ 購入した場合は救助終了後換金処分し、救助費の精算で金額を控除

修繕費（捜索作業に使用した機械器具の修理費）

燃料費（機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行うための照明用の灯油代等）

死体捜索のための賃金職員雇上費及び輸送費は経理上捜索費から分離し、賃金職員雇上費、輸送費に一括計上する。

（費用の限度）

通常の実費

（救助期間）

災害発生の日から10日以内とする。

（特別基準）

捜索期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である10日以内。

（再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）

備考　知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（５）県への要請

市は、被災者の救助活動を実施する中で必要が認められる場合は以下について要請する。

（ア）　県職員の派遣

（イ）　他の市町長に対する応援の要請

（ウ）　自衛隊に対する災害派遣要請

（エ）　兵庫県建設業協会に対する建設用資機材及び労力の支援要請

（オ）　日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づく救助犬出動要請

（カ）　救出活動に関する総合調整

（６）自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（ア）　組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

（イ）　救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

（ウ）　警察署、消防署への連絡

（７）その他

市及び救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

第５節　救急医療対策計画

１　基本方針

交通事故、産業災害、大規模災害等（以下「事故等」という。）により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について、市、事故発生責任機関、警察、海上保安本部、医療機関その他関係機関の連携及び協力の下に、本計画の定めるところにより実施するものとする。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 救護部（市民病院）	（１）業務分担
		（２）実施要領
		（３）事故等の現場における諸活動の調整
		（４）費用負担
		（５）市内の救急病院
		（６）大規模事故災害患者への対応
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 関係機関	搬送、救急医療の提供、関係機関への連絡

３　取組み内容

（１）業務分担

事故等が発生した際においては、各関係機関は、概ね次の業務を分担する。

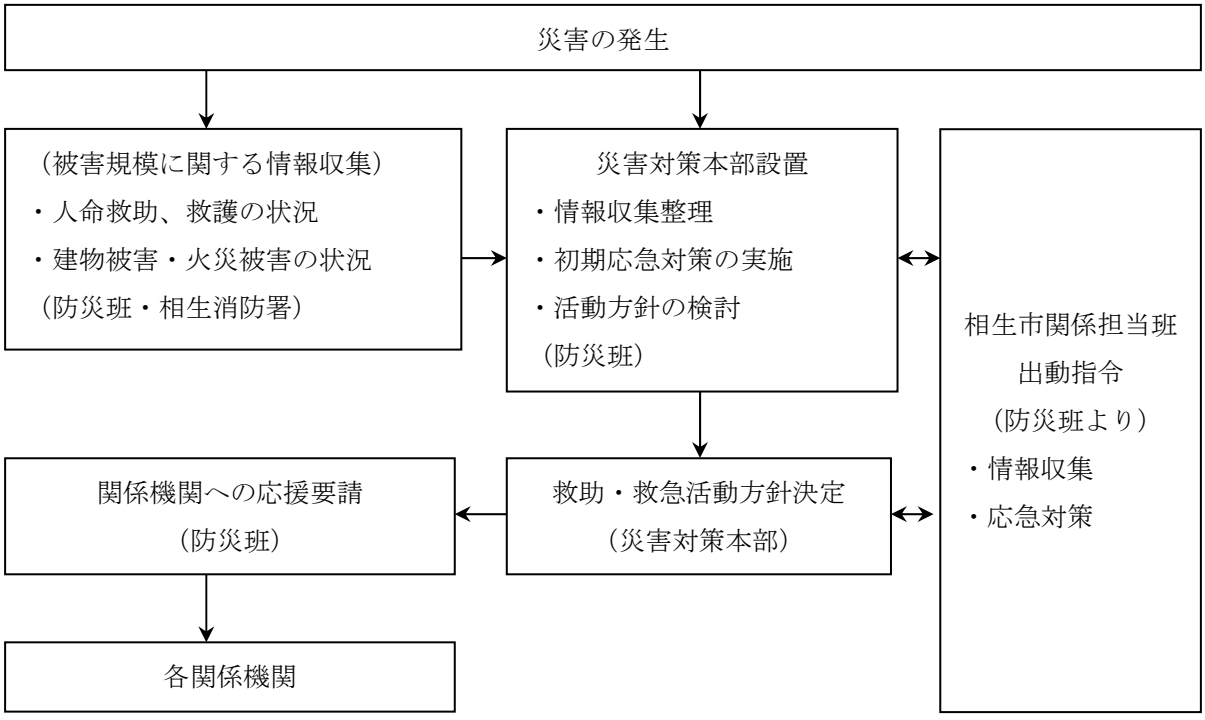

（２）実施要領

ア　事故等の発見、通報及び関係機関への連絡

事故等の発見者又は事故発生責任機関から事故発生の第一報を受信した機関は、事故等の状況（日時、場所、原因、死傷者の数等）を必要に応じ関係機関へ直ちに連絡する。

イ　事故等の現場における救出

事故等の通報を受信した救出担当機関は、事故等の規模、内容等を考慮の上、直ちに必要な人員、機械等を現場に出動配備し、救出にあたる。

ウ　事故等の現場から医療施設への負傷者の搬送

（ア）　事故等の通報を受信した搬送担当機関は、事故等発生責任機関等の要請又は自らの判断により、直ちに救急自動車等を現場に出動させ、搬送に当たる。

（イ）　救急自動車等が不足するときは、次の応急措置を講ずる。

a　医療機関の患者搬送車の活用

b　他の車輌を応急的に調達し活用

c　隣接市町の応援を要請

（ウ）　ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県防災ヘリ・ドクターヘリの出動を要請することとする。

エ　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急処置

（ア）　事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮の上、医療機関に対して医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する救急措置の万全を期する。

（イ）　市長は、事故等により自ら必要を認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請があった場合において、その必要を認めたときは、医療関係者を現場に出動させる。

医療関係者の出動要請図

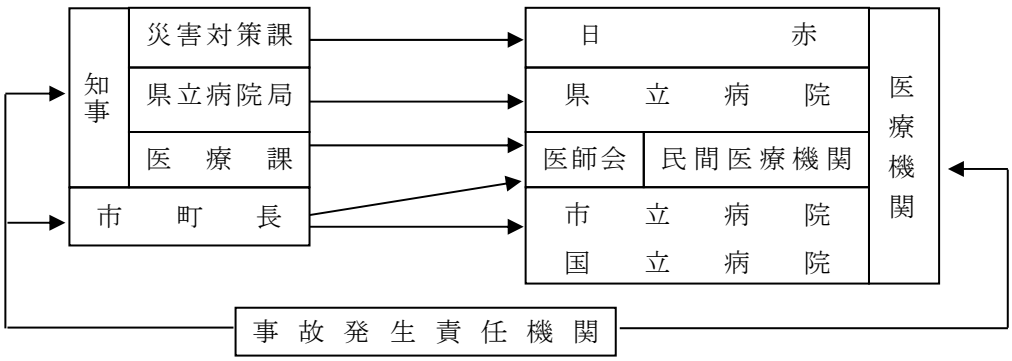

オ　負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事故発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設の活用を図る。

（ア）　医療機関

（イ）　その他医療施設（特に感染症指定医療機関）

（ウ）　公民館、学校等に設置された救護所及び救護センター

（エ）　寺院（死者の場合）

死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、検視その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。

カ　関係機関への協力要請

事故等の規模、内容により必要があるときは、時期を失することなく、関係機関に協力を要請する。

（３）事故等の現場における諸活動の調整

ア　事故等対策連絡本部の設置

事故等の規模、内容により必要のあるときは、事故対策連絡本部を現地に設置し、諸活動の調整を図る。

イ　諸活動の調整

県に事故対策本部が設置された事故等の場合にあっては、県災害対策本部長又は県災害対策本部長の指名する者が諸活動の調整に当たる。

なお、県に災害対策本部が設置されない事故等の場合にあっては、概ね次の機関の現場指揮者が諸活動の調整に当たる。

区　分	陸上で事故等が発生した場合				海上で事故等が発生した場合
	一般道路上の場合	高速道路上の場合	鉄道上の場合	工場・鉱山等の場合	
諸活動の調整に当たるもの	警察又は消防機関の現場指揮者	警察又は市町(消防機関)の現場指揮者及び西日本高速道路㈱の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	同　左	海上保安部の現場指揮者

（４）費用負担

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは同法により、その他のものについては事故等発生責任機関の負担とする。

（５）市内の救急病院

名　　称	所　在　地	電　　話
半田中央病院	旭三丁目2番18号	22-0656

（６）大規模事故災害患者への対応

航空災害、鉄道災害、道路災害、雑踏事故等の大規模事故災害に伴い発生する負傷者、多発外傷あるいは広範囲熱傷等による負傷者に対して、以下のように対応することとする。

ア　現場から医療施設への負傷者の搬送等

災害対策本部の指示に従って、搬送を実施する。また、搬送車両等が不足する場合は、医療機関の患者搬送車を活用するなど、あらゆる措置を講じるとともに、必要に応じ、ヘリコプターの出動を要請する。

イ　多発外傷への対応

（ア）　初動対応

搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、兵庫県広域災害救急医療システムに照会するとともに、医師会に情報提供して協力を依頼し、救急告示の医療機関、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。市は、必要に応じ県へヘリコプターの出動待機を求める。

（イ）　二次搬送等

医療機関、消防は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

ウ　広範囲熱傷、化学熱傷への対応

（ア）　初動対応

広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した場合は、県（地域保健医療情報センター又は県災害医療センター）に連絡する。

（イ）　二次搬送等

医療機関、消防は、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定し、消防及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

エ　雑踏事故発生時の対応

市は、行事等の主催者等と連携を図り、会場及び周辺の道路の混雑状況等、活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努める。

また、多数の負傷者が発生した場合、直ちに、兵庫県広域災害救急医療システムに照会するとともに、医師会に情報提供して協力を依頼し、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

なお、必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。

オ　事故災害における費用負担

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

カ　トリアージの実施

災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合には、トリアージ（負傷者選別）を実施する。また、市は、必要に応じ、医師会等にトリアージ等の活動のため医師の派遣を要請する。

キ　現地救護所設置

被災状況により現地救護所設置を検討する。

ク　こころのケア対策

大規模事故災害時におけるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、赤穂健康福祉事務所（保健所）等が広域支援を得て、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、救護所等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。また、専門の相談窓口を検討する。

ケ　放射性物質事故災害患者への対応

放射性物質事故災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策については、以下の点に留意し適切に行う。

（ア）　救出、搬送

放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）等を救出、搬送に当たっての必要な除染、応急措置については、以下の事項に留意し、関係事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

ａ　職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。

ｂ　機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール・毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

ｃ　過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

（イ）　専門病院への移送

緊急被ばく医療施設や放射線障害専門病院等の専門病院へ移送する必要がある場合は、県内に対応可能医療機関がないため、必要な応急措置を講じた上で、専門家の助言も踏まえ、県周辺の対応可能医療機関（国立病院大阪機構医療センター等）に搬送する。

第６節　医療・救護計画

１　基本方針

災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の市民が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者等の適切な保護を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課） 救護部（市民病院） ※ただし、人的応援が必要なときは、看護専門学校班の看護師有資格者をもって充てる。	（１）市の対応
		（２）実施の方法
		（３）保健活動拠点の確保
		（４）救護所の設置
		（５）医療救護班の編成
		（６）救護班の活動内容
		（７）重篤患者の搬送及び収容
		（８）医療に係る相互応援協定
		（９）医薬品等の供給
		(10) 費用の負担区分
		(11) 医療関係ボランティアの支援要請
		(12) 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請
関係機関	相生市医師会	救護班の派遣、医療の実施
	兵庫県	医療救護活動の総合調整・支援
	日本赤十字社	救護班の派遣等による医療救護活動の支援

３　取組み内容

（１）市の対応

市は、次に掲げる場合に医療及び助産を実施する

（ア）　災害救助法が適用された場合において、市長の要請により知事が派遣する救護班（が到着するまでの間

（イ）　災害救助法が適用されない小災害の場合

（ウ）　災害救助法が適用された場合において、災害の状況により知事が市長に委任したとき

（２）実施の方法

災害救助法を適用する場合については同法により、適用されない場合については同法に準じて行うものとする。

災害救助法による実施基準

〔医　療〕
1　災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
2　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。
3　医療は、次の範囲内において行う。
（1）　診療
（2）　薬剤又は治療材料の支給
（3）　処置、手術その他の治療及び施術
（4）　病院又は診療所への収容
（5）　看護
4　医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
5　医療を実施する期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。

災害救助法による実施基準

〔助　産〕
1　災害発生の日以前又は以後の７日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失ったもの（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）に対して行う。
2　助産は、次の範囲内において行う。
（1）　分娩の介助
（2）　分娩前及び分娩後の処置
（3）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
3　助産のため支出費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とすること。
4　助産を実施できる期間は、分娩した日から７日以内とする。

備考　知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（３）保健活動拠点の確保

災害時の保健活動拠点は、原則、保険センター内に設置する。

（４）救護所の設置

（ア）　市は、次の場合に救護所を設置することとする。
a　現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しき

れない場合

b　患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

c　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

（イ）　市は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員等をあらかじめ定めておく。

救護所設置予定箇所

名　　称	所　　在　　地	電　話　番　号
相 生 小 学 校	川原町 31 番 1 号	22-7146
那 波 中 学 校	那波南本町 10 番 1 号	22-7151
双 葉 中 学 校	双葉一丁目 2 番 1 号	22-7152
矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298 番地	28-0151

（ウ）　災害の状況により、必要がある場合は、避難所内に救護所を設置するものとする。

（エ）　救護所には救護班を配置し、配置人員は市長が定める。

（オ）　市は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所を廃止する。

（５）医療救護班の編成

市は、災害対策本部を設置したときは、救護班を編成し、救護所等へ派遣し、負傷者等の救護に当たるものとする。

（ア）　医療救護班は、医師（班長）１名、看護師１名及び補助員若干名をもって編成する。

（イ）　医療救護班の数は、状況に応じ市長が定める。

（ウ）　医療救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げるものとする。

a　医療救護班活動状況

b　医療実施状況

c　助産台帳

（エ）　医療救護班の活動は以下の内容とする。

被災地に入った医療救護班は、発災直後は傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

発災後３日目以降は乳幼児、高齢者等要配慮者等を含め健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

また、介護を要する若しくはひとり暮らしの高齢者又は障害者等（要配慮者）及び避難所生活者の健康対策のため、医療救護班による巡回診療及び巡回歯科診療を実施することとする。また、県（健康福祉事務所）等の協力を得て、メンタルヘルスケアチームを編成し、被災に伴う市民の精神的ストレス等への対応を行うこととする。

（オ）　市長は、医療救護班の編成に当たって、必要に応じ、市医師会長に協力を要請するものとする。

（カ）　市長は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、市内の在宅看護職会・兵庫県柔道整復師会西播支部に協力を依頼するものとする。

（６）救護班の活動内容

（ア）　傷病者に対する応急措置
（イ）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
（ウ）　転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
（エ）　助産（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給）
（オ）　死亡の確認

（７）重篤患者の搬送及び収容

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうちから、収容する必要がある者（重篤患者）を後方医療施設に搬送するよう、災害対策本部に要請する。後方医療施設は、救急指定病院等をあてるものとする。

現在市内の救急病院は、次のとおりである。

名　　称	所　在　地	電話番号
半田中央病院	旭三丁目2番18号	22-0656

ア　搬送の方法

重篤患者の後方医療施設等への搬送は、原則として、次の方法により行う。

（ア）　救急車により搬送する。
（イ）　市公用車又は医療救護班の使用している自動車により搬送する。
（ウ）　市職員により担架で搬送する。

（８）医療に係る相互応援協定

災害発生時における医療の果たす役割の重要性を鑑み、「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」が締結されている。

市長は、災害の状況により必要と判断した場合は、速やかに当該協定に基づく応援要請を行うものとする。

ア　応援内容

（ア）　被災地への医療救護チームの派遣
（イ）　被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
（ウ）　被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
（エ）　その他災害初動時医療に関する必要な措置

（９）医薬品等の供給

ア　品目

区　　分	期　　間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後３日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤　等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤　等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※市は、特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮する。

イ　調達方法

（ア）　市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所））と連携し、補給を行うこととする。

（イ）　市は、医薬品等の供給が自力では困難な場合又は県が必要と認める場合に、供給のあっせんを受けることとする。

ウ　搬送、供給方法

（ア）　市は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送道路を活用することとする。

（イ）　販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。

なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請する等目的地への迅速な供給に努めることとする。

（10）費用の負担区分

災害のため出動した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、市が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用された災害にあっては、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内で発生した災害にあっては、その企業体が負担する。

なお、災害のため出動した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

（11）医療関係ボランティアの支援要請

必要に応じて、県に対して災害救援専門ボランティア（兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会、兵庫県薬剤師会）の派遣を要請する。

また、相生市社会福祉協議会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際してボランティアの支援を要請するとともに、受入れ窓口を設置し、受入れ先の調整を行う。

現地に直行した医療ボランティアは、赤穂健康福祉事務所又は市に指示された場所において、市の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

(12) 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請

市は、災害発生時において、以下のチームの派遣要請を県に行うか検討する。

(1) 避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

(2) 避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣要請

(3) 医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む。）の看護支援活動が実施できるよう災害支援ナースの派遣要請

(4) 避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）の派遣要請

(5) 避難所及び被災者等の栄養状態の把握・栄養改善が行えるよう、避難者や被災住民又その支援者に対して、食事状況調査、衛生指導、栄養健康教育、特殊栄養食品の提供、栄養相談等を行う栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）の派遣要請

第７節　交通・輸送計画

１　基本方針

都市生活の基盤をなす道路、交通網等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。そのため、災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 財政班（財政課） 建設農林総務班（都市整備課）	（１）交通応急対策計画
		（２）輸送、移送計画
		（３）災害時重要路線緊急ルート
関係機関	警察署 国・県等の道路管理者	市内道路の被害状況の情報収集の実施 交通規制の実施 交通規制に関する広報活動の実施 緊急交通路指定路線の交通機能の確保
	公安委員会	緊急交通路及び迂回路、啓開道路の設定 交通規制の決定
	海上保安部	海上交通規制の実施 船舶交通の整理・指導による船舶の円滑な運航の確保
	協力機関	各社の防災業務計画に基づいた処置

３　取組み内容

（１）交通応急対策計画

災害時における緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者、公安委員会、警察その他関係機関の協力の下に、本計画の定めるところにより実施する。

ア　被災情報及び交通情報の収集

風水害等の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

イ　陸上交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

（ア）　道路法第 46 条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととし、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、市民等に周知するように努めることとする。

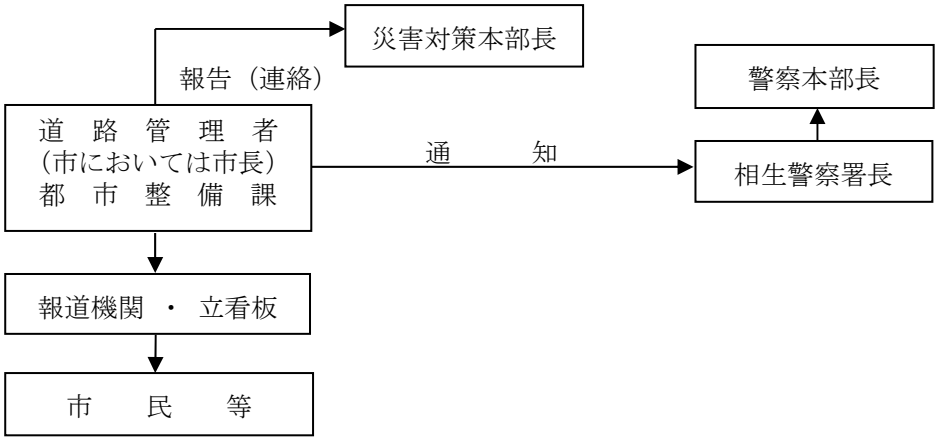

（イ）　市が管理する道路

a　道路、橋梁等

（a）　警察官、都市整備課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

（b）　危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに相生警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係るう回路等を指定して交通の安全確保を図る。

（c）　危険箇所、災害箇所については、各管理機関の下に緊急措置を行い、速やかに交通を確保する。

（d）　電力、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、相生警察署と協議し、必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

（e）　市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

b　危険箇所の選定

市長は、相生警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定することとする。

c　危険区間台帳の整理

市長は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、１部を相生警察署長に送付することとする。

d　パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化することとする。

ｅ　通行の禁止、制限

市長は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合は相生警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第 45 条に規定する道路標識を設置する。

ｆ　情報の収集及び交換

市長は、相生警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。あらかじめ情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第 46 条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準は、概ね次のとおりである。

実　施　者	範　　囲	根　拠　法
国土交通大臣 知事 市長	1　道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2　道路についての工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条
公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2　道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第５条 道路交通法第６条

ウ　被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

（ア）　道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施することとする。

（イ）　道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行うこととする。

エ　緊急通行車両等の事前届出

市は、県公安委員会に対して、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害応急対策基本法施行令第 33 条第１項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を行う。

オ　災害対策基本法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から 4、5 日ないし 1 週間程度）〕

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき、交通管理者（公安委員会）は交通規制を迅速に実施することとする。

（ア）　規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更する等臨機応変に規制を変更することとする。

（イ）　周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し市民等に周知することとする。

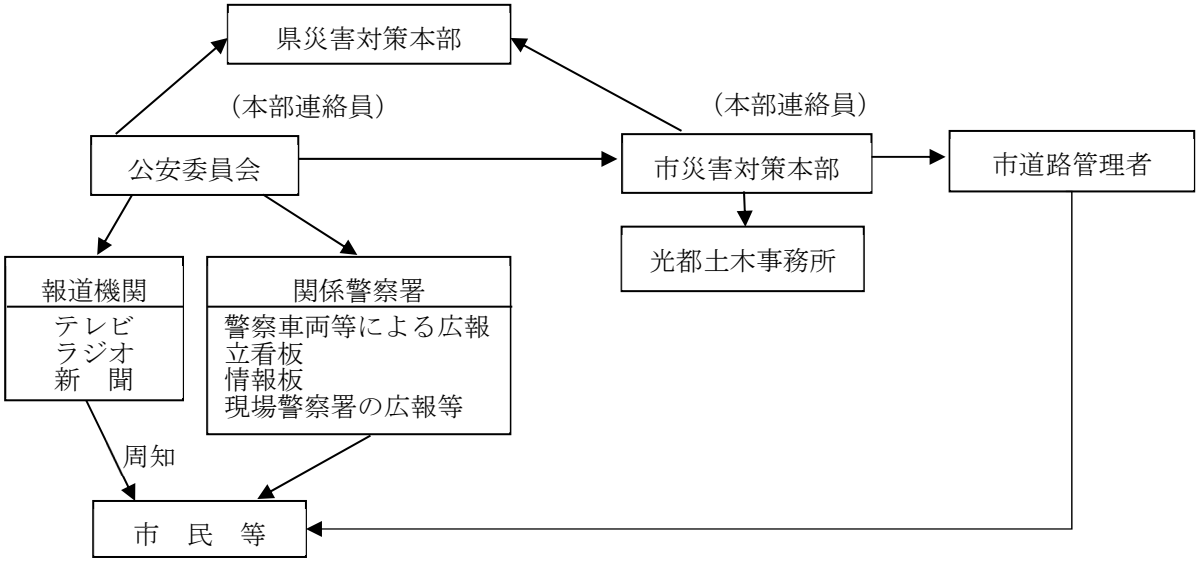

（ウ）　規制方法

道路管理者による規制は、災害対策基本法施行令に基づき、次のいずれかの方法で行うこととする。

a　標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させることとする。

b　現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため a の標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行うこととする。

（エ）　う回対策

a　道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、

う回誘導のための交通要点に警察官等を配置することとする。

b　道路管理者は、う回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等、所要の措置を講じることとする。

（オ）　広報活動

a　道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く市民に周知することとする。

b　道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用することとする。

カ　道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期（発災時から 4、5 日ないし 1 週間目以降）〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱い等、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

（ア）　規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後４、５日から１週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行うこととする。

（イ）　規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行うこととする。

（ウ）　規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行うこととする。

a　車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定することとする。

b　一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底することとする。

c　規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路、橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図る。

キ　道路の応急復旧作業

（ア）　道路啓開の実施

a　道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施することとする。

b　道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。

（イ）　応急復旧業務に係る建設業者との連携

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員・機材等を確保することとする。

ク　災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

（ア）　措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

（イ）　県公安委員会との連携

a　指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

b　県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の４）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第１項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の６に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

（ウ）　措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

【災害対策基本法抜粋】

（災害時における車両の移動等）

第７６条の６

第７６条の４第２項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第３項第３号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

２　道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

３　次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第１項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

（１）　第１項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

（２）　道路管理者等が、第１項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

（３）　道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第１項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

４　道路管理者等は、第１項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

以下省略

【災害対策基本法施行令抜粋】

前項の規定にかかわらず、法第５０条第２項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。

（緊急輸送車両であることの確認）

前項の規定にかかわらず、法第二十一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。

（スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車）

災害対策基本法第５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するため運転中の自動車、原子力災害対策特別措置法第２条第５号に規定する緊急事態応急対策を実施するため運転中の自動車又は大規模地震対策特別措置法第２条第１４号に規定する地震防災応急対策を実施するため運転中の自動車

ケ 道路法（第 17 条第８項）に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、当該市町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わって自ら行う。

（２）輸送、移送計画

被災者及び災害応急対策員の移送並びに救助用物資及び災害対策用資材の輸送は、本計画の定めるところによる。

ア　実施機関

市及び防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

イ　緊急輸送活動の基本方針

（ア）　輸送に当たっての配意事項

市及び防災関係機関は、次の事項に配慮して輸送活動を行う。

ａ　人命の安全

ｂ　被害の拡大防止

ｃ　災害応急対策の円滑な実施

（イ）　輸送対象の想定

ａ　第１段階

（ａ）救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

（ｂ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（ｃ）政府災害対策要員、県・他市町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

（ｄ）後方医療機関へ搬送する負傷者等

（ｅ）緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

ｂ　第２段階

（ａ）上記ａの継続

（ｂ）食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資

（ｃ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（ｄ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ｃ　第３段階

（ａ）上記ｂの継続

（ｂ）災害復旧に必要な人員及び物資

（ｃ）生活必需品

ウ　実施及び運営

（ア）　市有車両等による輸送

各部の配車船要求に対し、円滑な運営を図るため、防災班は配車船表を作成し、各車両、

船艇の調達を行い活動する。

ａ　第１号指令

市役所全公用車は本指令と同時に防災班の指定する場所に集合し出動命令を待つこととする。防災班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し、速やかに配車する。

ｂ　第２号指令

本指令と同時に防災班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、市公用車を併せ配車する。

協力機関

	名　　称	所　在　地	電話
車両	西播通運株式会社	汐見台 15 番地 1	22-3000
	株式会社ウイング神姫	竜泉町 394 番地 1	22-5180
船艇	相生漁業協同組合	相生三丁目 4 番 22 号	22-0344

ｃ　第３号指令

第１段階として市公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両、船舶を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町の輸送力の応援を求める。

（イ）　鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道㈱に緊急配車を要請する。

（ウ）　空路による輸送

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保することとする。

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行う。

（エ）　燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

エ　各車両、船艇の遵守事項

（ア）　出動した車両及び船舶は、命令された作業が終了したときは、直ちに防災班長に報告すること。

（イ）　命令を受けて出動した車両、船舶は出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。

ただし、人命にかかる場合等やむを得ないときは速やかにその作業を終了し、防災班長にその旨報告すること。

（ウ）　待機中の車両及び船艇の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両・船舶から離れないこと。

災害救助法による実施基準

1　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。
（1）　被災者の避難に係る支援
（2）　医療及び助産
（3）　被災者の救出
（4）　飲料水の供給
（5）　死体の捜索
（6）　死体の処理
（7）　救済用物資の整理配分
2　救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
3　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。
4　ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

備考　知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

オ　配車計画

市は、次の種別により管理する車両の配車計画を作成する。

（ア）　救急看護車
（イ）　人員輸送車
（ウ）　連絡車
（エ）　物資・汚物等搬送車

（３）災害時重要路線緊急ルート

ア　陸路

相生市役所（本部へ）

（ア）　国道２号線（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西Ｉ．Ｃ）から
国道２号線池之内西行一方通行側道・相生陸橋南交差点左折→県道たつの相生線南進→大石町交差点→境橋南交差点→旭大橋交差点→相生市役所

（イ）　国道２号線（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西Ｉ．Ｃ）から
国道２号線那波野東交差点左折→赤坂那波野２号線西進→旭那波野線→双葉中学校前→境橋南交差点左折→県道たつの相生線南進→旭大橋交差点→相生市役所

（ウ）　国道２号線（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西Ｉ．Ｃ）から
国道２号線那波野東交差点左折→赤坂那波野２号線西進→旭那波野線赤坂一丁目交差点左折→那波野古池２号線→古池 58 号線→相生古池線才ノ上交差点右折→旭大谷線西進→相生市役所

（エ）　国道２号線（岡山方面）から
国道２号線入野交差点左折→緑ケ丘本通線南進→新矢野谷線南進→新矢野谷２号線→佐方高取線東進→工和橋北交差点→国道２５０号線→相生大橋→ポート公園前交差点左折→県道

たつの相生線北進→相生市役所

（オ）　国道 250 号線（赤穂方面）から

国道 250 号線→工和橋北交差点右折→相生大橋→ポート公園前交差点左折→県道たつの相生線北進→相生市役所

（カ）　国道 250 号線（姫路方面）から

国道 250 号線→ポート公園前交差点右折→県道たつの相生線北進→相生市役所

（キ）　国道 250 号線（姫路方面）から

国道 250 号線野瀬橋右折→相生野瀬線北進→相生古池線才ノ上交差点左折→旭大谷線西進→ 相生市役所

イ　海路

海上輸送における接岸予定場所を次の５地点とし、災害の状況に応じて選定するものとする。

（ア）　鰯浜港

（イ）　野瀬公共ふ頭

（ウ）　相生港

（エ）　株式会社 IHI 相生総合事務所前岸壁

（オ）　中央公園南岸壁

災害時緊急ルート図

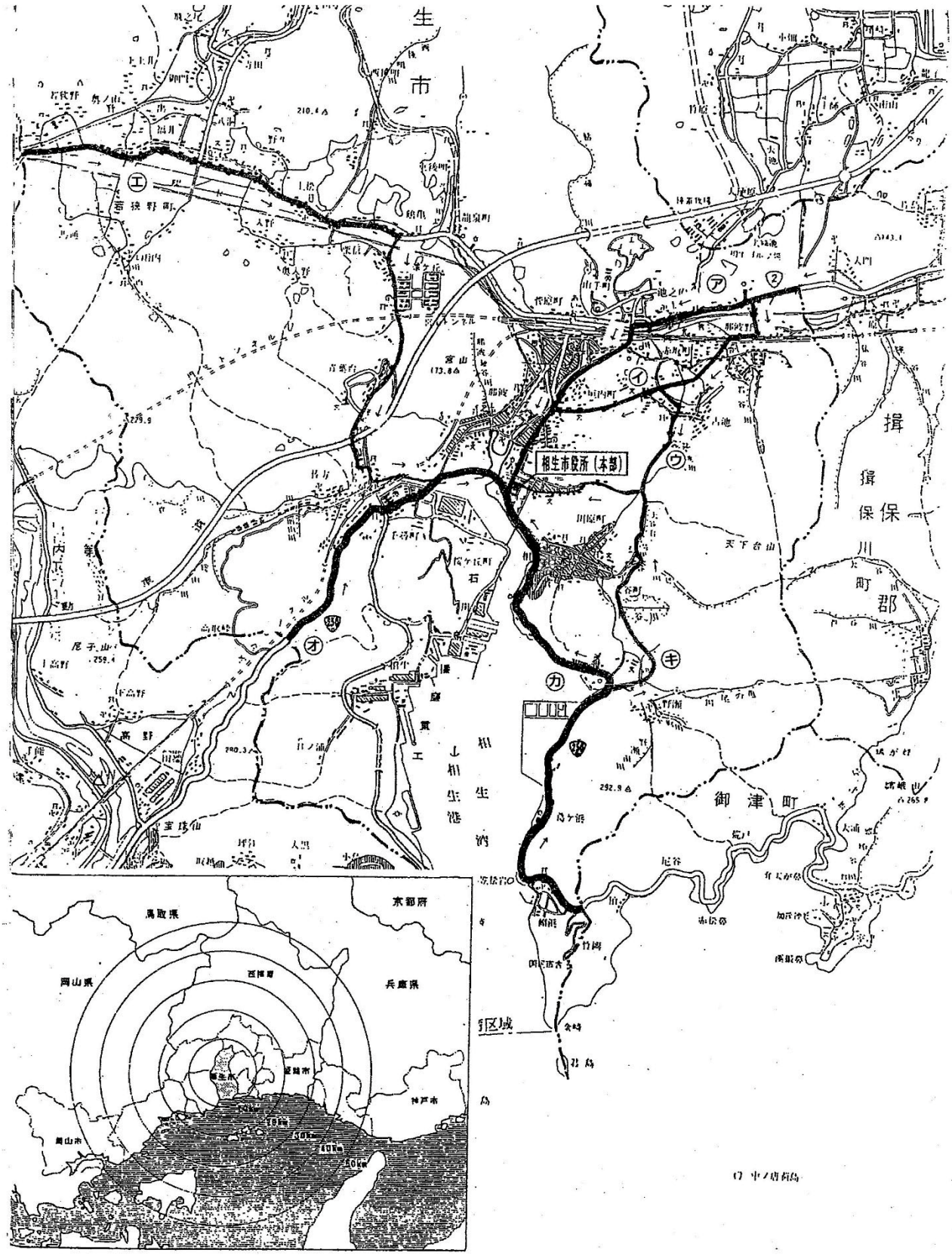

第８節　避難計画（一般災害）

１　基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は危険区域内にある市民等に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対する避難や市民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班	（１）避難の流れ
		（２）避難の指示
		（３）避難指示等の決定
		（４）警戒区域の設定
		（５）避難誘導
		（６）避難所の開設
		（７）避難所の開設基準
		（８）避難所の運営
		（９）避難所外避難者の把握
		(10) 保健・衛生対策
		(11) 大災害における特別措置
		(12) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
		(13) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮
		(14) 広域避難・広域一時滞在
関係機関	各放送機関 防災関係機関	関連事項の広報活動及び相互協力

３　取組み内容

（１）避難の流れ

災害時の適切な避難行動は、「いのちを守る」という観点から、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即した適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択し、最適な避難行動をとる必要がある。避難行動の基本的な考え方は、下図の流れによる。

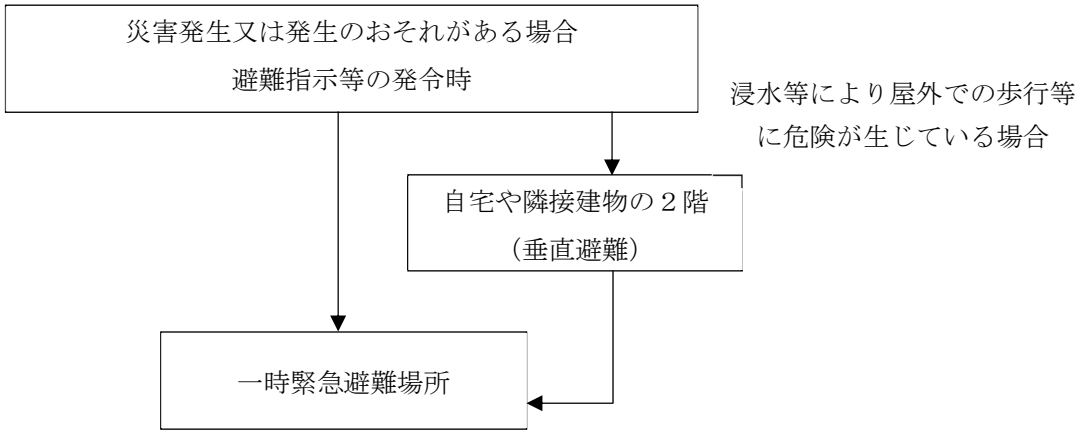

ア　災害が発生するおそれがある段階での避難所の供与

気象予報に関する技術の進歩等により台風による非常災害の発生のおそれを一定程度予測できるようになった。

非常災害が発生するおそれがある場合、市民等の命を守る観点からは、事前避難が特に重要であり、事前避難による避難手段や避難先を確保するためには、災害が発生するおそれがある段階から円滑かつ迅速に行う必要がある。

・　災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で市長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。

・　他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである（関連情報①を参照）。

関連情報①：「逃げなきゃコール」について

「逃げなきゃコール」とは、スマートフォンアプリやショートメッセージサービス（SMS）を活用し、プッシュ型で家族の住む地域の防災情報を入手して、離れて暮らす高齢者等の家族に危険が迫った場合に直接電話をかけて避難を呼びかける取組みである。

本取組みは、NHK、ヤフー（株）、KDDI（株）、（株）NTT ドコモと国土交通省が連携し、令和元年６月よりポスターやインターネット等で普及活動を実施している。KDDI（株）の調査によると、令和元年東日本台風では同社から配信された災害・避難情報を確認した後、「54%」が家族等に連絡を取り、また、連絡を受けた家族等のうち「58%」が避難行動をとっていた。

このことから、本取組みが大雨の際の避難行動のきっかけとして、一定の効果を表していると考えられる。

各社のウェブサイト

ＮＨＫニュース・防災　　：https://www3.nhk.or.jp/news/news_bousai_app/index.html

Yahoo!防災速報　　：https://emg.yahoo.co.jp

ａｕ登録エリア災害・避難情報メール

：https://www.au.com/mobile/anti-disaster/area-saigai-hinan/

NTT ドコモ　どこでも災害・避難情報

：https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/docodemo-saigaihinan-joho/

イ　適切な避難行動の実現

災害時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

災害時の避難に当たっては、被害発生予想が可能となるような情報収集、地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、冠水時等の屋外移動の回避、垂直避難の可能性などに留意し、適切な行動を選択し、実施できるよう市民等への周知徹底に努める。

（ア）　避難の被害発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するために、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、行政からの防災情報等、多様なメディアを通して、気象警報や避難指示等をはじめとする防災・災害情報を幅広く収集する。

（イ）　屋内安全確保

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。

（ウ）　地域特性に応じた早期避難

ハザードマップ等により土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流失するおそれがある地区に居住している市民は、身の安全を確保するための場所（避難所又は地区外の建物）へ早期に避難を開始する。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者がそうした地区に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう、避難支援者とともに、早期に避難を開始する。

避難所開設前に避難する場合は、安全な親戚・知人宅に移動する、又はホテル・旅館等に宿泊して避難する。

（エ）　冠水時等の屋外移動の回避

夜間や急激な降雨、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。

流れがあり、浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水する）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深 20cm 程度でも歩行不可能であること、浸水深が 10cm 程度でもマンホールや用水路等の位置が分からず転落のおそれがあり危険であることなどを踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避ける。

（オ）　緊急安全確保

急激な降雨や浸水により、屋外での歩行等が危険な状態になった場合は、避難行動中に危険が及ぶおそれがあるため、自宅や隣接建物の２階等へ緊急的に一時避難（垂直避難）し、救助を待つ。

（カ）　土砂災害からの避難

避難所へ避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある渓流の通過は避ける。また、土石流発生のおそれがある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、渓流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意する。

土砂災害のおそれのある地区内で、避難所への避難が困難な場合には、自らのいのちを守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難し、建物内では２階以上で、斜面と反対側の部屋に避難する。

（２）避難の指示

ア　実施責任者

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般	市長がその措置を行うことができないとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	災害全般	市長がその措置を行うことができないとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
自衛官	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第 94 条

イ　避難のための指示

避難のための指示は、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、概ね次の基準により行うものとする。市は、要援護者への高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

（ア）　警戒レベル３、高齢者等避難

a　気象状況、地形その他過去の災害の発生例等を勘案して災害発生のおそれがあり、今後の状況によっては避難の指示を行うことが予想される場合で、危険予想地区の市民に対して避難の準備をさせるために行う。

b　伝達すべき内容は、指示者、避難すべき理由、危険地域、携帯品その他の注意とする。

c　伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール機能を含む）とし、状況に応じてＬアラート（災害情報共有システム）、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。

d　要配慮者は、立退き避難する。

e　要配慮者以外の者は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する（高齢者等避難の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。）。

f　特に他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立退き避難する。

g　台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

h　市は、安全な場所にいる人が指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

（イ）　警戒レベル４、避難指示

a　災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し発令することとする。

b　伝達すべき内容は、地域名、避難経路及び避難先、避難時の服装及び携行品、避難行動における注意事項等とする。

c　伝達方法は高齢者等避難に準じて行うが、必要に応じて戸別に伝達する。

d　土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市は指定緊急避難場所の開設を完了していない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。

e　洪水については規模・破堤地点別に、高潮については予想最高潮位別に、避難指示の発令対象地域をあらかじめ検討しておく。

f　指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な退避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。

g　市は、避難指示の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図る。

h　市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断することとする。

i　市は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

（ウ）　警戒レベル５、緊急安全確保

a　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に発令を行う。

b　伝達すべき内容は、避難指示に準じて行う。

c　伝達方法は、避難指示に準じて行うものとし、状況に応じて防災行政無線によるサイレン警鐘を行い、伝達の確実を期するものとする。

また、警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又

は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

ウ　発令時の状況及び市民に求める行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、警戒レベル３、警戒レベル４、警戒レベル５の３段階で発表する。発令時の状況及び市民に求める行動は下表による。

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することがないよう、市民に警戒レベル（避難時期）についての理解を促す。また、避難場所は、指定緊急避難場所だけでなく、安全な指定避難所以外の公民館・地域の集会所、親戚・知人宅、ホテル旅館等も避難場所になりえる。ハザードマップで確認して、安全であるなら自宅に留まるようにする。

避難指示等一覧

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始める、及び避難の準備をする等、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報

○河川等の氾濫‥‥‥‥水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）

○雨水出水‥‥‥‥‥‥公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）

○土砂災害‥‥‥‥‥‥濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等

○高潮・・・・・・・・・・・・・・・潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等

エ　市民への伝達方法

（ア）　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

a　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名

b　避難経路及び避難先

c　避難時の服装、携行品

d　避難行動における注意事項

（イ）　高齢者等避難、避難指示 、緊急安全確保の伝達方法

a　市は、直ちに、防災行政無線（同報等）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

b　市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。

c　市は、要配慮者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。

d　市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとるべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努めることとする。

＜伝達文例＞

□ 警戒レベル３、高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難発令。こちらは、相生市です。ただ今、○時○分に○○地区に警戒レベル３、高齢者等避難を出しました。○○地区に警戒レベル３、高齢者等避難を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、○○公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。

□ 警戒レベル４、避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示発令。こちらは、相生市です。○時○分に○○地区に警戒レベル４、避難指示を出しました。○○地区に警戒レベル４、避難指示を出しました。○○川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って○○公民館へ避難してください。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。

□ 警戒レベル５、緊急安全確保

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、相生市です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル５、緊急安全確保を出しました。〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

オ　知事への報告

市長は、避難情報（高齢者等避難・指示・緊急安全確保）の発令を実施した場合や、代理順位者からその代行報告があった場合、又は、警察官、海上保安官から避難指示の代行に係る通知を受けた場合には、速やかに知事に報告を行う。

（３）避難指示等の決定

それぞれの指示等を行う時期は、降雨量、気象情報その他の情報を勘案の上、災害警戒本部又は災害対策本部で協議し、市長が決定する。この場合において、降雨量が次の表の第１警戒態勢に該当することとなったときは、防災監は直ちに副市長に連絡し、災害警戒本部を設置するものとする。

避難指示等を行う場合は、原則として相生警察署長（警備課長）に協議するものとする。

なお、避難に関する指示等に当たっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流の状況やホットラインを通じた気象庁からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を総合的に勘案し、迅速に行う。また、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、 必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令基準（洪水時）

区　分	前日までの連続雨量が 100 ㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100 ㎜であった場合	前日までの降雨がない場合	避難指示等の時期
第　1 警戒態勢	当日の日雨量が 30 ㎜を越えたとき	当日の日雨量が 50 ㎜を越えたとき	当日の日雨量が 70 ㎜を越えたとき	災害警戒本部設置
第　2 警戒態勢	当日の日雨量が 50 ㎜を越えたとき	当日の日雨量が 80 ㎜を越えたとき	当日の日雨量が 100 ㎜を越えたとき	高齢者等避難
第　3 警戒態勢	当日の日雨量が 50 ㎜を越え、時間雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 ㎜を越え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 ㎜を越え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	避難指示

判断に当たっては、氾濫予測システム、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難指示の発令基準（高潮時）

区　分	発令基準となる状況	避難指示等の時期
第　1 警戒態勢	今後の気象状況及び潮位に注意及び警戒を必要とするとき	災害警戒本部設置
第　2 警戒態勢	相生港（兵庫県観測地点）で警戒潮位（DL+2.6m）に到達し、更に潮位が上昇すると予測されるとき	高齢者等避難
第　3 警戒態勢	高潮警報が発令されたとき 異常な越波・越流の危険性が非常に高いと判断されるとき 高潮により人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断されるとき 海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがあるとき	避難指示

避難指示の発令基準（土砂災害時）

区　分	発令基準となる状況	避難指示等の時期
第　1 警戒態勢	大雨警報（土砂災害）が発表され、避難の準備又は事前の避難を要すると判断されたとき	災害警戒本部設置
第　2 警戒態勢	土砂災害警戒情報が発表され、当該地域や土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき	高齢者等避難
第　3 警戒態勢	土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき	避難指示

判断に当たっては、土砂災害警戒情報、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

（４）警戒区域の設定

ア　設定の基準

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

（ア）　市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、副本部長又は本部員が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。

（イ）　警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行使することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

（ウ）　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市職員、警察官又は海上保安官が現場にいないときに限り、この職権を行使することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

イ　規制の内容及び実施方法

（ア）　市長（本部長）は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

（イ）　市長（本部長）は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

（５）避難誘導

ア　避難の誘導

（ア）　避難の誘導は、警察官、消防団員、市職員等が連携し実施するものとする。

（イ）　消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。

（ウ）　あらかじめ名簿個別避難計画等により要配慮者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。

（エ）　学校、社会教育施設、社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

（オ）　避難に自家用車を使用しないよう指導することとする（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域で避難に自家用車を使用し浸水に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める）。

（カ）　市民は、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとる。また、市は、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

（キ）　市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。

（ク）　指定緊急避難場所以外に、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などへの避難も可能である。

（ケ）　市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。

（コ）　新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、赤穂健康福祉事務所と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、自宅療養者等に対し、避難の情報を提供するようにする。

（サ）　避難先は、下表を基準とし、安全を確認して決定する。

避　難　の　理　由	避　難　先
・火災の拡大により避難をするとき	指定緊急避難場所
・崖崩れ等の地変により避難をするとき ・河川等の決壊により避難をするとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき ・水防警報の発表により避難をするとき	指定緊急避難場所 指定避難所 及び 自宅や近隣建物の２階（屋内に留まっていた方が安全な場合）
・津波警報の発令により避難をするとき	指定緊急避難場所 指定避難所 及び 津波一時避難場所

イ　避難の方法

避難指示に際しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

（ア）　避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。

（イ）　最低でも３日、できれば１週間分程度の食糧、最小限の着替え肌着、照明器具等を携行すること。

（ウ）　避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

ウ　避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

（ア）　高齢者、乳幼児、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者

（イ）　一般市民

（ウ）　防災義務者

（６）避難所の開設

ア　避難所の開設

避難指示を行った場合及び市民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するものとする。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、ライフラインの回復の時間や、道路の途絶による孤立、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。

市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所とする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多く

の避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

自動車避難又は車中泊避難については、ペット避難、新型インフルエンザ等感染症禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく。

また、市内の避難所だけでは不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

イ　開設の手順（おおよその目安）

開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

①当該施設の点検を行い、避難所として開設可能な場合、その旨を本部に報告する。
↓
②本部の指示により施設の門を開ける。
↓
③施設の入口扉を開ける。
↓
（すでに避難者があるときは、まず広いスペースに誘導する。）
↓
④避難所内事務所を開設
↓
⑤避難者の受入れ（収容）スペースを指定
↓
⑥すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
※以下「（８）避難所の運営」の項へ

ウ　開設時の留意事項

（ア）　開設

避難所の開設は、原則として、市長（本部長）の指示により行う。

ただし、夜間等に発生する等突発的な災害の場合で、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設

入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難市民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、一旦、体育館や大会議室等広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、無用の混乱防止に努める。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

指定避難所等における女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用の仮設トイレを離れた場所に設置する（既設については、階でわけるなど現場対応で対処する）、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、男女ペアによる巡回警備を行う、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

避難予定場所の名称及び所在地は、以下のとおりであり、平時より避難所マップ等により周知を図る。なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部又は一部を開設するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設では収容できない場合又は不適当と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定するものとする。

ａ　公民館・集会所
ｂ　寺院
ｃ　その他の公共的施設
ｄ　その他民間の施設

（イ）　広域避難所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所として設定する。

なお、広域避難所を開設した場合、市長は速やかに必要な設備を設置するものとする。

	名　　称	所　在　地	電話番号	面積㎡	備　考
1	中央公園	那波南本町 1790 番地 12	080-2509-6363	54,000	
2	スポーツセンター	陸字池ノ上 266 番地１	23-3901	23,000	兼ヘリ離発着場

（ウ）　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人員（人）
			洪水Ｌ１	洪水Ｌ２	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
相生学院高等学校	野瀬 700 番地	24-0100	○		○	○		○	○	○	190
相生保育所	汐見台 2 番地 2	22-7135	○	○	○	○	○	○	○	○	30
相生公民館	相生二丁目 15 番 26 号	22-7153	○		○			○	○	○	50
相生幼稚園	川原町 31 番 2 号	22-7140	○			○	○	○	○	○	50
相生小学校	川原町 31 番 1 号	22-7146	○			○	○	○	○	○	190
市民体育館	旭一丁目 19 番 31 号	22-7129	○		○		○		○	○	480
看護専門学校	汐見台 2 番地 2	22-7110	○	○	○	○	○	○	○	○	70
中央幼稚園	旭五丁目 16 番 68 号	22-7115	○		○	○	○	○	○	○	70
中央小学校	旭五丁目 16 番 67 号	22-7149	○		○	○	○	○	○	○	230
双葉中学校	双葉一丁目 2 番 1 号	22-7152	○		○	○	○	○	○	○	230
古池公会堂	古池本町 11 番 27 号	------	○			○	○	○	○	○	20
双葉小学校	向陽台 23 番 1 号	22-7148	○		○	○	○	○	○	○	190
平芝幼稚園	那波野一丁目 1 番 6 号	22-7143	○		○	○	○	○	○	○	60
平芝保育所	那波野一丁目 6 番 13 号	22-7137	○		○	○	○	○	○	○	50
東部公民館	向陽台 6 番 20 号	22-7804	○		○	○	○	○	○	○	50
陸公民館	山手一丁目 77 番地	22-7803	○		○	○	○	○	○	○	50
相生高等学校	山手一丁目 722 番地 10	23-0800	○			○	○	○	○	○	240
山手幼稚園	山手二丁目 497 番地 15	23-3960	○			○	○	○	○	○	35
陸自治会館	陸本町 1 番 3 号	------	○			○	○	○	○	○	90
那波小学校	那波本町 17 番 30 号	22-7147	○			○	○	○	○	○	150
生きがい交流センター	那波本町 1 番 7 号	22-2777	○		○		○		○	○	65
那波中学校	那波南本町 10 番 1 号	22-7151	○		○	○	○	○	○	○	190
相生産業高等学校	千尋町 10 番 50 号	22-0595	○		○		○		○	○	280
佐方福祉センター	佐方一丁目 14 番 17 号	------	○				○	○	○	○	40
千尋町自治会館	千尋町 5301 番 97	------	○		○	○	○	○	○	○	15
こども学習センター	緑ケ丘四丁目 5 番 5 号	22-8313	○		○	○		○	○	○	100
青葉台小学校	青葉台 1 番 1 号	22-7158	○			○	○	○	○	○	220
あおば幼稚園	青葉台 1 番 2 号	22-7711	○		○	○	○	○	○	○	90
西部公民館	那波字西矢之谷 2004 番地 25	22-7388	○		○	○	○	○	○	○	50
上松隣保館	若狭野町上松字山崎	28-0783	○			○	○	○	○	○	20

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人員（人）
			洪水Ｌ１	洪水Ｌ２	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
	120 番地										
若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田 152 番地 6	28-0001			○	○	○	○	○	○	50
若狭野小学校	若狭野町八洞字梶 185 番地	28-0152			○	○	○	○	○	○	140
矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶 212 番地	28-0155			○	○	○	○	○	○	65
矢野川中学校	若狭野町寺田 字桑ノ木原 298 番地	28-0151			○	○	○	○	○	○	180
矢野川保育所	汐見台 2 番地 2	25-7122	○	○	○	○	○	○	○	○	30
矢野小学校	矢野町上字向イ西 587 番地 3	29-0019	○		○	○	○	○	○	○	100
矢野公民館	矢野町瓜生字溝下 479 番地 1	29-0002	○		○	○	○	○	○	○	50
ふるさと交流館	矢野町中野 字上才ノ元 129 番地	29-1010	○		○	○	○	○	○	○	50

（エ）　区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、要配慮者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等の分かりやすいものになるよう努める。

（オ）　指定避難所以外の活用

市は、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。

（カ）　報告

避難所開設に当たった職員は、避難市民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話若しくはファクシミリ又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、企画総務班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

防災班は、知事及び警察署長、消防署長等関係機関に対して、支援が円滑に講じられるよう、

避難所の開設状況等を適切に報告する。

なお、連絡すべき事項は、次のとおりとする。

ａ　避難所開設の日時、場所、施設

ｂ　収容状況及び収容人員

ｃ　開設期間の見込み

（キ）　避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにしておく。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。

また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備しておく。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（７）避難所の開設基準

避難所の開設基準その他については、災害救助法の適用があるときは同法により、適用がないときは同法に準じて行う。ただし、状況により期間を延長する場合は、厚生労働大臣の事前承認を受ける必要がある。

災害救助法による実施基準

１　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

２　避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、100 人１日当たり 33,000 円（冬季（10 月から３月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算する。

３　避難所を設置する期間は、災害の発生の日から７日以内とする。

備考　知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（８）避難所の運営

（ア）　市は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員等施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図る。

（イ）　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第２条の規定に該当する災害であって県教育委員会

が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事することとし、この期間は７日以内を原則とする。

a　施設等開放区域の明示
b　避難者誘導・避難者名簿の作成
c　情報連絡活動
d　食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
e　ボランティアの受入れ
f　炊き出しへの協力
g　避難所運営組織づくりへの協力
h　重傷者への対応

（ウ）　自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

（エ）　在宅で避難生活を送っている被災者に対しても物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布する。

（オ）　避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、赤穂健康福祉事務所等と連携し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（カ）　市は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保（避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。）、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。災害時には、被災や避難生活に伴う疲労、体調不良、栄養不足等、慣れない環境や作業で熱中症リスクは高くなる可能性があるので、普段以上に体調管理の心がけを促す。

（キ）　市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過ごとに避難所・避難者に係る情報管理を行い、福祉的な支援の実施、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂、夏季のエアコン、冬季のストーブを含む。）や入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、食糧（栄養バランスのとれた適温の食事）、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

（ク）　市は、他の市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。

（ケ）　市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

（コ）　市は、要配慮者や子育て家庭、こども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品等の女性による配布等

〔性的マイノリティのニーズ例〕

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、アウティング（本人の了解なしに

性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）防止への配慮等プライバシーの確保等

〔こども・若者のニーズ例〕

キッズスペース、学習スペースの設置等

（サ）　市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。

（シ）　市は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市で対応が困難な場合は、県に依頼することとする。

（ス）　市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

（セ）　市は、食物アレルギーや障害のある方を受け入れる際に、ニーズの把握やアセスメントの実施等、特別な配慮が必要な方として対応することとする。また周囲の方に分かるように、ゼッケンやカードホルダー等をつけてもらうことも考えられる。

（ソ）　市は、必要に応じ、避難場所における家庭用動物のためのスペース確保に努めることとする。

（タ）　市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

（チ）　運営の手順

a　避難所運営の手順は、次のとおりとする。

①避難者名簿（カード）の配布、作成

↓

②部屋割り

↓

③食糧、生活必需品の請求、受取、配給

↓

④避難所の運営状況の報告（毎日正午及び午後５時）

↓

⑤避難所の運営記録の作成

b　運営上の留意事項

（ａ）　避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位で記入するよう指示する。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基に、可能な限り早期に作成し、事務所内に保管するとともに、１時間ごとに防災班に報告する。

（空白ページ）

避難者カード

避難所名：

住　　所						
氏　　名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項

（ｂ）　部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、概ね 30 人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等５人程度により編成することとする。

ただし、感染症流行時においてはこの限りではない。

各部屋には代表者を選定し、以後全ての情報等の受渡しは、代表者を経由して行う。

各部屋の代表者の役割

①市職員等からの指示、伝達事項の周知

②避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告

③物資の配布の指示

④各避難者の要望の取りまとめ

⑤施設の保全管理

（ｃ）　食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部に報告し、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受渡簿に記入の上、部屋ごとに配給を行う。

（ｄ）　運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、１日に２回（正午及び午後５時）までに現況を本部へ報告する。ただし、傷病人の発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

ア ペットの同行避難、避難所におけるペットの取扱いについて

（ア）　ペットの同行避難に関する考え方

災害時には、何よりも人命が優先される。しかしながら、これまでの災害において、自宅に置いてきたペットのために、自宅に戻った飼い主が二次災害にあった事例等がある。また、ペットを放置することで、他の市民へ危害をもたらすことも考えられる。これらのことからペット同行避難は「自助」を基本とし、飼い主は、平時から災害に備えたペット用備品の確保等はもちろんのこと災害時の避難所では、他者の同意を得られるようにすることが大切である。

（イ）　避難所における対策について

飼い主は避難所におけるペットへの給餌、排泄物の清掃等飼養・管理について、全責任を負うものとする。

避難所は動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人等様々な人が集まるため、飼い主は他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者等の理解が得られるよう、飼い主自らが対策を行う。

市は、避難所でのペットの飼養ルールの設定や同行避難訓練の実施について、ペットを飼養していない避難者にも理解が得られるように、マニュアルの作成など、獣医師会等と連携し、ペットとの同行避難や避難所での飼養ルールの地域への浸透を推進する。

飼い主が行うべき対策

平時
- ● 住まいの防災対策
- ● ペットのしつけと健康管理
- ● ペットが迷子にならないための対策
- ● ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ● 避難所や避難ルートの確認等の準備

災害時
- ● 人とペットの安全確保
- ● ペットとの同行避難
- ● 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

市が行う対策

平時
- ● ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ● 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

災害時
- ● ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- ● 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ
- ● 都道府県に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- ● 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- ● 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- ● 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より

（９）避難所外避難者の把握

市や警察・消防、保健師のほか、地域住民（自治会、消防団、民生・児童委員等）や自主防災組織による巡回及びＮＰＯやボランティアなどの協力により、避難所以外の避難者の実態把握・安否確認を行い、情報共有する。

（10）保健・衛生対策

（ア）　救護班等の活動

市は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、本計画の第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第６節「医療・救護計画」で特定している救護所を拠点に救護班による巡回活動を行うこととする。

（イ）　保健活動の実施

市は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。

（ウ）　仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、簡易トイレやより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。その確保が困難な場合、県に協力を依頼する。

（エ）　入浴対策

市は、仮設風呂を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請を県に依頼する。

（オ）　食品衛生対策

市は、県の協力の下、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品衛生に努める。

（カ）　感染症予防対策

ａ　市は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）であることから、避難所内の適切な換気、十分なスペースを確保する。

ｂ　市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ｃ　相生市を管轄する赤穂健康福祉事務所は、感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

ｄ　県、保健所は、被災地において、１類感染症、２類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに１類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（感染症法に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等）が発生したときは、速やかに第１種感染症指定医療機関又は第２種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。市は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、管轄健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告するこ

ととする。

（キ）　衛生環境維持

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

（11）大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は開設することが適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請報告するものとする。

ただし、事態が急迫し、そのいとまがないときは、隣接市町に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。

（12）宿泊施設、社会福祉施設等の活用

（ア）　市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

（イ）　市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとする。

（13）避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在する事ができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるようにする。

避難所外避難者を把握するために、消防団に協力の要請を行う。

市は、被災者の安全のため、次の事項を確認しておく。

（ア）　受付場所　　密にならないよう、避難所への入居者と分ける。

（イ）　駐車位置の指定　　車と車の間又はテントとテントの間等のスペースを十分に（できるだけ 2m（最低 1m）を確保）とるよう案内する。車の場合、ナンバーと乗車人員を把握する。

（ウ）　定期的な巡回　　熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）にも配慮する。

（エ）　物資や食料の配布　個別配布又は避難所受領を確認する。

（14）広域避難・広域一時滞在

ア　県内における広域避難及び広域一時滞在

（ア）　市は、被災市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災

状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災市民の数その他必要な事項を示して、他市町に被災市民の受入れを直接協議する。

（イ）　市は、県に対し、広域避難及び広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難及び広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

イ　県外における広域避難及び広域一時滞在

市は、被災市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災市民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災市民の受入れを協議するよう求める。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ　他の都道府県から協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災市民の受入れの協議を受けた時は、被災市民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れ、避難所を提供する。

エ　情報共有

市は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災市民の状況を把握するとともに、被災市民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整える。また、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた場合は、被災市町とともに、受け入れた被災市民の状況の把握と被災市民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整える。

防災関係機関は、被災市民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災市民等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第９節　避難計画（地震災害）

１　基本方針

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は危険区域内に在住する市民等に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対する避難や市民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班	（１）避難の指示
		（２）警戒区域の設定
		（３）避難誘導
		（４）避難所の開設
		（５）避難所の開設基準
		（６）避難所の運営
		（７）避難所外避難者の把握
		（８）保健・衛生対策
		（９）大災害における特別措置
		(10) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
		(11) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮
		(12) 広域避難・広域一時滞在
関係機関	各放送機関 防災関係機関	関連事項の広報活動及び相互協力

３　取組み内容

（１）避難の指示

ア　避難指示の発令者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者・滞在者その他の者に対し、避難指示をする。なお、災害対策基本法等関係法令により次表のとおり避難指示を行い得るよう定められている。

実施責任者	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
自衛官	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第 94 条

イ　避難指示の基準

津波災害

（ア）　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

（イ）　地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示することとする。なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

ウ　避難指示の実施要領

（ア）　発令要請及び決定

a　災害対策本部の本部員は、避難指示の必要があると認めるときは、直ちに市長（本部長）に対し、その発令を要請する。ただし、市長（本部長）に要請するいとまのないときは、その補助執行機関として副本部長又は本部員は避難指示を発令し、事後速やかに市長（本部長）に報告するものとする。

b　市長（本部長）は、避難指示の可否を決定し、災害対策本部会議において必要な措置を指示する。なお、避難指示の決定に当たっては、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、事後速やかにその旨を知事に報告するものとする。

（イ）　避難指示の実施

a　警察署、消防署・消防団その他に対し、避難指示の実施に関し協力を依頼する。

b　伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式ＬＩＮＥ、

緊急速報メール機能を含む）とし、状況に応じてＬアラート（災害情報共有システム）、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。

ｃ　消防団等は、各家庭への戸別訪問等により、避難指示の徹底を図る。

エ　避難指示の内容

市長等は、避難の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

（ア）　避難指示が出された地域名

（イ）　避難経路及び避難先

（ウ）　避難時の服装、携行品

（エ）　避難行動における注意事項

オ　避難指示の伝達方法

（ア）　市は、直ちに、防災行政無線等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、相生市公式ＬＩＮＥ、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

（イ）　市は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。

（ウ）　市は、要配慮者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。

（エ）　市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民にその意味が分かりやすく伝わるよう、努めることとする。

カ　知事への報告

市長は、避難情報（準備情報・指示）の発令を実施したときや、代理順位者からその代行報告があった場合、又は、警察官、海上保安官から避難指示の代行に係る通知を受けたときには、すみやかに知事に報告を行う。

（２）警戒区域の設定

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第63条第１項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

（災害対策基本法第73条第１項）

ア　警戒区域設定の発令者

災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員（災害対策基本法第63条第１項）
	警察官（災害対策基本法第63条第２項） 海上保安官（災害対策基本法第63条第２項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第３項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条第１項）
	警察官（消防法第28条第２項）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条）
	警察官（水防法第21条第２項）
	消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第 36 条）
	警察官（消防法第36条）

イ　警戒区域設定の基準

（ア）　市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。

（イ）　警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

（ウ）　災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

ウ　規制の内容及び実施方法

（ア）　市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

（イ）　市長等は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

（３）避難誘導

ア　避難の誘導

（ア）　避難の誘導は、警察官、消防団員、市職員等が連携し実施するものとする。

（イ）　消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。

（ウ）　あらかじめ名簿や個別避難計画等により要配慮者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。

（エ）　学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

（オ）　避難に自家用車を使用しないよう指導することとする。

（カ）　市民は、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとる。また、市は、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、市民に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

（キ）　市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。

（ク）　指定緊急避難場所以外に、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などへの避難も可能である。

（ケ）　市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。

（コ）　避難先は、下表を基準とし、安全を確認して決定する。

避　難　の　理　由	避　難　先
・火災の拡大により避難するとき	指定緊急避難場所
・崖崩れ等の地変により避難をするとき ・河川等の決壊により避難するとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき ・水防警報の発表により避難をするとき	指定緊急避難場所 指定避難所 及び 自宅や近隣建物の２階（屋内に留まっていた方が安全な場合）
・津波警報の発令により避難をするとき	指定緊急避難場所 指定避難所 及び 津波一時避難場所

（要配慮者の避難）

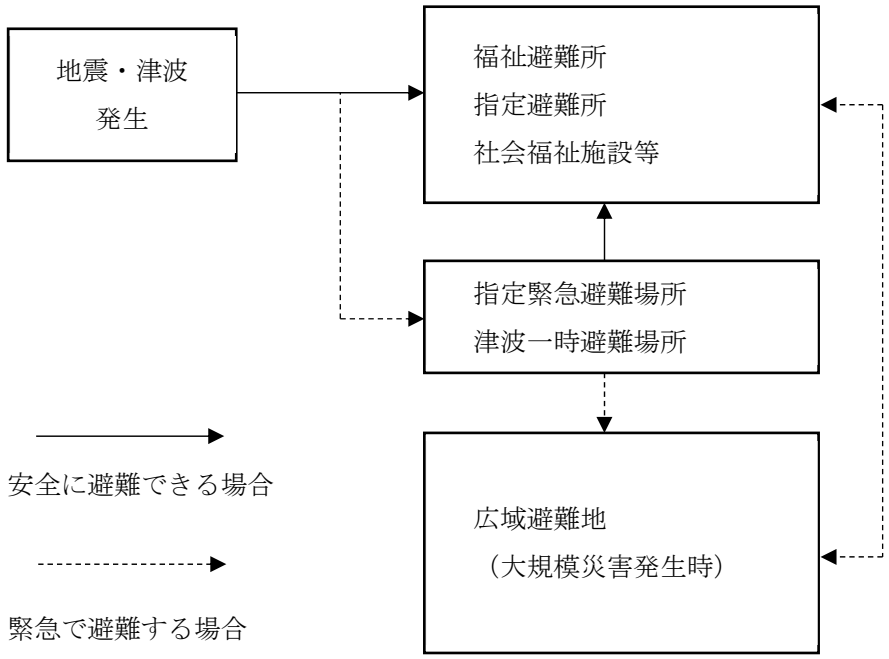

イ　避難の方法

避難の指示に際しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

（ア）　避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。

（イ）　最低でも３日、できれば１週間分程度の食糧、最小限の着換肌着、照明器具等を携行すること。

（ウ）　避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

ウ　避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

（ア）　高齢者、乳幼児、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者

（イ）　一般市民

（ウ）　防災義務者

（４）避難所の開設

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（６）避難所の開設を準用する。

（５）避難所の開設基準

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（７）避難所の開設基準を準用する。

（６）避難所の運営

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（８）避難所の運営を準用する。

（７）避難所外避難者の把握

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（９）避難所外避難者の把握を準用する。

（８）保健・衛生対策

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（10）保健・衛生対策を準用する。

（９）大災害における特別措置

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（11）大災害における特別措置を準用する。

（10）宿泊施設、社会福祉施設等の活用

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（12）宿泊施設、社会福祉施設等の活用を準用する。

（11）避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（13）避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を準用する。

（12）広域避難・広域一時滞在

本内容については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」の（14）広域避難・広域一時滞在を準用する。

第１０節　入浴施設対策計画

１　基本方針

災害により入浴施設が使用不可能となった被災者に対し、仮設風呂の設置等による入浴を提供することにより、市民生活の安定を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	協力班	（１）仮設風呂の設置
		（２）入浴施設の確保
		（３）公衆浴場のあっせん
関係機関	自衛隊	仮設浴場等の設置

３　取組み内容

（１）仮設風呂の設置

市は、仮設風呂を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県に依頼し自衛隊への協力要請を行う。

（２）入浴施設の確保

市内の大型浴槽を有する施設等に協力を求め、入浴を提供する。

（３）公衆浴場のあっせん

市内の公衆浴場経営者と協議し、公衆浴場のあっせんを行う。

第１１節　住宅対策計画

１　基本方針

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。ただし、発生直後において避難所の設置による被災者の応急収容については、避難計画に定めるところによる。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	建設農林総務班（都市整備課）	（１）住宅対策の種類と順序
		（２）応急仮設住宅の建設
		（３）住宅の応急修理
		（４）空家住宅の確保
		（５）障害物の除去
		（６）住宅相談窓口の設置
関係機関	兵庫県	応急仮設住宅の建設

３　取組み内容

（１）住宅対策の種類と順序

ア　災害直後に直ちに行う必要のあるもの

（ア）　避難所の開設による被災者の応急収容

（イ）　応急仮設住宅の建設供与、住宅の応急修理及び障害物の除去

（ウ）　建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定

（エ）　既存住宅ストックの活用による、被災者の応急的な住まいの確保

（オ）　住宅復旧資材の値上がり防止並びに資材の手当及びあっせん

イ　アの対策に引き続きできるだけ早く実施すべきもの

（ア）　住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号）による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付

（イ）　公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による既設公営住宅の復旧（再建、補修）

（ウ）　公営住宅法による災害公営住宅の建設

（エ）　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理の設計及び事業実施

（２）応急仮設住宅の建設

ア　実施機関

応急仮設住宅の建設は県又は市が実施し、維持管理は市で実施することとする。また、災害救助法が適用された場合の被災者の応急仮設住宅の供与については、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和 40 年 7 月 30 日規則第 68 号）により、知事の職権の委任を受けて市長が行う。

イ　実施の方法

災害救助法が適用されたときは、次の基準により、適用に至らない小災害の場合は、同法の基準に準じて行う。

災害救助法による実施基準

1　応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失して自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するものとする。半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。
　○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者
　○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
2　応急仮設住宅の設置戸数は、市町ごとに、全焼し、全壊し、及び流失した世帯の３割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において設置戸数を融通することがある。
3　応急仮設住宅
　○建設型応急住宅
　　①規模応急所の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
　　②基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内
　　③建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費
　○賃貸型応急住宅
　　①規模　建設型仮設住宅に準じる。②基本額　地域の実情に応じた額とする。
4　応急仮設住宅の設置は、災害の発生の日から 20 日以内に着工する。
5　応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から２年以内とする。

ウ　入居者の認定

「自らの資力では住宅の確保ができない者」とは、概ね次のような者をいい、十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を聞く等した上で、実情に則し、入居者を決定するものとする。

（ア）　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者及び要保護者
（イ）　特定の資産のない失業者
（ウ）　特定の資産のない未亡人、母子世帯
（エ）　特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
（オ）　特定の資産のない勤労者
（カ）　特定の資産のない小企業者
（キ）　その他これらに準ずる者

エ　設置戸数

全壊、全焼、流出世帯の合計数の３割以内とするが、状況によって、厚生労働省と協議することとする。

オ　供給方法

（ア）　市は、平時から、各関係機関の協力が得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。

応急仮設住宅建設予定地

位　　置	所有者
相生スポーツセンター （陸字池ノ上 266 番地 1）	相生市

（イ）　建設に当たっては、速やかに厚生労働省と協議するとともに、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

（ウ）　市は、大規模災害を想定し、あらかじめ広域的な団体等と協定を締結するほか、市は次の事項を可能な限り示して供給あっせんの要請があったとき、又は自ら必要があると認める場合に対応することとする。

ａ　被害戸数

ｂ　設置を必要とする戸数

ｃ　調達を必要とする建設業者数

ｄ　連絡責任者

ｅ　その他参考となる事項

（ａ）　除去した障害物の集積場所

被災地付近の空地に一時集積する。

（ｂ）　建築資材の調達及び必要機械器具については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第 14 節「物資供給計画」に準じる。建設業者は、市の指名競争入札参加者名簿等に登録されている業者とする。

（ｃ）　建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。

（エ）　学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（オ）　民間賃貸住宅の借上げ

市は、内閣府と協議のうえ、被災状況や地域の実情等を必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

カ　住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

市は、必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させ

るため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

キ　生活環境の整備

（ア）　市は、仮設住宅の整備とあわせて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。

（イ）　市は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、実情に応じたきめ細やかな対応に努めることとする。

（３）住宅の応急修理

ア　実施責任機関

災害救助法は、住家への被害状況が明らかになった場合（１～３号基準）に国が適用する場合と、災害が発生した直後、若しくは災害が発生するおそれがあり、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（４号基準）に、県が適用する場合があり、どの適用でも応急処置を受けることができる。

市は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施することとする。

また、災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理については、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和 40 年７月 30 日規則第 68 号）により、知事の権限の委任を受けて市長が行う。

市は、建設業者が不足したり、建設資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示して、あっせん、調達を依頼することとする。

（ア）　被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
（イ）　修理を必要とする戸数
（ウ）　調達を必要とする資機材の品目及び数量
（エ）　派遣を必要とする建設業者数
（オ）　連絡責任者
（カ）　その他参考となる事項

イ　実施の方法

災害救助法が適用されたときは次の基準により、適用されない小災害のときは、実情に応じ市長がその都度決定する。

住宅の応急修理の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例による。

災害救助法による実施基準（大規模半壊・中規模半壊・半壊）

1　災害にかかった住宅の応急修理は、災害のために住家が半焼し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。
2　災害にかかった住宅の応急修理を行う対象数は、市町ごとに半焼し、又は半壊した世帯の数の３割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において対象数を融通することがある。
3　災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、１世帯当り①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内　②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内とする。
4　災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から３ヶ月以内に完成するものとする。

災害救助法による実施基準（準半壊）

1　災害にかかった住宅の応急修理は、災害のために住家が半焼し、又は半壊して、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする）。住家の延床面積の 10%以上 20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が 10%以上 20%未満のものを指す）
2　災害にかかった住宅の応急修理を行う対象数は、市町ごとに半焼し、又は半壊した世帯の数の３割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において対象数を融通することがある。
3　災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、１世帯当り 343,000 円以内とする。
4　災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から３ヶ月以内に完成するものとする。

災害救助法による実施基準（準半壊以上（相当））

（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

1　災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

2　災害にかかった住宅の応急修理を行う対象数は、市町ごとに半焼し、又は半壊した世帯の数の３割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において対象数を融通することがある。

3　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、そのために支出する費用の額は、１世帯当り 50,000 円以内とする。

4　災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

※ 修理前の被災状況の写真撮影

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真等の添付が必要になる。

被災者の中には被災前の写真を撮影しないまま、住宅の清掃や修理を行い、写真を撮り忘れて申請が出来ず、修理申請を諦めてしまうケースもあると聞く。

清掃や修理をしてしまってからでは、正確な被害が把握できなくなってしまうことから、被災者に対して、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくことを周知徹底する。

○　屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、

・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張

・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御

・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）

などが対象になる。

○ 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。

○ 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

（４）空家住宅の確保

ア　対象

市営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、（独）都市再生機構、（独）雇用・能力開発機構等の所有する空家

イ　募集

市及び提供する事業主体が募集を行うこととする。

（５）障害物の除去

ア　実施責任機関

市は、住宅等に流入した土砂等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。また、災害救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和 40 年７月 30 日規則第 68 号）により、知事の権限を受けて市長が行う。

市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限りの次の事項を示して応援を求めることとする。

（ア）　除去を必要とする住家戸数
（イ）　除去に必要な人員
（ウ）　除去に必要な期間
（エ）　除去に必要な機械器具の品目別数量
（オ）　除去した障害物の集積場所の有無
（カ）　その他参考となる事項

イ　実施の方法

災害救助法が適用されたときは同法により、適用されない小災害の場合は実情により市長がその都度決定する。

障害物除去の対象基準は、応急仮設住宅の入居基準の例によるものとする。

災害救助法による実施基準

1　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行うものとする。

（1）　自らの資力をもってしては障害物を除去することができないこと。

（2）　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあること。

2　障害物の除去を行う対象数は、市町ごとに、半壊及び床上浸水した世帯数の 1 割５分以内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において除去対象数を融通することがある。

3　障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び作業員人夫賃とし、その額は、1 世帯当り 138,300 円以内とする。

4　障害物の除去は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

（６）住宅相談窓口の設置

市は、都市整備課に住宅相談窓口を開設し、市営住宅等への入居及び融資制度の利用について相談に応じることとする。

第１２節　食糧供給計画

１　基本方針

災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障を来した被災者に対し、応急的な炊き出しや食料の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

なお、市民は、自ら最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の食糧の備蓄に努めるものとする。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	市民生活総務班（市民課）	（１）実施責任機関
		（２）実施要領
関係機関	兵庫県	食料供給の支援、食料品搬送の協力

３　取組み内容

（１）実施責任機関

（ア）　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合……市（市民生活総務班）

（イ）　被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで消費者に対して、供給を行う必要がある場合……市（市民生活総務班）

（ウ）　被災地における救助作業、急迫した災害防止作業及び緊急復旧作業に従事する者に対して、現場給食又は供給する必要がある場合……作業実施責任機関（市の機関である場合は市民生活総務班）

（エ）　特定職場に属する鉄道、通信機関等の被災施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む。）に従事する者に対して現場給食を行う必要がある場合……作業実施責任機関

（オ）　ガス施設の爆発、船舶の沈没、列車の転覆等特殊な災害の発生に伴い、被害者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合……市と災害発生責任機関で協議

災害救助法が適用された場合の被災者への食糧品の給与等については、県規則「市町長に権限を委任する規則」（昭和 40 年 7 月 30 日規則第 68 号）により、知事の職権の委任を受けて市長が行う。

（２）実施要領

ア　供給対象者

（ア）　避難所等に収容されている被災者

（イ）　住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

（ウ）　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

（エ）　救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

イ　品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図る。

（ア）　炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

（イ）　即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

（ウ）　水・緑茶等の飲料水

（エ）　粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

ウ　供給基準

（ア）　１人当たりの供給数量は、次のとおりとし、乾パン及び麦製品の精米換算率は 100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

a　炊き出し用として給食する場合

１人１食当たり　　300 グラム

b　通常の流通経路を通じないで供給する場合

１人１食当たり　　300 グラム

c　救助作業用として給食する場合

１人１食当たり　　300 グラム

d　特定職場の復旧作業用として給食する場合

１人１食当たり　　300 グラム

（イ）　災害救助法が適用されたときは、次の基準により実施する。

災害救助法による実施基準

1　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

2　炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の範囲は、主食費、副食費、燃料費等とし、その額は１人１日当たり 1,180 円以内とする。

3　炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害の発生の日から７日以内とする。この場合において、被災者が一時縁故地等へ避難するときは、当該期間内に、３日分以内の食品を現物により支給するものとする。

エ　食料の供給要請等

（ア）　食料備蓄

ａ　市民の備蓄の補完及び災害対策要員の必要分として、次のとおり備蓄目標計画に備蓄目標量を定めており、その確保に努めることとする。

アルファ化米	やわらかい食品 （アルファ化米（粥）等）	パン
3,522 食	1,872 食	2,799 食
乾パン	ビスケット	液体ミルク （200 ㎖）
1,038 食	1,038 食	60 缶
ペットボトル （500 ㎖）		
4,065 本		

ｂ　市は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請することとする。

（ａ）　供給あっせんを必要とする理由

（ｂ）　必要な品目及び数量

（ｃ）　引渡しを受ける場所及び引渡責任者

（ｄ）　荷役作業者の派遣の必要の有無

（ｅ）　その他参考となる事項

（イ）　食料の調達

被災者に対する食料の供給について第１次的には本市の備蓄食料を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の食料等を必要とする場合は、市内の販売業者等から調達する。調達が困難な場合には、知事にそのあっせんを依頼するが、連絡がつかない場合は、近畿農政局兵庫県拠点と連携し、政府所有米穀の供給を農林水産省政策統括官に要請する。

なお、直接農林水産省政策統括官に要請を行った場合は、知事に連絡がつき次第、その旨を連絡することとする。

（ウ）　供給方法

ａ　避難所に収容された者に対するもの

調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された班等の責任者を通じて供給する。

ｂ　り災者に対するもの

市が調達した食料を直接に供給するか、小売業者又は取扱者を通して供給する。

ｃ　その他災害対策要員等に対するもの

避難所に収容された者に対するものに準じて行うものとする。

（エ）　輸送

市は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

（オ）　配分

市は、被害状況や要望を基に、配分を行うこととする。

オ　炊き出し

炊き出し場については、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、次の施設の中から選定するものとするが、必要に応じてこれ以外の場所についても炊き出しを行うことができるものとする。

なお、屋内・屋外ともに炊き出し場として適さない避難所については、他の炊き出し場で炊き出した食糧を運搬し、避難所に供給するものとする。

（ア）　屋内及び屋外での炊き出しが可能な施設（11 箇所）

	名　　称	所　　在　　地	電話番号
1	相生小学校	川原町 31 番 1 号	22-7146
2	中央小学校	旭五丁目 16 番 67 号	22-7149
3	双葉小学校	向陽台 23 番 1 号	22-7148
4	相生高等学校	山手一丁目 722 番地 10	23-0800
5	那波小学校	那波本町 17 番 30 号	22-7147
6	生きがい交流センター	那波本町 1 番 7 号	22-2777
7	相生産業高等学校	千尋町 10 番 50 号	22-0595
8	青葉台小学校	青葉台 1 番 1 号	22-7158
9	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶 185 番地	28-0152
10	矢野小学校	矢野町上字向イ西 587 番地 3	29-0019
11	ふるさと交流館	矢野町中野字上才ノ元 129 番地	29-1010

（イ）　屋内での炊き出しが可能な施設（７箇所）

	名　　称	所　　在　　地	電話番号
1	相生公民館	相生二丁目 15 番 26 号	22-7153
2	古池公会堂	古池本町 11 番 27 号	-----
3	東部公民館	向陽台 6 番 20 号	22-7804
4	陸公民館	山手一丁目 77 番地	22-7803
5	西部公民館	那波字西矢之谷 2004 番地 25	22-7388
6	若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田 152 番地 6	28-0001
7	矢野公民館	矢野町瓜生字溝下 479 番地 1	29-0002

（ウ）　屋外での炊き出しが可能な施設（16 箇所）

	名　　称	所　　在　　地	電話番号
1	相生学院高等学校	野瀬 700 番地	24-0100
2	相生保育所	汐見台 2 番地 2	22-7135
3	相生幼稚園	川原町 31 番 2 号	22-7140
4	市民体育館	旭一丁目 19 番 31 号	22-7129
5	看護専門学校	汐見台 2 番地 2	22-7110
6	中央幼稚園	旭五丁目 16 番 68 号	22-7115
7	双葉中学校	双葉一丁目 2 番 1 号	22-7152
8	平芝幼稚園	那波野一丁目 1 番 6 号	22-7143
9	平芝保育所	那波野一丁目 6 番 13 号	22-7137
10	山手幼稚園	山手二丁目 497 番地 15	23-3960
11	那波中学校	那波南本町 10 番１号	22-7151
12	あおば幼稚園	青葉台 1 番 2 号	22-7711
13	こども学習センター	緑ケ丘四丁目 5 番 5 号	22-8313
14	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶 212 番地	28-0155
15	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298 番地	28-0151
16	矢野川保育所	汐見台 2 番地 2	25-7122

（エ）　炊き出しには適さない施設（４箇所）

	名　　称	所　　在　　地	電話番号
1	陸自治会館	陸本町 1 番 3 号	-------
2	佐方福祉センター	佐方一丁目 14 番 17 号	-------
3	千尋町自治会館	千尋町 5301 番 97	-------
4	上松隣保館	若狭野町上松字山崎 120 番地	28-0783

カ　炊き出し要員

食料供給は、市民生活部市民生活総務班が担当するが、炊き出し作業については日赤奉仕団、各種団体、避難者等の協力を得て実施するものとする。

キ　炊き出し用具の調達

炊き出し用具は、小学校等の防災かまど等防災備蓄品及び給食用施設の器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

ク　食料の調達及び炊き出し

避難所生活における必要なエネルギー及び栄養量の確保を図るため、管理栄養士等行政栄養関係者と連携を図る。

第１３節　給水計画

１　基本方針

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

なお、市民は、自ら最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の飲料水の備蓄に努めるものとする。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	西播磨水道企業団	（１）実施機関
		（２）給水対象者
		（３）水源及び給水量
		（４）給水方法及び広報
		（５）給水対策の順序
		（６）災害救助法による実施基準
		（７）給水応援

３　取組み内容

（１）実施機関

被災者等への飲料水の供給は、西播磨水道企業団が行う。

（２）給水対象者

災害のために、現に飲料水に適する水を得ることができない者

（３）水源及び給水量

ア　水源

西播磨水道企業団は、水源地、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

イ　給水量

西播磨水道企業団は、災害発生から３日以内は、１人１日３ℓ、10 日までには３～20ℓ、20 日目までには 20～100ℓ を供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

内容／時系列	期　間	１人当たり水量（ℓ／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	生命維持のため最小限必要な水量	自己貯水による利用と併せ、水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から１０日まで	３～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水
	１１日目から２０日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	２１日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

（４）給水方法及び広報

ア　飲料水の供給

飲料水は、概ね次の方法によって供給し、又は確保するものとする。

（ア）　被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。

（イ）　飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。

（ウ）　給水する際は、その時間や場所について広報に努めることとする。

（エ）　病院、救護所等へは、最優先で給水することとする。

イ　他の水道事業者への応援要請

西播磨水道企業団は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。

（ア）　給水を必要とする人員

（イ）　給水を必要とする期間及び給水量

（ウ）　給水する場所

（エ）　必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

（オ）　給水車両借上げの場合は、その必要台数

（カ）　その他必要な事項

（５）給水対策の順序

災害救助法による飲料水の供給と感染症予防法による自家用水の供給の関係については、災害救助法が被災者に対する応急救助を目的としているところから、災害救助法の適用地域においては、災害発生直後は、まず同法による飲料水の供給を実施するものとする。

（６）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、次の基準に基づき実施する。

災害救助法による実施基準

1　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
2　飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その額は当該地域における通常の実費とする。
3　飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から７日以内とする。

（７）給水応援

西播磨水道企業団は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うこととする。

第１４節　物資供給計画

１　基本方針

災害によって住家に被害を受け、被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

なお、市民は、必要と思われる物資につき、自ら最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の備蓄に努めるものとする。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	長寿福祉班	実施方法
関係機関	兵庫県	生活必需物資供給の支援

３　取組み内容

（１）実施方法

災害救助法を適用する分については同法により、適用のない分については同法に準じ、市民生活部・健康福祉部各班で行うものとする。

災害救助法による実施基準

１　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊若しくは床上浸水（土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失し、又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行うものとする。

２　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

（１）　被服、寝具及び身の回り品

（２）　日用品

（３）　炊事用具及び食器

（４）　光熱材料

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。

（１）　住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

世帯 季別	１　人 世　帯	２　人 世　帯	３　人 世　帯	４　人 世　帯	５　人 世　帯	６　人　世　帯　以　上
夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	53,900 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 7,800 円を加算した額
冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	82,200 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 11,300 円を加算した額

（２）　住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯 季別	１　人 世　帯	２　人 世　帯	３　人 世　帯	４　人 世　帯	５　人 世　帯	６　人　世　帯　以　上
夏季	円 6,100	円 8,200	円 12,300	円 15,000	円 18,900	18,900 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 2,600 円を加算した額
冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	27,400 円に、世帯人員が５人を超えて１人を増すごとに 3,600 円を加算した額

４　前項各号の表において、「夏季」とは 4 月 1 日から 9 月 30 日までを、「冬季」とは 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行うものとする。

５　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

ア　供給対象者

（ア）　住家が被害を受けた者

（イ）　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

（ウ）　生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ　物資供給範囲

災害のため供給する衣料、生活必需品等の物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

（ア）　寝　　具　　就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等

（イ）　外　　衣　　普通衣、作業衣等

（ウ）　肌　　着　　シャツ、ズボン下、パンツ等

（エ）　身 廻 品　　タオル、手拭、洗面具等

（オ）　炊事道具　　鍋、釜、包丁、バケツ等

（カ）　日 用 品　　石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等

（キ）　食　　器　　茶わん、汁わん、皿、はし等

（ク）　光熱材料　　マッチ、ローソク、カセットコンロ等

（ケ）　衛生物資　（避難所での感染予防のため）消毒液、マスク、ゴム手袋、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等

（コ）　応急復旧用物資　シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋等

（サ）　生活必需品　簡易な電気ストーブまたはこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）、扇風機

ウ　備蓄物資

過去の災害等を勘案して、特に発災から３日以内に確実に必要と考えられる次の品目について、備蓄に努めることとする。

（令和６年10月１日現在）

給水袋(6ℓ)	毛布	タオル	哺乳瓶	トイレットペーパー
1,200袋	1,100枚	1,200枚	20本	432巻
生理用品	乳児用・小児用紙おむつ	大人用紙おむつ	携帯トイレ	土のう袋
3,360枚	512枚	240枚	3,550回分	9,200枚
仮設トイレ	簡易トイレ	ブルーシート	小型エンジン発動機	ポータブル蓄電池
10基	165基	87枚	40台	5台
懐中電灯(電池式)	充電式LEDハンドランプ	充電式LEDハンディライト	ヘッドランプ	手指消毒剤(5ℓ)
65個	17本	19本	15個	4本
マスク	液体せっけん(250㎖)	抗菌消毒剤(250㎖)	テント	ワンタッチテント
151,200枚	123本	17本	30張	1張
投光器	充電式クランクチャージランタン	電話機	簡易無線機	発電機用携行缶(10ℓ)
29台	31台	10台	39台	38台
発電機用携行缶(20ℓ)	コードリール	フレコンバッグ(トン袋)	防災ルームスリッパ	ハンドマイク
7台	24台	80枚	50足	14個
雨具	長靴	なべ	やかん	炊き出し用釜
40個	50足	10個	10個	5個
移動式釜	卓上コンロ	スロープ	非接触型体温計	使い捨て手袋
7台	10台	1台	12個	12,800枚
ガウン	フェイスガード	間仕切り	プライベートテント	段ボールベッド
297着	62枚	10個	186張	10個

空気清浄機	ゴーグル	担架	リヤカー	
5 台	80 個	7 台	38 台	

※マスクは職員用も含む

エ　物資の調達

被災者に対する物資の供給については、第１次的には本市の備蓄品を活用し、なお不足する場合、又は備蓄品以外の品目を必要とする場合には、調達協定業者や小売業者から調達する。

ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、知事に対して、可能な限り次の事項を明らかにして物資の調達を要請する。

（ア）　供給あっせんを必要とする理由
（イ）　必要な緊急物資の品目及び数量
（ウ）　引渡しを受ける場所及び引受責任者
（エ）　連絡課及び連絡担当者
（オ）　荷役作業員の派遣の必要の有無
（カ）　その他参考となる事項

また、市は調達協定業者と連絡を密にし、物資調達可能数量の常時把握に努めるものとする。

オ　物資の供与又は貸与期間

衣料、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内とする。

市は、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続けることとする。

カ　物資及び救援物の輸送配分

調達された物資は、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画を立てて支給する。

救援物資は、次の集積場で受付、仕分け等の業務を行い、配分計画に基づき、市職員により被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、必要に応じて、日赤奉仕団等の民間団体やボランティアに協力を求めることとする。

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館	旭一丁目 6 番 28 号	22-7125

※立体駐車場等の活用も検討する。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項は企画総務班を通じて呼びかけるものとする。

（ア）　救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
（イ）　荷物には、物資の内訳及び数量等を明記する。
（ウ）　腐敗しやすい生鮮食料品の受付けは行わない。

キ　避難所における防火対策の在り方

（ア）　防火対策のための体制・備品等

・ 避難所に防火責任者を置く

・ 防火対策として、避難所の防火安全に係る遵守事項の周知徹底、喫煙所の指定等

・ 防火対策のための体制づくり

・ 防火対策のための備品

（イ）　毛布・シーツ等の防炎化

・ 毛布・シーツ等のほか、カーテン（間仕切り使用も含む）やパーティション、テント等については、防火性能を有するものを使用する。

（ウ）　避難通路・非常口の設置等

・ 避難通路の設置（通路幅原則１ｍ、夜行テープやＬＥＤランタンの使用等）

・ 非常口の設置

・ 要配慮者対策（居住スペースは、可能な限り入り口付近がよい）

・ 喫煙所の設置（避難所内は、禁煙。屋外の離れた場所を指定）

（エ）　火気等の使用制限

・ 石油ストーブ等の暖房器具の可燃物からの距離、転倒防止措置

・ 火気器具の使用場所や電源コーナーの設定場所は、居住スペース以外の火災の危険の少ない場所とする。

（オ）　消火器具の配置

・ 屋内・屋外とも火気使用場所等に配置する。

（カ）　その他の防火対策

・ 居住スペースを区画した場合は、禁止事項（「火気厳禁」）および、火気、電気製品の使用ルールを分かりやすく示した案内等を掲示する。

・ テント上の区画においては、住宅用の火災警報器の活用も考えられる。

・ 発動発電機の燃料等の危険物を臨時的に取り扱うことが想定される場合は、あらかじめ所管の消防署と相談しておくことが望ましい。

（空白ページ）

第１５節　健康対策計画

１　基本方針

大規模災害による精神的不安や、長引く被災生活による精神的不調等に適切に対応して、被災市民のこころの健康の保持・増進を図るため、被災者や救援活動従事者の精神的健康状態を把握し、こころのケア対策を実施する体制等について定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（１）相生市災害時保健活動マニュアルに基づいた活動
		（２）巡回健康相談の実施
		（３）巡回栄養相談の実施
		（４）精神科医療の実施
		（５）薬剤師会との連携
		（６）食品衛生に関する広報
関係機関	県健康福祉事務所	健康対策活動の調整・支援

３　取組み内容

（１）相生市災害時保健活動マニュアルに基づいた活動

災害時の保健師及び栄養士の具体的な保健活動などを規定したマニュアルに基づいた活動を行う。

（２）巡回健康相談の実施

（ア）　市は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

（イ）　市は、巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（救護班）や、こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

（ウ）　市は、巡回健康相談や家庭訪問、健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化、増加の防止、感染症、食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。

（エ）　サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域市民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。

（オ）　市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティづくりや見守り体制づくりを推進することとする。

（３）巡回栄養相談の実施

（ア）　市は災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

（イ）　市は、避難所解消後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、県健康福祉事務所と連携をとりながら巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教室を実施する等、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

（ウ）　市は、巡回栄養相談の実施に当たり、県健康福祉事務所と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

（４）精神科医療の実施

災害時における精神障害者に対する応急診療の確保や保健・医療サービスの提供とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応については、県健康福祉事務所と連携をとりながら実施する。

（５）薬剤師会との連携

災害時において、薬剤師会と連携しながら、慢性疾患治療患者等への薬剤の相談・緊急対応に努める。

（６）食品衛生に関する広報

市は、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めることとする。

第１６節　防疫計画

１　基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期さなければならない。災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	環境班（環境課） ※ただし、人的応援が必要なときは、市民生活部各班員をもって充てる。	（１）事前準備
		（２）災害発生時の対策
		（３）災害防疫活動
		（４）災害防疫完了後の措置
関係機関	兵庫県	防疫活動への支援

３　取組み内容

（１）事前準備

ア　組織

（ア）　災害防疫対策連絡協議会

平時から関係機関相互の協力体制を確立しておくため、関係部課関係行政機関等をもって協議会を開催し、防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

（イ）　災害防疫対策本部の設置計画

災害時には災害防疫対策本部を設置するものとするが、その組織運営等について事前に計画を樹立しておく。ただし、市に災害対策本部を設置したときは、同本部の市民生活部環境班として活動する。

イ　防疫計画の策定

市内の地理的環境的条件及び過去における被害状況等を勘案して災害予想図等を作成するとともに、災害防疫対策連絡協議会の意見を聞き、できるだけ周密な防疫計画を立てておく。

ウ　器具機材の整備

最低限常備する必要のある物件は、普段から整備し、災害時又はそのおそれのあることが、顕著となった際に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立てておくこととともに、備蓄している物件は、随時点検を行い、いつでも使用できる状態に保っておく。

エ　職員の訓練及び動員計画

職員の訓練については、平時より防疫作業の習熟を図るとともに、防疫計画を基に事務の配分、作業量等に応じ、これに充当すべき職員の確保を計画しておく。

オ　予防教育及び広報活動

台風シーズン前等適当な時期において、災害時の予防方法につき新聞、広報紙等により広報活動を実施するとともに、衛生組織を強化しその協力を得て市民に対する予防教育を徹底する。

（２）災害発生時の対策

ア　警戒体制の確立

予測される災害の規模に応じて必要限度の防疫組織を設け、状況に応じていつでも災害対策本部の編成に切り替えられるよう体制を整え、知事の指示、命令に対しても臨機の措置がとれ、県と一体的行動がとれるようにする。

イ　状況の把握

気象庁、警察、消防等の諸機関、団体等と連絡をとり、情報の早期把握に努める。

ウ　器具機材の整備

既に確保している物件の点検を行い、配置計画をたて、購入又は借上げを行うべき物件については、状況に応じ逐次調達するものとする。

エ　予防教育及び広報活動

事前に準備されているパンフレット等の利用等により速やかに市民に対する予防教育及び広報活動を開始する。

（３）災害防疫活動

災害時における汚物、土砂、竹木等の散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常であるが、これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的とするところによって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、災害救助法等、法律的根拠を異にして行われるものであるが、清潔方法は感染症予防法に基づき、感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等にあって、感染症予防の目的で実施される衛生的処理について行うものである。

ア　活動計画の樹立

災害防疫対策本部を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当た

らせるものとする。

イ　予防教育及び広報活動

市民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意すること。

ウ　清潔の方法

（ア）　塵芥、汚泥等は埋め立て、若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄するものとし、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）に定める基準に従って行うものとする。

（イ）　し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理を平時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるものであるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、知事の指示に基づき、感染症予防法による清潔方法の一環として実施するものである。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

エ　消毒の方法

感染症法第 27 条の規定による知事の指示に基づき、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。実施は、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び第 16 条に定めるところにより行うものとする。

（ア）　飲料水の消毒

a　給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、汚染された井戸水は、水質検査で飲用可能となるまでは飲まない方が良いが、やむを得ず使用する場合は、煮沸してから用いる。また、消毒薬を使用する場合には、くみ取った水に残留塩素として 1～2 ㎎/ℓの濃度となるように次亜塩素酸ナトリウムを加えて調整する。

b　給水施設が上水道又は簡易水道である場合の消毒は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は 0.1 ㎎/ℓ以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は、0.2 ㎎/ℓ以上とする。また、給水施設が直接影響を受け、断水後に給水する場合、水量不足による時間給水を行う場合などでは 0.4 ㎎/ℓ程度とする必要がある。

（イ）　家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚などを中心に逆性石鹸などの消毒薬を用いて噴霧又は洗浄し、食器等は次亜塩酸ナトリウムで消毒又は沸騰消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の消石灰などを散布する。

（ウ）　くみ取式便所の消毒

便所はオルソジクロールベンゾール剤等をもって拭浄し、必要に応じて便槽には次亜塩素

酸ナトリウムを注ぎ、十分攪拌する。

（エ）　芥溜・溝渠の消毒

芥溜（ごみ置場）及びその周辺の土地には石灰乳を、溝渠には消石灰、石灰乳を散布し、塵芥は焼却する。

なお、消石灰は乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳を用いる。

（オ）　患者運搬用器具等の消毒

患者及び病原体に汚染された物件などを運搬した器具は、使用の都度、クレゾール水、若しくは逆性石鹸水で拭浄し、又はこれを散布する。

オ　薬剤、器具等の確保

被災地域における薬剤の必要総量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して薬剤の所要量を算出し、手持量を確認の上、不足分を速やかに調達し、それぞれ適宜の場所に配置するものとする。

薬剤所要量の算出方法

区　　分	薬剤の種類（例示）	薬剤量の算出方法
全壊・半壊家屋	ベンザルコニウム塩化物（オスバン）	全半壊戸数　×　600ml
	普通石灰	全半壊戸数　×　6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）　×　1,340ml

カ　ねずみ族、昆虫等の駆除

（ア）　災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除の対象地域は、災害の性質や程度、伝染病のまん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り自治会単位で実施する。

災害の規模、環境衛生の状況等を総合判定して指定するものであるが、次のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

a　県下で被害戸数 5,000 戸を超える場合

b　一浸水地域で被害戸数 1,000 戸を超える場合（同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、市町の行政区画にかかわらない。）

c　県下における市町又はその一部の地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被　害　率	市又はその一部の地域の数
5%以上	10 箇所以上
10%以上	7 箇所以上
15%以上	5 箇所以上
20%以上	3 箇所以上
25%以上	1 箇所以上

d　市又は市の一部の区域の被害率が 10%を超えること。

e　市又は市の一部の区域の被害率が５%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものであること。

f　市庁舎等が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害されたこと。

（イ）　県の指示に基づき、市は速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施しなければならない。実施要領及び薬剤の使用基準によって、災害時においては、次の事項に留意すること。

a　り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で環境の汚染が著しくないときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を必要としない場合があり、また、大部分が床下浸水を受けた地域でも長期間にわたる場合、又は汚物、汚泥等が広範囲に散乱し、ハエ等の発生が著しい場合は、家屋のみならず、それ以外の不潔な地帯にも広く実施する。

b　家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びごみ、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫効果のある殺虫剤を使用する。

また、便所等に使用する殺蛆剤としては、オルソジクロールベンゾール剤等を用いる。

（ウ）　薬剤、器具等の確保は、次により行うものとする。

り災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、概ね次のとおりであるから、これに準拠して所要量を算出し速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておく。

散布場所、種類例	算出方法
家屋内 １％フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×85.8 ㎡×(1-0.5)×50ml （家屋 39.6 ㎡の場合）
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数×1 ㎡×60ml
家屋外及びごみ等 1.5％フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数×56.1 ㎡×15ｇ （敷地 56.1 ㎡の場合）

キ　家用水の供給等

家用水の供給については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第13節「給水計画」に基づいて実施するほか、衛生的処理についての充分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

ク　患者に対する処置

（ア）　災害地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。

施設名	所在地	電話番号
赤穂市民病院	赤穂市中広 1090 番地	0791-43-3222

（イ）　交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理等について厳重に指導する。

ケ　避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導の下に市における防疫活動を実施すること。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を期する。

コ　報告

次に掲げる報告は、所定の様式により赤穂健康福祉事務所長を経由して知事に提出するものであるが、概要はできるだけ電話をもって事前に報告する。

（ア）　被害状況
（イ）　防疫活動状況
（ウ）　災害防疫所要見込額

サ　記録の整理

災害防疫に関し整理すべき書類は、概ね次のとおりである。

（ア）　災害状況報告書
（イ）　防疫活動状況報告書
（ウ）　清潔方法及び消毒方法に関する書類
（エ）　ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
（オ）　家用水の供給に関する書類
（カ）　患者台帳
（キ）　防疫作業日誌
（ク）　防疫経費所要額調及び関係書類

（４）災害防疫完了後の措置

ア　災害防疫完了報告

市長は、災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、管轄県健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。

イ　災害防疫経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、防疫活動終了後、直ちに精算を行う。

第１７節　遺体処理計画

１　基本方針

災害により死亡した者の遺体の処理及び埋葬の実施については、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	環境班（環境課） 市民生活総務班（市民課）	（１）遺体処理班の編成及び組織
		（２）遺体収容所の名称、所在等
		（３）遺体の処理

３　取組み内容

（１）遺体処理班の編成及び組織

遺体処理に従事する班の編成及び組織は、概ね次のとおりとする。

遺体処理班　　班　長　１　　班　員　４

遺体運送班　　班　長　１　　班　員　４（運転手１）

埋火葬班　　班　長　１　　班　員　４

（２）遺体収容所の名称、所在等

収容所名	所　在　地	可能数	電話番号
光明寺	相生三丁目 7 番 5 号	30	22-0323
親盛寺	相生四丁目 5 番 4 号	10	22-6488
願船寺	相生 5051 番地	15	22-3817
光照寺	相生 5349 番地 23	10	23-4383
立正寺	旭三丁目 16 番 11 号	10	22-0777
明顕寺	陸本町 6 番 30 号	20	22-0658
妙円寺	大石町 1 番 19 号	5	23-3170
得乗寺	那波本町 17 番 21 号	20	22-0028
善光寺	那波大浜町 25 番 11 号	20	22-1585
慈眼寺	佐方一丁目 19 番 9 号	20	22-5910
長専寺	池之内 591 番地	25	22-2842
妙修寺	双葉一丁目 5 番 26 号	10	22-5346
西法寺	那波野三丁目 10 番 5 号	25	22-6118
願誓寺	野瀬 161 番地	20	22-6846
善行寺	若狭野町寺田 365 番地	20	28-0127
称念寺	〃　八洞 364 番地 1	20	28-1244
教証寺	〃　雨内 388 番地	20	28-0557
観音寺	〃　福井 580 番地	10	28-0528

収容所名	所　　在　　地	可能数	電話番号
円立寺	若狭野町上松 63 番地	20	28-0037
法林寺	矢野町榊 745 番地	20	29-0610
西教寺	〃　　榊 319 番地	20	29-0791
教順寺	〃　菅谷 306 番地	20	29-0380
光専寺	〃　森 68 番地	25	29-0256
明専寺	〃　下田甲 284 番地	20	29-0123

（３）遺体の処理

ア　処理内容

遺体の処理内容は次のとおりとする。

遺体取扱いの流れ

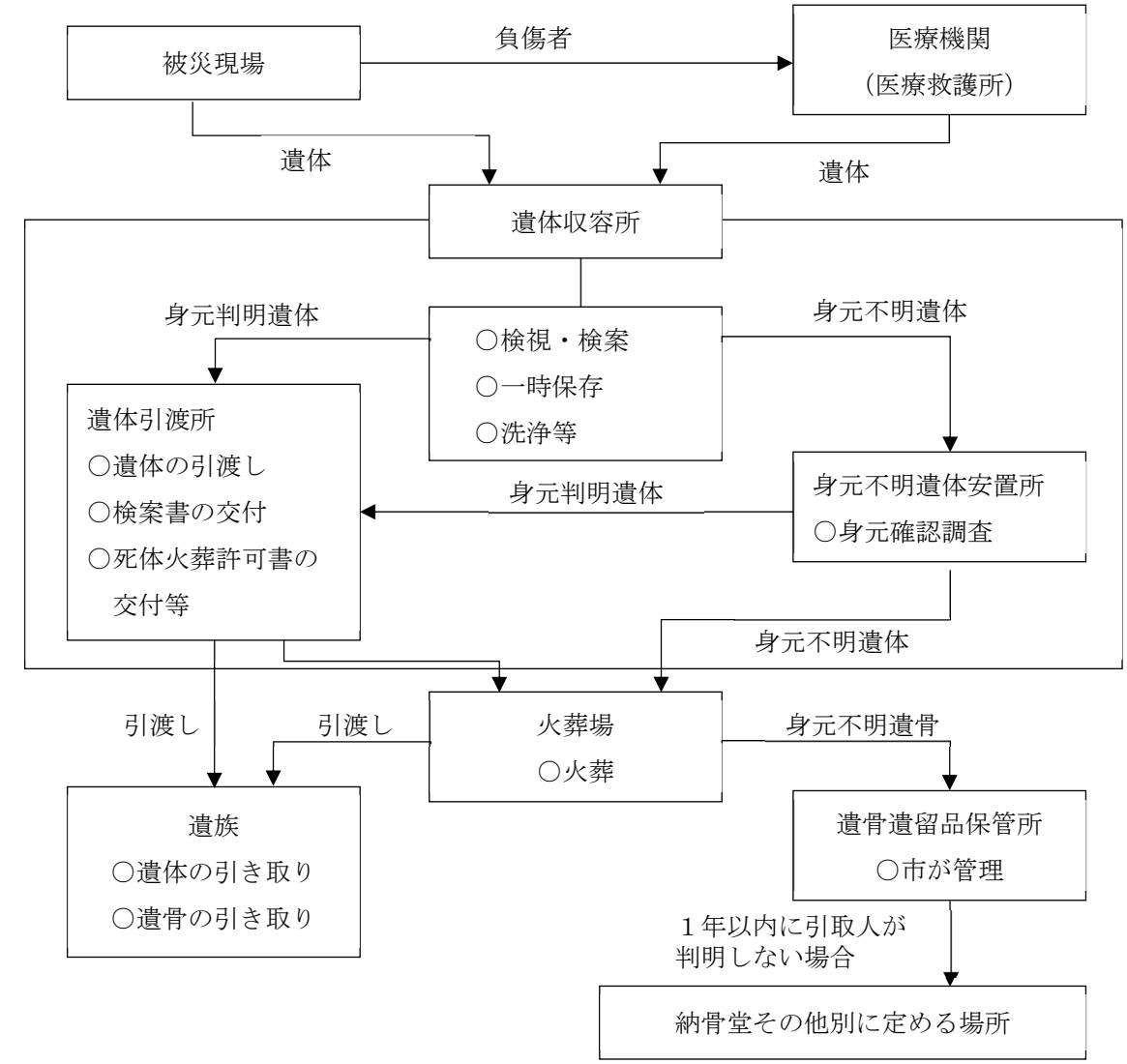

イ　捜索・収容の流れ

（ア）　警察、関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の捜索を実施する。

（イ）　遺体を発見したときは、速やかに警察の検視及び医師の検案を受ける。

（ウ）　検案後遺体を毛布で包み、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ、又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送し、仮安置して一時保存する。

（エ）　仮安置した遺体を医師の指示により、洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。

（オ）　遺品を整理の上、ドライアイス等を入れて納棺する。

（カ）　性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して、遺体収容所に掲出する。

（キ）　身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。

（ク）　身元が確認できない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ　遺体の収容等

（ア）　遺体の収容

市は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について県及び警察署に報告する。

また、遺体収容所の開設、運営に関して、市の対応能力では十分でないと認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

（イ）　遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、市は大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。

（ウ）　遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

（エ）　遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは腐敗を速め、衛生上好ましくない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、市は、赤穂健康福祉事務所と協議の上、必要に応じて作業員の雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

（オ）　遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から１０日以内とする。

（カ）　期間の延長（特別基準）

１１日目以降も、遺体の処置を必要とする場合は、必要に応じて期間を延長する。

（キ）　必要備品等

収容棺及び納棺に関して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、販売業者から調達する。

エ　検視・検案に関する活動

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、市は、必要な体制を確立する。

（ア）　検視・検案に関する機関別活動内容

市は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、県及び警察署に報告する。

遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

（イ）　市民への情報提供

災害発生時における検視・検案遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る的確な情報を市民に提供する必要がある。

このため、市は、県及び関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

（ウ）　遺体の身元確認

市は、遺体の身元を確認し、遺体処理台帳を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所において死亡届の受理及び火葬許可証又は特例許可証を発行する。

オ　火葬

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能低下するなどにより、困難が予想される。このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

（ア）　火葬許可証の発行

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来たし、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、市は、遺体収容所等において死体火葬許可証の迅速な発行に努めるものとする。

（イ）　火葬体制の確立

市内の火葬場は、１箇所のみとなっている。

（ウ）　広域火葬の実施

市は、火葬能力で不十分な場合は、県に要請する。

県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送することとする。

a　平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合には、県に広域火葬の応援・協力を要請する。

b　市民に対し、広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。

c　県の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。

d　遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、県に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

（エ）　身元不明遺体の取り扱い等

身元不明遺体の取り扱いに適正を期するため、関係機関は、適切な連携体制を保持する。

身元不明遺体の身元確認調査については、警察署及び市が協力して行うことを原則とする。

身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取り人が判明しない場合には身元不明者扱いとし、納骨堂等に保管する。また、引取り人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取り人が現れるまでの間、保管する。

（オ）　死亡者に関する公開

大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、市は死亡者に関する情報を市民に提供する体制を確立するため、条件整備に努める。

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、市庁舎・遺体収容所等への掲示、情報機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

災害救助法による実施基準

〔死体の処理〕

１　死体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

２　検案は、原則として救護班によって行うものとする。

３　死体の処理のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内とする。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置　１体につき 3,500 円

（２）死体の一時保存、既存建物を利用するときは、当該施設の借上費の通常の実費額、既存建物を利用できないときは、１体につき 5,400 円

（３）救護班によらない検案当該地域の慣行料金額

４　死体の処理は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

〔埋　　葬〕

１　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理の程度において実施するものとする。

２　埋葬は、次に掲げる範囲内において実際に埋葬を実施する者に対して行うものとする。

（１）棺（附属品を含む。）棺材等の支給

（２）埋葬又は火葬の費用（人夫賃を含む。）の支給

（３）骨つぼ及び骨箱の支給

３　埋葬のために支出する費用の額は、１体当たり、大人にあっては 213,800 円以内、小人（12 歳未満の者をいう。）にあっては 170,900 円以内とする。

４　埋葬は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

第１８節　生活救援対策計画

１　基本方針

災害により被害を受けた者に対し、災害援護金等の支給及び事業資金等少額融資を行い、被災者の早期立直りを図り、あわせて生活安定を促進するものである。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	調査班（税務課・徴収対策室） 健康福祉総務班（社会福祉課） 長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（１）災害援護資金等の支給
		（２）生活福祉資金の貸付
		（３）救援物資
		（４）要配慮者への支援
		（５）り災証明書の発行手続
		（６）税の特例措置

３　取組み内容

（１）災害援護資金等の支給

ア　実施機関

（ア）　知事は災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、「災害援護金等の支給に関する規則」に該当するときは、災害援護金等の支給を行うこととし、被災者への支給事務を市長に委任する。また「相生市災害見舞金等の支給に関する条例（昭和 46 年条例第 30 号）」及び「相生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 11 号）」に該当するときは、災害弔慰金、災害援護金の貸付け及び災害見舞金等の支給を行う。支給概要は次のとおり。

<table>
<tr><th>種類</th><th>災害発生の場所</th><th colspan="2">災害の規模</th><th>支給対象</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害援護金</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>自然災害</td><td>
<table>
<tr><th>市町の人口</th><th>被害数</th></tr>
<tr><td>5,000人未満</td><td>15</td></tr>
<tr><td>5,000人以上 15,000人未満</td><td>20</td></tr>
<tr><td>15,000人 〃 30,000人 〃</td><td>25</td></tr>
<tr><td>30,000人 〃 50,000人 〃</td><td>30</td></tr>
<tr><td>50,000人 〃 100,000人 〃</td><td>40</td></tr>
<tr><td>100,000人 〃</td><td>50</td></tr>
</table>
（注）被害者数は、住家の全壊・全焼を1、半壊・半焼は1/2、床上浸水は1/3で計算する。
（1）1の市町の区域内の被害者数が、当該市町の人口に応じ、上記表に定める数以上に達したとき
（2）知事が特に必要があると認めるとき</td><td>県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者</td><td rowspan="2">
<table>
<tr><th>災害の種類</th><th>被害の種別</th><th>災害援護金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">自然災害</td><td>住家の全壊、全焼又は流出</td><td>1世帯につき100,000円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊、半焼又は流出</td><td>〃 50,000円</td></tr>
<tr><td>老人世帯等に係る住家の床上浸水</td><td>〃 10,000円</td></tr>
<tr><td>重傷の被災者</td><td>1人につき 10,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の災害</td><td>住家の全壊、全焼又は流出</td><td>1世帯につき 20,000円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊、半焼又は流出</td><td>〃 10,000円</td></tr>
</table>
（注）「老人世帯等」とは、次に掲げるものをいう。
（1）老人世帯
（2）重度障害者世帯
（3）母子世帯
（4）被保護世帯</td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td>（1）災害救助法による救助が実施されたとき
（2）知事が特に必要があると認めるとき</td><td>当該災害の発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死亡見舞金</td><td rowspan="3">県の区域内（県の区域外・国内に限る）</td><td>自然災害</td><td>（1）自然災害により死者が生じたとき
（2）知事が特に必要があると認めたとき</td><td rowspan="3">当該災害による死者の遺族但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者を除く。</td><td rowspan="3">
<table>
<tr><th>災害の種別</th><th>災害の発生した場所</th><th>死亡見舞金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自然災害</td><td>県の区域内</td><td>死亡した県民等１人につき 100,000円
死亡した県民等以外の者１人につき 30,000円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>県民である死者１人につき 100,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の災害</td><td>県の区域内</td><td>死亡した県民等１人につき 50,000円
死亡した県民等以外の者１人につき 30,000円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>県民である死者１人につき 50,000円</td></tr>
</table>
備考　この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう
（1）県の区域内に住所を有するもの
（2）県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
（3）県の区域内の学校に在学する者
（4）その他これらに類する者</td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td>（1）災害救助法による救助が実施されたとき
（2）知事が特に必要があると認めたとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">（1）自然災害並びに災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき
（2）知事が特に必要があると認めたとき</td></tr>
</table>

（イ）　災害見舞金等

a　災害見舞金

（ａ）　住家が全壊、全焼又は流失した場合

１世帯につき　　100,000 円

（ｂ）　住家が半壊又は半焼した場合

１世帯につき　　50,000 円

（ｃ）　住家が床上浸水又は土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住が妨げられる状態になった場合

１世帯につき　　30,000 円

b　死亡弔慰金

（ａ）　市民が死亡した場合

１人につき　　50,000 円

（ｂ）　市民以外の者が死亡した場合

１人につき　　10,000 円以内

c　障害見舞金

（ａ）　生活維持者　　250 万円（障害者１人につき）

（ｂ）　その他　　125 万円（障害者１人につき）

d　災害弔慰金

（ａ）　主として生計を維持していたものが死亡したとき　　500 万円

（ｂ）　その他の場合　　250 万円

e　災害救護資金の貸付け

イ　療養に要する期間が概ね１月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

（ア）　家財についての被害金額がその家財の価格の概ね３分の１以上である損害（以下「家財の損害という。」）及び住居の損害がない場合　150 万円
（イ）　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
（ウ）　住居が半壊した場合　270 万円
（エ）　住居が全壊した場合　350 万円

ウ　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

（ア）　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円
（イ）　住居が半壊した場合　170 万円
（ウ）　住居が全壊した場合（（エ）の場合を除く。）　250 万円
（エ）　住居の全体が損壊し、若しくは流出し、
又はこれと同様と認められる特別の事情があった場合　350 万円

（２）生活福祉資金の貸付

ア　実施主体

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき兵庫県社会福祉協議会が貸付を行う。

イ　貸付条件等

貸付条件等の概要は、次のとおりである。
（ア）　対象　：　低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
（イ）　福祉資金の種類（災害関係分抜粋）

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要となる資金	150 万円	1 年以内	7 年以内
	生業のために必要な経費	低所得世帯 280 万円	6 ヶ月以内	7 年以内
		障害者世帯 460 万円	6 ヶ月以内	9 年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が、 6 ヶ月程度　130 万円 1 年程度　220 万円 2 年程度　400 万円 3 年以内　580 万円	技能習得期間満了後 6 ヶ月以内	8 年以内
	住宅の補修等に必要な経費	250 万円	6 ヶ月以内	7 年以内

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
	負傷又は疾病の療養、介護サービス・障害者サービス等に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間､介護サービスを受ける期間が１年を超えないときは 170 万円 １年を超え１年６ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	６ヶ月以内	５年以内
緊急小口資金		10 万円以内	２ヶ月以内	１年以内

（注）１　災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」及び「住宅の補修等に必要な経費」の貸付対象とはならない。
２　償還方法は年賦、半年賦、月賦とする。
３　利子は年 1.5%、ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。
４　償還期間には据置期間を含めない。

（３）救援物資

ア　受入れ

（ア）　市は、県と協議を行い、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表することとする。

（イ）　市の受入場所は、下表のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号
総合福祉会館	旭一丁目 6 番 28 号	22-7125

※立体駐車場等の活用も検討する。

（ウ）　市は、物資提供の申出に対し、次のことを確認の上、受け入れることとする。

ａ　品目、数量
ｂ　輸送手段
ｃ　輸送ルート
ｄ　到着予定日

イ　輸送

（ア）　市は、市外からの物資について、原則として、緊急輸送道路を活用して、指定する受入場所まで搬送するよう要請することとする。

（イ）　市は、県が定める広域防災拠点から市の収集拠点までの搬送について、トラック協会等に依頼することとする。

ウ　配分

（ア）　市は、次の内訳で物資のリストを整備し、必要により被災者に対し、物資を配布することとする。

ａ　品目、数量

b　物資の供給者

c　受入日時、配布場所

d　物資の保管場所、配布場所

（イ）　市は、仕分に際し、ボランティアの活用や専門業者への委託等の方法により、迅速な処理に努めることとする。

エ　担当窓口

（ア）　市は、物資にかかる総合的な窓口を福祉事務所に設け、救援物資の受入れを行うとともに、市全体の物資に係る情報を集約、整理し、その全体調整を行うこととする。

（イ）　市は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、救援物資全体の受入状況と搬出状況を正確に把握し、的確な措置を講じることとする。

オ　市民、企業等からの提供

市民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることとする。

（４）要配慮者への支援

ア　社会福祉施設等への緊急保護

市は、高齢者・障害者等のうち、緊急で施設で保護する必要がある者に対して、一時入所措置等を講じることとする。

イ　相談窓口の設置

市は、被災者の福祉の向上に資するため、コミュニケーション手段に配慮した福祉に関するあらゆる相談に対応できるよう努めることとする。

ウ　被保護世帯への救護

市は、必要により被災地域の人的な支援を県健康福祉事務所に依頼し、被生活保護の弾力的な運用等、ケースに応じて迅速かつきめ細かな円滑な対応を図る。

（５）り災証明書の発行手続

ア　り災証明書

り災証明は、災害救助法による各種施設や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、災害対策基本法第９０条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に証明するものである。

（ア）　り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋につい

て、以下の項目の証明を行うものとする。

ａ　全壊、流失、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水

ｂ　火災による全焼、半焼、水損

イ　り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うこととする。

ウ　り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明書の対象となる家屋の所有者、占有者及び一次滞在者の申請に基づき、市長が発行する。

エ　被害家屋の判定基準

り災証明を発行するに当たっての家屋の被害判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、行うこととする。

判定基準については、相生市地域防災計画（資料編）『第７節　災害に係る住家の被害認定』を参照

オ　り災証明発行図

り災証明は、下表によって発行する。

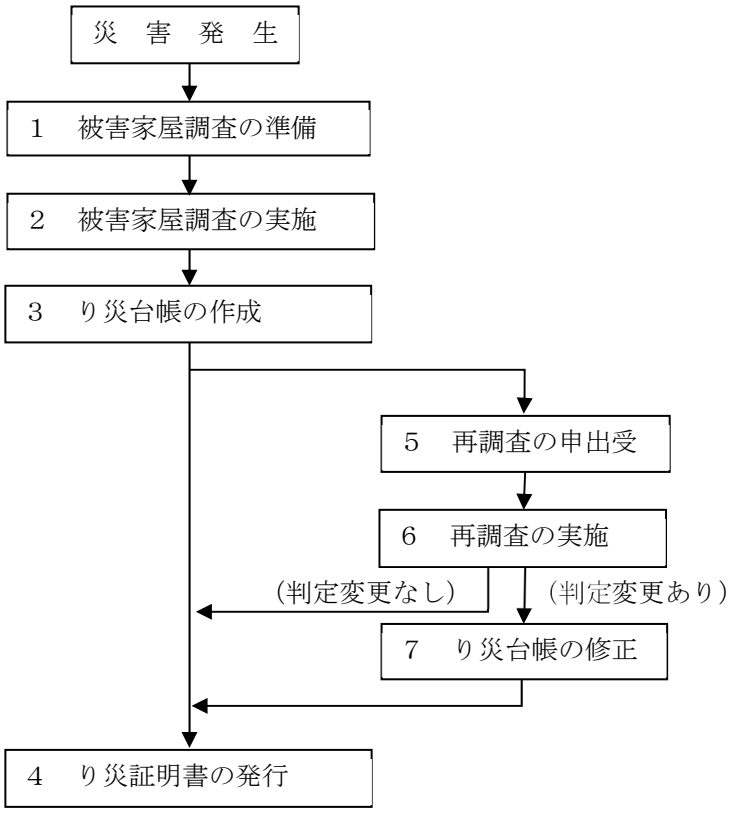

（ア）　被害家屋調査の事前準備

調査班は、災害発生後、被害家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

a　事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握する。

b　調査概要の検討及び全体計画の策定

c　調査員の確保

（a）　職員の確保

（b）　ボランティア建築士の手配

（c）　他市町への応援職員派遣要請

d　調査備蓄品等の準備

（a）　調査携行品の調達、準備

（b）　調査地図の用意（住宅地図等）

（c）　調査地区割の検討

（d）　調査員運搬用車両の手配

（イ）　家屋被害調査の実施

調査班は、以下の要領で調査を実施する。

a　調査期間

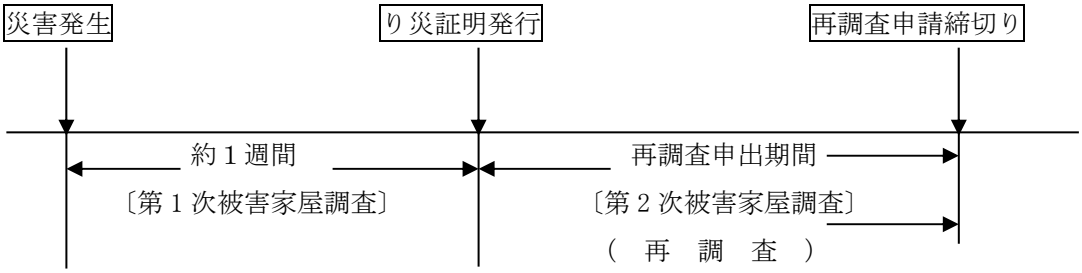

b　調査方法

（a）　第１次被害家屋調査

被害家屋を対象に２人１組で外観から目視調査を行う。

（b）　第２次被害家屋調査（再調査）

第１次調査の結果に不服のあった家屋及び第１次調査が物理的にできなかった家屋について、申出に基づき、２人１組で、１棟ごとに内部調査を実施する。

（ウ）　り災台帳の作成

被害家屋からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積し、り災台帳を作成し、り災証明書の基本台帳とする。

（エ）　り災証明書の発行

り災台帳に基づき、市長は申請があった被災者に対し、り災証明書を発行するものとする。

（オ）　再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第１次調査が物理的にできなかっ

た家屋について、災害発生日から３か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申請があった家屋に対し、調査班は迅速に再調査を実施し、判定結果を申請者へ連絡するとともに、り災証明書を発行し、同時に、り災台帳を訂正する。

なお、判定の困難な物については、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

ａ　判定委員会構成：専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から５名以内の委員を市長が委嘱する。

事務局は、税務課に設置する。

（カ）　り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

り災証明書発行に関する広報を広報紙等で被災者に周知徹底を図る。

また、り災証明書に関する相談窓口を税務課内に設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

（キ）　事前対策

ａ　判定基準等の研修

税務課は、調査方法や判定基準等の研修を実施する。

ｂ　他市町の協力体制の確立

災害発生後、応援を求める他市町との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

ｃ　調査携行物品等の備蓄

傾斜計、コンベックス等調査携行物品を備蓄する。

（６）税の特例措置

市は、被災状況を勘案の上、市条例により税の申告・申請・納付等の期限延長や課税の減免等の措置を講じることとする。

第１９節　被災者生活支援対策計画

１　基本方針

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（１）総合相談窓口の設置
		（２）巡回相談の実施

３　取組み内容

（１）総合相談窓口の設置

市長は、災害の状況に応じて、必要と判断した場合には、災害関連の総合相談窓口を設置することとする。

（２）巡回相談の実施

市長は、避難生活が長期にわたる等、被災者に対する健康対策が必要と判断される場合には、避難所又は仮設住宅等における保健師・栄養士による巡回相談を実施することとする。

第２０節　要配慮者対策計画

１　基本方針

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難等に時間を要する要配慮者に対する支援策を実施する。また、災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	健康福祉総務班（社会福祉課） 長寿福祉班 （長寿福祉室・子育て元気課）	（１）要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握
		（２）情報伝達方法
		（３）生活支援
		（４）住まいの支援
		（５）社会福祉施設の被害状況調査、福祉相談窓口の設置
		（６）震災障害者（震災で障害を負った方）への対応
		（７）震災遺児（震災で親（保護者）を亡くしたこども）への対応

３　取組み内容

（１）要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

ア　災害発生前

（ア）　市は、台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、高齢者等避難を発令し、早めの避難を促す。

（イ）　市は、特に注意を要する要配慮者に対し、自主防災組織等の関係機関と連携を図り、避難支援の必要の有無について確認し、必要がある場合は、関係機関と連携して支援を行う。

イ　災害発生後

（ア）　市は、アイアイコールやお元気コール等の活用により要配慮者の安否確認を迅速に行うこととする。

（イ）　市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障害者等について安否確認を行い、所在等について把握する。

（ウ）　巡回による聞き取り調査を実施し、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握する。

（エ）　市は、避難所等において要配慮者の把握とニーズ調査を行うこととする。

（オ）　市は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとする。

（カ）　市は、避難行動要支援者名簿（個別避難計画）を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速かつ的確に行う。

ウ　福祉避難所

避難所においては、管理運営責任者を通じ、避難している要配慮者の生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について把握し、状況に応じ福祉避難所を開設する。

また、障害者、特に知的障害者は環境の変化に適応することが非常に困難であり、安心した避難生活が送れるよう知的障害者に理解のある支援員を確保するように努める。

エ　相談窓口の設置

避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺市民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。

また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

（２）情報伝達方法

ア　各種情報機器による情報提供

（ア）　情報通信機器の利用

インターネットや携帯電話などを活用し、要配慮者の個人ごとに有効な情報の提供や収集を行う。

（イ）　その他の情報機器の利用

報道機関の協力によりテレビ・ラジオ放送を活用して災害情報の提供を図る。特に、要配慮者向けには、文字放送、手話放送及び外国語放送の活用を図る。

また、防災行政無線により、災害情報を放送するなど迅速かつ正確な情報を提供する。

イ　関係団体等を通じて情報提供を行う

（ア）　避難支援団体等を通じた情報提供

避難支援団体等を通じ、要配慮者一人ひとりに情報提供する。

（イ）　関係団体等を通じた情報提供

社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センターや、障害者団体等を通じて情報提供する。

（３）生活支援

ア　被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努めることとする。

イ　要配慮者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

ウ　専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員（ホームヘルパー）等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。

また、必要となる場合には、県に要請し、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣を依頼する。

エ　避難場所の確保

市は、要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設及び被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。

オ　避難所等における配慮

（ア）　相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

（イ）　食料、生活必需品の供給

液体ミルク、やわらかい食品、おむつ、ポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

また、必要に応じ、車いす等要配慮者対応の資器材を配備する。

（ウ）　福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者、障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳

者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

（エ）　快適な空間の確保

要介護高齢者、妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

（４）住まいの支援

（ア）　市は、避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮することとする。

（イ）　市は、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

（５）社会福祉施設の被害状況調査、福祉相談窓口の設置

（ア）　市は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。

（イ）　市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

（６）震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

市は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。震災障害者は入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う。

（７）震災遺児（震災で親（保護者）を亡くしたこども）への対応

（ア）　震災遺児の把握と支援の実施

市は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談及び必要に応じてこころのケアを行うこととする。

（イ）　民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第２１節　外国人対策計画

１　基本方針

災害が発生した場合における外国人に対する対策については、定住外国人と一時滞在外国人とに分けて支援を実施するものとする。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	企画総務班（企画広報課）	（１）定住外国人に係る対策
		（２）一時滞在外国人に係る対策
		（３）外国人の被災情報の把握

３　取組み内容

（１）定住外国人に係る対策

定住外国人における本市の現状は、その多くの者が地域の中で日本人と同様の生活をおくり、日本語も理解でき、地理にも精通している。よって、特に異なった対策は行わないこととする。

（２）一時滞在外国人に係る対策

一時滞在外国人については、日本語が十分理解できない、地理に不案内等の理由から、次の点に留意することとする。

（ア）　事業所での被雇用者等外国人への防災指導の促進

（イ）　国際交流協会を通じた外国人への情報提供

（３）外国人の被災情報の把握

（ア）　安否確認

県、県警察本部、消防、市、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認を行うこととする。

（イ）　相談窓口の設置

市は、外国人相談窓口を開設するよう努めることとする。

第２２節　災害広報計画

１　基本方針

災害発生直後やその後の復旧活動においては、情報不足や風評による社会不安の増大及び混乱が生じる可能性が高いことから、市民等へ積極的に情報提供を行うために必要な伝達手段や伝達内容等についてあらかじめ定めるものである。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	企画総務班（企画広報課）	（１）災害情報の収集
		（２）広報事項
		（３）災害情報の広報
		（４）災害放送要請の方法
関係機関	各放送機関 防災関係機関	関連事項の広報活動及び相互協力

３　取組み内容

（１）災害情報の収集

災害情報の収集については、第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第３節「情報の収集・伝達」に定めるほか、次の要領によって収集するものとする。

（ア）　企画総務班に写真班を置き、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

（イ）　災害の状況によっては、特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

（２）広報事項

（ア）　災害発生直後の広報

ａ　災害に関する情報

ｂ　パニック防止の呼びかけ

ｃ　避難の指示

ｄ　出火防止の呼びかけ

ｅ　人命、救護の協力呼びかけ

ｆ　市内被害状況の概要

ｇ　市の応急対策実施状況

ｈ　その他の必要な事項

（イ）　災害の状況が静穏化した段階の広報

ａ　災害に関する情報

ｂ　被害情報及び応急対策実施情報

c　生活関連情報

（a）　電気・ガス・水道

（b）　食料、生活必需品の供給状況

d　通信施設の復旧状況

e　道路交通状況

f　交通機関の運行状況

g　医療機関の活動状況

h　その他の必要な事項

（３）災害情報の広報

ア　報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

イ　市民に対する広報

報道機関、防災行政無線、広報紙等を利用して、一般市民や被災者に対し必要な情報、注意事項、市の対策等の周知徹底を行い、市民生活の安定を図る。

ウ　関係機関に対する広報

関係機関に対しては、直接災害情報資料を提供し、広報に努める。

（４）災害放送要請の方法

ア　災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告に放送局を利用することが適切と考えるときは、次の系統により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行うものとする。

※兵庫県と日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエムラジオ放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送及び大阪放送（ラジオ大阪）、関西インターメディア（FM CO･CO･LO）との間で締結されている「災害時における放送要請に関する協定」による。

（ア）　放送要請系統図

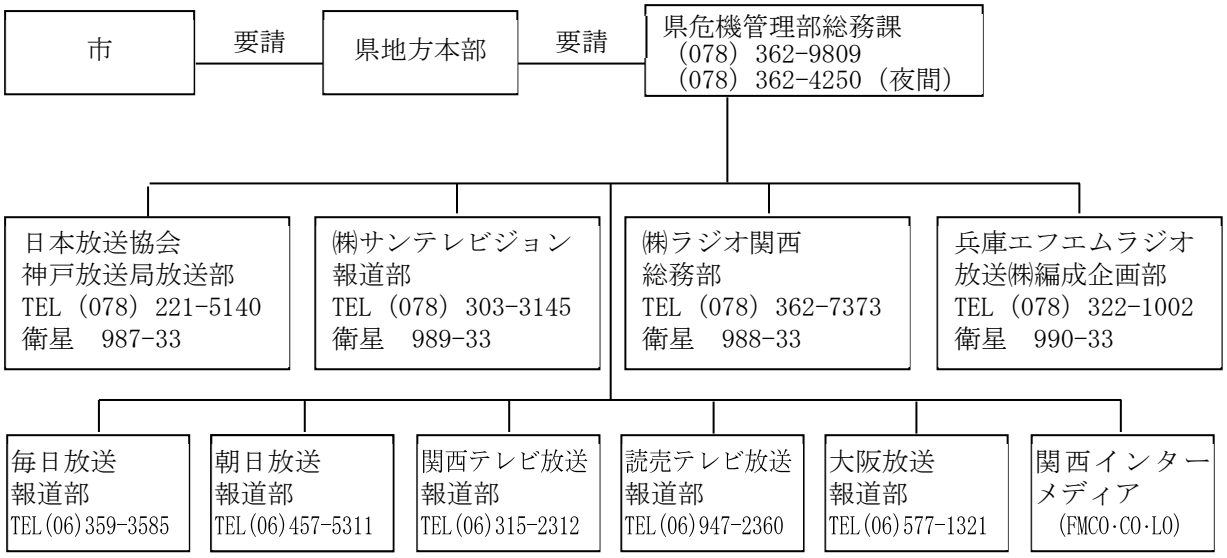

（イ）　放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話又は口頭によることができる。

a　放送要請の理由

b　放送事項

c　放送希望日時

d　その他必要な事項

イ　緊急警報放送の要請

市長（本部長）は次のような場合で、災害対策本部法第 57 条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会神戸放送局に要請するものとする。

（ア）　災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要のあるとき。

（イ）　緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

a　市民への警報、通報等

b　災害時における混乱を防止するための指示等

c　その他市長（本部長）が得に必要と認めるもの

※兵庫県と日本放送協会神戸放送局との間で締結されている「緊急警報放送の要請に関する覚書」による。

緊急警報放送要請系統図

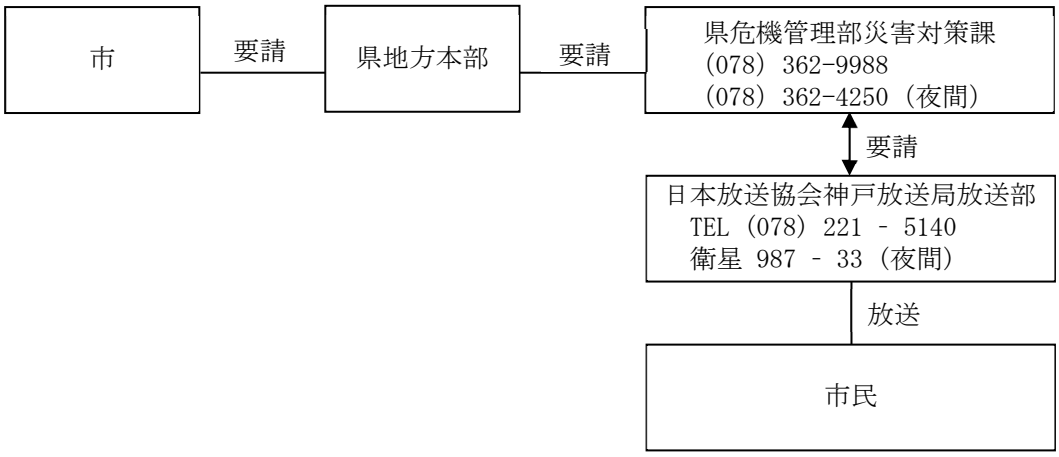

※また、上記と同様に兵庫県も㈱ラジオ関西本社との間で「防災情報の提供と放送に関する覚書」を締結されている。

〔参　考〕

地震発生時に行う広報文例

（ア）　防災行政無線等によるもの

※　「こちらは相生市災害対策本部です。大きな地震は終わりました。落ち着いて行動してください。」

※　「この付近の広域避難場所は○○○○です。」

「避難するときは、なるべく付近の人と一緒に、必要なものだけを持って、必ず身軽な服装で避難しましょう。」

「道路が大変混雑しますので、車での避難は絶対にやめてください。」

「避難する前に、もう一度、ガス、ストーブ等の火の元の点検をしてください。」

「いろいろなデマにまどわされず、ラジオや防災機関の情報に従いましょう。」

（イ）　報道機関等での放送文

（ア）から※印を除いたもの。

第２３節　障害物除去計画

１　基本方針

災害により道路、河川、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	建設農林総務班（都市整備課）	（１）除去の対象
		（２）除去の方法

３　取組み内容

（１）除去の対象

障害物の除去は、次の場合に行うものとする。

（ア）　市民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
（イ）　障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
（ウ）　河川のいっ水防止と護岸等の決壊防止その他水防活動を実施するために必要な場合
（エ）　その他公共的立場から除去が必要な場合

（２）除去の方法

実施責任者は自らの機器、班員等を用い、又は状況に応じて関係機関及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

第２４節　災害通信計画

１　基本方針

防災関係機関と連携し、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）非常時における公共通信施設の優先利用

３　取組み内容

（１）非常時における公共通信施設の優先利用

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、次の方法により通信施設を優先的に利用することにより通信連絡を確保する。

ア　非常通話

他の全ての通話に優先する。

（ア）　災害救援のための緊急を要する通話であって災害救助機関相互間で行うもの。

（イ）　災害救助のため必要とする通話であって非常事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者が、災害救助機関に対して行う。

イ　緊急通話（衛星通信回線を含む）

他の一般通話に優先する。

火災その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、救援等緊急の事項を内容とする通話であって、その事実を知ったものと救援機関との間、又はこれら機関相互間で行うものは、他の一般通話に優先する。

ウ　非常電報

他の全ての電報に優先する。内容はアに準ずる。

エ　緊急電報

他の一般電報に優先する。内容はイに準ずる。

第２５節　清掃計画

１　基本方針

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	環境班（環境課） ※ただし、人的応援が必要なときは、市民生活部各班員をもって充てる。	（１）清掃班の構成及び所要人員
		（２）処理対策

３　取組み内容

（１）清掃班の構成及び所要人員

清掃を実施するため、次の清掃班を編成する。

ア　ごみ収集班

６班編成とし、１班は概ね次の基準による。（１日の処理量は約５トンとする）

（ア）　運搬車　　１台（運転手付）

（イ）　作業員　　２名

（ウ）　器具・機材　　竹ボーキ１、平スコップ１、剣スコップ１、フォーク１

イ　ごみ終末処理班

（ア）　ごみ焼却場　　３～４人増員

（イ）　ごみ埋立場

a　作業員　　３～４人

b　器具・機材　　タイヤショベル１

ウ　し尿収集班

バキューム車２班を編成する。

（ア）　バキューム車の場合　　バキューム車　　１台（運転手付）

（イ）　作業員　　１～２名

１日の収集能力　　約９キロリットル

（２）処理対策

ア　ごみ処理対策

市は、次のとおりごみ処理を実施するものとする。

（ア）　災害発生後の対応

a　情報の収集及び連絡

市は、被災地域の実情を早期に確認し、当該被災地におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

b　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保することとする。

（イ）　処理作業過程

a　生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

市は、被災地域の市民の生活に支障が生じることがないよう生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも３～４日以内には収集を開始し、７～10 日以内には収集を完了することを目標とする。

災害廃棄物の収集・処理に関しては、社会福祉協議会や NPO 等と連携して、災害ボランティアの方と作業実施地区や作業内容を調節、分担するなどして、効率的に行うことが重要である。

b　ごみの一次保管場所の確保

市は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。

c　県等への応援要請

（ａ）　市は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

（ｂ）　市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

ごみ処理施設

名　　称	箇所数	処理能力
相生市美化センター	1	62t／16H

ごみ運搬車

台数	積載量	摘要
12 台	26t	8 台は機械車　16t 4 台はダンプ　10t

イ　ガレキ処理対策

市は、次のとおりガレキ処理を実施するものとする。

（ア）　災害発生後の対応

a　情報の収集及び連絡

市は、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡することとする。

b　選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

市は、ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保することとする。

施　設　名	所　在　地
相生湾東部埋立地緑地	相生字小丸 5375 番地

（イ）　処理作業過程

a　撤去作業

市は、災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

b　全体処理量の把握

市は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握することとする。

c　県等への応援要請

市は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行うこととする。県内市町や他府県市町等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。

（ウ）　その他

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ウ　し尿処理対策

市は、次のし尿処理を 24 時間以内に実施することとする。

（ア）　情報の収集及び連絡

市は、被災地域の現況を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該被災地域の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

（イ）　し尿受入施設の被害状況及び稼働見込みの把握

市は、し尿受入施設の被害状況及び稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを被災地域に設置することとする。

なお、市は、あらかじめ仮設トイレの備蓄等の確保を図るとともに、設置した際の清掃等、その管理体制の整備に努めることとする。

し尿前受入施設

名　　称	箇所数	処理能力
相生市下水管理センター	1	70kℓ/D

し尿収集車

バキューム車			
台数	2 台	積載量	4kℓ

（ウ）　消毒剤等の資機材の準備、確保

市は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をすることとする。

（エ）　県等への応援要請

a　市は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

b　市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行うこととする。

第２６節　環境対策の実施

１　基本方針

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	環境班（環境課）	（１）災害発生直後の対応

３　取組み内容

（１）災害発生直後の対応

ア　被害状況の把握

県及び市は、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うこととする。

イ　応急対策

（ア）　環境モニタリングの実施

県において、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するため、市は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

（イ）　被災工場・事業場に対する措置

市は、県と協力し、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行うこととする。

（ウ）　建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と協力し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報を基に、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。

（エ）　環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命・身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第２７節　災害対策要員の動員計画

１　基本方針

災害応急対策実施のため必要な人員（労働力）の動員及び雇上げ等災害対策要員の確保については、本計画の定めるところによる。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	健康福祉総務班（社会福祉課）	（１）市における労務要員の確保
		（２）民間団体の協力

３　取組み内容

（１）市における労務要員の確保

災害時における緊急労務要員については、相生公共職業安定所に依頼して確保する。

（ア）　労務供給可能数　　20 名

災害救助法による実施基準

１　救助のため、次に掲げる事項について賃金職員等を雇用したときは、賃金職員等雇上費を支出するものとする。
（１）災害にかかった者の避難
（２）飲料水の供給
（３）救済用物資の整理配分
（４）医療及び助産
（５）災害にかかった者の救出
（６）死体の捜索及び処理
２　救助のため支出する賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。
３　救助のため賃金職員等雇上費を支出する期間は、救助を実施する期間とする。

備考　知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（２）民間団体の協力

災害時において、日赤奉仕団、自治会、消費生活研究会等の組織の活用を図り災害応急対策の万全を期すこと。

第２８節　災害救援活動要員の確保計画

１　基本方針

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図る上で大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを運営し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	健康福祉総務班（社会福祉課）	（１）災害ボランティアセンターの開設
		（２）ボランティアの確保
		（３）ボランティアの活動内容
		（４）ボランティア活動への支援
関係機関	相生市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営、ボランティア（一部専門ボランティアを含む。）の受入れ・活動支援等

３　取組み内容

（１）災害ボランティアセンターの開設

ア　災害ボランティアセンターの設置決定

市と社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、災害ボランティア活動を円滑に実施する。

なお、設置に当たっては、市内で災害が発生し、相生市災害対策本部が開設され、かつ、次のいずれかに該当する場合に、災害ボランティアセンターを設置する。

（ア）　相生市が、相生市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき。

（イ）　相生市社会福祉協議会が、災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したとき。

災害ボランティアセンターには、一般ボランティアの総合調整を行うコーディネーターを次の図により配置する。災害ボランティアセンターの業務については、『社協版・災害救助マニュアル』の活用を図る。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

ボランティアセンタースタッフの確保

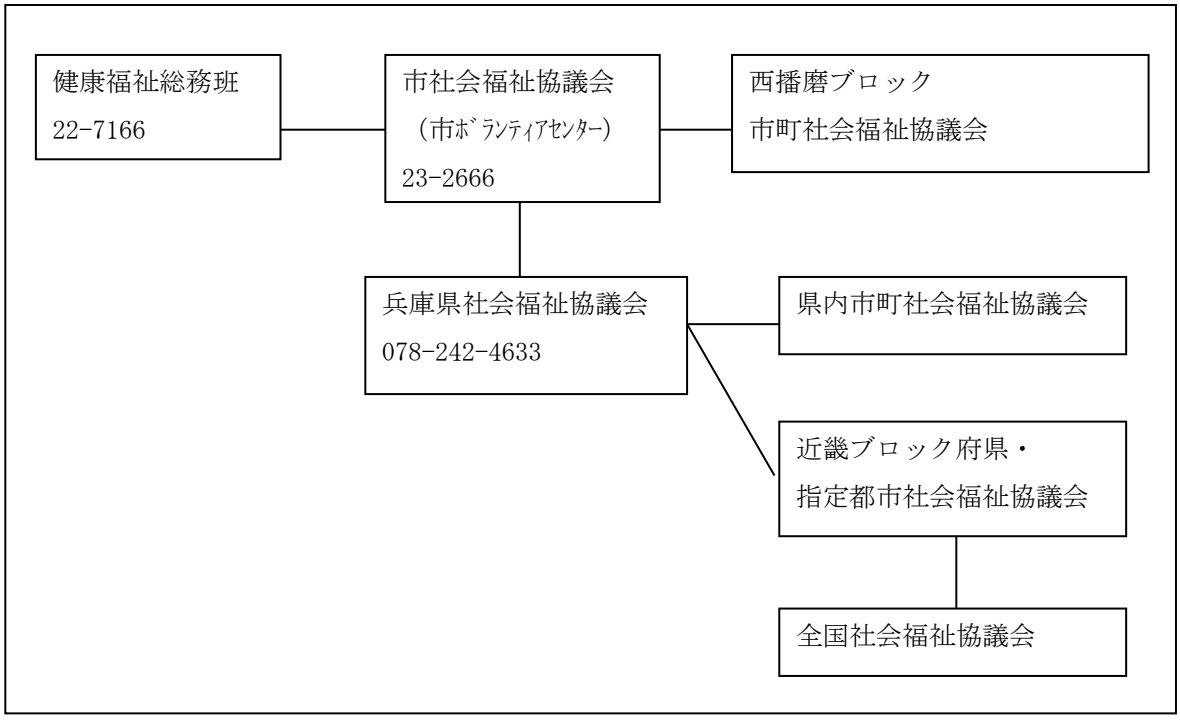

イ　災害ボランティア調整会議の開催

健康福祉総務班は、災害ボランティアセンターを設置する場合、相生市社会福祉協議会及びボランティア関係機関と調整の上、直ちに「災害ボランティア調整会議」を開催し、次の災害ボランティア支援に関する基本事項を協議する。

（ア）　関係機関との役割分担

健康福祉総務班は、主として庁内各部との連絡調整や情報収集に当たり、相生市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関は、主として災害ボランティアの需給調整に当たる。

（イ）　災害ボランティアセンターの公表方法の確認

災害ボランティアセンターの設置について、記者発表、市、市社協ホームページ等の広報媒体を活用して公表し、災害ボランティアの問合せ連絡先を明確にする。

（ウ）　災害ボランティアセンター設置方法等の確認

災害ボランティアセンターの設置場所を確認する。

（エ）　災害ボランティアセンターの運営体制の確認

運営については、健康福祉総務班と相生市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関が連携・協働して行う。

ウ　災害ボランティアセンターの立ち上げ

（ア）　災害ボランティアセンターの運営方法

災害ボランティアセンターの運営に関する技術的な方法や使用する様式等については、本計画に定めるほか、あらかじめ「災害ボランティア活動マニュアル」等を参考に別途協議して定める。

（イ）　災害ボランティアセンターの開設場所

災害ボランティアセンターの開設場所は、原則、総合福祉会館内とする。ただし、被害の状況によって柔軟に対応する。

（ウ）　運営資機材（事務機器等）の提供

災害ボランティアセンターの運営に必要となるＯＡ機器や事務用品をはじめとする運営資機材については、以下の原則に基づき柔軟に対応する。

・可能な限り相生市所管の既存備品や用品を貸与する。

・不足する運営資機材については、市災害対策本部と相生市社会福祉協議会が協議・調整し、調達・確保する。

（エ）　活動用資機材

災害ボランティア活動時に使用する資機材について、あらかじめ提供可能なものをリストアップしておき、災害ボランティアセンター設置時に迅速に提供する。

（オ）　情報連絡手段の確保

災害ボランティアセンターには複数の電話回線が不可欠であるため、市災害対策本部から通信事業者に対し、災害対策用の臨時電話の設置を要請する。

また、インターネットが情報発信に大きな役割を果たすことを勘案し、ブロードバンド回線の確保にも配慮する。

なお、情報連絡手段の確保後、直ちに関係部局やボランティア関係機関に連絡先を明示する。

（カ）　災害ボランティアセンター開設の広報

災害ボランティアセンター開設の詳細が決まり次第、災害ボランティア募集を広報するとともに、被災者に対し、災害ボランティアに対する支援要請を受け付ける旨の広報を行う。

災害ボランティアセンターの設置フロー

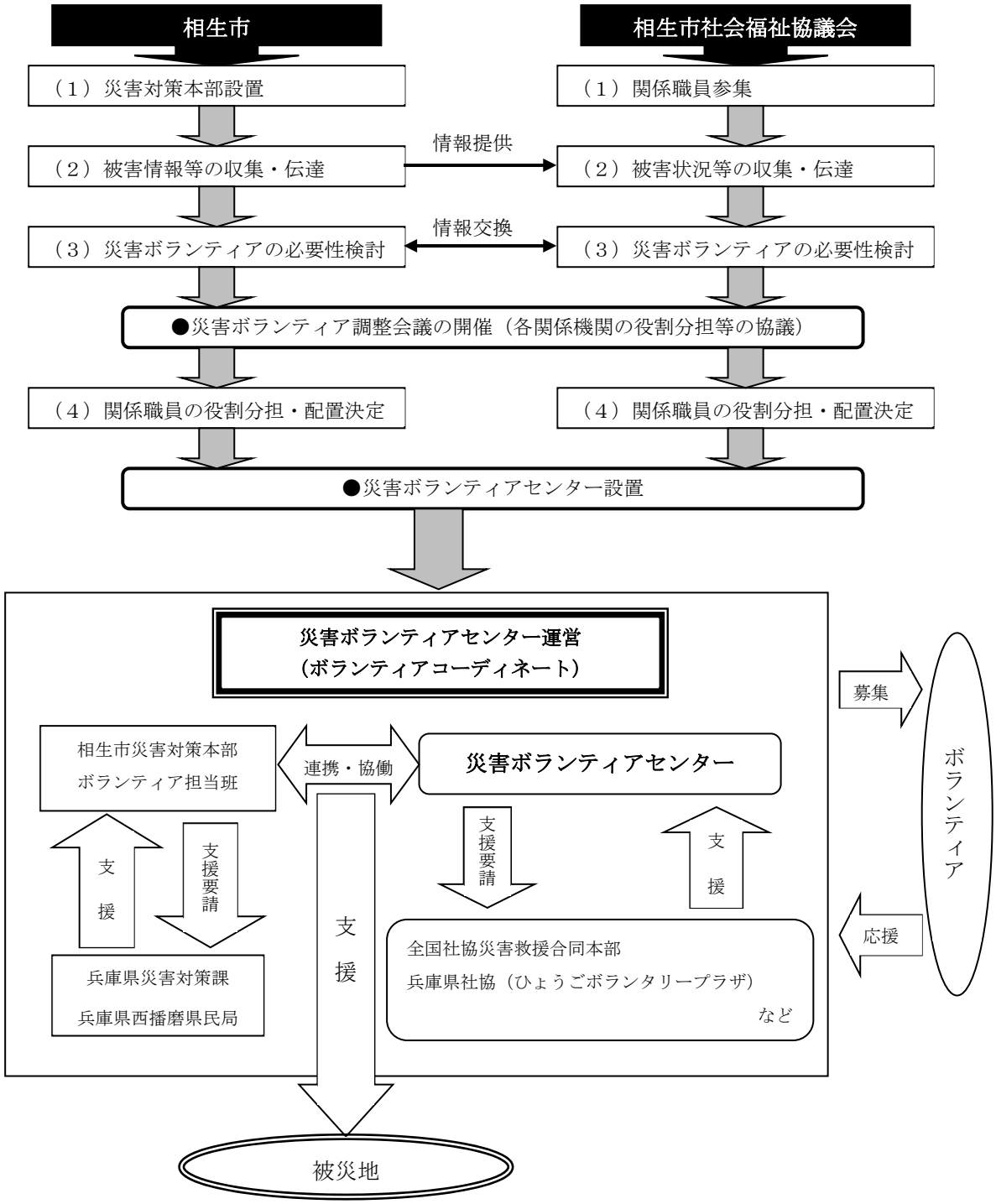

（２）ボランティアの確保

ア　ボランティアの受入れ調整

（ア）　市は、ボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。

（イ）　県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザと連携し、ボランティアの確保に努める。

（ウ）　市は、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を県及びひょうごボランタリープラザに要請する。

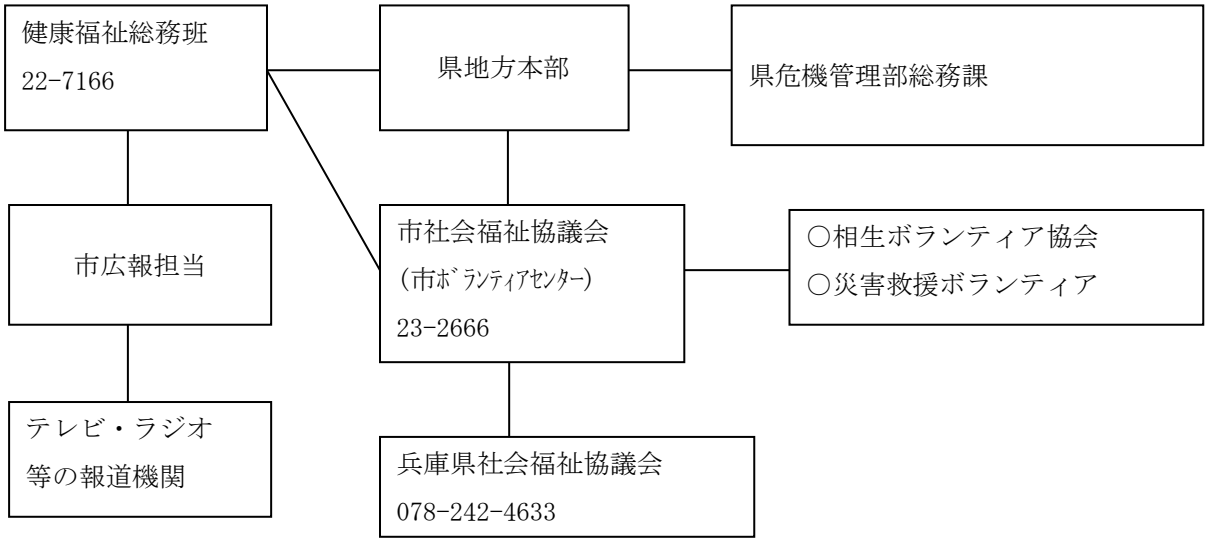

イ　ボランティアの受入れに当たっての基本事項

（ア）　被災地の市民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。

（イ）　ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。

（ウ）　ボランティアの身分が被災地市民に分かるようにすること。

（エ）　ボランティアに対し、被災地市民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。

（オ）　ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それにあわせて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。

（カ）　ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。

（キ）　被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。

（ク）　災害ボランティアと自主防災組織等地域市民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

（ケ）　感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

（３）ボランティアの活動内容

（ア）　炊き出し

a　避難所等における炊き出しに従事

b　炊き出しのための物資の調達

（イ）　物資の仕分け

a　救援物資集積所における物資の受入れ

b　物資の数量、品目、種類等の整理、把握

c　必要物資・数量の把握及び被災者への配付

（ウ）　物資の搬送

救援物資集積所から避難所等への配送

（エ）　避難所での活動

a　避難者の実態把握

b　避難者の自立のための情報提供・援助

（オ）　救護所での活動

医療関係者への協力、医療物資の搬送等

（カ）　医療・治療

a　救護所・避難所での負傷者等の治療

b　医療機関等への支援等

（キ）　介護

避難所・救護所等の負傷者の介護

（ク）　情報伝達

避難所等の被災者に対する情報の伝達

（ケ）　情報収集

a　被災実態及び不足物資の調査

b　避難所内及び災害発生地域での被災者情報等の収集

（４）ボランティア活動への支援

ボランティア活動に対して、次の支援を行う。

（ア）　災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

（イ）　ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

第２９節　電力事業災害応急対策計画

１　基本方針

災害発生に際し、電力施設を防護し、被災地に対し電力供給を確保する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	関西電力送配電株式会社 姫路配電営業所及び姫路電力所 関西電力株式会社　相生発電所	（１）事業所等の名称及び位置
		（２）災害対策本部及び警戒本部

３　取組み内容

（１）事業所等の名称及び位置

ア　事業所

名称	所在地	電話	事業概要
関西電力送配電（株） 姫路配電営業所	姫路市南車崎二丁目１番２号	0800-777-3081	配電保守業務等
関西電力送配電（株） 姫路電力所	姫路市土山三丁目１番 33 号	0800-777-3081	変電・送電・ 制御保守業務等
関西電力（株） 相生発電所	相生市相生字柳山 5315 番地 46	23-5063	火力発電業務

イ　変電設備

名称	所在地	電話	事業概要
関西電力送配電（株） 相生変電所	相生市古池二丁目８番 59 号	－	無人変電所
関西電力送配電（株） 那波変電所	相生市山手一丁目 129 番地	－	無人変電所
関西電力送配電（株） 西播変電所	相生市矢野町小河 1445 番地	－	無人変電所

（２）災害対策本部及び警戒本部

実施機関の長は非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、規模その他の状況により、非常災害に係る復旧又は予防対策を推進するため、災害対策本部、警戒本部を設ける。

第３０節　ガス事業災害応急対策計画

１　基本方針

災害時のＬＰガス確保のための応急対策を実施する。
被災地に対する都市ガス供給の確保のための応急対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	兵庫県エルピーガス協会相生地区会 大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部	（１）被害状況の調査
		（２）応急対策
		（３）応急復旧対策

３　取組み内容

（１）被害状況の調査

ＬＰガス供給業者は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、直ちにＬＰガス設備の被害を調査する。

大阪ガス㈱は、気象・地象情報、被害情報、自社保有施設の情報（ガス流量情報）等を収集、集約する。

（２）応急対策

ＬＰガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、危険予防措置を講じるとともに関係機関への通報及び市民への広報を行う。

大阪ガス㈱は、被害甚大地区の二次災害防止のため、ガス供給を一時停止する。

（３）応急復旧対策

ＬＰガスの災害復旧については、応急修繕を行い、安全を確認の上、ＬＰガスの供給を再開する。

大阪ガス㈱は、災害に伴う応急工事について、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に復旧に努める。

防災組織表

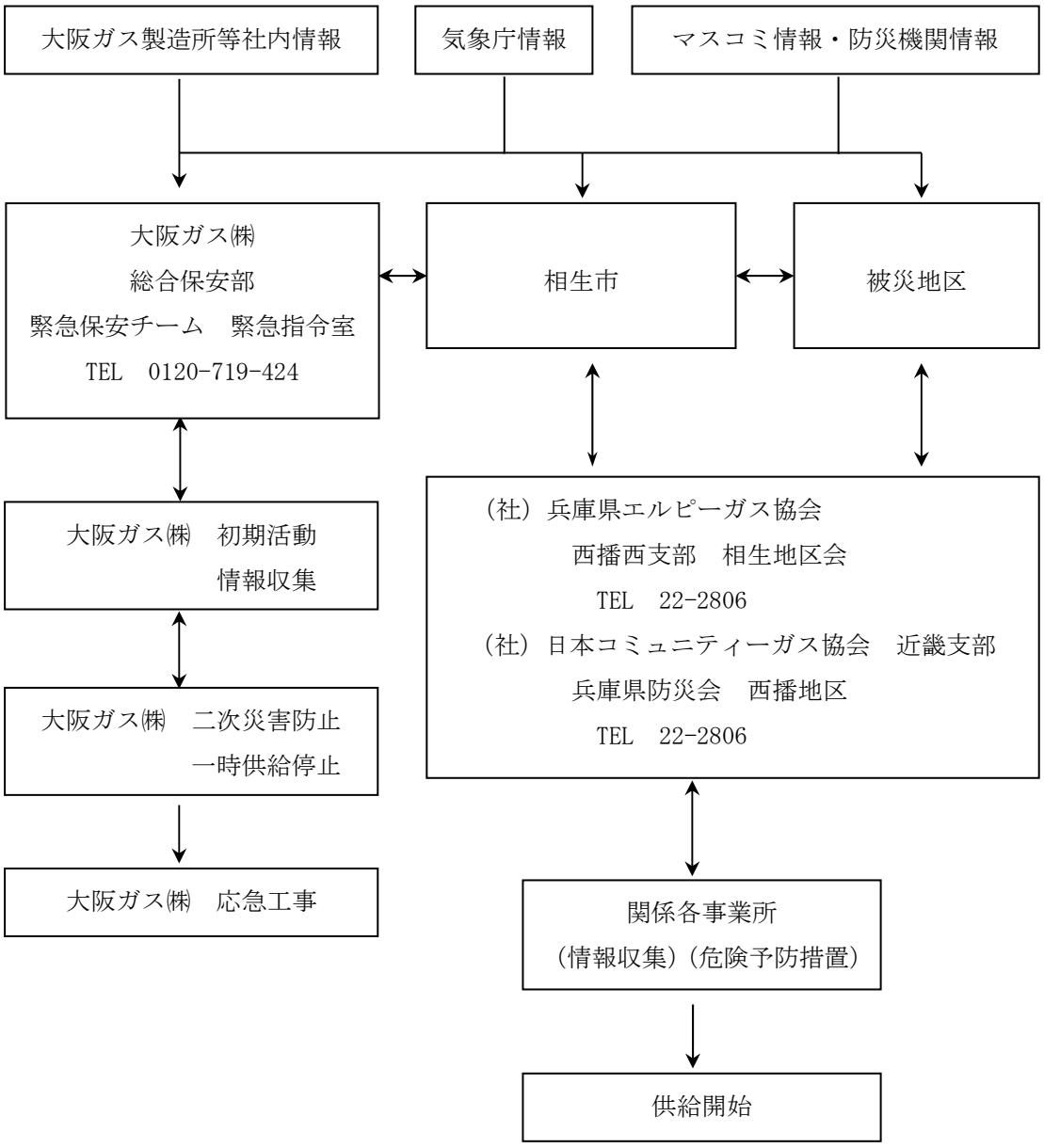
大阪ガス製造所等社内情報
気象庁情報
マスコミ情報・防災機関情報
大阪ガス㈱
総合保安部
緊急保安チーム　緊急指令室
TEL　0120-719-424
相生市
被災地区
大阪ガス㈱　初期活動
情報収集
大阪ガス㈱　二次災害防止
一時供給停止
大阪ガス㈱　応急工事
（社）兵庫県エルピーガス協会
西播西支部　相生地区会
TEL　22-2806
（社）日本コミュニティーガス協会　近畿支部
兵庫県防災会　西播地区
TEL　22-2806
関係各事業所
（情報収集）（危険予防措置）
供給開始

第３１節　電気通信事業災害応急対策計画

１　基本方針

電気通信事業者は、災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐風、耐火等防災に関する措置を行う。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	西日本電信電話㈱　兵庫支店	（１）通信施設の強化
		（２）災害対策用機器及び資材等の配備
		（３）防災体制
		電気通信設備災害応急対策計画
		（１）電気通信設備の担当機関
		（２）災害対策本部の設置
		（３）応急復旧

３　取組み内容

（１）通信施設の強化

ア　建物設備

建物は、耐火構造とするため周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

イ　電力設備

（ア）　停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

（イ）　電力用各種装置の災害対策の整備充実

ウ　通信設備

（ア）　とう道（共同溝を含む。）網の拡充

（イ）　通信ケーブルの地中化を推進

（ウ）　地下埋設物等、注意標識板の整備・拡充

（エ）　災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の２ルート化を推進

（オ）　主要な伝送路を多ルート構成又はループ化

（カ）　中継交換機及びＩＰ網設備の分散設置

（２）災害対策用機器及び資材等の配備

ア　通信途絶防止用無線網の整備

可搬型無線機（ＴＺ－４０３Ｄ）、可搬型デジタル無線方式（１１Ｐ－１５０Ｍ）

イ　災害対策用機器の整備・充実

（ア）　応急復旧ケーブル

（イ）　非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

（ウ）　移動電源車、可搬型発動発電機

（エ）　排水ポンプ

ウ　復旧資材の備蓄

災害に備え復旧資機材の備蓄に努める。

（３）防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

ア　演習の種類

（ア）　災害対策情報伝達演習

（イ）　災害対策演習

（ウ）　大規模地震を想定した復旧対策演習

イ　演習方法

（ア）　広域規模における復旧シミュレーション

（イ）　事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

（ウ）　防災機関における防災総合訓練への参加

４　電気通信設備災害応急対策計画

災害により、電気通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次とおり応急対策及び復旧活動を実施する。

（１）電気通信設備の担当機関

機関名	所在地	連絡電話
西日本電信電話㈱ 兵庫支店	神戸市中央区 海岸通 11 番	災害対策室 平日　TEL 078-393-9440 夜間・土・休日　TEL 078-393-8320 FAX 078-326-7363

（２）災害対策本部の設置

災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

ア　災害対策本部の組織

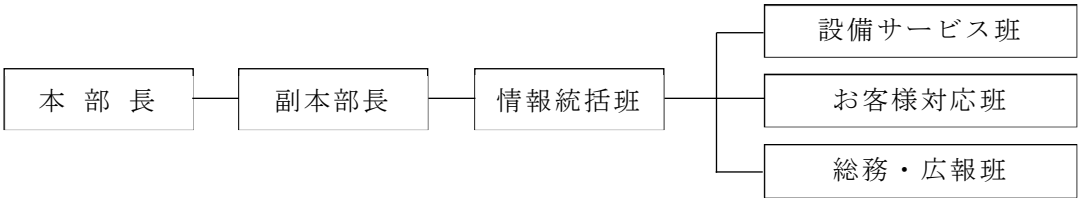

【情報統括班】

○災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。
また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整

イ　所掌事項

情報統括班	災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	ユーザーへの対応
総務・広報班	社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

（３）応急復旧

ア　通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなることを防止するため、一般からの通信を規制し、１１０番、１１９番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

イ　設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

ウ　通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

（ア）　自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
（イ）　衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
（ウ）　電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
（エ）　応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
（オ）　臨時・特設公衆電話の設置
（カ）　停電時における公衆電話の無料化

エ　通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段について、広報活動を実施する。

（ア）　通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
（イ）　非常・緊急電話及び非常・緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取り扱う。
（ウ）　被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
（エ）　「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」での輻輳緩和を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）
（オ）　一般利用者に対する分かりやすい広報活動を実施する。
（カ）　ＮＴＴ西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
（キ）　「災害用伝言ダイヤル（１７１）」及び「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否確認は困難になる。そのような状況下でも安否確認システム「災害用伝言ダイヤル（１７１）」「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」を確立する。

ａ　提供の開始

（ａ）　地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。

（ｂ）　被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（１７１）」又は「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等はその内容を聴取又は閲覧して安否等を確認する。

ｂ　伝言の条件

「災害用伝言ダイヤル（１７１）」

（ａ）　登録できる電話番号（被災地電話番号）

加入電話、ＩＳＤＮ、ひかり電話、携帯電話等の電話番号

（ｂ）　伝言録音期間　　１伝言当たり３０秒間

（ｃ）　伝言保存期間　　提供終了まで

（ｄ）　伝言蓄積数　　１電話番号当たりの伝言数は１～２０伝言で、提供時知らせる。

「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」

（ａ）　接続条件　　インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能

（ｂ）　アクセスＵＲＬ　　https://www.web171.jp

（ｃ）　伝言登録数　　伝言板（伝言メッセージボックス）当たり２０件まで（２０件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される）

（ｄ）　伝言板（伝言メッセージボックス）数

●利用者情報なしの場合：１件

●利用者情報ありの場合：最大２０件

※利用者情報は事前に登録が必要

（ｅ）　伝言保存期間　　最大６ヶ月

（ｆ）　登録可能な伝言　　定型文及びテキスト情報（伝言１件当たり１００文字）

（ｇ）　伝言のセキュリティ　伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能

（ｈ）　伝言通知機能　　利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

ｃ　伝言通知容量

約 800 万伝言

ｄ　提供時の通知方法

（ａ）　テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。

（ｂ）　電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルを利用して頂きたい旨の案内」を流す。

（ｃ）　避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

ｅ　提供開始日

・災害用伝言ダイヤル（１７１）：平成１０年3年３１日

・災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）：平成２４年8月３０日

オ　復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じ、優先順位を決め、適切な措置により回線の復旧を図る。

第３２節　上水道に関する災害応急対策計画

１　基本方針

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	西播磨水道企業団	（１）応急対策の方法

３　取組み内容

（１）応急対策の方法

西播磨水道企業団は、次のとおり応急対策を実施することとする。

ア　災害発生直後の対応

（ア）　応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

（イ）　被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

（ウ）　県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、国土交通省近畿地方整備局、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

イ　復旧過程

（ア）　復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる復旧班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな復旧班として組織し、作業内容を指示することとする。

（イ）　施設毎の復旧方法

ａ　取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた

重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気及び計装設備等の大規模な被害については状況に応じ、設備業者等の専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

b　送・配水施設及び給水管

配水池・ポンプ場については、ａと同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

（ａ）　第１次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車等による応急給水から管路による給水までの段階を第１次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、また、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消することとする。

（ｂ）　第２次応急復旧

第１次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

（ウ）　復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

（エ）　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

第３３節　下水道に関する災害応急対策計画

１　基本方針

災害により被害を生じた下水道施設の応急対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	下水道班（下水道課）	（１）被災の想定と緊急措置
		（２）被害状況の把握と応急措置の実施
関係機関	相生市下水管理センター 包括維持管理業者　等	下水処理場等管理・応急対策

３　取組み内容

（１）被災の想定と緊急措置

ア　管路施設

（ア）　管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講ずる。

（イ）　マンホール等からのいっ水

排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管を利用して緊急排水する。可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

（ウ）　吐き口等における護岸やゲート損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置をとる。また、浸水区域では、マンホールの蓋が外れている場合が多いので、市民に注意を喚起するとともに、その確認を急ぐ。

イ　ポンプ場及び処理場施設

（ア）　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講ずる。

（イ）　停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

（ウ）　自動制御装置の停止

現場の手動操作によって運転することとなるので、平素から操作要領の策定・習熟に努めておく。

（エ）　燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は、速やかに応急措置を講ずる。

（オ）　消毒設備からの塩素ガスの漏洩

消毒設備において、塩素ガスの漏洩が生じた場合は、保護呼吸器を着用して速やかに漏洩箇所の修復等に努めるとともに、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関に連絡する。

（カ）　水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し応急措置を講ずる。

（キ）　津波や高潮の発生

津波や高潮の発生が予想される場合は、止水用ゲートの閉鎖措置を講ずる。

（２）被害状況の把握と応急措置の実施

災害の発生に伴い、下水道施設には上記（１）のような被害が想定される。処理場・ポンプ設備のみならず管路等を含むシステム全体について速やかに被害状況を把握し、次の事項に留意の上、緊急措置・施設の復旧等を実施する。

ア　被害状況の調査と点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を施さなければならない。また、調査・点検に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）　二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次重点的に調査・点検を行う。

（イ）　調査・点検洩れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

（ウ）　調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録しておく。

イ　応急復旧計画の策定

被災箇所の応急復旧にあっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度等を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。

ウ　防災体制の整備

応急措置を迅速・効果的に実施するため、下水道の管理機関は、平素から次の事項について整備に努める。

（ア）　防災組織・配備体制の確立

（イ）　応急対策用資機材の整備

（ウ）　応急対策用資機材の確保等のため、民間企業との協力体制の確立

（エ）　他の地方公共団体との相互応援体制の整備

第３４節　道路災害対策

１　基本方針

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害や災害につながる自動車事故等が発生した場合は、市、各道路管理者、消防、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）災害情報の収集・連絡
		（２）市の対策活動
		（３）道路管理者の対策活動
		（４）被災区域への流入抑制
		（５）代替輸送の実施
関係機関	兵庫県	県の対策活動
	西はりま消防組合相生消防署	消防の対策活動
	兵庫県警	警察の対策活動
	道路管理者	道路管理者の対策活動

３　取組み内容

（１）災害情報の収集・連絡

ア　災害情報等の連絡

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県及び市に連絡することとする。また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察署に報告する。（道路交通法第 72 条）

市は、入手した情報を直ちに県災害対策センター、関係機関等へ連絡する。

イ　被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

防災班は、関係機関と連携し、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、防災班は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班及び西はりま消防組合相生消防署は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

ウ　応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、応急対策等の活動状況、対策本部設置状況を国土交通省に連絡する。

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

（２）市の対策活動

ア　活動体制

市長は、市域で道路災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」に準じ、適切に行う。

イ　応急対策活動

関係各部は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

（ア）　負傷者の救出・救助及び医療救護

（イ）　消火活動及び相互応援協定に基づく応援要請の実施

（ウ）　周辺市民への災害広報の実施

（エ）　関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供

（オ）　危険物流出時の防除活動、避難誘導

（カ）　第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第17節「遺体処理計画」により遺体の保存、身元確認を行う

（キ）　その他必要な措置

（３）道路管理者の対策活動

ア　活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講じる。

イ　応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

（ア）　状況に応じた通行規制並びに警察及び交通機関への連絡等

（イ）　道路障害物の除去等の応急復旧による道路交通の確保

（ウ）　道路施設の応急復旧

（エ）　災害広報の実施

（オ）　危険物流出時の防除活動、避難誘導

（カ）　その他必要な措置

ウ　相談体制の整備

県と協議し、事故災害による被災者及び発生場所付近の市民等に対する心身の健康や生活全般に関する相談に応じるため、通常の健康相談窓口や被災者相談窓口などにおいて相談に応じるほか、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持する。

（４）被災区域への流入抑制

兵庫県地域防災計画の定めるところにより、管轄の警察署は、危険物等特定のための検索・調査等を実施するとともに、警戒区域設定を行い、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等の対策を行う。

（５）代替輸送の実施

道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市その他関係機関は、幹線道路が長時間にわたって使用不能になる場合など、必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。

第３５節　鉄道災害対策

１　基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害が発生した場合は、市、鉄道事業者、消防、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）災害情報の収集・連絡
		（２）市の対策活動
		（３）被災区域への流入抑制
		（４）代替輸送の実施
関係機関	兵庫県	県の対策活動
	西はりま消防組合相生消防署	消防の対策活動
	兵庫県警	警察の対策活動
	西日本旅客鉄道（株）	鉄道事業者の対策活動

３　取組み内容

（１）災害情報の収集・連絡

ア　事故情報等の連絡

大規模な鉄道災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、消防、警察及び市に連絡し、本部事務局は第１報を県災害対策センターに連絡する。

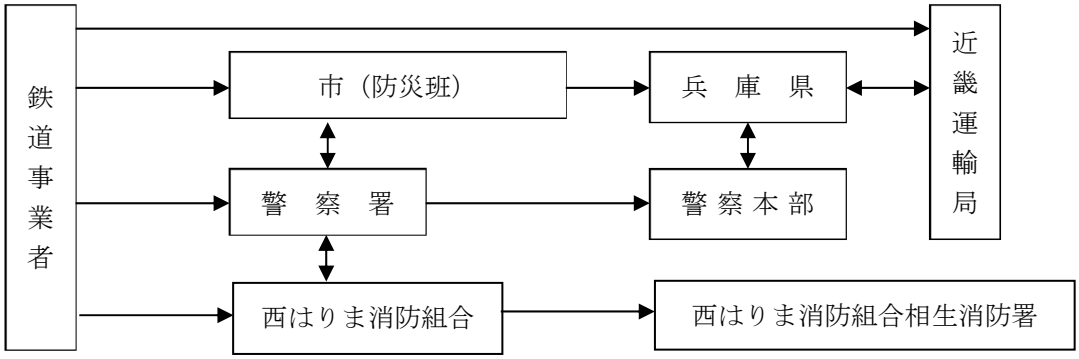

イ　被害情報の収集・連絡

防災班は、関係機関と連携し、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班及び西はりま消防組合相生消防署は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

ウ　応急対策活動情報の連絡

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

（２）市の対策活動

ア　活動体制

市長は、市域で鉄道災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

イ　応急対策活動

関係各部は、被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

（ア）　負傷者の救出・救助及び医療救護
（イ）　消火活動及び相互応援協定に基づく応援要請の実施
（ウ）　周辺市民への災害広報の実施
（エ）　周辺市民への避難の指示
（オ）　関係機関等との連携に基づく被災者の家族関係者からの問合せ対応や各種情報提供
（カ）　第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第17節「遺体処理計画」により遺体の保存、身元確認を行う
（キ）　その他必要な措置

ウ　相談体制の整備

県と協議し、事故災害による被災者及び発生場所付近の市民等に対する心身の健康や生活全般に関する相談に応じるため、通常の健康相談窓口や被災者相談窓口などにおいて相談に応じるほか、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持する。

（３）被災区域への流入抑制

兵庫県地域防災計画の定めるところにより、管轄の警察署は、危険物等特定のための検索・調査等を実施するとともに、警戒区域設定を行い、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等の対策を行う。

（４）代替輸送の実施

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努める。

第３６節　航空災害対策

１　基本方針

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合は、市、航空運送事業者、消防、警察、県等の関係機関は相互に連携し、救出救助、医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）航空災害の応急活動の実施
		（２）災害情報の収集・連絡
		（３）市の対策活動
関係機関	兵庫県	県の対策活動
	西はりま消防組合相生消防署	消防の対策活動
	兵庫県警	警察の対策活動
	国土交通省・兵庫県	関係事業者の対策活動

３　取組み内容

（１）航空災害の応急活動の実施

市長は、市域で航空災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

（２）災害情報の収集・連絡

ア　事故情報等の連絡

（ア）　民間航空機の場合

航空災害が発生した場合（被害規模が確認できない場合も含む。）、目撃者等は、速やかに市、消防、警察等に連絡し、防災班は、第１報を県災害対策センターに連絡する。

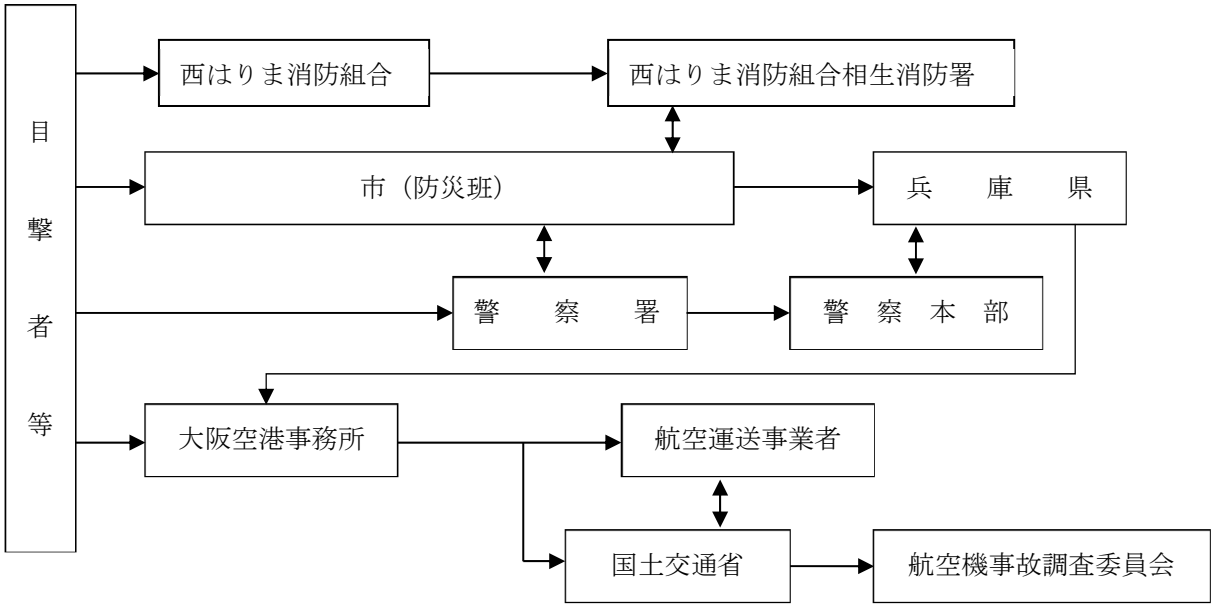

前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故等が発生した場合は、直ちに国土交通省に連絡し、国土交通省は、事故情報等を関係省庁、県等に連絡する。

県は、国土交通省から事故等の情報を受けたとき、市、関係機関等に連絡する。

イ　被害情報の収集・連絡

防災班及び相生消防署は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、防災班及び相生消防署は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班及び相生消防署は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

ウ　応急対策活動情報の連絡

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

（３）市の対策活動

ア　活動体制

大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、災害対策本部体制を状況に応じて確立する。

イ　応急対策活動

被害情報等に基づき、必要な措置を講じる。

（ア）　負傷者の救出・救助及び医療救護

（イ）　消火活動及び相互応援協定に基づく応援要請の実施

（ウ）　周辺市民への災害広報の実施

（エ）　関係機関等との連携に基づく被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供

（オ）　その他必要な措置

第３７節　教育対策計画

１　基本方針

災害発生時における幼児、児童、生徒の保護、教育施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項を定め、これらの円滑な遂行を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	教育部各班	（１）実施体制（実施責任）
		（２）被災状況の調査
		（３）学校の休校措置
		（４）教育施設の応急復旧対策
		（５）学校施設と教職員の確保
		（６）応急教育方法
		（７）教材、学用品の調達及び支給
		（８）学校給食等の措置
		（９）児童・生徒等の健康管理
関係機関	兵庫県	文教対策の支援等
	小・中学校及び教育機関	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施

３　取組み内容

（１）実施体制（実施責任）

応急教育対策の実施は、教育部を中心に県教育委員会やＰＴＡ等の教育関係団体の応援協力の下、実施する。

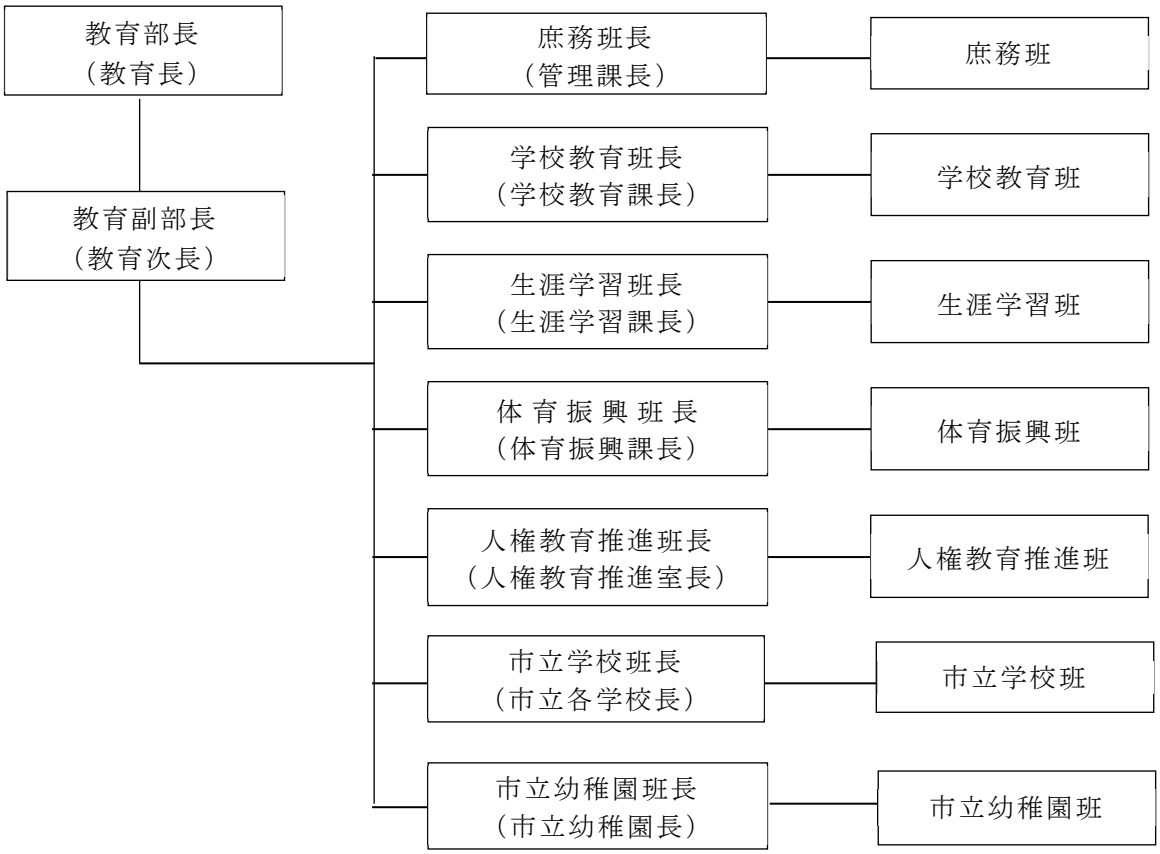

（２）被災状況の調査

各班の班長は、分掌に基づき速やかに被災状況の調査を行い、災害対策本部に連絡する。

（３）学校の休校措置

（ア）　災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

（４）教育施設の応急復旧対策

ア　応急復旧対策の実施計画

応急復旧対策の実施計画は、教育部庶務班が行う。

イ　被害の発生した学校、幼稚園への措置

被害の発生した学校、幼稚園は、災害の多少を問わず次の措置を講ずる。

（ア）　軽易な被害の復旧については、学校（園）長が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞

なく教育部庶務班に報告する。

（イ）　業者を必要とする被害の復旧については、教育部庶務班の指示を受け、応急復旧を行う。

（ウ）　被害を受けた部分については、本工事を実施する前に学校（園）長は、教育部庶務班の指示を受け、一時的な復旧作業を行う。

（エ）　被害の状況により、職員を派遣し、機能の回復に万全を期す。

（オ）　校（園）舎が全壊した場合は、応急教育計画に基づき、体育館の仮間仕切、仮設トイレ等の設置等をする。

ウ　被害の発生した社会教育施設への措置

被害の発生した公民館、歴史民俗資料館等社会教育施設には、イに準じた措置を行う。

エ　指定文化財への措置

被害の発生した国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市の教育委員会を経由して、県教育委員会へ報告することとする。

（５）学校施設と教職員の確保

（ア）　学校（園）長は、教育施設や幼児、児童、生徒の被災状況によって教育実施に困難を来したときは、適当な教育施設を確保するため、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、逐次、実施の状況を教育部学校教育班へ報告する。

（イ）　被災教職員の裏付対策

ａ　複式授業の実施

ｂ　二部授業の実施

ｃ　非常勤講師又は臨時講師の発令

ｄ　教育委員会事務局職員の応援

（ウ）　市教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、震災・学校支援チーム(EARTH)等の派遣を要請するものとする。また、必要に応じて、県教育委員会を通じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)を活用し、国(文部科学省)の職員や他の地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を要請するものとする。

（６）応急教育方法

（ア）　学校（園）長は、教育施設や幼児、児童、生徒の被災状況を確認し、安全かつ適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに、実施の状況を逐次、教育部学校教育班へ報告する。

（イ）　応急教育方法を実施するに当たり、次の事項に留意する。

ａ　災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置

ｂ　幼児、児童、生徒の通学通園の安全を期するための適切な措置と指導

ｃ　幼児、児童、生徒の衛生、保健管理上適切な措置と指導

（７）教材、学用品の調達及び支給

（ア）　学校（園）長は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を逐次、教育部学校教育班に報告する。

（イ）　教育部は、災害対策本部及び兵庫県災害対策本部教育部と連絡をとり、被災及び補給の状況を報告するとともに、教材、学用品の確保及び配給について適切な措置を講ずる。

（ウ）　災害対策教育部長は、各学校（園）長からの報告により、学用品を一括購入し、各学校（園）長に配布する。

（エ）　災害対策教育部長は、調査班等と被災の状況を調整する等、各学校（園）相互間で不均衡にならないように配慮しなければならない。

（オ）　前号により配布を受けた学校（園）長は、これを児童、生徒に交付する。

（カ）　災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任をうけて実施する。

（キ）　災害救助法が適用された場合の実施方法は、災害救助法の定めるところによる。

災害救助法による実施基準

１　学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ）に対して行うものとする。

２　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

（１）教科書

（２）文房具

（３）通学用品

３　学用品の給与のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内とする。

（１）教科書費

教科書費、教科書の発行に関する臨時措置法、（昭和 23 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

（２）文房具費及び通学用品費

①小学校児童	１人当たり	4,700 円　以内
②中学校生徒	１人当たり	5,000 円　以内
③高等学校等生徒	１人当たり	5,500 円　以内

４　学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については１ヶ月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。

備考　知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（８）学校給食等の措置

（ア）　災害地域における学校給食の応急措置について、当該学校（園）の幼児、児童、生徒に対して臨時的に政府のあっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して、学校給食を実施する場合は、兵庫県教育委員会に協議するものとする。

（イ）　学校給食の実施に当たっては、教育委員会はその実施校数、人員、給食種別（完全給食、補食給食、未実施の別）及び実施期間について県教育委員会へ報告する。

（ウ）　応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

（９）児童・生徒等の健康管理

（ア）　被災幼児、児童、生徒への心のケア

a　教職員によるカウンセリング

b　電話相談等の実施

c　教育相談センター、県健康福祉事務所、こどもセンター等の専門機関との連携

（イ）　教職員の心の健康管理

a　グループワーク活動の展開

b　災害救急医療チーム派遣制度の確立

第３８節　農林水産業関係応急対策計画

１　基本方針

気象、水象情報の把握に努め、農地、農道、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	農林水産班 （農林水産課）	（１）基本的方向
		（２）家畜防疫対策
		（３）各種対策
関係機関	光都農林振興事務所 姫路農林水産振興事務所 兵庫西農業協同組合 相生市農業協同組合 姫路家畜保健衛生所 相生漁業協同組合 兵庫県農業共済組合赤相事務所	市が行う農林水産業関係被害調査､応急対策に関する協力 農作物等の災害応急対策についての指導

３　取組み内容

（１）基本的方向

（ア）　農林水産業の災害対策指導は、地域の実情に応じたものであるとともに、気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行うことを基本とする。

（イ）　気象台が発表する予報等により、気象の推移に十分注意し、気象の変化に即応した適切な対策指導を図れるよう体制を整備し、災害情報収集、伝達に配慮する。

（ウ）　災害対策の基本は、予防措置を的確に行い事前に被害を防止することにある。このため日常から必要な知識及び対応技術の普及に努めるとともに、迅速かつ的確な対策を講じるよう防災組織の整備に努める。

（２）家畜防疫対策

市は、市域における被害情報を収集し、姫路家畜保健衛生所に報告することとする。

（３）各種対策

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者への次の対策の徹底を図る。

ア　風水害（８月～11月）、集中豪雨（５月～８月）、長雨（４月～６月）対策

（ア）　農業技術応急指導

被害農作物に対する応急技術指導を光都農業改良普及センター職員により実施する。

（イ）　家畜防疫対策

緊急事態発生のおそれのある場所には、姫路家畜保健衛生所職員を動員して、予防液、治療薬、消毒薬の確保を期し、投薬、施術を実施して発生防止を図る。

（ウ）　飼料確保対策

交通機関の開通を待って、緊急輸送を行う。また、飼料あっせんを行う。

（エ）　流通対策

被害の場所、生産物の種類及び被害の程度により異なるが、出荷先の変更及び輸送経路のう回等により滞貨を防止し、価格の維持に努める。

（オ）　ため池対策

ａ　管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

ｂ　管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

（ａ）　緊急復旧資材の点検・補強

（ｂ）　ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削等応急工事

ｃ　市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

（カ）　漁船復旧資金の早期支払い

被害漁船には、早期に漁船保険金を支払うよう指導する。

（キ）　災害復旧資金の早期貸付

天災融資、公庫資金等の復旧資金の貸付早期化を図る。

（ク）　林業種苗

苗床に流入したときの排土と病害虫発生の予防を行う。

（ケ）　施設（治山、林道）

編柵工の施工、谷止工の施工、林道仮橋の架橋

（コ）　幼令林

引き起して根元を踏み固める。

（サ）　壮年林

折損木の処理、改植

（シ）　林地

編柵工の施工、谷止工の施工

（ス）　主要作物

ａ　水稲

（ａ）　深水にして被害を軽くする。

（ｂ）　倒伏稲を起こさない。

（ｃ）　早期栽培は、早めに刈り取る。

（ｄ）　塩害地は、散水して除塩を行う。

（ｅ）　病害虫予防を行う。

（ｆ）　予備苗代の設置

（ｇ）　被害激甚地の植え替え

b　麦

（a）　排水の励行

（b）　乾燥調整の合理化

（セ）　野菜

a　根腐れ防止のための早期排水

b　海岸浜辺（８㎞以内）は除塩を行う。

c　病害防止のための薬剤散布

d　尿素等の葉面散布

e　土壌酵素補給の中耕

f　軽い中耕と尿素を葉面に散布する。

g　状況による追肥

h　雨間利用による果菜類の側枝をとる。

i　短期土壌乾燥の防止に努める。

（ソ）　果樹

a　倒木は、起こして支柱を立てる。

b　根群域を踏み固める。

c　樹勢回復を図るため液肥を施用する。

d　海岸近くの果樹園では散水し、除塩する。

e　排水を図るとともに表土の流出を防止する。

f　侵しょくを受け、根の露出したものは直ちに被覆する。

g　病害虫の発生を防止するため薬剤散布をする。

（タ）　花き

a　温室、ハウス等の応急修理

b　病害蔓延防止のため薬剤散布

c　早期排水の励行

d　支柱、誘引の処理

イ　地震対策

（ア）　水稲

a　地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保

b　成熟期で品質低下が懸念されている場合の早期収穫

c　地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮

（イ）　大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

（ウ）　野菜

市は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう、指導の徹底を行うこととする。

（エ）　果樹

a　露出した根部の覆土（地震による地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない程度の場合）

b　倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

（オ）　花き

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

（カ）　しいたけ

市は、県及び林業関係団体と協力して、生産者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

ウ　霜害（初霜晩霜）対策

（ア）　農業技術応急指導

被害作物に対する応急技術指導を光都農業改良普及センター職員により実施する。

（イ）　水稲

a　苗代灌水により被害を軽くする。

b　苗代の再種付

c　予備苗代の準備

（ウ）　野菜

a　霜の散水除去（ただし、凍結気温では中止）

b　病害防除、速効性肥料の施肥管理

（エ）　花き

温室、ハウスの応急処理

エ　干害（冬期、夏期）対策

（ア）　農業技術応急指導

被害農作業に対する応急技術指導を光都農業改良普及センター職員により実施する。

（イ）　林業種苗

しきわらの実施

（ウ）　主要作物

a　冬期麦

（ａ）　麦ふみの励行

（ｂ）　水を入れる（走り水程度）。

b　夏期水稲

（ａ）　節水栽培の励行

（ｂ）　強い品種の選定

（ｃ）　表土の中耕

（エ）　野菜

a　畦間灌水の実施

b　しきわら等乾燥防止

（オ）　果樹

a　しきわらの励行

b　適量灌水

第３９節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進

１　基本方針

降雨等による水害・土砂災害に備えた二次災害防災対策を実施する。また、本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、更にその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	建設農林総務班 下水道班 農林水産班	（１）対策内容
		（２）連絡体制
関係機関	光都土木事務所	公共土木施設（所管）の応急対策
	光都土地改良センター	
	ため池管理者	ため池管理・応急対策
	農地の管理者	農地管理・応急対策
	農業用施設の管理者	農業用施設管理・応急対策

３　取組み内容

（１）対策内容

ア　土砂災害

（ア）　市は、総合的な土砂災害対策を推進することとする。

（イ）　市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

（ウ）　市は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

a　緊急復旧資材の点検・補強

b　観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置）

c　クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策

（エ）　市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

（オ）　市は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

イ　道路

（ア）　管理者（市においては市長。以下同じ。）は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握の上、関係機関に連絡する。

（イ）　管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡及び市民への周知を図る。

（ウ）　管理者は、緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。

（エ）　管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。

ウ　河川等（下水道施設含む）

（ア）　市は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握の上、管理者へ堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するよう依頼する。

（イ）　市は、危険箇所について、関係機関への連絡及び市民への周知を図るとともに、管理者へ応急工事の実施を依頼し、警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図る。

（ウ）　市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕、復旧に関する工事又は災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

エ　ため池

（ア）　管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

（イ）　管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

a　緊急復旧資材の点検・補強

b　ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削等応急工事

（ウ）　市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

オ　森林防災対策

（ア）　市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

（イ）　市等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

a　緊急復旧資材の点検・補修

b　警報機付伸縮計の設置

c　危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定砂の除去

（ウ）　市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

カ　農地・農業用施設対策

（ア）　施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。

（イ）　既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行うこととする。

キ　宅地防災対策

（ア）　市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

（イ）　市等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

a　ビニールシート等の応急措置

b　宅地防災相談所等の開設

（ウ）　市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

（２）連絡体制

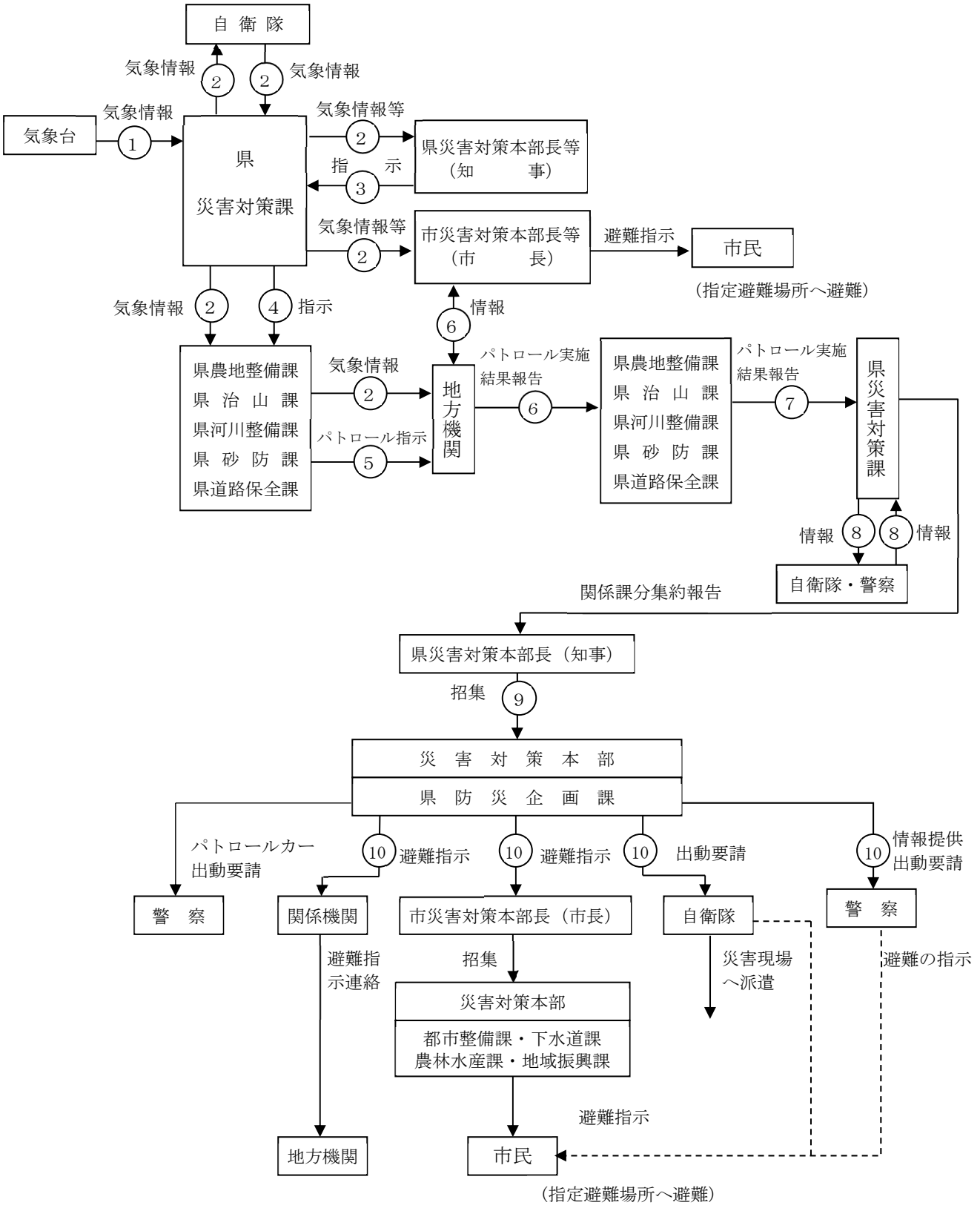

第４０節　大規模火災応急対策計画

１　基本方針

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）災害情報の収集・連絡
		（２）消火活動の実施
		（３）相互応援協定の運用
		（４）ヘリコプターによる情報収集
		（５）警防計画
		（６）市民等の活動
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 隣接市町消防機関 県消防機関 消防団	消火活動の実施

３　取組み内容

（１）災害情報の収集・連絡

ア　被害情報の収集・連絡

防災班は、関係機関と連携し、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、防災班は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内、以後判明したものから逐次報告する）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

イ　応急対策活動情報の連絡

防災班は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

（２）消火活動の実施

西はりま消防組合相生消防署は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な火災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め、迅速に対応することとする。

消防団は、管轄区域内の火災状況等の情報を収集するとともに、西はりま消防組合相生消防署と連

携を取りながら、消火活動を迅速に実施することとする。

（３）相互応援協定の運用

西はりま消防組合は、その消防責任を果たすため、隣接市町との災害時応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

（４）ヘリコプターによる情報収集

県（消防課）は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

（５）警防計画

西はりま消防組合相生消防署は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図る。

（６）市民等の活動

ア　防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たることとする。

イ　市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第４１節　海上災害応急対策計画

１　基本方針

津波や海上災害等により多数の人身事故及び船舶海難の発生、沿岸における火災の発生等甚大な災害の発生が予想される。これらの大規模な災害に対して迅速かつ的確に対処するため、市は関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を行う。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班（危機管理課、総務課） 建設農林総務班（都市整備課）	（１）海上災害の応急活動の実施
		（２）海難による人身事故への対処
		（３）油等の流出事故への対処
		（４）海上災害発生情報の伝達・周知
関係機関	兵庫県 西はりま消防組合相生消防署 姫路海上保安部	災害情報の収集及び伝達、海上交通の安全確保 危険物の保安措置、船舶航行の制限又は禁止 警戒区域の設定、捜索・救助活動

３　取組み内容

（１）海上災害の応急活動の実施

市長は、市沿岸海域で海上災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

（２）海難による人身事故への対処

（ア）　海上保安本部は、災害が発生した場合、被害規模等の情報の収集を行い、その情報連絡、人命の救助・救急活動、消火活動及び海上交通の交通安全等を進める。さらに避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処する。

（イ）　県は、県沿岸部において海上災害が発生した場合、法令、兵庫県石油コンビナート等防災計画及び県地域防災計画等に基づき、海上保安本部等と連携をとり、必要な応急対応を速やかに実施するとともに、消火活動、負傷者等の救急医療活動を支援し、かつ、総合調整を行う。

（ウ）　西はりま消防組合相生消防署は、当該地域付近において海上災害が発生した時は、自ら救助・救命活動を実施するほか、姫路海上保安部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急活動等を行う。

（エ）　遺体等の処理

海上保安官又は警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、指定する斎場に安置する。

ただし、災害の状況により、施設管理者と協議して他の施設に遺体安置所を開設する。

（オ）　応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部等による被害規模等の情報収集	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・沿岸市町の災害対策本部の設置
捜索活動		・海上保安本部等のヘリ等による捜索活動	・海上保安部等と連携をとった県、県警ヘリ等による捜索活動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の捜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部は、県､沿岸市町等と連携をとり､救助･救急活動を行う。	・海上保安本部等と連携をとった救助救急のための県、県警ヘリの出動	・沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動
医療活動		・海上保安部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・県は、沿岸の関係市町からの要請を受け、県立病院の救護班を派遣し、又は医療機関に救護班の派遣を要請	・沿岸の関係市町は医師を確保して救護班を編成し、負傷者等の医療、救護措置を行う。 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社等の派遣要請等を行う。 ・要請に基づく医療機関の医療救護活動
消火活動が必要な場合		・海上保安部は､沿岸市町の消防機関と連携をとり､消火活動を行う。	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・沿岸市町の消火活動 ・沿岸市町は、必要に応じ消防応援協定締結消防機関に応援を依頼 ・沿岸市町は必要に応じて、県に県外の消防機関の派遣要請を行う。
緊急輸送活動		・海上保安部は､緊急輸送を円滑に行うため､必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する ・国土交通省神戸運輸監理部は県からの要請により､緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせんを行う。	・県警は、被害の状況､緊急度､重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員の手配を行う。	・沿岸の関係市町は、被災の状況に応じて、車両等の確保、配置（困難な場合には県に対して調達のあっせんを依頼）

（３）油等の流出事故への対処

（ア）　海上保安本部は、当該船舶の船長等の措置が不十分又は不適切なため、油等の防除に十分な効果が上がらない場合、自らの装備・資機材を用いて海上における救助、油等回収に全力を挙げ、被害を最小限度に止めるための措置を講じる。

海上保安本部は、油等が流出し、陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、県にその旨連絡するとともに、海上での防除作業の支障のない範囲で、県、市の行う陸岸における回収作業を支援する。

（イ）　県は、県の沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶおそれがあるときは、法令、県海上災害計画等に基づき、海上保安本部や沿岸の関係市等と連携を密にして、必要な応急対応を実施するとともに、市が処理する応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行う。

（ウ）　市は、油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令、地域防災計画等に定めるところに従って、姫路海上保安部や県等と連絡をとり必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努める。

（エ）　オイルフェンス、油吸着材、油処理剤及び散布器具の常備

油事故に対する漁業者の自営組織を確立し、防災資材を常備して漁業被害の発生を最小限に食い止める。

災害が発生した場合には、漁協及び関係機関等の応援を求める。

護岸の決壊については、増破のおそれのあるもの、普通潮位、平水位においても、海水又は河水が流入するような箇所に仮締切、決壊防止工事等を行う。

また、河口埋塞については、船行に危険又は支障があるものについて、埋塞土砂取り除きのため浚渫を行う。

（オ）　回収作業従事者の健康対策の実施

回収作業従事者に、回収活動が安全に実施できるよう、健康管理上の注意事項を周知するとともに、必要に応じて現場に救護所を設置する。

市は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じて、兵庫県薬務課に報告するとともに、健康被害者の発生に備えて病院の受入れ体制を整備する。

回収作業が長期化する場合、回収作業従事者及び地域市民の健康状態の悪化を防止するため、現場及び地域を巡回して健康相談を実施し、必要な措置を講じる。

（カ）　二次災害の防止

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止等を呼びかける。また、市は、県、県獣医師会、野鳥の会等関係機関の協力を得て、汚染海鳥等の動物の救護活動を実施する。なお、市は、県と連携をとり、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店及び魚介類加工品製造施設等へ県とともに立入検査を行うとともに、市民に情報公開を行う。また、漁業・水産関係者に対する情報提供、指導等に努め、安全性の確保を図る。

（キ）　被災事業者、市民等の復旧支援

市は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、農業関係者、商工観光業関係者、市民等の回復を支援するため、臨時被害相談所の設置、各種資金の貸付等、必要に応じた措置を実施する。

（ク）　事後の監視等の実施

市は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

重油等の流出事故の場合

（通常の防除体制では、全ての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部から県等に情報連絡 ・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導 ・防除資機材の調達	・情報収集 ・海上災害警戒本部設置の準備 ・防除関係者への情報提供	・防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		・海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請		・指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
（陸岸に漂着する可能性がある）		・ヘリによる航空監視	・海上災害警戒本部及び地方本部設置 ・防除資機材の調達	・沿岸市町の災害対策警戒本部設置 ・沿岸市町による防除資機材の調達
（陸岸に漂着可能性大）			・海上災害対策本部及び地方本部設置 ・県民局等による陸岸のパトロール	・沿岸市町災害対策本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		・海上保安本部の沿岸海域における防除作業	・海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	・流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、海上での除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	（産業廃棄物の場合） 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		（産業廃棄物の場合） 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

（４）海上災害発生情報の伝達・周知

ア　防災関係機関への伝達

海上災害発生及びそれに伴う災害状況等への伝達は、次の伝達系統により行う。

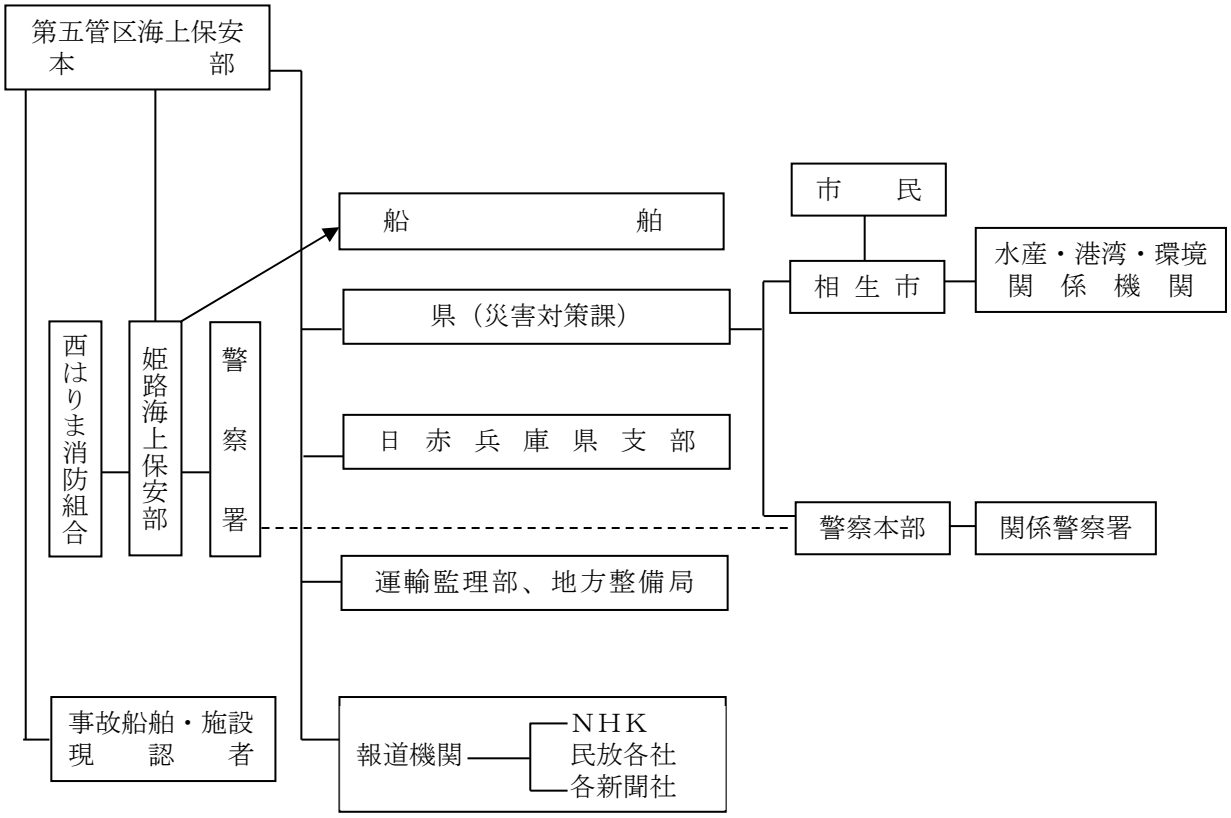

イ　船舶・一般への周知

（ア）　船舶への周知

海上災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため災害の状況及び安全措置等について、概ね次の区分により一般船舶に対し周知に努める。

機関	周知手段	対象船舶
第五管区海上保安本部	航行警報 安全通報	航行船舶 在泊船舶
姫路海上保安部	船艇、航空機等による周知	
放送局（NHK、民放）	テレビ ラジオ	船舶
港湾管理者	自動車、船舶等による訪船 拡声器による周知	港内船舶

（イ）　沿岸市民への周知

流出油による災害が沿岸市民、施設等に波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民及び施設の安全と人心の安定を図るため、災害の状況及び安全措置等について、次の区分により沿岸市民に対して周知する。

機　　関	周　知　手　段	周　知　事　項
市	防災行政無線等	１　事故の状況 ２　防災活動の状況 ３　火気使用の制限、禁止及び交通の制限、禁止に関する事項 ４　避難準備等一般的注意事項 ５　その他必要事項
警　　察	パトカーの拡声器等	
海上保安部	船艇、航空機等の拡声器	
放送局 ｛ＮＨＫ 　　民　放	テ　レ　ビ ラ　ジ　オ	

第４２節　危険物施設等応急対策計画

１　基本方針

地震等により危険物施設等が損壊し、大規模火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の大規模災害が発生した場合は、防災関係機関による石油類、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物の応急的保安措置を講じる。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）消防法に定める危険物（石油等）
		（２）高圧ガス
		（３）火薬類
		（４）毒物・劇物
関係機関	関係事業者	連絡通報、初期防除、応急救護、従業員等の避難、被災地区市民救済、防災資機材の調達
	西はりま消防組合相生消防署	
	警察署	避難誘導対策
	兵庫県	災害広報、 広域応援要請

３　取組み内容

（１）消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所が、西はりま消防組合相生消防署に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア）　県・市・その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力の下に次の応急対策を実施することとする。

ａ　災害情報の収集及び報告

西はりま消防組合相生消防署は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

ｂ　災害広報

市は、災害による不安・混乱を防止するため、防災行政無線、携帯メール（防災ネット）、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

ｃ　救急医療

消防機関は、県その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施することとする。

ｄ　消防応急対策

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

ｅ　避難

市長は、相生警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行うこととする。

ｆ　交通応急対策

道路管理者（市においては市長）、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全及び緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

ｇ　給水

西播磨水道企業団は、地域防災計画に定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給することとする。

ｈ　市民救済対策

市は、県等と合同して市民の救済対策を講じることとする。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

ｉ　災害原因の究明

消防機関は、県等と合同して災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

（２）高圧ガス

当該事業所が、西はりま消防組合相生消防署に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア）　緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市や防災関係機関に通報することとする。

（イ）　防災資機材の調達

応急対策に必要な資機材は事業所が調達することとするが、事業所による確保が困難な場合は、県や市と連携して防災資機材を調達することとする。また、市や防災関係機関は資機材の緊急輸送に協力することとする。

（ウ）　被害の拡大防止措置及び避難

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について決定し、避難の指示を行うこととする。

（３）火薬類

当該事業所等が、西はりま消防組合相生消防署に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア）　販売所（庫外貯蔵所）における応急処置

事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を搬出するとともに、市や防災関係機関の連絡を密にして、対処することとする。

（イ）　被害の拡大防止措置及び避難

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について決定し、避難の指示を行うこととする。

（４）毒物・劇物

当該事業所等が、県健康福祉事務所等に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について決定し、避難の指示を行うこととする。

第４３節　危険物事故及び原子力等災害応急対応計画

１　基本方針

災害時における危険物（石油、放射性物質等）の保安及び応急対策並びに県外原子力災害等事案に対する応急対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）危険物（石油等）取扱事業所等
		（２）原子力等災害の応急活動の実施
		（３）放射性物質取扱事業所
		（４）県外原子力災害等事案
		（５）原子力災害等における避難等の実施
		（６）警戒区域の設定
		（７）救急・救助活動の実施
		（８）消火活動の実施
		（９）飲料水、飲食物の摂取制限等の実施
		(10) 放射性物質による汚染の除去
		(11) 社会秩序の維持対策
		(12) 心身の健康相談体制の整備
		(13) 各種制限措置の解除
関係機関	関係事業者	連絡通報 、初期防除、応急救護、従業員等の避難、被災地区市民救済、防災資機材の調達
	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	警察署	避難誘導対策
	兵庫県	災害広報、 広域応援要請
	兵庫労働局	災害原因の究明

３　取組み内容

（１）危険物（石油等）取扱事業所等

ア　事業所等の措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

（ア）　連絡通報

a　責任者は、発災時に直ちに１１９番で西はりま消防組合相生消防署に連絡するとともに、必要に応じて、付近市民及び近隣企業に通報することとする。

b　責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

（イ）　初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行うこととする。特に、近

隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずることとする。

（ウ）　医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施することとする。

（エ）　避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施することとする。

（オ）　市民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

イ　県、市その他関係機関の措置

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力の下に次の応急対策を実施することとする。

（ア）　災害情報の収集及び報告

西はりま消防組合相生消防署は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

（イ）　災害広報

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、防災行政無線、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

（ウ）　救急医療

当該事業所、県警察本部、海上保安本部、消防機関、県及び医療機関その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施することとする。

（エ）　消防応急対策

ａ　消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

ｂ　県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を行うこととする。

（オ）　避難

市長は、相生警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及びに避難所への収容を行うこととする。

なお、県は、災害の態様により、海上避難等につき調整を行うこととする。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。

（カ）　災害警備

県警察本部及び海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期することとする。

（キ）　交通応急対策

道路管理者（市においては市長）、県警察本部及び海上保安本部は、交通の安全及び緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

（ク）　自衛隊、日本赤十字社等の出動

県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社等に出動要請を行うこととする。

（ケ）　公共機関応急対策

関西電力及びその他の公共機関は、地域防災計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施することとする。

（コ）　給水

西播磨水道企業団は、地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給する

こととする。

（サ）　市民救済対策

企業、県及び市その他関係機関は、合同して市民の救済措置を講じることとする。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

（シ）　災害原因の究明

県、県警察本部、兵庫労働局及び西はりま消防組合相生消防署は災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

（２）原子力等災害の応急活動の実施

市長は、原子力等災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、関係機関等からの情報収集の上、全庁的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。動員体制等については、災害規模等に基づき必要な体制をとるほか、原則として第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」に準じ適切に行う。

（３）放射性物質取扱事業所

放射性物質に係る事故災害が発生した場合、事故が発生した事業者又は放射性物質の輸送者において被害の拡大防止、復旧作業等を行うように関係法令で定められているが、市においても市民の安全を確保するため、各章に定めるところにより対策を講じるものとし、放射性物質の特性から特に必要な対策についても講じることとする。

ア　放射性物質取扱事業所等の措置

（ア）　放射性物質取扱事業所は、放射性物質の検知及び事故等が発生した場合、その状況について文部科学省、警察署、海上保安部、消防機関、赤穂健康福祉事務所（保健所）等へ通報するとともに、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づいて、応急措置をとる。

（イ）　放射性物質取扱事業所は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

イ　市の措置

（ア）　市及び西はりま消防組合相生消防署は、放射性物質取扱事業所等における放射性物質に係る事故等の発生を確認した場合、その旨を兵庫県企画県民部災害対策局消防課へ直ちに連絡する。

また、状況に応じて近隣市町へも連絡する。

（イ）　関係機関は、必要があるときは警戒区域を設定し、市民の立入り制限及び避難等の措置を実施するとともに、地域市民に対し広報活動等を実施する。

（ウ）　放射線測定設備により放射線量の測定を行ったときは、県等に連絡する。

（エ）　県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、本部事務局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内、以後判明したものから逐次報告する。）。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節を参照

ウ　警察署の措置

（ア）　警察署は、事故等の発生の通報を受けた場合、県警察本部と消防本部へ事故等の発生について、直ちに通報する。

（イ）　必要により、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

（ウ）　消防機関と共同して救助その他応急の措置、市民の避難誘導広報活動を実施する。

エ　県の措置

（ア）　県は、市から事故等について通報があった場合は、直ちに国（消防庁）へ通報する。

（イ）　市等の行う広報活動に必要な情報を提供する。

（ウ）　必要により放送機関に対して、事故、応急対策の状況、市民のとるべき措置及び注意事項に関する放送を要請する。

オ　放射性物質取扱事業所以外の事故等

放射性物質取扱事業所以外の場所で放射性物質の発見や検出を認めた施設等の所有者、管理者若しくは占有者又は立会人等は、被爆を未然に防止するため、人々を近づけないなどの緊急措置を行うとともに、遅滞なく警察、消防等の各機関へ通報する。

カ　核燃料輸送車両の事故等

（ア）　事業者は、核燃料の輸送中に緊急事態が発生した場合、15 分以内を目途に文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、県、警察、消防、海上保安部等に連絡する。

（イ）　県は、情報を市に連絡するとともに、国と連携して必要な対応を図る。

（ウ）　警察、消防及び海上保安部は、人命救助、消火等、状況に応じ必要な対策を講じる。

キ　不法廃棄等事案の場合

（ア）　放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちに、その旨を西はりま消防組合相生消防署、県警察本部及び海上保安本部に通報することとする。また、関係法令による規制の対象となる場合又は対象となる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報することとする。なお、一般発見者の通報先は、西はりま消防組合相生消防署、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとする。

（イ）　県は、通報を受けた西はりま消防組合相生消防署から連絡を受けた場合は、その旨を消防庁に報告することとする。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも連絡する。さらに、県及び市は、必要に応じ、災害等の応急対策を実施することとする。

（４）県外原子力災害等事案

ア　県、市及びその他関係機関の措置

県は、県外において対象原子力災害等が発生した場合は、関係省庁、関係府県及び原子力災害等

が発生した原子力事業所の原子力事業者等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ、入手した情報を市等関係機関に提供することとする。

また、県及び市は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施することとする。

原子力発電所の事業者は、運転する原子力発電所において、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、県に連絡することとする。

イ　原子力災害時の情報収集・広報及び市民相談窓口の設置

（ア）　災害情報の収集及び報告

原子力発電所の事業者は、運転する原子力発電所において、原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県に対して、情報連絡を行う。

市は、県と密接な連携をとり、情報の入手に努める。また、放射線量の測定を行ったときは、県等に連絡する。

（イ）　災害広報

県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

市は、市民等に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけなども行う。

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、防災行政無線、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

（ウ）　住民相談窓口の設置

市は、市民等からの問合せに対応する住民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、ファクシミリ、直接応対）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問合せの多い内容については、その回答とあわせて広報活動を実施し、住民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

（５）原子力災害等における避難等の実施

事業所外運搬、県外原子力災害等事案に係る原子力災害等の発生など不測の事態に備え、必要な避難対策について定める。

ア　避難基準

（ア）　内閣総理大臣からの避難指示の実施の指示があったとき（原災法第 15 条）。

（イ）　事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。

（ウ）　その他核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域市民が危険にさらされるおそれがあるとき。

（エ）　原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	○放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
１０～５０	１００～５００	市民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避又は避難すること。
５０以上	５００以上	市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避又は避難すること。

注１）予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注２）外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月一部改訂、原子力安全委員会）より

イ　避難の際の注意事項

（ア）　屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。

（イ）　地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。

（ウ）　県や市からの指示があるまでは外出を控えること。

（エ）　ドア及び窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。また、感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。

（オ）　放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。

（カ）　食品にはフタ、ラップ等をし、又飲料水を確保するためペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。

（キ）　テレビ、ラジオ、防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。

（ク）　感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力、分散して退避すること。

ウ　避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所要時間等を勘案の上、指定するが、原則としてコンクリート建物とする。設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して定める。

さらに、感染症流行下において、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。

エ　県外からの避難の受入れ体制の整備

（ア）　想定される広域避難

市及び県は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。

（イ）　情報連絡体制の整備

a　避難元府県・市町との情報の交換

市及び県は、県外からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元府県・避難元市町と連絡先を交換することとする。

b　避難者情報の共有

市は、随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行うこととする。

情報の例：幼稚園・保育園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口および在宅の要配慮者数、避難経路、避難手段等

（ウ）　広域避難の受入体制の整備

a　組織体制の整備

市及び県は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。ただし、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告することとする。

b　避難所の指定・開設

市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示することとする。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行うこととする。避難所の開設期間は、被災地域が広域にわたる等の原子力災害の特性に配慮し、目安として２か月を上限とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする。

c　車両一時保管場所の選定

市及び県は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めることとする。

d　必要物資の把握、配布手順の確認

市は、避難元市町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水および生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておくこととする。また、受入市町は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておくものとする。

（エ）　避難者の相談及び情報提供

a　相談窓口の設置

市及び県は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力することとする。

b　避難者への情報提供

市及び県は、避難元府県・市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努めることとする。

（６）警戒区域の設定

（ア）　市長は、対象原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める区域又は放射線が５μSv/h 以上検出される区域に対し、災害対策基本法第 63 条第１項に基づき「放射線警戒区域」を設定することとする。

（イ）　放射線警戒区域内の活動に当たっては防護の３原則（距離・時間・遮断）を遵守することとする。

（ウ）　市長は、放射線警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

（エ）　市長は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯のためのパトロールを実施することとする。

（７）救急・救助活動の実施

負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第４節「被災者救出計画」及び第５節「救急医療対策計画」に準じて適切に行う。

（８）消火活動の実施

西はりま消防組合相生消防署は、事業者からの情報や専門家等の意見と消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

（９）飲料水、飲食物の摂取制限等の実施

市は、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、市民に対し、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限・禁止、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等の必要な措置を講じる。

（10）放射性物質による汚染の除去

事業者は、市、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。市は、県と協議し、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、国の専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講じることとする。

放射性物質が発見された場所の管理者は、当該放射性物質の除去等を行うこととする。この際、市は、県と協議し、速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、国の専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講じることとする。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させることとする。

（11）社会秩序の維持対策

市は、流言飛語の防止等について、県の措置に準じて適切に行う。また、対象原子力災害等の事後に実施する環境放射線等モニタリングについて、市は必要に応じて県と協議を行い、市民等が理解しやすい結果内容の広報に配慮する。

（12）心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、避難に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。市は、国及び県と連携し、不安軽減のための適切な情報を提供するとともに、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも配慮し、心身の健康に関する相談窓口を設置するなどの体制を確立する。

（13）各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除の解除を行い、市内における安全が回復した旨を発表する。

第４４節　高圧ガス事故応急対策計画

１　基本方針

高圧ガスに対する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）緊急通報
		（２）災害対策本部等の設置
		（３）応急処置の実施
		（４）防災資機材の調達
		（５）被害の拡大防止措置及び避難
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	事業者	関係機関への通報、応急対策措置

３　取組み内容

（１）緊急通報

（ア）　事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、県警察本部、市、西はりま消防組合相生消防署、海上保安本部）に通報することとする。

（イ）　通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

（２）災害対策本部等の設置

事業者は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施することとする。

（３）応急処置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に応じた適切な応急処置を実施することとする。

（ア）　状況により、設備を緊急運転停止

（イ）　火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水

（ウ）　ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置

（エ）　状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

（オ）　状況により、防災要員以外の従業員の退避

（カ）　発災設備以外の設備の緊急総点検

（キ）　交通規制、船舶航行禁止措置

（４）防災資機材の調達

（ア）　事業者は、防災資機材が不足し、又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達することとする。

（イ）　県、消防機関は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合は、連携して防災資機材を調達することとする。

（ウ）　県警察本部、消防機関、海上保安本部は、防災資機材の緊急輸送に協力することとする。

（５）被害の拡大防止措置及び避難

（ア）　事業者は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、ガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努めることとする。

（イ）　防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺市民等の避難について協議することとする。

（ウ）　市は、必要に応じ避難の指示を行うこととする。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。

第４５節　火薬類事故応急対策計画

１　基本方針

火薬類事故については、当該事業所・事業者等が関係機関等に通報の上、当該事業所・事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施する。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）緊急通報
		（２）災害対策本部等の設置
		（３）応急措置の実施
		（４）避難
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	事業者	関係機関への通報、応急対策措置

３　取組み内容

（１）緊急通報

（ア）　事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（市、県、西はりま消防組合相生消防署、県警察本部）等に通報することとする。

（イ）　通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

（２）災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施することとする。

（３）応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連携を密にし、火薬類の性質に応じた適切な応急措置を講ずることとする。

ア　火薬類製造所における応急措置

（ア）　作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

（イ）　火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供することとする。

監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

イ　火薬庫における応急措置

（ア）　事業者は、火薬庫周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出することとする。なお、搬出に当たっては、県警察本部、消防機関及び県等の関係機関と連携を密にして対処することとする。

（イ）　事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは、消防機関（先着の消防隊員）に火災の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

ウ　販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

（ア）　事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出に当たっては、県警察本部、消防機関及び県等の関係機関に対して、連携を密にして対処することとする。

（イ）　事業者は、時間的余裕がない等の事情により搬出ができないときは、消防機関（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

エ　消費場所における応急措置

（ア）　火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。

（イ）　火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

オ　運搬中における応急措置

（ア）　運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。

（イ）　運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行うこととする。

（４）避難

市は、必要に応じ避難の指示を行うこととする。また、避難所については地域防災計画に定めるところによる。

第４６節　毒物・劇物事故応急対策計画

１　基本方針

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）事業者等の通報
		（２）応急措置
		（３）避難
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施
	事業者	関係機関への通報、応急対策措置

３　取組み内容

（１）事業者等の通報

事業者は、毒物・劇物が流失し付近市民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、市、県健康福祉事務所、西はりま消防組合相生消防署、県警察本部等へ緊急通報を行うこととする。

（２）応急措置

（ア）　市は県とともに、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底することとする。

（イ）　消防機関は、火災が発生した場合、施設管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めることとする。

（ウ）　市は県とともに、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。

（３）避難

市長等は、必要があれば避難の指示を行うこととする。

第４７節　突発重大事案応急対策計画

１　基本方針

爆発事故、ＢＣ災害（細菌やウイルスなどの生物剤によるＢ（Biological バイオロジカル）災害、化学物質によるＣ（Chemical ケミカル）災害の総称）等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい災害から、市民を守るための各種応急対策について定める。

２　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）突発重大事案発生時の対応
		（２）現地災害対策本部の設置
		（３）現地災害対策本部の機能
		（４）現地災害対策本部の設置場所
		（５）現地災害対策本部の廃止
		（６）ＢＣ災害による被害発生時の措置
		（７）雑踏事故対応の実施
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	救急・救助活動の実施、消火活動の実施

３　取組み内容

（１）突発重大事案発生時の対応

（ア）　市長は、事故現場に出動した県警察本部、消防機関、海上保安本部等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報することとする。

（イ）　市は、当該事案の状況により、災害対策本部等を設置し、関係防災機関に連絡を行うとともに、状況により、職員を現場に派遣することとする。

（２）現地災害対策本部の設置

市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。

（３）現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況等情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たることとする。

（ア）　災害情報の収集及び伝達

（イ）　広報

（ウ）　防災関係機関の情報交換

（エ）　防災関係機関相互間における応急対策の調整

（オ）　防災関係機関に対する応援要請

（カ）　その他必要な事項

（４）現地災害対策本部の設置場所

（ア）　市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示することとする。

（イ）　各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たることとする。

（５）現地災害対策本部の廃止

市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止することとする。

（６）ＢＣ災害による被害発生時の措置

（ア）　警察官、海上保安官又は消防職員は、ＢＣ災害により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、原因物品等を回収若しくは廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとることとする。

（イ）　市民は、サリン等又はＢＣ災害等の原因となる物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報することとする。

（ウ）　市は県と協力し、ＢＣ災害の原因となる物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を要請することとする。

（７）雑踏事故対応の実施

（ア）　雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

群衆の密度、行動等から雑踏事故発生のおそれがあると認識した開催者、警備員、警察官等は相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行うこととする。

（イ）　雑踏事故発生時の対策

行事の主催者又は鉄道事業者等は、雑踏事故が発生した場合、迅速に消防機関、警察署等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保するなど、応急措置に努めることとする。

消防機関は、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を的確に把握し、救急・救助活動に迅速に着手することとする。また、必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。多数の負傷者が発生した場合、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

警察署は、事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。また、事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。

第１節　公共施設等の災害復旧

１　基本方針

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定する。

２　実施主体

	担　当　部	項　目
市 担 当	各担当部	（１）災害復旧事業の実施体制
		（２）災害復旧事業計画の策定
		（３）災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

３　取組み内容

（１）災害復旧事業の実施体制

地震・豪雨等により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するために、県及び関係機関等と調整の上、実施に必要な職員の配備、職員の応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立する。

（２）災害復旧事業計画の策定

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

ア　災害復旧事業の種類

（ア）　公共土木施設災害復旧事業

ａ　河川災害復旧事業
ｂ　海岸災害復旧事業
ｃ　砂防設備災害復旧事業
ｄ　林地荒廃防止施設災害復旧事業
ｅ　地すべり防止施設災害復旧事業
ｆ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
ｇ　道路災害復旧事業
ｈ　港湾災害復旧事業
ｉ　下水道災害復旧事業
ｊ　公園災害復旧事業

（イ）　農林水産業施設災害復旧事業

a　農地農業用施設災害復旧事業

b　林地荒廃防止施設災害復旧事業

c　林道施設災害復旧事業

（ウ）　都市施設等災害復旧事業

a　街路災害復旧事業

b　都市排水施設等災害復旧事業

（エ）　廃棄物処理施設災害復旧事業

（オ）　住宅災害復旧事業

（カ）　社会福祉施設災害復旧事業

（キ）　公共医療施設、病院等災害復旧事業

（ク）　学校教育施設災害復旧事業

（ケ）　社会教育施設災害復旧事業

（コ）　中小企業の振興に関する事業計画

（サ）　その他の災害復旧事業

（３）災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

処理推進体制、再生利用や最終処分等災害廃棄物の具体的な処理方法、計画的に処理を進めるためのスケジュールなどを定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理を実施する。

また、県の「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」や「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」に基づき、市は処理先の確保が困難な場合に、応援要請を行い、処理先の調整・あっせん等の支援を受けることとする。

第２節　激甚災害の指定

１　基本方針

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

２　実施主体

	担　当　部	項　　目
市 担 当	企画総務部	（１）方針
		（２）激甚災害の指定手続き
		（３）激甚災害に係る特別財政援助

３　取組み内容

（１）方針

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）が制定されている。

本市域に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図る。

（２）激甚災害の指定手続き

ア　知事への報告

（ア）　災害状況等の報告

大規模な地震が発生した場合、市長は激甚法第２条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

（イ）　報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条第１項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ａ　災害の種類
ｂ　災害が発生した日時
ｃ　災害が発生した場所又は地域
ｄ　被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）

ｅ　災害に対しとられた措置

ｆ　その他必要な事項

イ　国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

（ア）　知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

（イ）　中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。

（ウ）　答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

（３）激甚災害に係る特別財政援助

ア　特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

イ　激甚災害に係る財政援助対象事業等

区分	対象事業	適用条項
(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業	第３条関係
	②公共土木施設災害関連事業	第３条関係
	③公立学校施設災害復旧事業	第３条関係
	④公営住宅災害復旧事業	第３条関係
	⑤生活保護施設災害復旧事業	第３条関係
	⑥児童福祉施設災害復旧事業	第３条関係
	⑦老人福祉施設災害復旧事業	第３条関係
	⑧身体障害福祉施設災害復旧事業	第３条関係
	⑨婦人保護施設災害復旧事業	第３条関係
	⑩感染症指定医療機関災害復旧事業	第３条関係
	⑪感染症予防事業	第３、19 条関係
	⑫堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)	第３、９条関係
	⑬湛水排除事業	第３、10 条関係
(2)　農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	第５条関連
	②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	第６条関係
	③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	第７条関係
	④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例	第８条関係
	⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	第９条関係
	⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	第 10 条関係
	⑦共同利用小型漁船の建造費の補助	第 11 条関係
	⑧森林災害復旧事業に対する補助	第 11 条の２関係
(3)　中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第 12 条関係
	②事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第 14 条関係

(4) その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第 16 条関係
	②私立学校施設災害復旧事業に対する補助	第 17 条関係
	③市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第 19 条関係
	④母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	第 20 条関係
	⑤水防資材費の補助の特例	第 21 条関係
	⑥り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	第 22 条関係
	⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 24 条関係
	⑧雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第 25 条関係

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用条項

ウ　局地激甚災害に係る財政援助対象事業等

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅等災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦老人福祉施設災害復旧事業 ⑧障害者福祉施設災害復旧事業 ⑨婦人保護施設災害復旧事業 ⑩感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑪感染症予防事業 ⑫堆積土砂排除事業 ⑬湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③森林災害復旧事業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
(4) その他の財政援助措置	①公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

エ　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資することとする。

（ア）　農林漁業災害資金

a　天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、

償還年限につき有利な条件で融資する。

ｂ　（株）日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

（イ）　中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

（ウ）　災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助の確保

１　基本方針

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

２　実施主体

	担　当　部	項　目
市 担 当	各事業担当部	（１）法律等により一部負担又は補助を受ける事業

３　取組み内容

（１）法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関しては、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。

国が財政の援助を行う法律等の主なものは次のとおりである。

財政援助を行う根拠となる法律の主なもの
・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・公営住宅法 ・土地区画整理法 ・海岸法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・予防接種法 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・水道法 ・下水道法 ・生活保護法 ・児童福祉法 ・身体障害者福祉法 ・老人福祉法 ・障害者自立支援法 ・売春防止法 ・砂防法　など

第４節　民生安定化のための緊急措置

１　基本方針

大災害が発生した場合には、住居や家財等をそう失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

２　実施主体

	担　当　部	項　目
市担当	企画総務部 財務部 市民生活部 健康福祉部 建設農林部	（１）生活相談の実施
		（２）り災証明書の発行
		（３）災害見舞金等の支給
		（４）被災者生活再建支援制度
		（５）災害援護資金等の貸付
		（６）住宅確保の支援
		（７）被災中小企業等の復旧支援
		（８）市税等の徴収猶予及び減免
		（９）義援金品の受入・配分

３　取組み内容

（１）生活相談の実施

市は、被災者のための相談所を設け、相談、要望等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

また、市役所、避難所等に被災相談所を設け、相談業務を実施し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

さらに、被災の状況により兵庫県弁護士会との「災害時における連携協力に関する協定書」による協定により弁護士による相談が行えるよう派遣を求める。

（２）り災証明書の発行

り災証明については、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

ア　り災証明の証明項目

り災証明書は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

（ア）　家屋の損壊等に関する証明項目

a　全壊、半壊、一部損壊

b　流出、床上浸水、床下浸水

c　その他

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真（被害箇所・修理箇所）等の添付が必要になる。カメラがない場合は、スマートフォンでもよい。

（イ）　家屋の火災に関する証明項目

a　全焼、半焼、部分焼、ぼや

b　全損、半損、小損

c　その他

イ　り災証明書の発行手続き等

（ア）　被害調査の実施

り災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

（イ）　り災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成する。

（ウ）　り災証明書の発行事務

被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災者台帳で確認し、発行するものとする。

ウ　その他

り災証明書の証明手数料は、無料とする。なお、り災証明書の様式は、相生市地域防災計画（資料編）『第４節　様式』を参照

（３）災害見舞金等の支給

市民の福祉及び生活安定に資するため、相生市災害見舞金等の支給に関する条例に基づき、災害見舞金の支給等を行う。

（４）被災者生活再建支援制度

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

ア　被災者生活再建支援法の概要

（ア）　被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

（イ）　法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

ａ　法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

ｂ　法の対象となる自然災害の程度

（ａ）　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害

（ｂ）　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

（ｃ）　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

（ｄ）　（ａ）又は（ｂ）の市町村を含む都道府県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10 万人未満に限る。）の区域に係る自然災害

（ｅ）　（ａ）から（ｃ）の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10 万人未満に限る。）の区域に係る自然災害

（ｆ）　（ａ）若しくは（ｂ）の市区町村を含む都道府県又は（ｃ）の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る。）

イ　被災者生活再建支援制度

（ア）　支援金の支給対象となる被災世帯

ａ　支援金の支給対象となる被災世帯

前述の（イ）ｂ（ａ）から（ｃ）の自然災害により

（ａ）　住宅が全壊した世帯

（ｂ）　住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

（ｃ）　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

（ｄ）　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（ｅ）　半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

ｂ　支援金の支給額（下記①と②の合計で最大300万円）

該当する世帯に支給される支給額は次表の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は、各欄の当支給額の金額は3/4の額となる。

区分（ア）ａの 支給対象世帯	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
（ａ）（ｂ）（ｃ）	100 万	建設・購入　200 万円 補修　100 万円 賃貸　50 万円
（ｄ）	50 万	
（ｅ）	－	建設・購入　100 万円 補修　50 万円 賃貸　25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円

ウ　支援金の支給申請等

（ア）　申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月間以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月間とする。

（イ）　申請時の添付書類

ａ　基礎支援金：り災証明書、住民票等

ｂ　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

（ウ）　支援金支給に係る手続

被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。

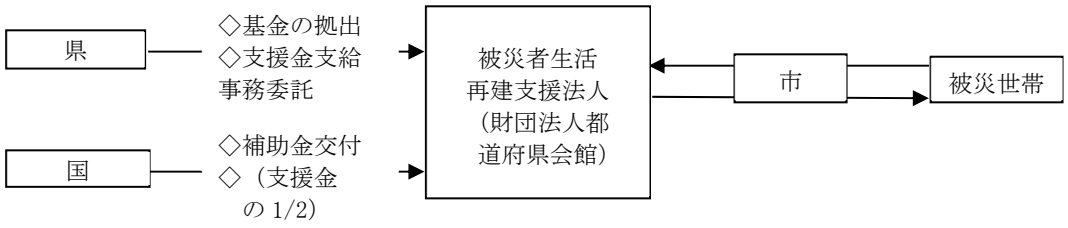

エ　その他

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努め、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（５）災害援護資金等の貸付

ア　災害援護資金

災害救助法による救助が行われた災害により、家財等に被害のあった者に対し、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

イ　生活福祉資金

災害救助法の適用に至らない小災害時に、県が実施する災害困窮者等への生活福祉資金貸付制度の周知を図り、同制度の円滑な活用が図れるよう、相談窓口等において助言等を行う。

（６）住宅確保の支援

住宅に被害を受けた被災者への住宅確保策として、住宅金融公庫の行う被災者向け低利融資の活用が図れるよう、被災者への制度の周知や借入に関しての指導等を行う。

また、住宅に関する相談窓口を設置し、総合的な住宅情報の提供に努める。

（７）被災中小企業等の復旧支援

被災した中小企業者及び農林水産業者の経営の再建と生産力の回復を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国、県及び関係機関に協力を要請する。

（８）市税等の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者等に対し、地方税法又は相生市税条例等により、市税等の緩和措置を図るため、実態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

（９）義援金品の受入・配分

ア　義援物資の受入・配分

（ア）　受入

a　災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

b　義援物資の受入れに当たっては、拠出者名簿を作成し、義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

（イ）　配分

a　義援物資は、災害活動拠点等に保管し、配分基準を定めた上で、一般物資と同様に配分を行う。また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

b　配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗又は変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

イ　義援金の受入・配分

市に寄託された義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、市及び関係機関で構成される義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、義援金の受入及び配分を行うものとする。

（ア）　受入

a　災害発生後速やかに受入窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に災害対策本部名義の口座を開設し、振込みによる義援金の受入れを行う。

b　義援金の受入れに当たっては、拠出者名簿を作成し、義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

（イ）　配分

a　寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

b　委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。

c　寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。

d　被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

第５節　住宅の復旧対策

１　基本方針

被災地の滅失家屋の状況を調査し、被災者に対し融資制度の内容を周知するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物（災害により、住宅又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。）及び被災建築物（災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合における当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分をいう。）資金に該当する場合は、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入れ手続の指導、り災証明の発行を早期に実施し、災害復興資金の借入れ促進を図る。

２　実施主体

	担　当　部	項　　目
市 担 当	建設農林部 財務部	（１）住家被害認定の実施
		（２）住宅復旧の主な種類と順序
		（３）公営住宅法による災害公営住宅
		（４）公営住宅法による既設公営住宅復旧事業
		（５）被災住宅に対する融資等
		（６）兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

３　取組み内容

（１）住家被害認定の実施

ア　被害家屋調査体制の確立

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、被災した住家の被害程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を認定することをいい、市が実施する。市は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成 18 年 1 月 27 日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うとともに、担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の迅速化を図る。なお、市の職員だけでは人的に対応できない場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

イ　家屋被害認定士の応援要請

市の職員だけでは被害家屋調査を対応しきれない場合、県と連絡調整を行い、「兵庫県家屋被害認定士制度」に基づく家屋被害認定士（※）の応援を要請する。

【家屋被害認定士】

「兵庫県家屋被害認定士制度」は、被災市町の災害対応業務の軽減等を図る目的で整備された制度であり、家屋被害認定士は、この制度に基づき、即戦力として迅速かつ公平・均一な被害調査を行うことを認証された県市町の職員あるいは建築・不動産関係者である。家屋被害認定士は、災害時において市町長より調査員として命ぜられる。

ウ　住家被害認定の実施

住家被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて実施する。住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、更にはこの２つが混合した「混合被害」の３種類に区分される。

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の区分があり、「全壊」、「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号）」、また「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日府政防第 880 号）」、「中規模半壊」「準半壊」の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において定義されている。

エ　再調査の実施

被災者は、住家の被害認定結果に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、災害発生から一定期間内（災害の規模により設定）であれば、再調査を申し出ることができる。申出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、必要に応じり災証明書の再発行を行う。

（２）住宅復旧の主な種類と順序

（ア）　住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入又は補修資金の融資
（イ）　公営住宅法による災害公営住宅等の建設
（ウ）　公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
（エ）　り災都市借地借家法に基づく地区指定
（オ）　土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
（カ）　都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
（キ）　民間住宅の復興に対する支援

（３）公営住宅法による災害公営住宅

ア　実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

また、建設予定地については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第１１節「住宅対策計画」に準ずることとする。

イ　建設のための要件

（ア）　地震・暴風雨・洪水・高潮その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）
　a　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。
　b　市内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
　c　滅失戸数が市内の住宅戸数の 10%以上のとき。
（イ）　火災による場合（同一時期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。）
　a　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

b　滅失戸数が市内の住宅戸数の 10%以上のとき。

ウ　入居者の条件（次のいずれにも該当すること）

（ア）　当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

（イ）　政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第１条第３項に規定される諸控除を除いた額の 1/12）

エ　建設戸数

被災滅失戸数の 30%以内（激甚災害の場合は 50%以内）

オ　規格

住宅１戸の床面積の合計が 19 ㎡以上 80 ㎡以下

カ　国庫補助

標準建設費の２/３国庫補助（激甚災害の場合は３/４）

キ　建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

（４）公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

ア　国庫補助適用の基準

（ア）　再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

（イ）　補修の場合

１戸当たりの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で 290 万円、市営住宅で 190 万円以上になった場合を対象とする。

（ウ）　宅地の復旧の場合

a　滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

b　既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

イ　国庫補助率

被　害　別	復旧工事別	補　助　率
滅　　失	再　　建	１/２
損　　傷	補　　修	１/２

（激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。）

（５）被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

ア　災害復興住宅建設、購入、補修資金の貸付

（ア）　目的

災害救助法が適用される災害等による被災住宅の復興資金として融資する。

（イ）　対象

ａ　地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

ｂ　自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

（ウ）　融資を受けることができる住宅の基準

ａ　新築家屋（建設）の基準

（ａ）　店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね１/２以上であること。

（ｂ）　建築基準法その他関係法令に適合すること。

（ｃ）　各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。

（ｄ）　敷地の権利が転貸借でないこと。

（ｅ）　共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

ｂ　補修の基準

上記（ａ）（ｂ）（ｃ）（ｄ）のとおり。

（エ）　条件（令和５年１０月１日現在）

ａ　融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3,700 万円

土地を取得しない場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2,700 万円

ｂ　貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年 1.41%（令和５年１０月１日現在）

ｃ　償還期間

建設・購入の場合は 35 年以内（据置３年以内）

補修の場合は 20 年以内（据置１年）

（オ）　貸付の手続

融資を希望する者は、市の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む。）とあわせて郵送で提出する。

（６）兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験と教訓を仕組みとして後世に残すため、住宅所有者の相互扶助の精神に基づき、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援することにより、被災者の自力による生活基盤の回復を促し、もって、被災地域の早期再生、活性化を図ることを目的とする。

ア　制度の概要

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付することとする。

（ア）　対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生じる被害

（イ）　共済給付金

区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊（損害割合 10%以上）を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊･中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入　600万円 ○全壊で住宅補修　200万円 ○大規模半壊で住宅補修　100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修　50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住　10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入　25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修　25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住　10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊･中規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修　50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修　35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修　25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修　15万円	－

（注）１　住宅再建共済制度

（１）　県外での建築・購入の場合は、上記給付金の１／２とする。

（２）　加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

ア　県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

イ　建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

２　マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の１／２とする。

３　家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

（ウ）　請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付の上、（公財）共済基金に請求する。

（エ）　請求期間

原則として、自然災害が発生した日から５年以内

（空白ページ）

第１節　復興体制の確立

１　基本方針

災害からの復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（過程）を基本に災害復興体制を確立する。

２　実施主体

	担　当　部	項　目
市担当	企画総務部	（１）災害復興本部の設置（発災～１週間）
	各部	（２）災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係
		（３）災害復興本部の組織
		（４）災害復興本部の所掌事務
		（５）災害復興計画の基本的な考え方
		（６）災害復興計画策定における手順
		（７）災害復興計画策定上の留意事項
		（８）災害復興本部の廃止

３　取組み内容

（１）災害復興本部の設置（発災～１週間）

市長は、被災後速やかに自らを本部長とする相生市災害復興本部を設置し、市内復興に取り組む基本的な体制を確立する。また、企画総務部長を長とし、事務局を企画総務部内に設置する。

なお、県に対しては必要に応じて、県との連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

ア　災害復興本部の設置の通知等

（ア）　市長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を国・県・各市町村長に通知する。

（イ）　市長は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。

（ウ）　市各部長は、災害復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨、所属職員に周知する。

（２）災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

（３）災害復興本部の組織

構　成　員		所　掌　事　務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
組織		復興推進室を置き、災害の規模、被災状況を勘案し、部・課等を置くことが出来る。その機構、事務分掌については、設置の際に本部長が定める。

（４）災害復興本部の所掌事務

災害復興本部の主な事務は、次のとおりとする。

（ア）　災害復興に関する総合的企画及び調整に関する事務

（イ）　災害復興に関する地域振興及び市民の生活文化の向上に関する事務

（ウ）　災害復興に関する市、私立学校の振興及び情報通信に関する事務並びに防災及び高圧ガス等の取り締まりに関する事務

（エ）　災害復興に関する社会福祉、健康及び環境の保全に関する事務

（オ）　災害復興に関する商業及び工業の振興、労働、科学技術の振興並びに国際交流に関する事務

（カ）　災害復興に関する農業、林業及び水産業の振興に関する事務

（キ）　災害復興に関する交通体系の整備及び道路、河川、港湾その他土木に関する事務並びに都市計画及び住宅に関する事務

（ク）　財源の確保及び資金計画に関すること。

（ケ）　相生市災害対策本部との連絡調整に関すること。

（コ）　国及び県その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

（５）災害復興計画の基本的な考え方

市は、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するため、学識経験者、市議会議員、市民代表者及び行政関係職員等により構成される災害復興計画検討委員会を設置し、国の復興基本方針及び県の復興計画とも調整を図り、震災以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模、社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。

市は特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することとする。

（６）災害復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールの下で復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮することとする。

（ア）　被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の市民等への意見募集

（イ）　有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

（ウ）　様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

（７）災害復興計画策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（ア）　復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

（イ）　多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進することとする。

（ウ）　ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

（エ）　阪神・淡路大震災等大災害の経験と教訓の活用

復興 10 年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

ａ　構成例

ｂ　基本方針

ｃ　基本理念

ｄ　基本目標

ｅ　施策体系

ｆ　復興事業計画等想定される事業分野

生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市基盤等

（８）災害復興本部の廃止

本部長は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を廃止する。災害復興本部の廃止の通知等は、災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第２節　復興の全体像

１　基本方針

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する市民組織の結成が不可欠である。復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という３つのパターンが考えられる。策定した災害復興基本方針に則って相生市の生活復興対策及び都市復興対策を進めていく。

２　実施主体

	担　当　部	項　目
市 担 当	各部	（１）生活復興対策の推進
		（２）都市復興対策の実施

３　取組み内容

（１）生活復興対策の推進

市は、前項で定める災害復興基本方針に基づき、次のプロセス（過程）を基本に、生活の復興、住宅の復興、雇用の確保と産業復興に関する対策を推進する。また、個人や企業は、自らの責任において、あるいは共に助け合って、復興を図っていくものとする。

ア　生活復興対策

災害復興本部は県と協力し、市民の生活を災害前の状態に戻し、元の生活に戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した生活ができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化等について検討し総合的な対策を講じる。

○ 仮設診療所の設置（救護所の廃止に伴う）
○ 医療機関の再建支援
○ 福祉施設の再建・拡充・新設支援
○ 生活再建資金の貸付
○ 精神相談・こころのケアの実施
○ 被災者の健康管理の実施
○ 公衆浴場の再建支援
○ 教育・文化・社会教育施設の再建支援
○ その他医療・福祉・保健・教育・文化・外国人・市民活動・消費に関する調査・情報提供・相談・指導

イ　住宅の復興対策

災害復興本部は県と協力し、被災者自身の住宅再建支援、再建が困難な被災者に対する住宅の供給等について検討し総合的な対策を講じる。

- ○ 住宅復興計画の策定
- ○ 住宅取得に対する支援
- ○ 民間住宅の供給促進
- ○ 公的住宅の供給促進
- ○ その他住宅に関する情報提供・相談・指導

ウ　産業の復興対策

災害復興本部は県と協力し、失業者の抑制、失業者の再就職、事業者の早期再建、産業の活性化について検討し総合的な対策を講じる。

- ○ 被災農林漁業者の支援
- ○ 雇用確保の支援
- ○ 事業再開の支援
- ○ 産業復興の支援
- ○ その他労働・事業に関する相談・指導等

（２）都市復興対策の実施

ア　都市復興の目標

人びとが暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

（ア）　特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、まち全体の防災性の向上を目指し都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

（イ）　復興の整備水準は、旧状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

（ウ）　市、市民、企業、県、国等との「協働と連携による都市づくり」を行う。

イ　都市復興対策の推進

市は、災害復興基本方針に基づき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（過程）を基本とする都市の復興対策を、県と協力して推進する。

（ア）　都市復興方針等の策定（１週間～１ヶ月）

災害復興本部は、都市復興基本方針、復興地区区分、建築物の誘導等を盛り込んだ復興整備条例の制定を行う。

ａ　都市復興方針

次の内容を基本とする都市復興方針を策定する。

○市民の暮らしの再建の早期実現
○災害を繰り返さないよう、防災性を向上させ、安全で安心して住み続けられるまちづくり
　高齢化時代や都市景観に配慮したまちづくり
○相生市の中枢機能の早期回復

b　復興地区区分

次の復興地区区分の判定基準に基づき４段階の復興対象地区を設定する。

Ⅰ．重点復興地区　Ⅱ．復興促進地区　Ⅲ．復興誘導地区　Ⅳ．一般地区

c　復興整備条例の基本構成

次の事項を基本とする条例を制定する。

事　　項	主　　な　　内　　容
目的	市街地の緊急な整備、円滑な復興について
用語の定義	各用語の定義
復興の理念	災害の教訓を生かした復興 市、市民及び事業者の協働など
市、市民、事業所の責務等	市、市民及び事業所の責務分担など
地区の指定等	被災状況によって復興地区を指定するなど
建築の届出､情報の提供及び協議	復興地区区分に応じた建築制限及び誘導の方針
適用期間	「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である２年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

（イ）　都市復興基本計画の策定等

災害復興本部は、被災市街地ごとの基本的な復興計画及び実現手法を明らかにするため、次の事項を基本とする都市復興基本計画（原案）を作成し、市民等との協議を通して計画を策定する。

事　　項	主　　な　　内　　容
a　復興の目標	原則５年内の完成を目指し、長期でも 10 年内を目指す。
b　土地利用方針	長期計画や都市計画マスタープラン等の既定の計画を踏まえ、地域特性を活かした土地利用を図る。
c　都市施設の整備方針	市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的考え方
d　市街地復興の基本方針	復興地区区分の明示、各地区の復興の基本方針

（ウ）　復興事業計画の確定

災害復興本部は、都市復興基本計画に基づいて、市民との合意形成を図り、復興事業計画を確定する。

（エ）　復興事業の推進

災害復興本部は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。なお、都市復興基本方針との整合がとれた既定の都市計画事業については、市民合意の下に、被災後可能な限り早期に実施する。

第１章　総則

第１節　推進計画の趣旨

（１）計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（２）計画の性格と役割

ア　この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市及びその他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。

イ　この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年３月28日中央防災会議作成）等を踏まえて作成する。

ウ　この計画は、次の役割を担う。

（ア）　市その他の防災関係機関においては、この計画に基づく対策の推進のための細目の作成に当たっての指針とする。

（イ）　市において、南海トラフ地震防災対策推進計画の作成に当たっての指針とする。

（ウ）　一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成に当たっての参考となること。

第２節　推進区域

（１）兵庫県内の推進地域の区域

南海トラフ特措法第３条第１項に基づき指定された本県の推進地域の区域は以下のとおりである。また、そのうち、同法第10条第１項に基づき指定された津波避難対策特別強化区域は洲本市、南あわじ市である（平成26年3月31日内閣府告示第22号）。

【推進地域：平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域

【指定基準の概要】

推 進 地 域　：震度6弱以上の地域・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域

特別強化区域：津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域、特別強化地域の候補市町村に挟まれる沿岸市町

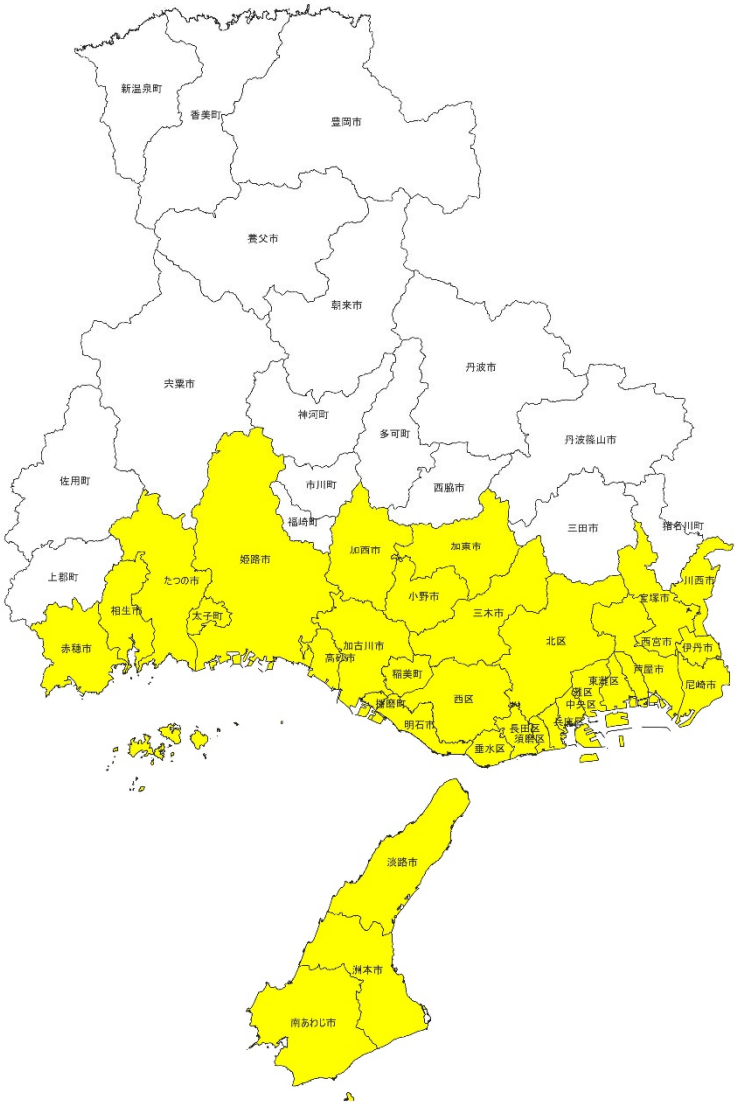

第３節　防災機関の業務の大綱

地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務は以下のとおりとする。

１　指定地方行政機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
近畿農政局 （兵庫県拠点）	★			１　農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 ２　農作物等の防災管理指導 ３　地すべり区域(直轄)の整備
		★		１　土地改良機械の緊急貸付け ２　農業関係被害情報の収集報告 ３　農作物等の病害虫防除の指導 ４　食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん ５　災害救助用米穀の供給（売却）
			★	１　各種現地調査団の派遣 ２　農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ３　被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 ４　水産物の安定流通に関する情報収集・提供
神戸運輸監理部 （姫路海事事務所） （兵庫陸運部）		★		１　所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２　緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 ３　特に必要と認められる場合の輸送命令 ４　貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 ５　道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集
			★	１　被災 等に対する本格的な機能復旧の指導 ２　交通機関利用者への情報提供 ３　被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力・支援 ４　被災関係事業者に対する支援
第五管区 海上保安本部 （姫路海上保安部）	★			１　海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙 ２　災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成 ３　危険物積載船舶等に対する安全対策指導

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
第五管区 海上保安本部 （姫路海上保安部）		★		1　海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2　海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3　事故情報の提供 4　海上における人命救助 5　海上における消火活動 6　避難者、救援物資等の緊急輸送 7　海上における流出油等事故に関する防除措置 8　船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9　危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 10　海上治安の維持 11　海上における特異事象の調査
			★	1　海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2　海上交通安全の確保 3　必要に応じて船舶交通の整理、指導 4　工事関係者に対する事故防止に必要な指導 5　海洋環境の汚染防止 6　海上交通安全の確保
兵庫労働局 （相生労働基準監督署）	★			1　工場、事業所における労働災害防止の監督、指導
国土交通省 近畿地方整備局 （姫路河川国道事務所）	★			1　直轄公共土木施設の整備と防災管理 2　応急機材の整備及び備蓄 3　指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4　港湾施設(直轄)の整備と防災管理
		★		1　直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2　災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3　直轄公共土木施設の二次災害の防止 4　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5　緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE） 6　油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 7　直轄被災港湾施設の緊急対策の実施
			★	1　直轄公共土木施設の復旧 2　被災港湾施設(直轄）の復旧

２　自衛隊

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
陸上自衛隊 第３師団 （中部方面特科連隊）		★		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

３　兵庫県

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西播磨県民局 総務企画室		★		１　災害応急対策の総合連絡調整及び実施 ２　兵庫県に対する支援要請取りまとめ
光都土木事務所	★			１　公共土木施設(所管)の整備と防災管理 ２　水防体制の整備強化
		★		１　公共土木施設(所管)の応急対策 ２　水防警報の発表、伝達
			★	被災公共土木施設（所管）の復旧
光都農林振興事務所	★			１　防災営農林体制の推進 ２　保安林、地すべり防止施設等の整備その他治山事業の推進
		★		１　災害対策用木材の調達あっせん ２　災害時における病害虫の防除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等応急対策
			★	１　農林関係施設の復旧 ２　被災農林業者に対する災害融資
光都土地改良センター	★			農地、農業用施設等の防災事業の推進
			★	農地、農業用施設の復旧
龍野健康福祉事務所		★		防疫等応急保健衛生対策
赤穂健康福祉事務所			★	保健衛生関係施設の復旧
兵庫県教育委員会 播磨西教育事務所	★			１　教育委員会に属する施設の整備と防災管理 ２　交通安全教育、防災教育の実施
		★		１　教育施設（所管）の応急対策の実施 ２　被災児童・生徒の応急教育対策の実施
			★	１　被災教育施設（所管）の災害復旧 ２　学校教育充実のための対策の実施 ３　体験を通じての生きる力を育む教育の推進 ４　児童・生徒のこころのケアの実施

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
知事部局・企業庁	★			1　県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2　市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3　県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4　防災に関する組織体制の整備 5　防災施設・設備等の整備 6　医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7　防災に関する学習の実施 8　防災訓練の実施 9　防災に関する調査研究の実施 10　県所管施設の整備と防災管理 11　交通安全対策の実施
		★		1　県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2　市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3　災害応急対策に係る組織の設置運営 4　災害情報の収集・伝達 5　災害情報の提供と相談活動の実施 6　水防活動の指導 7　被災者の救援・救護活動等の実施 8　廃棄物・環境対策の実施 9　交通・輸送対策の実施 10　県所管施設の応急対策の実施
			★	1　県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2　市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3　県所管施設の復旧 4　県、市町、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 5　市町等の災害復興に関する事務又は業務の支援 6　災害復興対策に係る組織の設置運営 7　災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施

４　警察

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生警察署	★			1　捜索、救助、救急活動を実施するに当たって必要な資機材の整備 2　緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備 3　防災資機材の整備 4　防災訓練等の実施
		★		1　情報の収集 2　救出救助、避難誘導等 3　交通規制の実施、緊急交通路の確保等
			★	1　治安維持対策の推進 2　仮設住宅等における民心の安定

５　相生市

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
相生市	★			1　地域防災基盤の整備 2　防災に関する組織体制の整備 3　防災施設、設備の整備 4　医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5　防災に関する学習の実施 6　防災訓練の実施 7　市所管施設の整備と防災管理
		★		1　市域に係る災害応急対策の総合的推進 2　情報収集・伝達 3　災害応急対応に係る組織の設置・運営 4　被災者の救援・救護活動等の実施 5　交通・輸送対策の実施 6　市所管施設の災害応急対策の実施 7　廃棄物・環境対策の実施
			★	1　市域に係る災害復旧の事務又は業務実施 2　市所管施設の復旧 3　市域に係る災害復興の事務又は業務実施 4　市所管施設の復興

６　消防・水道

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
西はりま消防組合 相生消防署	★			１　消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発 ２　消防施設、設備の整備及び点検 ３　消防資機材の備蓄、整備及び点検 ４　その他災害予防の推進
		★		１　避難の誘導 ２　情報の収集及び伝達 ３　被災者に対する救助及び救護措置 ４　火災及びその他災害の防御又は拡大の防止措置
			★	消防施設及び設備の復旧
西播磨水道企業団	★			上水道施設の整備と防災管理
		★		１　災害時における飲料水の供給 ２　上水道施設の災害応急対策
			★	上水道施設の復旧

７　指定公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
日本郵便（株） （相生郵便局） （相生港郵便局）		★		１　災害時における郵政事業運営の確保 ２　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
			★	被災郵政事業施設の復旧
日本赤十字社 （兵庫県支部）		★		１　災害時における医療救護 ２　救援物資の配分
西日本高速道路(株) （関西支社）	★			有料道路(所管)の整備と防災管理
		★		有料道路(所管)の応急対策の実施
			★	被災有料道路（所管）の復旧
西日本旅客鉄道(株) （相生駅） （西相生駅）	★			鉄道施設の整備と防災管理
		★		１　災害時における緊急鉄道輸送 ２　鉄道施設の応急対策の実施
			★	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) （兵庫支店）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		１　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２　災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
（株）ＮＴＴドコモ （関西支社）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		１　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２　災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （兵庫支店）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		１　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２　災害時における非常緊急通信
			★	被災電気通信設備の災害復旧
ＫＤＤＩ（株） （関西総支社）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク モバイル（株）	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル ㈱	★			電気通信設備の整備と防災管理
		★		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
			★	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力 送配電（株） （姫路本部）	★			電力供給施設の整備と防災管理
		★		電力供給施設の応急対策の実施
			★	被災電力供給施設の復旧
大阪ガス（株） 大阪ガスネットワーク（株） （導管事業部 兵庫導管部）	★			ガス供給施設の整備と防災管理
		★		ガス供給施設の応急対策の実施
			★	被災ガス供給施設の復旧

８　指定地方公共機関

機関名	予防	応急	復旧 復興	業務の大綱
(株)ウイング神姫	★			１　道路状況の把握 ２　災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
西播通運(株)	★			１　道路状況の把握 ２　災害時における対応の指導
		★		災害時における緊急陸上輸送
一般社団法人 兵庫県 ＬＰガス協会	★			LP ガス供給設備の防災管理
		★		１　LP ガス供給設備の応急対策の実施 ２　災害時における LP ガスの供給
			★	被災 LP ガス供給設備の復旧
相生市 社会福祉協議会	★			１　ボランティアの登録、研修の実施 ２　ボランティアコーディネーターの養成
		★		１　ボランティア活動に関する連絡調整 ２　ボランティアの受入体制の確保 ３　その他市が実施する応急対策への協力
一般社団法人 相生市医師会		★		災害時における医療救護
			★	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援

第４節　南海トラフ地震（Ｍ９クラス）の被害の特性

最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合に想定される被害の特性は、次のとおりである。

（１）広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。

（２）地震による被害

ア　揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

イ　堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

ウ　火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

エ　長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

オ　土砂災害の発生

急傾斜地や林地の崩壊等の発生が想定される。

カ　帰宅困難者の発生

帰宅困難者が発生することが想定される。

（３）津波による被害

ア　浸水被害

津波による浸水被害の発生が予想される。防潮扉等が閉鎖できなかった場合は、広範囲に浸水し、避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。

イ　船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物、建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等が係留されていた場合、火災、爆発の危険性もある。

ウ　ガレキ等の大量発生

津波で浸水した地域では、揺れによる家屋の倒壊に伴う瓦礫に加え、海底から打ち上げられたヘドロに埋まり、海域では浮流物が生じるおそれがある。

また、それらの除去に相当の時間と費用がかかる可能性がある。

エ　地下空間の浸水

地下空間が浸水し、店舗、給電施設、コンピューター制御施設、動力施設等の水損が生じるおそれがある。

オ　津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

第５節　減災シナリオの実現

（１）基本理念

しなやかに耐え、いち早く立ち直る 減災社会の実現

（２）減災社会像

（ア）　市民の命を守りぬく
（イ）　市民財産の損害を大幅に減らす
（ウ）　市民生活をいち早く回復する

（３）減災アクション

ア　市民と行政の災害対応力を高める

津波からの避難徹底・消防・救助・救急体制の強化など、市民と行政の災害対応力を高め、被害の発生・拡大を抑止する。

（ア）　避難対策の徹底
（イ）　消防・救助・救急体制の強化
（ウ）　地域・家庭の防災力向上
（エ）　防災・減災教育及び研究の推進
（オ）　防災体制の強化

イ　被災生活支援と復旧復興への体制を整える

被災生活上の支障を軽減させるとともに、すみやかな復旧・復興を図る。

（ア）　被災生活支援体制の構築
（イ）　交通・物流機能継続体制の強化
（ウ）　生活・住まいの再建対策

第２章　災害対策本部の設置等

第１節　組織及び職員の動員等

市長は、南海トラフ地震等巨大地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに相生市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、兵庫県災害対策本部、指定地方公共機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と緊密な連絡、協力の下、災害応急対策を実施する。

組織及び事務分掌については、相生市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第２２号及び相生市災害対策本部設置要綱（昭和 38 年訓令第６号）に定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

第２節　組織の設置

（１）組織図

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、相生市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

＊第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」の３　取組み内容「（４）組織図」を参照

（２）分掌業務

各担当班の分掌業務は次のとおりとする。

＊第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」の３　取組み内容「（５）分掌業務」を参照

（３）動員計画

市は、防災関係における職員の動員（参集・配備）体制について定める。

＊第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第２節「動員計画」を参照

第３章　地震発生時の応急対策等

第１節　地震発生時の応急対策

南海トラフ地震等巨大地震発生時の応急対策は、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる活動と避難収容、給水、給食などのように、被害状況に応じ発災後ある程度の時間を経て必要となる活動を円滑に実施することが大切となる。

地震発生からの時間の経過に応じた活動計画とし、南海トラフ地震発生時の応急対策活動を迅速かつ効率的に実施する。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班 〔取りまとめ〕 防災班	（１）情報の収集・伝達
		（２）施設の緊急点検・巡視
	防災班 企画総務班 救護班 消防団	（３）救助・救急活動・医療活動・消火活動
	防災班 長寿福祉班	（４）物資調達
	防災班 財政班 建設農林総務班	（５）輸送活動
	環境班	（６）保健衛生活動・防疫活動
	防災班	（７）帰宅困難者対策
		（８）二次災害防止等

２　取組み内容

（１）情報の収集・伝達

ア　情報の収集・伝達

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

イ　避難のための指示

（ア）　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し避難の指示をすること

する。

（イ）　市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

（ウ）　警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

（エ）　災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

（オ）　強い地震（震度４程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。

（カ）　地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は、避難対象地区の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

（２）施設の緊急点検・巡視

各班は、通信施設、水門等の津波防災施設、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

ア　被害状況の収集

被害状況の収集については、各部においてそれぞれ収集したものを本部室防災班において取りまとめるものとする。

なお、夜間、勤務時間外等における災害発生時の第１報は、職員の登庁途上における被害状況の概略把握結果により整理する。

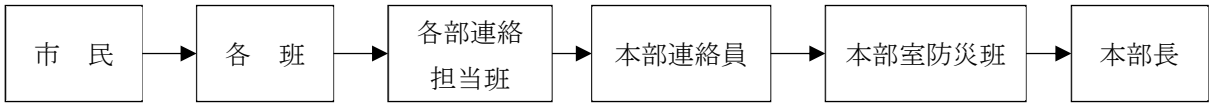

イ　各部における調査事項及び報告系統

部	調査事項	調査（報告）系統
本部室	取りまとめ	防災班 ── 各部総務班 ──各班
企画総務部	1　防災関係機関の被害状況調査	企画総務班　────　関係機関

財務部	1　市有財産の被害調査 2　人、住家の被害調査	財政班 調査班	市民
市民生活部	1　市民の被害状況調査 2　商工関係の被害調査 3　環境衛生施設の被害調査	市民生活総務班 地域振興班 環境班	市民 調査班 市民 商工施設 民間施設 市立施設
健康福祉部	1　社会福祉施設の被害調査 2　医療施設の被害調査	長寿福祉班	社会福祉施設 市内病院・ 診療所
建設農林部	1　土木関係の被害調査 2　建築関係（住宅）の被害調査 3　農林・水産関係の被害調査 4　下水道施設の被害調査	建設農林総務班 下水道班 農林水産班	市民 調査班 市民 市立施設 民間施設 市民 市立施設 民間施設
救　護　部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班	市民病院
教　育　部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班	各幼稚園 各学校 社会教育施設
西はりま 消防組合 相生消防署	1　救急救助に関する被害調査 2　火災に関する被害調査 3　行方不明に関する被害調査	相生消防署	西はりま消防組合

（３）救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」の下記節に定めるところによる。

第２節「消防活動計画」

第３節「水防計画」

第４節「被災者救出計画」

第５節「救急医療対策計画」

第６節「医療・救護計画」

また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

（４）物資調達

被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資は、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」の下記節に定めるところによる。

第１２節「食料供給計画」

第１３節「給水計画」

第１４節「物資供給計画」

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

（５）輸送活動

道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。

その他輸送活動については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第７節「交通・輸送計画」に定めるところによる。

（６）保健衛生活動・防疫活動

第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第１６節「防疫計画」に定めるところによる。

（７）帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、第２編「災害予防計画」第５章「災害の予防と被害軽減対策」第１１節「災害時通勤・通学・帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

（８）二次災害防止等

【陸域】

市、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

【海域】

海上保安本部、県及び市は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第２節　資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班 長寿福祉班	（１）物資等の調達手配
	各班	（２）災害応急対策に必要な資機材及び人員配置
		（３）水防資器材の備蓄状況

２　取組み内容

（１）物資等の調達手配

詳細は、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」の下記節に定めるところによる。

第２節「消防活動計画」

第１４節「物資供給計画」

（２）災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

（ア）　市その他の防災関係機関は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。

（イ）　市その他の防災関係機関は、防災備蓄倉庫や水防倉庫に備蓄された資機材を使用し、被災した施設等の応急・復旧対策を実施することとする。

（ウ）　災害応急対策に係る人員の配置については、第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第２節「動員計画」の定めるところにより迅速かつ的確に対応する。

（エ）　市は災害応急対策に必要な資機材の調達状況及び人員の配置状況を県に報告することとし、必要に応じ物資の調達、人員の派遣についての要請を行うこととする。

（３）水防資器材の備蓄状況

（ア）　水防倉庫設置場所

倉　庫　名	所　在　地	面積
相　生　倉　庫	旭一丁目１番３号（防災倉庫内）	82.50 ㎡
若　狭　野　倉　庫	若狭野町寺田字西河原 329-3 番地先	52.05 ㎡
矢　野　倉　庫	矢野町二木字京明 12 番地先	22.68 ㎡

（イ）　水防資器材の備蓄状況

（令和６年６月１日現在）

区分 / 品名	相生倉庫	若狭野倉庫	矢野倉庫	計
ビニール袋（枚）	土のう袋 6,400 １ｔ土のう袋 １７０ 計6,５７０	6,７００	6,６００	１９,８７０
シート　（枚）	３４	２０	２４	７８
縄　（巻）	１４	１０	１０	３４
木杭　（本）	３４	５０	４３	１２７
鋼管杭　（本）	２１５	８０	３６	３３１
掛矢　（挺）	１５	１０	１０	３５
スコップ　（挺）	４７	３０	３０	１０７
じょれん　（挺）	８	１０	１０	２８
つるはし　（挺）	６	５	５	１６
一輪車　（台）	５	５	５	１５
なた　（挺）	９	５	５	１９
厚鎌　（挺）	７	１０	１０	２７
たこづち　（挺）	２	２	２	６
クリッパー（挺）	６	２	２	１０
のこぎり　（挺）	５	４	４	１３
番線　（kg）	５０	５０	５０	１５０
大ハンマー（本）	７	４	４	１５
ロープ　（本）	１７	７	５	２９
シノ　（本）	４	３	２	９
ハンドマイク（個）	１	１	１	３
モッコ(リング付)	２	２	２	６
手カギ　（挺）		２	２	４
土留鋼板　（式）	１	１	１	３

第３節　他機関に対する応援要請

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、市は近隣市町、県、国をはじめ、防災関係機関、団体等に対し速やかに応援を要請し、市民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。災害対策基本法や各種協定に基づき、応援要請を行い、他の地方公共団体、防災関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保する。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班	（１）応援協定
		（２）他市町からの応援要請
		（３）自衛隊の派遣要請
		（４）兵庫県消防防災航空隊支援要請計画

２　取組み内容

（１）応援協定

ア　法に基づくもの

（ア）　相生市から近隣市町に対する応急措置の応援要請（法第 67 条）
（イ）　兵庫県に対する応急措置の応援要請及び実施要請（法第 68 条）
（ウ）　兵庫県から市町に対する応急措置の応援指示と応急措置の実施指示（法第 72 条）
（エ）　相生市から近隣市町に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
（オ）　兵庫県に対する職員派遣のあっせん要請（法第 30 条第２項）
（カ）　兵庫県に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣のあっせん要請（法第 30 条第１項）
（キ）　相生市から指定地方行政機関に対する職員の派遣要請（法第 29 条第２項）

イ　相互応援協定等

（令和 67 年 10 月 1 日現在）

【行政間】

番号	協　定　名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	兵庫県広域消防相互応援協定	S63.8.1	県下全市町・組合	災害時応援活動
2	兵庫県自治体病院開設者協議会初動時相互応援に関する協定	H8.1.16	兵庫県・神戸市等２５病院開設者	医療救護チームの派遣 患者受入
3	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H8.4.1	姫路市・たつの市・赤穂市等 11 市町	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、被災者の受入

番号	協　定　名	締結年月日	協定締結先	協定内容
4	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8.4.1	北海道砂川市・岩手県一関市・赤穂市等２３市区	物質、資機材の斡旋・提供、職員の派遣、施設の提供
5	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10.3.16	兵庫県、県下全市町各水道事業所	応急給水・復旧作業 作業に必要な資機材の搬出
6	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17.9.1	兵庫県・県下全市町・組合	資機材等の提供・斡旋、職員の派遣、中間処理実施、処理業者の斡旋
7	兵庫県及び市町相互の災害時応援協定	H18.11.1	兵庫県・県下全市町	資機材・物資等の提供・斡旋、職員の派遣 被災者の受入
8	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20.7.31（当初）	相生市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
9	播磨広域防災連絡協定	H24.5.29（当初）	播磨地域１３市９町	物質・資機材の斡旋、提供、職員の派遣
10	近畿地方整備局「災害時等の応援に関する申し合わせ」	H24.10.17	近畿地方整備局	車両、災害対策用機械等、通信機器等貸付、職員（専門家）の派遣
11	災害時相互支援協定	H26.5.24	高知県須崎市	食料・医療等の物資及び資機材の提供、職員の派遣、被災者児童の受入、ボランティアの斡旋等
12	災害の協力に関する覚書	R3.1.22	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	国道２号線等の災害時の対応を円滑化する相互応援

【支援物資】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	緊急時における生活物質確保に関する協定	H10.6.30	生活協同組合コープこうべ	生活物質の確保・提供(パン、飲料水、ローソク、タオル、毛布等３０品目)
2	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H18.12.20	マックスバリュ西日本(株)	食品・物資・施設・価格情報の提供
3	災害時における物資供給に関する協定	H24.4.26	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド等
4	災害時における生活物資の安定供給等に関する協定	H31.3.28	(株)カワベ	生活物資の確保

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
5	災害時における飲料供給に関する覚書	R4.4.1	ダイドードリンコ(株)	非常時飲料供給機能付き自動販売機
6	災害時における非常用備品の支援等に関する協定	R5.9.20	株式会社西播テント工業	避難所及び救援物資等保管用テント等の供給
7	災害時における物資供給に関する協定	R7.6.2	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の優先供給
8	災害時における物資供給に関する協定	R7.9.24	プラス株式会社ジョインテックスカンパニー	災害時における物資供給

【災害支援】

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
1	災害時における応急対策業務に関する協定	H19.7.24	マリンスポーツ財団マリスクラブ相生	資機材の提供操縦者の派遣
2	災害対策用支援機材に関する協定	H20.4.1	ハリマホームガス(株)	緊急炊き出し用機材の提供
3	災害時における応急救助活動の協力に関する協定	H20.7.31	兵庫県自動車整備振興会(西播西支部相生ブロック)	資機材の提供 車両の緊急整備・応急処置
4	災害時に係る情報発信等に関する協定	H24.10.1	ヤフー	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
5	災害時における臨時災害放送局開設に関する協定	H25.3.27	兵庫県エヌエイチケイアイテック	兵庫県内における災害発生時の臨時災害放送局開設
6	播磨広域連合協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.5.31	姫路市・相生市・加古川市・赤穂市等 21市町 日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力
7	災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定	H26.3.25	兵庫県ＬＰガス協会西播西支部相生地区会	物資(ＬＰガス)調達・供給
8	災害時における応急対策業務に関する協定	H27.7.16	兵庫県電気工事工業組合西播支部相生地区	災害時における応急対策業務(電気工事)
9	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28.10.1	播磨地域連携協議会（明石市を除く12市9町）と兵庫県行政書士会	災害時（災害救助法第２条が適用された場合）における被災者支援のための行政書士業務
10	災害時における燃料供給等に関する協定	H31.3.28	相生石油組合	災害時の燃料等の優先供給
11	災害時における物資等の輸送に関する協定	R2.9.14	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	物資等の輸送に必要な軽貨物自動車の提供

番号	協定名	締結年月日	協定締結先	協定内容
12	避難所等情報提供に関する協定	R2.9.25	三井住友海上火災保険(株)姫路支店	市民や市に訪れた観光客に市内の最新の避難所等の情報を提供
13	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	R3.2.15	一般社団法人兵庫県トラック協会	食料品や生活必需品などの救援物資の輸送支援
14	災害時における連携協力に関する協定	R3.12.21	兵庫県弁護士会	被災者に対する弁護士による相談
15	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	R4.6.14	関西電力送配電(株)姫路本部	道路啓開・電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等
16	災害時における施設利用等に関する協定	R5.7.3	相生振興株式会社	救援物資集積所としての相生自動車教習所の提供等
17	災害時における無人航空機の運用に関する協定	R5.7.3	株式会社T&T　JUAVACドローンエキスパートアカデミー兵庫校	ドローンによる災害情報の収集等
18	相生市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	R5.7.6	日本郵便株式会社	緊急車両等の提供、情報の相互提供、広報活動等
19	災害時における支援協力に関する協定	R6.2.14	兵庫県石油商業組合	緊急通行車両、避難所等への石油類燃料の優先供給等
20	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	R6.4.25	兵庫県司法書士会	司法書士による被災者支援のための相談業務等
21	広域水災発生時の共同取組に関する覚書	R6.8.6	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	広域水災発生時のり災証明書の発行迅速化にかかる業務等

[行政間-3]西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

（協定団体及び連絡先）

市町名	課　　名	連　絡　先	市町名	課　　名	連　絡　先
姫 路 市	危機管理室	079-223-9522	市 川 町	危機管理係	0790-26-1010
赤 穂 市	危機管理担当	0791-43-6866	福 崎 町	住民生活課	0790-22-0560
宍 粟 市	消防防災課	0790-63-3119	神 河 町	住民生活課	0790-34-0962
たつの市	危機管理課	0791-64-3219	太 子 町	企画政策課	079-277-5998
佐 用 町	企画防災課	0790-82-0664	上 郡 町	住民課	0791-52-1115

[行政間-4]義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定

（協定団体及び連絡先）

市　区　町　名	連　絡　先	市　区　町　名	連　絡　先
北海道砂川市	0125-54-2121	長野県諏訪市	0266-52-4141
岩手県一関市	0191-25-5913	愛知県西尾市	0563-56-2111
茨城県笠間市	0296-77-1101	滋賀県大津市	077-528-2616
茨城県桜川市	0296-58-5111	滋賀県野洲市	075-587-1121
栃木県大田原市	0287-23-1111	兵庫県豊岡市	0796-23-1111
群馬県藤岡市	0274-22-7444	兵庫県加西市	0790-42-8751
東京都千代田区	03-3264-2111	兵庫県丹波篠山市	079-552-1116
東京都港区	03-3578-2541	兵庫県加東市	0795-43-0402
東京都新宿区	03-5273-4592	兵庫県赤穂市	0791-43-6866
東京都墨田区	03-5608-1111	広島県三次市	0824-62-6116
新潟県新発田市	0254-22-3030	熊本県山鹿市	0968-43-1113

（２）他市町からの応援要請

（ア）　応援要請

他市町からの応援を求められた場合には、市長は、副市長、教育長及び本部員の意見を聞き、職員の派遣及び物資等の提供を決定する。

（イ）　応急応援

市長は、市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その対策に緊急を要するときには、応援要請の有無にかかわらず応援する。

（３）自衛隊の派遣要請

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、本計画の定めるところにより部隊の派遣を要請するものとする。

ア　災害派遣要請要領

市長（本部長）は、災害時に自衛隊の派遣を要請しようとするときは西播磨県民局長、相生警察署長と十分連絡をとり次の事項を明らかにして知事に上申するとともに自衛隊に通報する。

（ア）　災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ）　派遣を必要とする期間

（ウ）　希望する派遣部隊の人員、船舶、航空機の概数

（エ）　希望する派遣区域及び活動内容

（オ）　要請責任者の職氏名

（カ）　災害派遣時における特殊携行設備及び作業種類

（キ）　派遣地への最適経路

（ク）　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

イ　派遣要請系統図

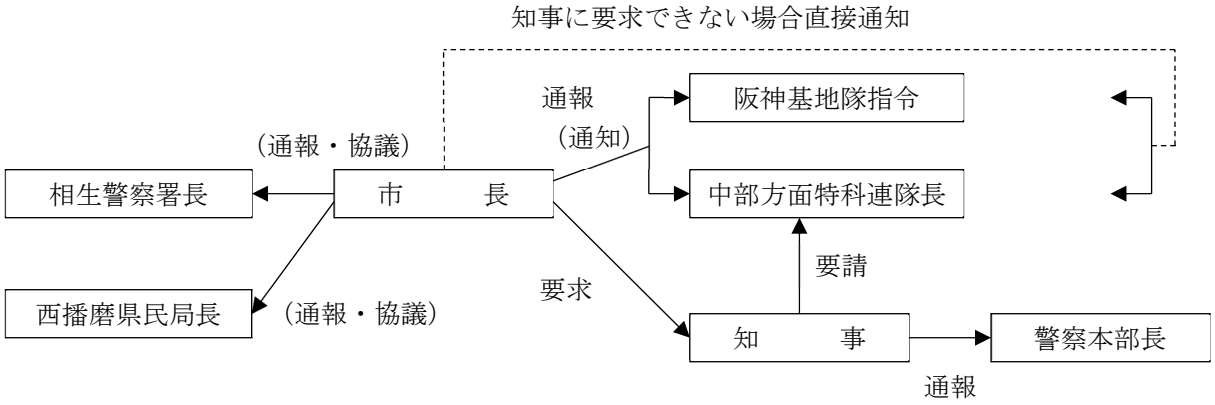

ウ　市の責務

（ア）　作業実施期間中の現場責任者の設定

（イ）　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

（ウ）　派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

（エ）　ヘリコプター緊急離着陸場の確保

エ　撤収要請

自衛隊の派遣が必要なくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請するものとする。知事に対し災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

（４）兵庫県消防防災航空隊支援要請計画

ア　ヘリコプターの支援要請

市長（本部長）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するときは、知事に対してヘリコプターによる支援の要請を行うものとする。

（ア）　緊急に人命救助をする必要があるとき。

（イ）　医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき。

イ　支援要請手続き

支援要請はあらかじめ電話等で神戸市消防局警防部司令課に行い、事後速やかに所定の航空機使用申請書を、県危機管理部消防保安課に提出するものとする。

ウ　要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行うものとする。

（ア）　支援を求める理由及び目的地

（イ）　現地責任者氏名

（ウ）　人命救助、医薬品の緊急輸送などの内容

（エ）　人命救助の場合、救助される者の性別・年齢等

（オ）　着地場との連絡方法

エ　措置する事項

着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行うものとする。

現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たるものとする。

緊急搬送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していること。搬送のため、搭乗できるものは医師又は看護師１名とする。

オ　ヘリコプターの着陸適地

（ア）　着陸場名＝㈱ＩＨＩふれあい広場
所 在 地＝相生市相生５２９２番地
管 理 者＝㈱ＩＨＩ　相生工場　総務課長

（イ）　着陸場名＝相生スポーツセンター
所 在 地＝相生市陸字池ノ上２６６番地１
管 理 者＝相生市教育委員会体育振興課

（ウ）　着陸場名＝相生湾東部埋立地緑地
所 在 地＝相生市相生字小丸５３７５番地
管 理 者＝相生市建設農林部都市整備課

（エ）　着陸場名＝相生市若狭野ふれあい公園
所 在 地＝相生市若狭野町福井１０４４番地
管 理 者＝相生市建設農林部農林水産課

（オ）　着陸場名＝コスモスの里
所 在 地＝相生市矢野町下田甲８番地１
管 理 者＝相生市建設農林部農林水産課

第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第１節　津波災害

津波からの防護及び円滑な避難の促進など、地震・津波に対する体制整備について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班	（１）市の体制整備
		（２）市津波災害対応マニュアル作成
		（３）本市における想定津波の設定
		（４）津波災害警戒区域の指定について

２　取組み内容

（１）市の体制整備

市は、自主防災組織や管轄の警察署との協力の下に、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

（２）市津波災害対応マニュアル作成

県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に、平成25年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成することとする。

［相生市地域防災計画］（資料編）「津波災害対応マニュアル」参照

（３）本市における想定津波の設定

地震発生後、沿岸に津波が来襲するまでの時間は、震源から海岸までの距離及び水深による。

本市における１ｍの津波の到達時間は 120 分であり、海岸で比較的強い地震を感じた場合には、津波の有無に関わらず、直ちに津波警戒体制を取ることが重要である。

想定津波の設定

＋１ｍの津波の到達時間	１２０分
最高津波水位(※)	Ｔ．Ｐ．＋２．８ｍ

※最高津波水位は満潮時のもので、海岸線から沖合約 30m地点における津波の水位を T.P.（東京湾平均海面）で表示

被害想定の留意点

・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
・実際の災害では、局地的な地面の凹凸や建築物、地震による地殻変動や構造物の変状等の影響を受けるため、計算条件と異なる状況が発生し、浸水域外での浸水の発生や、浸水域がさらに深くなる場合がある。

（４）津波災害警戒区域の指定について

現在のところ、相生市内において「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」に定める「津波災害警戒区域」が指定されている地域はありません。

（空白のページ）

第２節　津波からの防護のための施設の整備等

南海トラフ地震は、今世紀前半にも発生するおそれがあり、発生した場合には、非常に広域で甚大な被害が予想される。東海地震による被害と比較しても、特に津波による大きな被害の発生が想定される。このため、海岸堤防や河川堤防等の津波防災施設の耐震点検や補強を行う等、必要な施設整備を計画的に着実に進める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	防災班 建設農林総務班 下水道班	（１）施設整備等の方針
		（２）高潮予防施設の現況及び整備計画
		（３）予防対策
		（４）孤立防止対策
		（５）広域防災拠点の運用

２　取組み内容

（１）施設整備等の方針

（ア）　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定しその浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、施設整備、防潮水門の整備等を推進することとする。

（イ）　河川、海岸及び港湾の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年１回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。

また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるに当たっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮することとする。

（ウ）　河川、海岸及び港湾の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。

（エ）　河川、海岸及び港湾の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。

（オ）　市は、南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場適地（ホイスト地点を含む。）、港湾等の整備を行うこととする。

（２）高潮予防施設の現況及び整備計画

当市の海岸線は、延長約 19 キロメートルで瀬戸内海に面し、入海は約５キロメートル入り込んで相

生湾を形成しており、背後の人口・資産を防護するため、高潮対策事業等により、防潮堤・排水機場等の施設が整備されている。

【兵庫県（県土整備部）所管高潮対策事業の内容】

河川名	事業の内容
佐方川	河川堤防等の整備
大谷川	・防潮水門の整備 ・排水機場の整備 ・遊水池（排水機場に併設した調節池）の整備

※海岸線の高潮対策施設は整備済み。

（３）予防対策

高潮対策として重要な意味を持つのは一部を除き、相生湾の最奥部である。しかしながら、防潮堤の建設により、これらの中でも河口付近の低地帯について、むしろ内水排除対策が必要である。

自然排水の困難な相生、那波、佐方地区の４箇所に設けられたポンプ排水施設の活用により、被害を最小限に止めている。なお、排水施設は次のとおりである。

【ポンプ場の状況】

ポンプ場名	台　　数	ポンプ口径	排水能力
那波	2	800 ㎜	155.4m^3／分
	2	200 ㎜	
南那波	1	600 ㎜	438.0m^3／分
	3	1,000 ㎜	
佐方	2	2,000 ㎜	158.0m^3／分
相生	2	800 ㎜	173.2m^3／分
	1	300 ㎜	

（４）孤立防止対策

南海トラフ地震により孤立が懸念される集落におけるヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行う。

詳細については、第２編「災害予防計画」第５章「災害予防と被害軽減対策」の以下の節に定めるところによる。

第１６節「集落の孤立化対策」

第１８節「ヘリポート対策の実施」

（５）広域防災拠点の運用

詳細については、第２編「災害予防計画」第２章「災害に強いまちづくり」第１節「防災拠点の整備」に定めるところによる。

第３節　津波に関する情報の伝達等

１　実施主体

	担　当　班	項　　目
市 担 当	防災班	（１）防災関係機関相互の情報の伝達
		（２）津波の発生等に関する情報
		（３）津波の監視
		（４）居住者等への情報伝達
		（５）観光客等への情報伝達
		（６）船舶への津波警報等の伝達
		（７）被災情報等の収集

２　取組み内容

（１）防災関係機関相互の情報の伝達

市その他の防災関係機関は、津波警報等及び避難指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

（２）津波の発生等に関する情報

ア　津波警報等と津波予報の発表

（ア）　津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報等解除後も海面変動が継続するとき※	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※「 0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報解除後も海面変動が継続するとき」に発表する 津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（ＶＴＳＥ４１）で発表される。

（イ）　津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

地震（小規模なものを除く。）が発生し津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警

報、津波警報又は津波注意報は、近畿、中国及び四国地方に対しては大阪管区気象台が行う。ただし、日本の沿岸から600㎞以遠に発生した地震に対する津波予報は気象庁が行う。大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）１　津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

３　気圧波以外にも、山体崩壊等の火山現象や地震により潮位変化が発生する場合があり、観測結果を基に津波警報・津波注意報を発表する。

イ　地震及び津波に関する情報

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による市民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情

報を作成・発表することとする。

（地震情報・種類と発表基準及び内容）

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその 規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で１回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

（津波情報の種類と内容）

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・ 沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・ 沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値はなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（最大波の観測値の発表内容）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	数値で発表 （津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点））

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（全て数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

ウ　津波警報・注意報の伝達系統

＊津波警報のみ

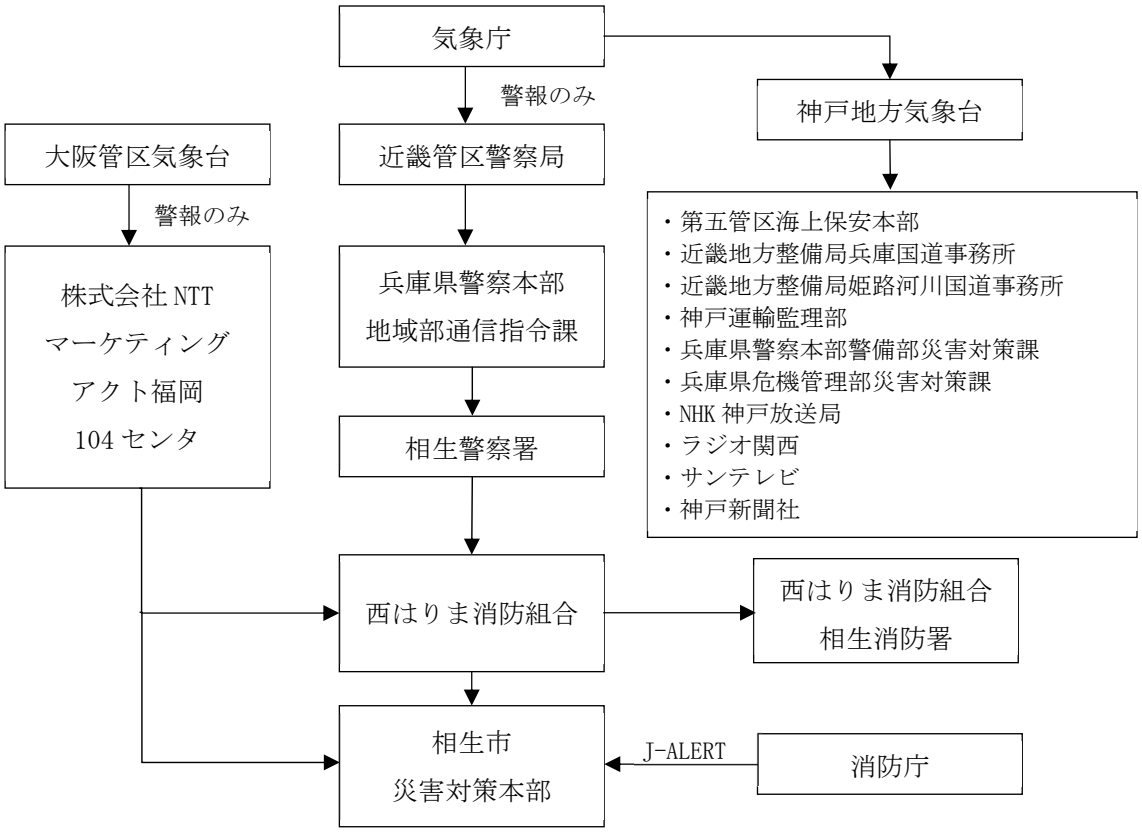

＊津波警報・注意報

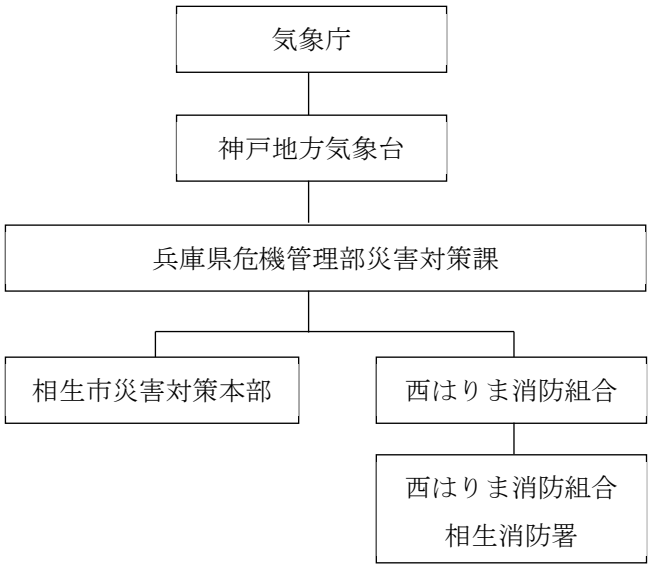

＊内部の伝達系統

a　勤務時間内の場合

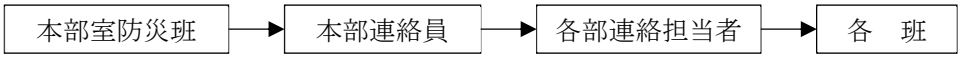

b　勤務時間外の場合

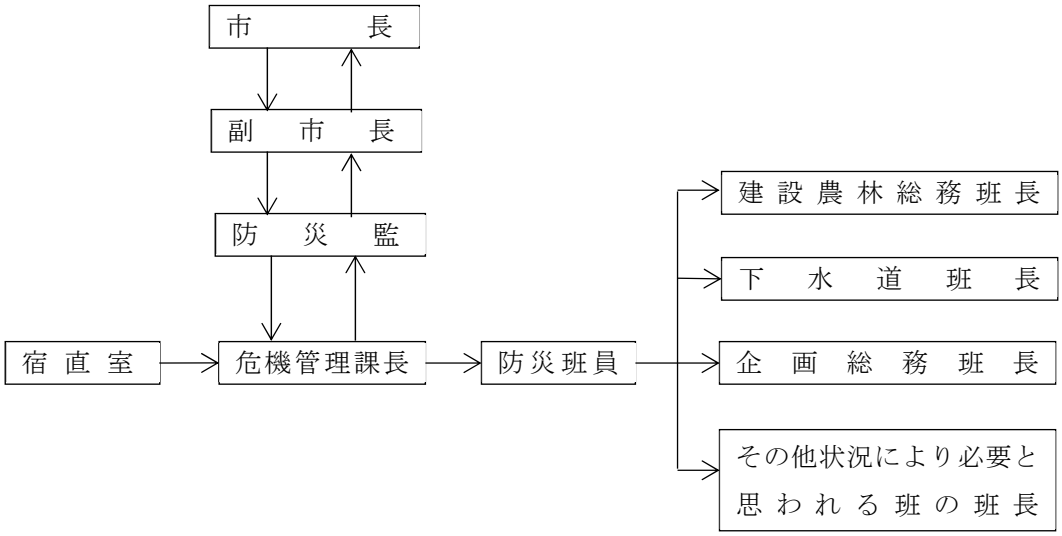

※１　津波に関する情報の場合「津波警報」が発表された場合に、上記系統により伝達するものとする。

２　防災班員から連絡を受けた各班長は、各部長に報告するとともに、必要に応じて所属班員に連絡するものとする。

c　伝達手順

（ａ）　県（気象台）から市に通達される警報・注意報・火災予防のための気象通報及び情報は危機管理課及び西はりま消防組合相生消防署が受領する。

（ｂ）　危機管理課長は、警報、注意報又は情報を受領した場合は、速やかに市長、副市長、防災監

に報告するとともに各部に伝達するものとする。

（ｃ）　伝達を受けた各部課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに関係機関等へ伝達するものとする。

（ｄ）　警報及び注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等所要の措置を行うものとする。

（ｅ）　危機管理課長は、上司の命があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達する。

（ｆ）　危機管理課長は、前各号の周知徹底のため、あらかじめ関係先との間に警報等の受領伝達、その他の取り扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領及び伝達についても支障のないようにしておくものとする。

＊市民への周知

系統図

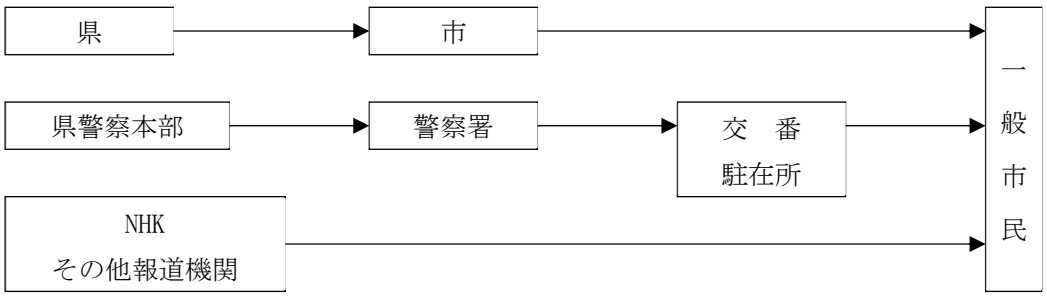

（３）津波の監視

気象庁は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度４以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

（ア）　市は、消防機関と連携し、地震及び津波に関する情報をテレビ及びラジオより入手するよう努める。

（イ）　相生消防署及び消防団は、海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視を行う。

（ウ）　担当責任者を定めるとともに、市民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

（４）居住者等への情報伝達

市は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。

ア　災害情報の伝達

市は関係機関と協議の上、地震発生後速やかに災害情報の伝達を行うこととする。

その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める

こととする。

（ア）　地震に関する情報（津波地震や遠地地震を含む）

（イ）　津波警報等津波に関する情報（火山噴火等による津波を含む）

（ウ）　避難指示に関する情報

（エ）　避難所に関する情報

（オ）　その他、市民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

イ　情報伝達の手段

市は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、あわせて防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。

（ア）　報道機関の協力による情報伝達

a　報道機関への情報伝達の要請は、やむを得ない場合を除き、原則、県を通じて行うこととする。

b　県は、災害対策基本法第５７条の規定に基づく無線局運用規則第１３８条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をＮＨＫ神戸放送局に要請することとする。

c　緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

（ａ）市民への警報、通知で緊急を要するもの

（ｂ）災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの

（ｃ）前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

d　県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請する。

●日本放送協会神戸放送局
●株式会社サンテレビジョン
●株式会社ラジオ関西
●兵庫エフエム放送株式会社
●株式会社毎日放送
●朝日放送テレビ株式会社
●朝日放送ラジオ株式会社
●関西テレビ放送株式会社
●読売テレビ放送株式会社
●大阪放送株式会社
●株式会社ＦＭ８０２

e　市は、コミュニティＦＭ局、ケーブルテレビ等、地域情報機関との間で締結している災害情報に関する放送の実施に関する協定等に基づき、緊急放送（文字放送等その他各市町が定める手段によるものを含む。）を要請することとする。

（イ）　携帯電話等の情報通信機器の活用

携帯電話による緊急速報メールを活用し、避難指示の緊急情報を、地域市民、観光客、市内滞在者等へ迅速に伝達する。

（参考）居住者等への災害対策広報の伝達例文

〔例文１〕　地震直後、余震情報の伝達文

【直後】

◎　ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。まず、火の始末をしましょう。

◎　先ほどの地震の震源地は○○で、震源の深さは○○km と推定されます。相生市の震度は○で、地震の規模は、マグニチュード○でした。

今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【１０分後】

◎　○○地方の地震はおさまりましたが、今後、余震が予想されますので、十分注意してください。

◎　皆さん、落ち着いて行動してください。

崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意してください。

〔例文２〕　津波情報の伝達文

◎　先ほどの地震の震源地は東南海（南海）の沖で、震源の深さは○km と推定されます。相生市の震度は○で、地震の規模は、マグニチュード○でした。

◎　津波発生のおそれがあります。

今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

〔例文３〕　被害の状況

◎　これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	○○人、行方のわからない方	○○人
重傷者	○○人、軽傷者	○○人
全壊家屋	○○棟、半壊家屋	○○棟
床上浸水	○○棟、床下浸水	○○棟

◎　現在、市内の電気、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。

ラジオ等の情報に注意し、デマに惑わされないように落ち着いて行動してください。

〔例文４〕　交通の状況

◎　現在、JR○○線は全て運転を見合わせています。JR では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。

◎　現在、市内全ての道路（○○通り）が○○のため車輌の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車の使用はしないで下さい。

◎　現在、JR○○線は、○○～○○間で運転が一部再開されました。

◎　現在、市内を運行しているウイング神姫バスは、○○通りを走っている○○行きです。

その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔例文５〕　避難の準備の周知

◎　現在、○○地区は○○のため危険な状態になりつつあります。
　いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
◎　市民の皆さん、避難の用意をして下さい。○○丁目付近で火災が発生しています。飛び火に注意してください。お年寄りやこどもさんは安全な○○公園へ早めに避難して下さい。

〔例文６〕　避難の指示、誘導

◎　お知らせします。○○丁目付近は、○○のため避難指示が出されました。避難先は○○公民館です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
◎　現在、○○付近で水路から水があふれ、一部では床上浸水になっています。大切なものは高いところに上げ、直ちに避難して下さい。
　付近の消防団員は安全な場所に誘導して下さい。また、付近の方は、お互いに助け合って避難して下さい。
◎　○○丁目の方は○○公民館、○○小学校に避難してください。

〔例文７〕　救護対策の周知

◎　負傷者の臨時救護所が○○小学校に設けられています。怪我をされた方は○○小学校に行ってください。
◎　負傷者の収容についてお知らせします。○○付近で怪我をされた方は○○病院に収容されています。

〔例文８〕　り災者の避難収容場所の周知

◎　避難所のお知らせをします。
　被災者の収容所は、○○と○○に設置されています。お困りの方は直接避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

〔例文９〕　防疫、保健衛生に関する注意

◎　市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
　また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当を受けて下さい。食中毒症状の時は、健康福祉事務所に連絡して下さい。

ウ　自主防災組織との連携による市民への情報伝達

市は、緊急避難等の必要が生じた場合、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域市民に周知するよう努めることとする。

エ　日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市は、外国語通訳ボランティア等の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対

する情報伝達の実施に努めることとする。また、内閣府のホームページにある、多言語に対応した情報を案内・発信する。

（５）観光客等への情報伝達

ア　災害情報

（ア）　実施主体とその役割

a　観光・レクリエーション施設等その他多数の人が集まる場所における災害の広報は、その施設の責任者、管理者等による自主的な広報を原則とする。

b　災害広報の実施機関は、必要に応じて、釣り人・海水浴などの観光客、船舶等に対し、早急に安全な場所へ避難するよう措置を講じる。

（イ）　情報伝達の手段

緊急速報メール等を活用し、多様な手段で市民に対して実施する広報と同時に行う。

（ウ）　情報伝達の決定

市民に対して実施する伝達と同様に行う。

観光客等への伝達手段の概要

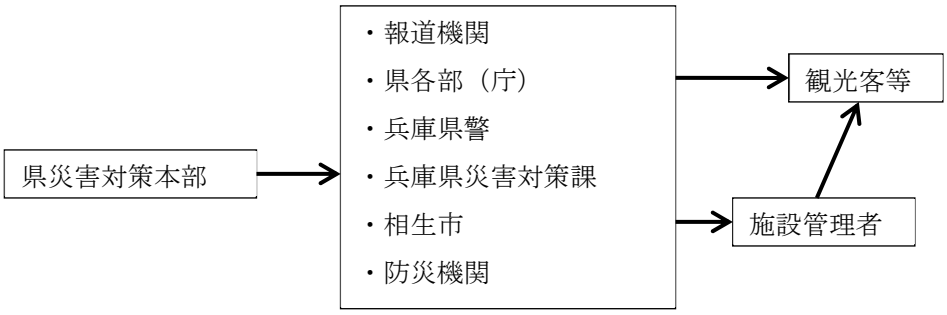

（エ）　伝達の内容

市民に対して実施する広報と同様とする。

イ　避難指示

（ア）　避難指示の実施責任者と基準

市民に対する区分等と同様とする。

（イ）　対象者

避難指示の対象者は、避難対象区域内にいる全ての者をいう。

（ウ）　避難指示の内容

市民に対する内容と同様とする。

（エ）　避難措置の周知

市民に対して実施する広報と同時に行う。

（オ）　避難の解除

市民に対して実施する広報と同時に行う。

ウ　避難誘導等の措置

（ア）　観光・レクリエーション施設その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

（イ）　ただし、災害の規模・態様、集客状況（大規模イベントの開催時など）により必要と認められるときは、市は、市職員を派遣し、その施設の責任者､管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

（ウ）　団体の観光客については、当該旅行の請負業者の応急計画に基づくものとする。避難生活に必要な食糧、生活必需品、宿泊施設等の調達、あっせん等は前記業者が行う。

エ　施設管理者による避難計画（津波防災の啓発）

観光に関わる事業者は、市と協力しながら、観光客等の外来者に対して、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを宿泊施設や観光施設において配布するなど、平時における津波啓発に努めることとする。

オ　看板・表示板の設置等

市は、観光客等の地理不案内な外来者に対しては、津波からの避難場所や海抜等を示した案内看板等を設置し、円滑な津波避難計画を図る。

（６）船舶への津波警報等の伝達

姫路海上保安部及び市は、津波予報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めることとする。

（海上船舶関係）

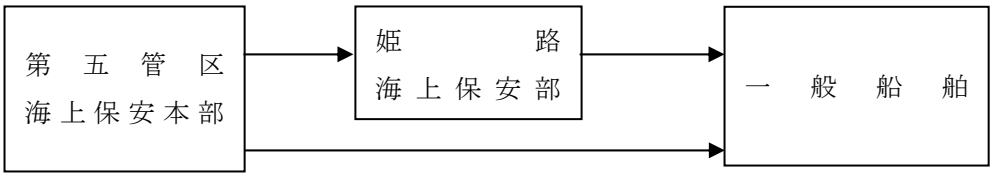

（漁業関係者）

（ア）　姫路海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知することとする。

（イ）　姫路海上保安部は、在来船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、垂れ幕等により周知することとする。

（ウ）　姫路海上保安部、兵庫県及び相生市は、情報伝達に当たっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、湾外退避等のとるべき措置をあわせて示すことに配慮することとする。

（７）被災情報等の収集

ア　被害状況の収集

被害状況の収集については、各部においてそれぞれ収集したものを防災班において取りまとめるものとする。

なお、夜間、勤務時間外等における災害発生時の第１報は、職員の参集途上における被害状況の概略把握結果により整理する。

市　民 → 各　班 → 各部連絡担当班 → 本部連絡員 → 本部室防災班 → 本部長

イ　各部における調査事項及び報告系統

部	調査事項	調査（報告）系統
本部室	取りまとめ	防災班 ── 各部総務班 ── 各班
企画総務部	1　防災関係機関の被害状況調査	企画総務班 ── 関係機関
財務部	1　市有財産の被害調査 2　人、住家の被害調査	財政班 調査班 ＼／ 市民
市民生活部	1　市民の被害状況調査 2　商工関係の被害調査 3　環境衛生施設の被害調査	市民生活総務班 ＼ 市民 ／ 調査班 地域振興班 ＼ 市民 ／ 商工施設 環境班 ＼ 民間施設 ／ 市立施設
健康福祉部	1　社会福祉施設の被害調査 2　医療施設の被害調査	長寿福祉班 ＼ 社会福祉施設 ／ 市内病院・ 診療所
建設農林部	1　土木関係の被害調査 2　建築関係（住宅）の被害調査 3　農林・水産関係の被害調査 4　下水道施設の被害調査	建設農林総務班 ＜ 市民 調査班 下水道班 ＜ 市民 市立施設 民間施設 農林水産班 ＜ 市民 市立施設 民間施設
救　護　部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 ── 市民病院
教　育　部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班 ＜ 各幼稚園 各学校 社会教育施設
西はりま消防組合相生消防署	1　救急救助に関する被害調査 2　火災に関する被害調査 3　行方不明に関する被害調査	相生消防署 ── 西はりま消防本部

ウ　報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

（ア）　災害救助法の適用基準に合致する災害

（イ）　災害対策本部を設置した災害

（ウ）　自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他県の市町村で大きな被害を生じている災害

（エ）　災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

（オ）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（当該市の区域内で震度４以上を記録した地震又は当該市町の区域内に被害を生じた地震を指す。）

（カ）　（ア）又は（イ）に定める災害になるおそれのある災害

エ　被害状況の調査、報告の要領等

様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第４節　様式』を参照

市は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

No	情　報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	本部室 企画総務部	各消防団、西はりま消防組合相生消防署	浸水状況、がけ崩れ、危険物漏洩、火災・延焼、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、消防無線
2	警察情報	本部室	兵庫県警察本部、各警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、警察無線
		建設農林部		道路交通規制状況	
3	ヘリコプター情報	本部室	兵庫県危機管理部災害対策課、兵庫県警察本部、陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、自衛隊無線
4	道路河川等情報	建設農林部	近畿地方整備局、光都土木事務所	道路・橋梁・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
5	職員参集時情報	本部室	各参集場所（市役所、出先機関、避難所）	浸水状況、がけ崩れ、倒壊建物・火災被害、避難等の市民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話

No	情　報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
6	出先機関情報	関係各部	出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話
7	学校関係情報	教育部	各小学校、中学校	児童、生徒の安全と避難	電話、携帯電話
8	ライフライン情報	本部室	関西電力送配電(株)、西日本電信電話（株）	電気、電話等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)
		企画総務部 建設農林部	西播磨水道企業団 下水道課	水道、下水道等の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話、県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)
9	交通機関情報	本部室	西日本旅客鉄道（株） （株）ウイング神姫	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
10	タクシー無線情報	本部室		走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
11	情報部の集約情報	本部室	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
12	本庁舎	財務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
13	福祉情報	健康福祉部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
14	商工情報	市民生活部	商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
15	農林業情報	建設農林部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

オ　災害情報の伝達手段

（ア）　市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。

（イ）　市は、災害情報を報告する際に、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。

（ウ）　有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話（株）災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

（エ）　全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

カ　防災関係機関との連携

市は、消防、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

（ア）　主な情報交換事項

a　被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況

b　交通機関の運行状況及び交通規制の状況

c　犯罪の防止に関し、講じた措置

キ　災害対策本部における取りまとめ

災害対策本部本部室における被害状況の取りまとめについては、規模等により異なるが概ね次により取りまとめるものとする。

（ア）　被害状況

a　取りまとめの時期及び回数

原則として災害対策本部設置期間中毎日１回（午後５時現在のもの）取りまとめる。

b　取りまとめ事項の内容

被害状況報告様式により、取りまとめる。

（イ）　災害速報

a　速報を行う場合

災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、災害速報を行うものとする。

b　速報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行うものとする。

c　速報事項

別紙の様式により行うものとする。（ただし、様式に掲げる事項中、１項目でも２項目でも状況を把握し、かつ、その内容が重要と判断されるときは、その都度行うものとする。）

様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第４節　様式』を参照

ク　報告内容

（ア）　緊急報告

原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。

（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えないこととする。）

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

市は、地震が発生し当該市の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

（イ）　災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

（災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

（ウ）　被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

（エ）　災害確定報告

市は、応急措置完了後、速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

（オ）　その他本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）により行うこととする。

報告要領については、相生市地域防災計画（資料編）第１２節『各種マニュアル等』を参照

ケ　報告ルート

（ア）　県に対する報告

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムへの入力により行う。状況により有線、無線、ファクシミリ、テレビ電話等で、最も迅速かつ確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。

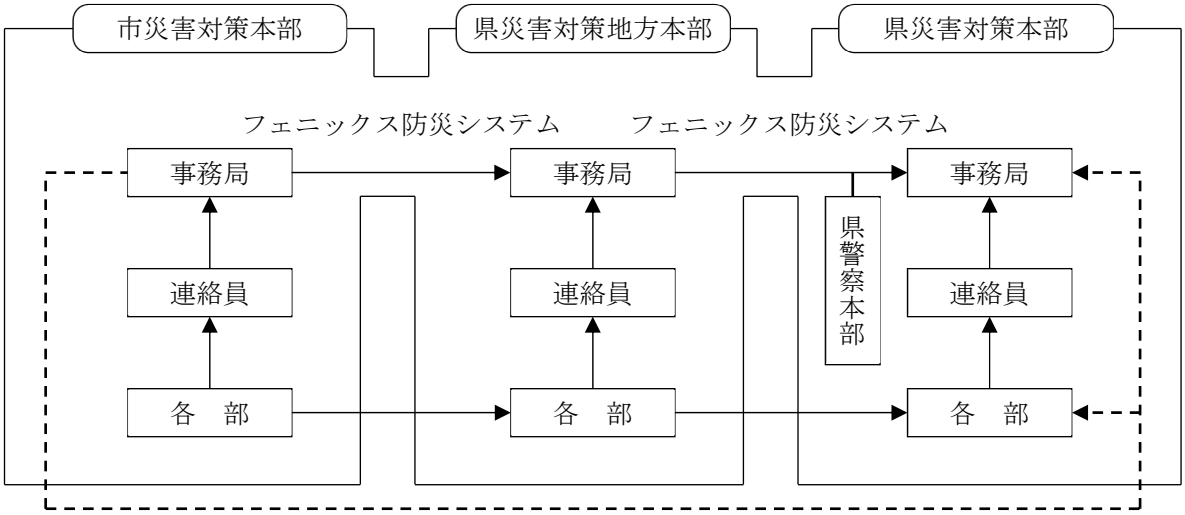

（注）１　緊急を要する場合については……線の伝達経路によることがある。
２　県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
３　本部が設置されない場合も上図に準ずる。

県の報告先	危機管理部 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-151-3140 FAX 発信特番 7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2328 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-189-1124 FAX 発信特番 7-189-630

（イ）　国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県の間の通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰するものとする。

国の報告先	開庁時間内 （平日 8：30～18：15） 消防庁 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 TEL 9-90-49013 FAX 9-90-49033 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-43422 FAX 87-048-500-90-49033
	開庁時間外 （上記時間以外） 消防庁 危機管理センター	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 TEL 9-90-49102 FAX 9-90-49036 地域衛星通信ネットワーク TEL 87-048-500-90-49102 FAX 87-048-500-90-49036

コ　非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

サ　応急対策実施状況の収集等

（ア）　災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「ア　被害状況の収集」の方法により行うものとする。

（イ）　応急対策等の指示伝達及び調整

災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「ア　被害状況の収集」の系統により行うものとする。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行うものとする。

シ　通信回線障害時の対応

大規模な地震災害の発生に際しては通信回線の障害等により、被災情報の報告・連絡が困難になることが予想される。そのような場合に、市災害対策本部は、次の手段により積極的に状況の把握に努めるものとする。

（ア）　ＮＴＴ西日本の協力を求め、一般加入電話の輻輳時には非常電話・緊急電話の活用を図ることにより、防災関係機関との連絡の確保を図る。なお、災害対策本部において非常電話・緊急電話として登録する電話番号は、23-7126～23-7130 までの５回線とする。

（イ）　無線通信網を設置している各機関の協力を求めて被災状況等の把握に努める。

（ウ）　市災害対策本部からの職員の派遣

第４節　避難対策等

南海トラフ地震による津波の発生から津波が終息するまでの数時間の間において、市民等の生命、身体の安全を確保するために、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図るとともに、その後の生活全般についての支援を行う。

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等により、津波に強いまちの形成を図る。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班	（１）市の避難対策
		（２）避難対象地区の指定
		（３）迅速な避難のための備え
		（４）避難指示の発令
		（５）避難誘導
		（６）避難所等の維持・運営
		（７）要配慮者の避難支援
		（８）地下空間の浸水対策

２　取組み内容

（１）市の避難対策

市は、自主防災組織が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、避難者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

（２）避難対象地区の指定

ア　基本的事項

市は、津波浸水予想地域（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の想定される地区）を指定することとする。

イ　避難対象地区指定の考え方

（ア）　中央防災会議が公表した南海トラフ地震による津波浸水予測地域（津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲。浸水の深さが１ｍ以上の範囲）を基本として、津波避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）を次頁のように指定する。

（イ）　津波浸水予測地域は、あくまで基礎的な条件に基づく津波シミュレーション結果から示されたものである。したがって、指定した避難対象地区についても、今後の詳細な浸水予測調査等の結果により、避難対象地区の見直し等的確な対応を図る。

津波浸水予測図

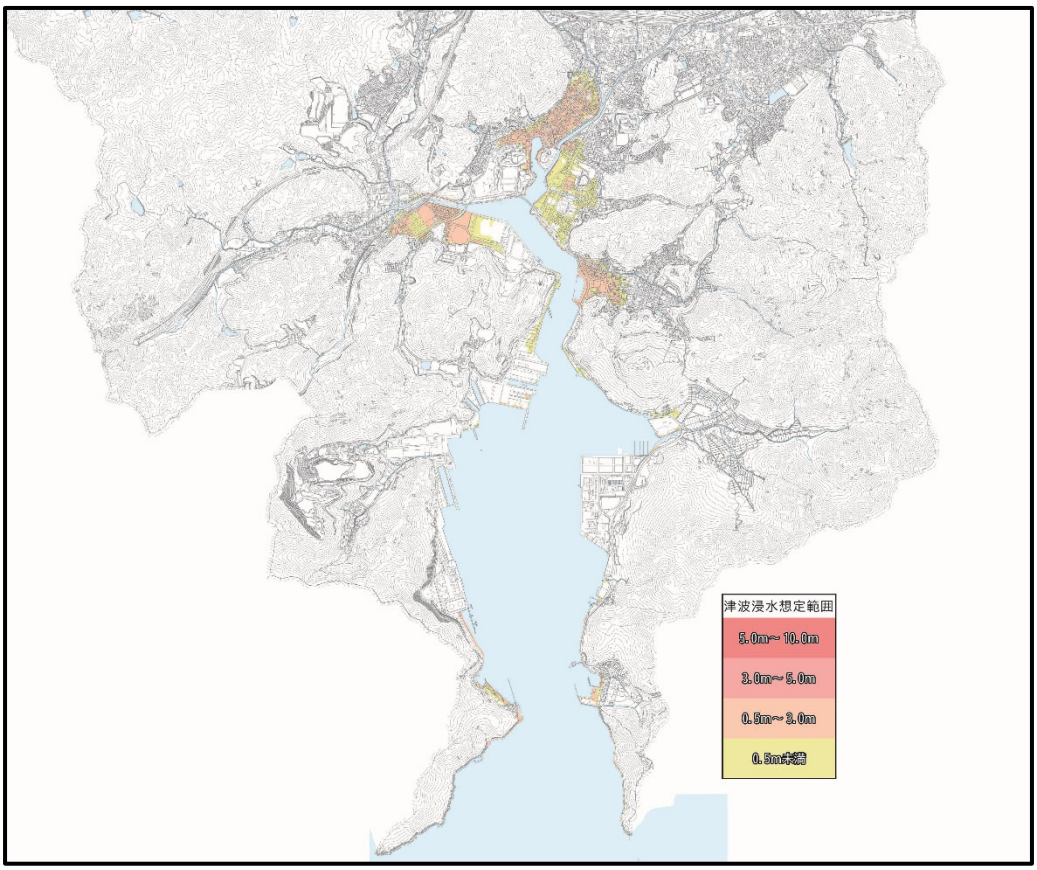

津波避難対象地区

相生一丁目、相生二丁目、相生三丁目、相生四丁目、相生六丁目、相生（鰯浜、葛ヶ濱、甲崎、壺根）、旭一丁目、旭二丁目、旭三丁目、旭四丁目、大島町、那波大浜町、那波本町、那波東本町、那波西本町、那波南本町、佐方一丁目、佐方二丁目、千尋町、桜ヶ丘町、野瀬（西横山）

（３）迅速な避難のための備え

ア　津波避難計画

（ア）　避難対象地区について、避難誘導計画を策定する。策定するに当たり、地域市民等が参画した避難誘導計画の作成を目指し、十分な周知を図る。

a　策定対象

（ａ）　避難対象地区の市民

（ｂ）　海水浴客等の観光客やドライバー等

（ｃ）　就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者

（ｄ）　海岸線におけるレジャー施設

b　策定内容

（ａ）　津波からの緊急避難場所

（津波からの避難するための施設や避難の目標とする地点）

（ｂ）　避難の勧告又は指示の伝達手段・方法

（ｃ）　避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

（ｄ）　避難に関する注意事項
（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
（ｅ）　避難路及び避難経路の設定
（ｆ）　津波情報の収集、伝達
（ｇ）　その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法

（イ）　避難場所については、原則として避難対象地区外とする。また、状況に応じて避難対象地区内にある堅牢な高層建物の中・高層階などの活用を検討する。

（ウ）　各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて避難場所、避難路、避難方法等を見直していく。

（エ）　避難場所の計画的整備、既存の避難施設の安全性の再評価、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を推進する。

（オ）　避難対象地区内の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

（カ）　南海トラフ地震対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法等を明示するよう努める。

（キ）　自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織等は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難誘導計画及び相生市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置を取る。

イ　避難路、避難経路の設定

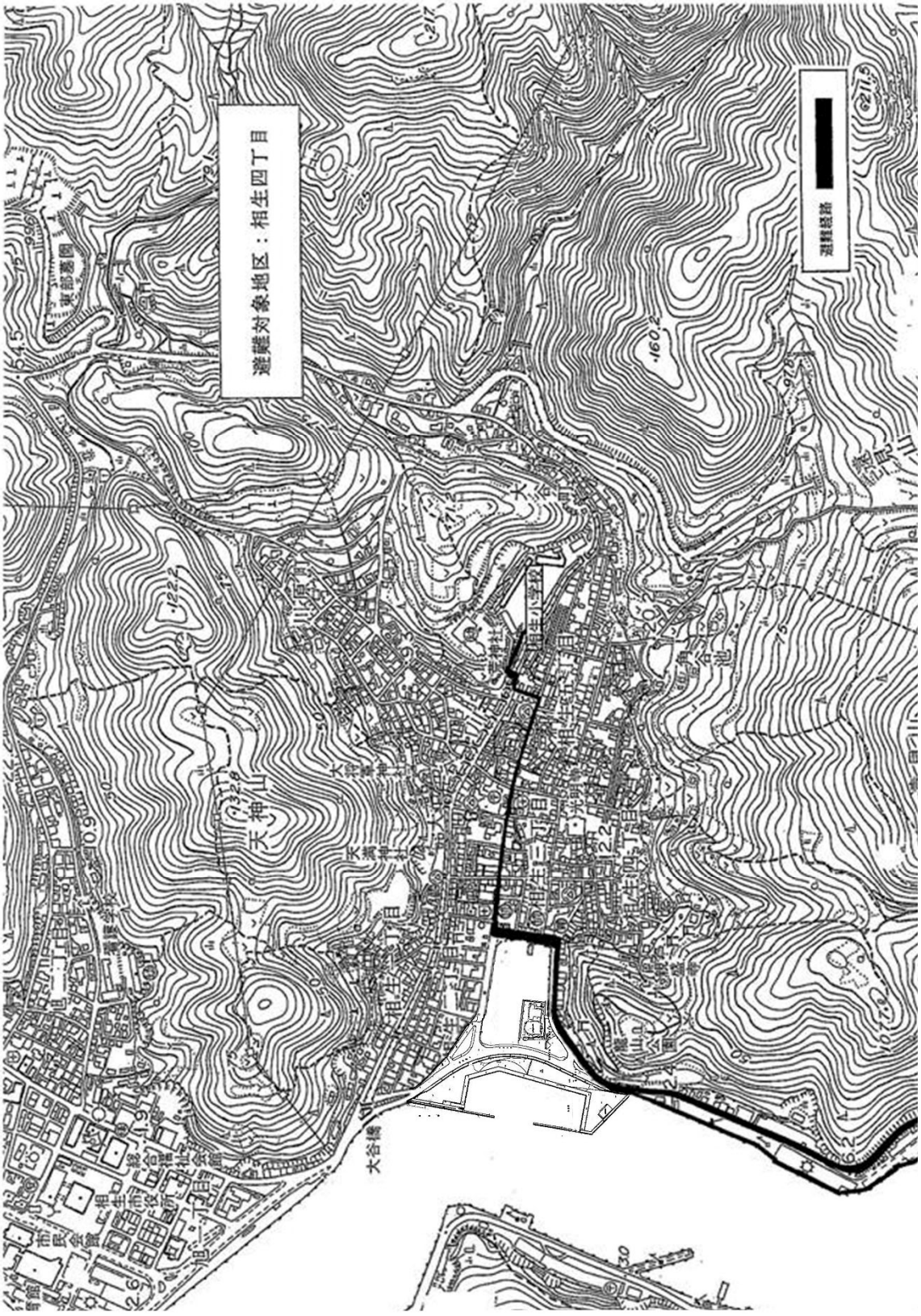

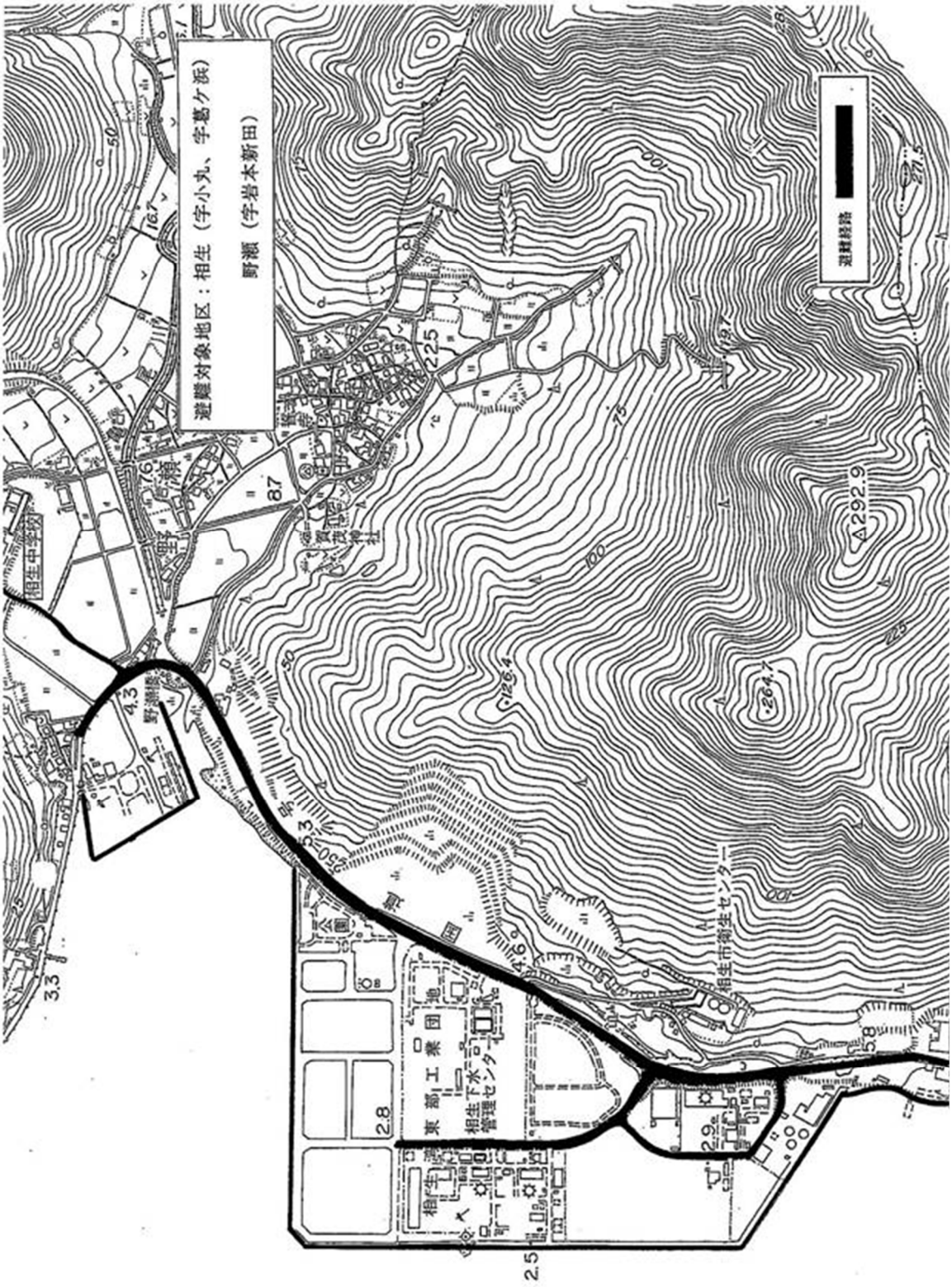
避難対象地区：相生（字小丸、字葛ケ浜）
野瀬（字岩本新田）
避難経路
相生中学校
野瀬
相生市役所
相生下水管理センター
東部工業団地
公園
△292.9
△264.7
△226.4

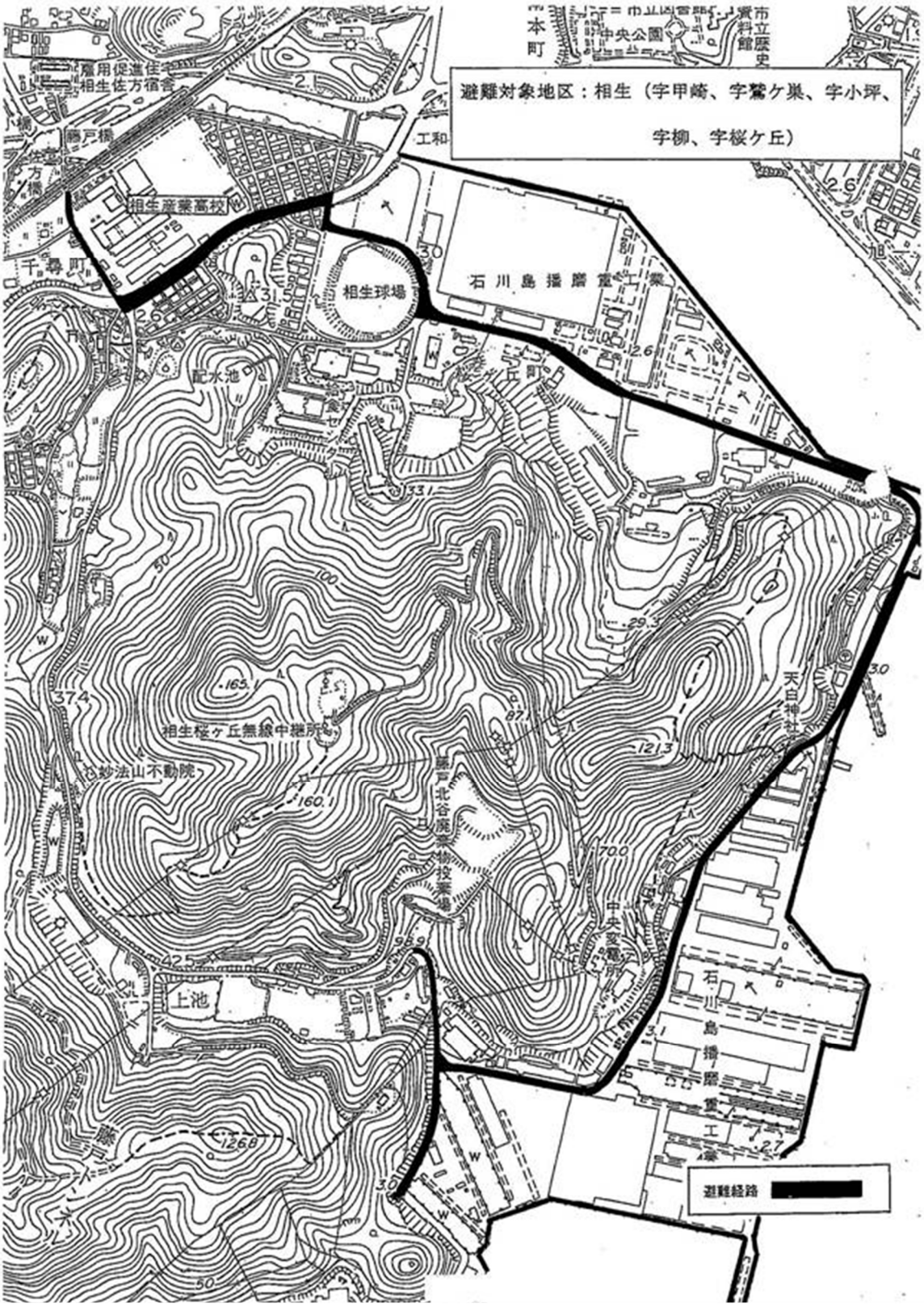
避難対象地区：相生（字甲崎、字鷲ケ巣、字小坪、字柳、字桜ケ丘）
本町
市立歴史資料館
中央公園
雇用促進住宅
相生佐方宿舎
鴨戸橋
工和
相生産業高校
千尋町
相生球場
石川島播磨重工業
配水池
相生桜ケ丘無線中継所
妙法山不動院
藤戸北谷廃棄物投棄場
天日神社
中央変電所
上池
石川島播磨重工業
避難経路

ウ　避難方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

エ　市民の対応

避難対象地域内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。

オ　避難所

（ア）　避難予定場所の名称及び所在地は、以下のとおりである。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部又は一部を開設するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設では避難者を収容できない場合又は不適当と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定するものとする。

a　公民館・集会所

b　寺院

c　その他の公共施設

d　その他民間の施設

（イ）　広域避難所（2 か所）

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所

	名　　称	所　在　地	電話番号	面積㎡	備　考
1	中央公園	那波南本町 1790 番地 12	080-2509-6363	54,000	
2	スポーツセンター	陸字池ノ上 266 番地１	23-3901	23,000	兼ヘリ離発着場

（ウ）　指定緊急避難場所及び指定避難所（38 か所）

災害による被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所

詳細については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」、第９節「避難計画（地震災害）」中に定めるところによる。

カ　避難誘導を実施すべき機関の対応

南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定めることとする。

キ　観光地等の利用者への対応

市は、観光地等の集客場所において、海抜（標高）表示、浸水予想図の掲示、避難場所及び避難経路等の誘導表示などに努め、地域の津波に対する危険性等を事前に周知する。

ク　日本語が不慣れな外国人への対応

市は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導すること。

ケ　港湾・漁業関係者等の避難対策

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

コ　船舶・漁船等の港外退避等

市は、姫路海上保安部、県、船舶代理店、漁業協同組合等の関係者と協力し、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて周知することとする。また、各船舶の船長は、津波予報が発表されたことを確認した場合、自船及び乗組員の安全確保を第一におきつつ、港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

（４）避難指示の発令

ア　避難指示の発令基準

（ア）　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し避難の指示をすることとする。

（イ）　市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

（ウ）　警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

（エ）　災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

（オ）　強い地震（震度４程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。

（カ）　地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は、避難対象地区の市民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

イ　避難指示の伝達方法

（ア）　避難指示の内容

a　市長は、避難を要する地域の市民等に対して、防災行政無線による放送等により伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行う。伝達に当たっては、下記の事項を明らかにして市民等に避難の指示の周知を行う。

【避難の指示の内容】
（ａ）避難対象地区
（ｂ）避難の理由
（ｃ）避難先及び必要に応じた避難経路

b　市長は、緊急警報放送､テレビ及びラジオ放送により、避難指示の周知を図るため、原則として県を通じて放送局に協力を要請することとする。

c　事態が急迫している場合及び知事への連絡が困難な場合においては、市長は直接報道機関に放送要請を行う。

d　市長は、必要に応じて姫路海上保安部、県警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難指示の周知に努めることとする。

（イ）　避難処置の周知

避難の指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

a　市長の措置

市長（災害対策本部長）→情報班→兵庫県知事

b　警察官の措置

警察官→警察署長→市長　　以下　a と同様

c　海上保安部の措置

海上保安官→姫路海上保安部→市長　　以下　a と同様

d　自衛官の措置

自衛官→市長　　以下　a と同様

ウ　避難指示の解除

（ア）　避難指示の解除は、気象庁による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めることとする。

（イ）　避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに兵庫県知事に報告する。

（ウ）　市民への周知の方法は、広報車、消防車、立看板、報道機関等の協力により、市民に充分周知できるようにする。

エ　警戒区域の設定

警戒区域の設定は、「避難対象地区の指定」によることとする。

（５）避難誘導

ア　避難経路の確保

市は、避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。

避難開始とともに、警察官、消防職員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

イ　地域市民の避難誘導

避難指示が発令されたとき、市は、警察官、消防職員、消防団員の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。

また、学校（園）、社会教育施設、社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

自主防災組織、施設管理者及び事業所の自衛消防組織等は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

ウ　避難先の決定

避難先は、下表を基準として、安全を確認して決定する。

避難の理由	避　難　先
・津波警報の発表により避難するとき ・がけ崩れ等の地変により避難するとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	指定緊急避難場所 指定避難所 津波一時避難場所

エ　避難の方法

避難の指示に関しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

（ア）　避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。

（イ）　最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の食糧、最小限の着替肌着、照明器具等を携行すること。

（ウ）　避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

（エ）　避難に際しては、自治会単位等で集団避難を行うものとする。

オ　避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

（ア）　高齢者、乳幼児、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者

（イ）　一般市民

（ウ）　防災義務者

カ　避難誘導の留意事項

（ア）　津波の避難誘導に当たる者は、地震発生後の余震や津波発生の状況、津波到達予測時間、更には避難路周辺の火災発生被害等の状況を把握した上で、避難誘導時における二次的な防止に努めることとする。

（イ）　避難行動に伴う混乱の発生を防ぐため、避難誘導に当たる者は、警察や防災関係機関と協議を行い、下記に示すことに留意し、避難者の安全確保に努めることとする。

ａ　避難誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難地を明確に指示すること。

ｂ　避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないこと。

ｃ　避難行動の際は市民の協力を得ること。

ｄ　市民を決して走らせないこと。

ｅ　市民の携行品は必要最小限にとどめること。

ｆ　避難等をしない者は説得すること。

キ　船舶・漁船等の港外退避等

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

（６）避難所等の維持・運営

ア　避難所の開設は市長がこれを決定する。ただし、応急の必要がある場合には最も迅速に対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が避難所を開設することができる。

イ　市は、市民の避難が必要な災害が発生したときは、直ちに福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、施設・設備の被害状況等を確認し、福祉避難所の開設を要請する。

ウ　市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備、資機材の配備及び食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。

エ　市は、避難後に実施する救護の内容を定めることとする。

オ　市は、避難した者が避難所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施することとする。特に、避難所への津波警報等の情報提供について配慮することとする。

カ　災害発生直後の避難所運営は、避難者数、要給食者数等最小限必要となる項目を中心に情報の把握を行い、これに基づいて行う。時間経過とともに避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市災

害対策本部と連携して行う。避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

キ　市災害対策本部は、一般電話、携帯電話等が、災害発生直後機能しない場合があることを念頭に置き、避難所との間の情報伝達手段・ルートを確認する。

ク　市は、避難所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。

（ア）　市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

a　収容施設への収容

b　飲料水、主要食糧及び毛布の供給

c　その他必要な措置

（イ）　市は（ア）に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。

a　流通在庫の引き渡し等の要請

b　県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

c　その他必要な事項

ケ　避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、赤穂健康福祉事務所等と連携し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

コ　市は、避難所において、要配慮者や子育て家庭に対して十分な配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮することとする。

サ　市は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

シ　市は、平時から地域の状況等も考慮の上、避難所ごとに断水時の生活用水の確保方策を検討し、準備しておくこととする。

ス　避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に努めることとする。

詳細については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第８節「避難計画（一般災害）」、第９節「避難計画（地震災害）」に定めるところによる。

（７）要配慮者の避難支援

市は、他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

（ア）　市は、防災担当部と福祉担当部の連携の下、平時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な要配慮者については名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。

また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。

（イ）　市は、要配慮者名簿を基に、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援

体制の整備に努めることとする。

（ウ）　市は、発災時には、要配慮者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者、支援団体等を通じて、要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。

（エ）　市長より避難の指示が行われたときは、(ア)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。

（オ）　避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な要配慮者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておくこととする。

（カ）　地震が発生した場合、市は(ア)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。また、社会福祉施設等が福祉避難所となっている場合にあっては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、福祉避難所担当市職員の派遣、必要な備品の貸与、備蓄食糧の提供など必要な支援を行う。

詳細については、第２編「災害予防計画」第５章「災害の予防と被害軽減対策」第１７節「要配慮者支援対策の充実」及び第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第２０節「要配慮者対策計画」に定めるところによる。

（８）地下空間の浸水対策

（ア）　市は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図る。

（イ）　市は、南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、管理者に対して、止水板の設置、化学土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言することとする。

第５節　消防機関等の活動

市は、消防機関が、市民の円滑な避難の確保等のために取る措置として、自主防災組織等の津波避難計画作成等に関する指導を重点として定めることとする。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班	（１）市の措置
		（２）水防管理団体等の措置
		（３）消防団員等の安全管理
		（４）消防団員の充実強化
関係機関	西はりま消防組合相生消防署	

２　取組み内容

（１）市の措置

消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

（ア）　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
（イ）　津波からの避難誘導
（ウ）　土のう等による応急浸水対策
（エ）　自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
（オ）　救助・救急等
（カ）　緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び活動拠点の確保

（２）水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとることとする。
（ア）　所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
（イ）　水門、陸閘等の操作又は操作の準備及び人員の配置
（ウ）　水防資機材の点検、整備及び配備

（３）消防団員等の安全管理

市は、津波災害対応時の消防団員、消防職員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。
（ア）　団員及び職員等も身に危険が迫れば退避する。
（イ）　津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内

容と退避のルールを定める。

（ウ）　訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。

（エ）　安全管理の基本的な考え方、具体的なルール等について、事前に市民に周知し、理解を得ておく。

（４）消防団員の充実強化

市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に取り組む。

その他詳細については、第２編「災害予防計画」第１章「住民との協働による防災力の向上」第７節「消防団の防災力の向上」及び第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第２節「消防活動計画」、第３節「水防計画」及び第４節「被災者救出計画」に定めるとおりとする。

第６節　ライフライン事業者関係

津波災害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	各ライフライン事業者	（１）水道
		（２）電気
		（３）ガス
		（４）通信
		（５）放送

２　取組み内容

（１）水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定める。また、応急復旧活動に当たっては、指定避難所等への給水の確保を優先的に行うこととする。

詳細については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第３２節「上水道に関する災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

（２）電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を可能な限り実施する。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明等の確保、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とるべき措置を講じる。

詳細については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第２９節「電力事業災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

（３）ガス

（ア）　ガス事業者の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

（イ）　兵庫県プロパンガス協会相生支部が行う措置

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布するなどの広報を行う。

詳細については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第３０節「ガス事業災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

（４）通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後に通信アクセスが集中する輻輳時の対策等を実施する。

詳細については、第３編「災害応急対策計画」第３章「円滑な災害応急活動の展開」第３１節「電気通信事業災害応急対策計画」に定めるとおりとする。

（５）放送

（ア）　放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

（イ）　放送事業者は、県、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関、居住者等、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

（ウ）　放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第７節　交通対策

都市生活の基盤をなす道路、交通網等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。そのため、津波災害に対する道路及び海上の対策を定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
関係機関	公安委員会及び道路管理者	（１）道路
	姫路海上保安部	（２）海上
	鉄道事業者	（３）鉄道
	一般旅客運送に関する事業者	（４）乗客等の避難誘導等

２　取組み内容

（１）道路

公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じる。

なお、公安委員会は、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

（２）海上

（ア）　姫路海上保安部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。

（イ）　姫路海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又禁止することとする。

（ウ）　姫路海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを勧告し、又は命じることとする。

（エ）　港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。

（オ）　姫路海上保安部は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。

（カ）　船舶への津波情報を迅速・的確に伝達するため、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会など、関係団体との連携を図る。

（３）鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講じることとする。

（４）乗客等の避難誘導等

一般旅客運送に関する事業者は、船舶等の乗客や港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第８節　市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

避難対象地区において、市が自ら管理する庁舎等の重要公共施設における津波避難に関わる対策について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市 担 当	各班	（１）不特定多数かつ多数の者が出入りする施設
		（２）工事中の建築物等に対する措置

２　取組み内容

（１）不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が自ら管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検、巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物 等

ア　各施設に共通する事項

（ア）　津波警報等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

a　来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

b　避難地、避難経路、避難対象地域、交通規制状況及びその他必要な情報をあわせて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

（イ）　応急対策を実施する組織の確立

（ウ）　入場者等の安全確保のための退避等の措置

（エ）　施設の防災点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置

（オ）　出火防止措置

（カ）　水、食料等の備蓄

（キ）　消防用設備の点検及び整備

（ク）　非常用発電装置の整備及びテレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

（ケ）　防災訓練、教育及び広報

イ　個別事項

（ア）　庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水・食料等の備蓄、テレビ・ラジオ・コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

（イ）　病院・診療所等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じることとする。

（ウ）　学校等

次の措置を講じることとする。

a　当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置（幼児・児童・生徒の保護者への引渡方法）

b　当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

c　地域市民の避難場所となる施設については市民等の受入等

（２）工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。この場合において、原則として工事の中断の措置を講じることとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第１節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限に軽減するための各種防災施設等の整備について定める

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班	（１）施設整備の方針
	建設農林総務班	（２）災害防止施設等の整備
		（３）地盤災害の予防施設等の整備

２　取組み内容

（１）施設整備の方針

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を推進する。

（ア）　市は地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする。

（イ）　年次計画の作成に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮することとする。

（ウ）　施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

（２）災害防止施設等の整備

ア　河川、海岸及び港湾施設の整備方針

（ア）　耐震性を有する設計及び計画的な施設整備の実施

（イ）　津波に対処する水門・樋門及び内水排除施設の的確な操作体制の確保

（ウ）　危険度が高いと予測される河川等の周辺地域への周知徹底

（エ）　海岸保全施設整備事業の計画的な改修

イ　内水排除施設の整備方針

内水の排水は、山地排水、街路排水、家庭排水、農業用水の調整、海岸高潮等の広範囲の問題として位置づけ、治山、治水、都市河川改修、公共下水道、高潮対策等の事業と一体的に行って解決を図る。

ウ　ため池の整備方針

地震による決壊によって災害を招くおそれがあるため池の耐震診断を行い、耐震性不備とされたため池については、ため池耐震化対策工事を計画的に実施する。

また、定期的にため池点検を行い、漏水や施設の機能不全など、構造上問題があると判断されたため池については、施設改修などを計画的に実施する。

（３）地盤災害の予防施設等の整備

ア　急傾斜地崩壊防止事業の整備計画

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条の規定による区域の指定を全危険箇所行うよう県に対して要請を行うとともに、指定箇所の崩壊防止施設の早期完成を促進する。

イ　山地災害危険地区の整備計画

山地災害危険地区において県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請する。

ウ　土石流危険渓流の整備計画

土石流危険渓流に対する県の砂防事業に協力し、保全対象の安全確保を図るとともに、地域市民と協力して土石流に対する警戒避難体制を整備する。

エ　地盤の液状化の予防対策

（ア）　土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）

・地盤改良による工法

・構造物で対処する工法

（イ）　建築物

・建築物に施す対策工法

・地盤内に施す対策工法

（ウ）　地下埋設物（上下水道、電気、電話の管路）

・地下埋設管理路の対策工法

・地盤の改良工法

第２節　建築物等の耐震化の推進

庁舎、病院、学校等の公共建築物及び交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班	（１）市の公共施設の耐震性確保
	建設農林総務班	（２）一般建築物耐震化の促進

２　取組み内容

（１）市の公共施設の耐震性確保

災害時に避難場所となる公共建築物等については、耐震診断の実施、耐震化の促進を図る。

（２）一般建築物耐震化の促進

ア　一般建築物の耐震化の促進

一般建築物については、昭和５６年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進するため、市民に対して簡易耐震診断の実施に向けた啓発を行う。

イ　耐震改修支援（県事業：ひょうご住まいの耐震化促進事業）

県は、民間住宅の耐震改修を促進するため、耐震診断、改修計画の策定及び耐震改修に要する費用の一部を補助する。

第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第１節　地域防災力の向上

市は、日頃から市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及するよう努める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班	（１）　家庭での防災対策
		（２）　自主防災組織の充実・強化
		（３）　企業の防災活動及び地域防災活動への参加促進

２　取組み内容

（１）家庭での防災対策

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」、「室内安全」、「備蓄」及び「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

ア　事前の備え

（ア）　住まいの安全チェック

a　専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。

b　家具の転倒防止対策を実施する。

（イ）　家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出、火の始末などの役割分担を決め、避難所及び避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）及び最終的な集合場所を決めておく。

（ウ）　防災知識・技術の習得

人と未来防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加して防災関連知識・技術を習得する。

（エ）　備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料、水等は、家族構成を考えて最低でも３日間、可能な限り１週間分程度を備蓄する。

また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類、医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

イ　災害時の行動に関する心構え

（ア）　揺れへの心構え

a　地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

b　あわてて外に飛び出さない。

c　揺れが収まった後、火元の始末を確認する。

d　避難する場合には、家に避難先、安否情報のメモを残す。

e　ブロック塀には近づかない。

f　靴を履いて外に出る。

g　自動車では避難しない。

（イ）　津波への心得

a　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

b　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

c　浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高い所に避難する。

d　津波注意報が発表されたら、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

e　正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて入手する。

f　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気を緩めない（最低６時間は避難所に滞在する）。

g　津波見物は絶対にしない。

h　海岸や河川からできるだけ遠くの高い所に避難する。

i　避難指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。

j　逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の３階以上に避難する。

その詳細は、第２編「災害予防計画」第１章「市民との協働による防災力の向上」第１節「市民の防災力の向上」及び第２節「家庭における防災力の向上」に定めるところによる。

（２）自主防災組織の充実・強化

地震・津波災害による被害を最小限にとどめるには、国、県、市及び防災関係機関のみならず、地域市民の自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

このため、市は、日頃から地域市民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導助言等を行う。

自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って活動するものとする。

その詳細は、第２編「災害予防計画」第１章「市民との協働による防災力の向上」第３節「自主防災組織の防災力の向上」に定めるところによる。

（３）企業の防災活動及び地域防災活動への参加促進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

特に、危険物施設の所有者等は、十勝沖地震（平成１５年９月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進を図る。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）及び被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。

その詳細は、第２編「災害予防計画」第１章「市民との協働による防災力の向上」第４節「事業所の防災力の向上」に定めるところによる。

第２節　防災訓練計画

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班	（１）市・防災関係機関における防災訓練の実施
	学校教育班 市立学校班 市立幼稚園班	（２）学校における津波防災訓練の実施

２　取組み内容

（１）市・防災関係機関における防災訓練の実施

（ア）　市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を定期的に実施する。

（イ）　上記（ア）の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。

（ウ）　市は、県、防災関係機関、自主防災組織、防災士等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ａ　要員参集訓練及び本部運営訓練

ｂ　要配慮者本人の参加した避難訓練、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ｃ　津波警報等の情報収集及び伝達訓練

ｄ　災害の発生の状況、避難指示及び自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

（エ）　市は、津波到達時間の予測を考慮しつつ、自主防災組織等の訓練内容を綿密かつ実践的なものとするよう努める。

（２）学校における津波防災訓練の実施

市や市教育委員会指導の下に定期的に訓練を行う。

〔訓練の目的〕

（ア）　震災や津波災害に対して、沈着、冷静及び迅速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作及び方法を身につけさせる。

（イ）　避難対象地域に所在する学校は、津波警報発表を想定して、鉄筋コンクリートの建物の３階以上への避難訓練等を進めることとする。

（ウ）　地域及び保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。
また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。

（エ）　避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップのある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をすることとする。

（オ）　避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制を作る。

（カ）　集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

（キ）　在宅時における休校措置等の連絡を確実なものとし、登校時における事故発生を防止できるよう適切な連絡体制をつくる。

（ク）　自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災に関する学習及び訓練の実施に努めることとする。

第３節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震対策上必要な教育及び広報を推進するものとする。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班	（１）市民等に対する教育及び広報
	学校教育班 市立学校班 市立幼稚園班	（２）児童・生徒等に対する教育
	防災班	（３）防災上重要な施設の管理者に対する教育
		（４）市職員に対する教育
		（５）相談窓口の設置

２　取組み内容

（１）市民等に対する教育及び広報

（ア）　市は、市民等の南海トラフ地震に対する防災意識の向上を図るとともに、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

（イ）　市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

（ウ）　市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、次の事項を含むことを基本とする。

ａ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ｂ　地震及び津波に関する一般的な知識

ｃ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

ｄ　正確な情報入手の方法

ｅ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ｆ　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ｇ　各地域における避難場所及び避難路に関する地域

ｈ　情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底

ｉ　平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

ｊ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（エ）　市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しな

がら、実践的な教育を行う。

（オ）　市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

（カ）　市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレット・チラシの配布及び避難誘導看板を設置するなど、避難対象地区、避難場所、避難路等についての広報を行うよう留意する。

（キ）　市は、県による津波シミュレーション等を基に、避難場所等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域市民等への周知に努めることとする。

（２）児童・生徒等に対する教育

市及び教育委員会は、小学校、中学校、高等学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

（ア）　過去の地震及び津波災害の実態

（イ）　津波の発生条件及び高潮、高波との違い

（ウ）　地震・津波が発生した場合の対処の仕方

（エ）　ハザードマップの作成を保護者、地域市民と共に取組み、自分の家、学校及び地域の様子を知ること

（３）防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

（４）市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、研修等を活用し、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は次の事項を含むものとする。

（ア）　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（イ）　地震及び津波に関する一般的な知識

（ウ）　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（エ）　職員等が果たすべき役割

（オ）　地震防災対策として、現在、講じられている対策に関する知識

（カ）　今後、地震対策として取組む必要のある課題

（キ）　家庭内での地震防災対策の内容

（５）相談窓口の設置

本市における地震対策等の実施上の相談窓口としては、企画総務部危機管理課とする。

第７章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第１節　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

１　実施主体

	担　当　班	項　目
市担当	防災班	（１）内容
		（２）対応方針
	建設農林総務班	（３）応急危険度判定の迅速化等

２　取組み内容

（１）内容

ア　気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

（ア）　南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

（イ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

（ウ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

イ　時間差発生等における円滑な避難の確保等

（ア）　南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施することとする。

（イ）　南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割、その実施体制等について確認を行うこととする。

（ウ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

ａ　防災組織の設置

市における防災組織については、本防災計画第３編「災害応急対策計画」第２章「迅速な災害応急活動体制の確立」第１節「組織及び職員の動員等」で定めるところによる。

ｂ　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

ｃ　消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。

ｄ　水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者及び放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

ｅ　市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報、南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

（エ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

a　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

b　市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

（２）対応方針

（ア）　市は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知するなど、市民意識の啓発に努めることとする。

（イ）　先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとする。

（ウ）　数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。

（３）応急危険度判定の迅速化等

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定等を早急に実施するとともに、危険な建築物、宅地等への立入禁止を強く呼びかける。

索引

あ
遺体……126, 199, 263, 368, 369, 370, 371, 372, 419, 422, 439
医薬品……67, 147, 148, 172, 188, 207, 258, 294, 297, 298, 518, 566
応急危険度判定制度……62, 173
か
外国人……116, 121, 186, 206, 386, 488, 532, 549
家屋被害認定士制度……478
仮設住宅……9, 199, 263, 329, 341, 342, 343, 344, 345, 360, 361, 381, 385, 499
仮設トイレ……323, 327, 330, 395, 396, 427, 553
仮設風呂……327, 330, 340
感染症……4, 81, 127, 152, 157, 158, 159, 160, 171, 199, 248, 290, 320, 327, 328, 330, 355, 360, 363, 364, 366, 367, 403, 453, 468, 469, 471, 532
義援金……206, 359, 472, 476, 477
危険度判定……62, 173, 174, 175, 176, 573, 575
危険物……3, 5, 6, 58, 61, 62, 71, 73, 131, 142, 191, 192, 237, 248, 274, 321, 337, 338, 417, 419, 420, 422, 439, 445, 446, 448, 449, 495, 496, 510, 536, 551, 568
救護所……148, 274, 285, 290, 292, 294, 295, 296, 298, 330, 354, 404, 441, 488, 532
給水……69, 110, 111, 172, 199, 253, 279, 353, 354, 355, 364, 366, 414, 415, 446, 449, 507, 509, 514, 557
供給体制……167, 168, 170
教職員……75, 76, 209, 326, 425, 426, 427, 429
橋梁……52, 58, 106, 107, 301, 304, 536, 564
緊急通行車両……302, 304, 305, 306
緊急輸送道路……91, 107, 149, 199, 298, 376, 435
警戒レベル……66, 153, 154, 155, 214, 215, 216, 217, 221, 222, 223, 224, 225, 227, 314, 315, 316, 317, 318
携行品……154, 315, 317, 335, 379, 552
激甚災害……467, 468, 469, 480
広域防災拠点……85, 86, 87, 149, 376, 521, 522
交通規制……9, 125, 181, 199, 237, 239, 266, 300, 301, 302, 303, 304, 307, 371, 420, 422, 440, 451, 457, 499, 536, 537, 559, 561
港湾……6, 31, 96, 108, 137, 274, 278, 443, 465, 486, 496, 510, 521, 549, 559, 560, 563
こころのケア……7, 148, 199, 292, 360, 384, 385, 488, 497
個別避難計画……153, 157, 184, 320, 335, 336, 383
コミュニティ防災拠点……86, 87, 149
孤立……62, 153, 157, 179, 180, 181, 284, 286, 321, 521, 522

さ
災害医療コーディネーター……291, 292
災害救助法……199, 203, 206, 236, 254, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 286, 294, 295, 298, 309, 326, 342, 344, 345, 346, 345, 344, 347, 348, 353, 355, 356, 363, 372, 377, 398, 428, 446, 450, 472, 474, 475, 476, 481, 515, 535
災害警戒本部……200, 201, 202, 258, 318, 319, 442
災害対策本部……84, 86, 97, 110, 174, 176, 200, 201, 202, 203, 204, 206, 210, 211, 212, 213, 236, 239, 240, 242, 247, 258, 273, 284, 290, 291, 296, 297, 299, 318, 323, 334, 362, 363, 389, 390, 399, 401, 405, 408, 410, 419, 422, 423, 424, 426, 428, 439, 440, 442, 450, 453, 457, 459, 462, 463, 476, 485, 486, 506, 535, 537, 538, 539, 541, 544, 548, 550, 551, 553
災害廃棄物処理計画……466
災害派遣部隊……248
災害放送……254, 387, 388, 515
自衛隊……7, 58, 101, 113, 121, 125, 181, 190, 206, 237, 239, 246, 247, 248, 249, 256, 275, 285, 287, 298, 314, 330, 334, 340, 442, 449, 463, 497, 513, 517, 518, 536, 537
事業継続計画……71, 74, 119, 184, 187, 568
自主防災組織……2, 4, 62, 65, 68, 69, 70, 71, 82, 83, 86, 97, 100, 121, 123, 129, 133, 137, 138, 144, 158, 159, 168, 180, 182, 183, 184, 185, 213, 274, 283, 287, 317, 320, 326, 327, 335, 336, 354, 382, 383, 384, 403, 426, 438, 520, 532, 542, 544, 550, 551, 552, 553, 554,555, 566, 567, 569, 571
社会教育施設……236, 320, 337, 427, 466, 469, 488, 509, 535, 551, 561
社会福祉施設……99, 160, 162, 184, 186, 187, 188, 207, 236, 312, 320, 331, 333, 337, 339, 377, 382, 383, 384, 385, 466, 509, 535, 551, 554, 561
重要施設……91, 111, 112
巡回健康相談……330, 331, 360, 384
消防団……4, 62, 68, 82, 83, 96, 97, 121, 128, 130, 132, 133, 180, 185, 206, 237, 244, 270, 271, 272, 274, 275, 276, 278, 279, 282, 283, 320, 334, 335, 336, 437, 507, 529, 532, 536, 551, 555, 556
消防庁……202, 203, 235, 237, 239, 241, 242, 273, 277, 418, 422, 424, 437, 440, 450, 451, 455, 538, 540, 541
全壊……42, 52, 262, 342, 343, 347, 356, 357, 365, 374, 375, 378, 427, 428, 473, 474, 478, 479, 482, 531
相互応援協定……124, 181, 192, 252, 256, 273, 280, 294, 297, 419, 422, 424, 437, 438, 513, 517
た
大規模工場……94
炊き出し……69, 158, 207, 254, 263, 264, 327, 347, 348, 350, 351, 352, 404, 515
ため池……93, 95, 96, 108, 276, 277, 431, 434, 435, 564

地域防災拠点 ……86, 87, 149, 190, 522
地区防災計画 ……69, 70, 153
堤防 ……52, 53, 90, 93, 95, 108, 216, 248, 276, 279, 317, 319, 435, 494, 503, 504, 521, 522
トリアージ ……292, 296, 384
な
南海トラフ ……41, 43, 84, 136, 118, 493, 494, 503, 506, 507, 511, 520, 521, 522, 542, 544, 548, 554, 561, 563, 568, 569, 571, 572, 573, 574, 575
二次災害 ……6, 110, 173, 174, 175, 176, 192, 267, 303, 321, 329, 343, 397, 406, 417, 434, 441, 457, 459, 496, 507, 510, 557, 568
ネットワーク ……78, 79, 81, 89, 113, 126, 147, 149, 182, 237, 238, 241, 242, 243, 403, 536, 537, 540, 541
は
配備体制 ……199, 202, 206, 210, 211, 212, 417
ハザードマップ ……4, 90, 94, 95, 99, 101, 108, 139, 153, 156, 160, 184, 217, 227, 279, 317, 316, 572
半壊 ……42, 52, 262, 344, 345, 346, 344, 347, 356, 357, 365, 374, 375, 378, 428, 473, 474, 478, 479, 482, 531
被災者生活再建支援制度 ……472, 473, 474
被災者相談窓口 ……420, 422
被災者台帳 ……4, 206, 244, 245, 475
備蓄 ……6, 8, 9, 10, 62, 66, 67, 69, 73, 74, 85, 86, 90, 112, 126, 131, 144, 145, 148, 153, 158, 161, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 173, 174, 175, 176, 180, 187, 298, 329, 348, 349, 351, 358, 359, 362, 379, 380, 395, 409, 496, 498, 499, 500, 509, 511, 512, 553, 554, 562, 566, 571
避難確保計画 ……93, 94, 99, 160, 161, 162, 188
避難訓練 ……4, 69, 73, 77, 130, 161, 184, 187, 188, 194, 329, 569, 570
避難行動要支援者名簿 ……69, 183, 184, 383, 553, 554
避難者名簿 ……327, 326
避難所一覧 ……324
避難誘導員 ……552
樋門 ……96, 274, 276, 563
兵庫県住宅再建共済制度 ……478, 482
フェニックス防災システム ……97, 100, 113, 115, 120, 226, 237, 238, 241, 243, 536, 537, 540
ペット ……329, 453
ヘリコプター ……131, 150, 181, 189, 190, 237, 247, 249, 250, 258, 259, 273, 289, 291, 308, 437, 438, 518, 519, 521, 522, 536
防災基盤整備事業計画 ……84
防災訓練 ……8, 9, 65, 69, 71, 73, 76, 77, 87, 114, 121, 122, 124, 125, 139, 143, 148, 156, 185, 187, 191, 194, 409, 498, 499, 562, 566, 568, 569

放射性同位元素取扱事業所 ……31, 60, 451
防潮 ……93, 95, 96, 503, 521, 522
報道機関 ……140, 203, 206, 225, 334, 376, 383, 388, 390, 397, 415, 449, 452, 485, 524, 530, 550, 551
ボランティア ……2, 12, 62, 65, 77, 78, 79, 80, 81, 121, 126, 127, 158, 183, 186, 199, 253, 294, 298, 299, 327, 359, 377, 379, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 442, 502, 514, 532
ま
マイ避難カード ……69, 152, 160, 320, 337
マスク ……4, 127, 145, 158, 171, 292, 358, 359, 453
や
床上浸水 ……52, 53, 262, 344, 347, 356, 357, 366, 374, 378, 428, 473, 482, 531, 532
輸送調整等支援システム ……168
ら
り災証明 ……245, 373, 377, 378, 379, 380, 472, 473, 475, 479, 481
流出油災害対策協議会 ……442